せんとて其聰を啓き 四六 曰けるは已に斯錄されたり此如キリストは苦難をうけ第三日に死より甦るべし 四七 又その名に託て悔改と赦罪はエルサレムより始まり萬國の民に宣傳られん 四八 爾曹は此等の事の證人なり 四九 我わが父の誓のものを爾曹に遣らん爾曹上より權を授らるゝ迄はエルサレムに留れ 五十 イエス彼等を導きベタニヤに至り手を擧て彼等を祝す 五一 祝する時かれらを離れ天に擧られたり 五二 彼等これを拜して甚く喜びエルサレムに歸り 五三 恒に殿に入て神を頌美また祝謝せりアメン

新約全書路加傳福音書終

新約全書約翰傳福音書

第一章

一 太初に道あり道は神と偕にあり道は即ち神なり 二 この道は太初に神と偕に在き 三 萬物これに由て造らる造れたる者に一として之に由らで造れしは無 四 之に生あり此生は人の光なり 五 光は暗に照り暗は之を曉らざりき○ 六 偖こゝに神の遣し給へるヨハネと云る者あり 七 その來りしは證の爲なり即ち光に就て證を作すべての人をして己に因て信ぜしめんが爲なり 八 彼は光に非ず光に就て證を作ん爲に來れり 九 夫すべての人を照す眞の光は世に來れり 十 かれ世にあり世は彼に遣れたるに世これを識ず 十一 かれ己の國に來しに其民これを接ざりき 十二 彼を接その名を信ぜし者には權を賜ひて此を神の子と爲り 十三 斯る人は血脈に由に非ず情慾に由に非ず人の意に由に非ず唯神に由て生れし也 十四 それ道肉體と成て我儕の間に寄れり我儕その榮を見に實に父の生たまへる獨子の榮にして恩寵と眞理にて充り○ 十五 ヨハネ之が證を作て呼いひけるは我さきに我に後れ來らん者は我より優れる者なり蓋我より先に在し者なれば也と言しは此人なり 十六 我儕みな彼に充滿たる其中より受て恩寵に恩寵を加らる 十七 律法はモーセに由て傳り恩寵と眞理はイエスキリストに由て來れり 十八 未だ神を見し人あらず惟うみ給へる獨子すなはち父の懷に在者のみ之を彰せり○ 十九 ユダヤ人祭司とレビの人をエルサレムよりヨハネの所に遣し爾は誰ぞと問しめけるとき證せること左の如し 二十 かれ辭す所なく言顯して我はキリストに非ずと明かに曰り 二一 また問けるは然ば爾は誰ぞエリヤなるか否と答ふ又なんぢは彼の預言者なる乎と問しに然らずと答たり 二二 是に於て彼等また問けるは爾は誰なるか我儕を遣しゝ者に我儕が答を爲得るやう我儕に告よ爾みづから如何に稱や 二三 ヨハネ曰けるは我は即ち主の道を直せよと野に呼る人の聲なり預言者イザヤの言るが如し 二四 その遣されたる人々はパリサイの人なりき 二五 彼等又ヨハネに問て曰けるは然ば爾はキリストに非ずエリヤに非ず彼の預言者にも非ずして何ぞバプテスマを施すや 二六 ヨハネ答曰けるは我は水を以てバプテスマを授く然ど爾曹の知ざる所のもの一人爾曹の中に立り 二七 我に後れ來りて我に優れる者とは是なり我は其履の紐を解にも足ざる者なり

二八 此事はヨハ子のバプテスマを施しゝヨルダンの外なるベタニヤにて有し也〇 二九 明日ヨハ子イエスの己に來るを見て曰けるは世の罪を任ふ神の羔を觀よ 三十 我に後れ來らん者は我より優れる者なり蓋我より以前に在し者なれば也と我言しは此人なり 三一 われ素より此人を識ず然ど我來て水にてバプテスマを施すは彼をイスラエルの民に顯さんが爲なり 三二 ヨハ子また證して曰けるはわれ靈の鴿の如く天より降りて其上に止れるを見たり 三三 我は彼を識ざれど我を遣し水にてバプテスマを施さしめし者われに曰けるは爾靈くだりて其上に止るを見ん彼は聖靈を以てバプテスマをなす者なり 三四 我これを見て其神の子たるを證せり 三五 明日またヨハ子二人の弟子と偕に立 三六 イエスの行を見て神の羔を觀よと曰 三七 如此いへるを弟子聞てイエスに從ひ往り 三八 イエス彼等の從へるを回顧て爾曹なにを求るやと彼等に問こたへてラビ何處に住るやと曰ラビを譯ば師と云の義なり 三九 イエス彼等に來り觀よと曰たまひければ遂に往て其住り給ふ處を見て是日ともに住り時は四時ごろなりき 四十 ヨハ子の曰し言を聞てイエスに從へる二人の者の其一人はシモンペテロの兄弟アンデレなり 四一 かれ先その兄弟シモンに遇て曰けるは我儕メッシヤに遇りメッシヤを譯ばキリストなり 四二 即ち彼をイエスに携往しにイエス視て之に曰けるは爾はヨナの子シモンなり爾はケパと稱らるべしケパを譯ばペテロなり〇 四三 明日イエスガリラヤに往んとしてピリポにあひ我に從へと曰り 四四 ピリポはアンデレとペテロの住るベテサイダと云る邑の人なり 四五 ピリポナタナエルに遇て曰けるは我儕律法の中にモーセが載たるところ預言者等の記しゝ所の者に遇り即ちヨセフの子ナザレのイエスなり 四六 ナタナエル曰けるはナザレより何の善者いでん乎ピリポ彼に曰けるは來て觀よ 四七 イエスナタナエルの己が所に來るを見かれを指て曰けるは視よ眞のイスラエルの人にして其心に詭譎なき者ぞ 四八 ナタナエルイエスに曰けるは如何にして我を知たまふ乎イエス之に答て曰けるはピリポが爾を召ざる先に無花果樹の下に爾の居るを見たり 四九 ナタナエル答て曰けるはラビ爾は神の子なり爾はイスラエルの王なり 五十 イエス答て曰けるは爾が無花果樹の下に居るを我見しと言るに因て爾信ずるか此よりも大なる事を見るべし 五一 又いひけるは我まことに實に爾曹に告ん天ひらけて神の使等人の子の上に陟降するを見ん

第二章

一 第三日にガリラヤのカナにて婚筵ありしがイエスの母も此に居り 二 イエスと其弟子も婚筵に請る 三 葡萄酒罄ければ母イエスに曰けるは彼等に葡萄酒なし 四 イエス彼に曰けるは婦よ爾と我と何の與あらんや我時は未だ至ず 五 其の母僕等に向て彼が爾曹に命ずる所の事を行よと曰おけり 六 ユダヤ人の潔の例に從ひて四五斗盛の石甕六かしこに備有しが 七 イエス僕等に水を甕に滿せよと曰ければ彼等口まで滿せたり 八 又これを今挹取て持ゆき筵を司る者に與せよと曰ければ彼等わたせり 九 筵を司る者酒に變し水を嘗て其何處より來しを知ず然ど水を挹し僕は知り 十 筵を司る者新郎を呼て彼に曰けるは凡そ人はまづ旨酒を進し酒酣あるに及て劣酒を進に爾は旨酒を今まで留おけり 十一 此事をイエスがガリラヤのカナにて行るは休徵の始にして其榮を顯せり弟子かれを信ず〇 十二 此後イエスその母兄弟および弟子等カペナウンに下り其處に居こと久からずして 十三 ユダヤ人の逾越節ちかづきければイエスエルサレムに上り 十四 殿にて牛羊鴿を賣者と兌銀する者の坐せるとを見 十五 繩をもて鞭をつくり彼等および羊牛を殿より逐出し兌銀する者の金を散し其案を倒し 十六 鴿を賣者に曰けるは此物を取て往わが父の室を貿易の家とする勿れ 十七 弟子等なんぢの室の爲に熱心われを蝕んと錄されたるを憶起せり 十八 此にユダヤ人こたへてイエスに曰けるは爾これらの事を爲からには我儕に何の休徵を示るや 十九 イエス答て爾曹この殿を毀て我三日にて之を建んと曰ければ 二十 ユダヤ人いひけるは此殿を建るには四十六年を經しに爾三日にて之を建るか 二一 イエスの如此いへるは其身の殿を指るなり 二二 死より甦り給へる後弟子たちイエスの此事を語しを憶起し聖書と彼の曰し言を信ぜり 二三 偕イエス逾越節にエルサレムに在しに多の人かれの行し休徵を見て其名を信ぜり 二四 イエス自己を彼等に托ず蓋すべての人を知 二五 また人の心の中を知が故に人について證を立る者を求ざれば也

第三章

一 ユダヤ人の宰にてパリサイのニコデモと云る人あり 二 かれ夜イエスに來て曰けるはラビ我儕な

三 四 五 六 七八九 十 十一 十二十三十四十五 十六 十七十八 十九 二十 二一二二 二三 二四 二五二六 二七 二八

んぢは神より來し師なりと知そは神もし人と偕ならずば爾が行るこの休徵は人これを行こと能ざれば也 三イ
エス答て曰けるは誠に實に爾に告ん人もし新に生ずば神の國を見こと能はじ 四ニコデモ彼に曰けるは
人はや老ぬれば如何で復生る事を得んや再び母の腹に入て生る可んや 五イエス答けるは誠に實に爾に
告ん人は水と靈とに由て生れば神の國に入こと能ざる也 六肉に由て生る者は肉なり靈に由て生る者は
靈なり 七我なんぢに新に生るべき事を言しを奇と爲なかれ 八風は己が任に吹なんぢ其聲を聞ども何處より來
り何處へ往を知ず凡て靈に由て生る者も此の如し 九ニコデモ答て如何で此事あらん乎と曰 十イエス答
て曰けるは爾はイスラエルの師なるに猶この事を知ざる乎 十一誠に實に爾に告ん我儕知し事をいひ見し事
を證するに爾曹は我儕の證を受ず 十二若われ地の事を言に爾曹信ぜずば況て天の事を言んには何で信ずる
ことを爲んや 十三天より降り天に在る人の子の外に天に升し者なし 十四モーセ野に蛇を擧し如く人の子も擧
らるべし 十五凡て之を信ずる者に亡ること無して永生を受しめんが爲なり 十六それ神は其生たまへる
獨子を賜ほどに世の人を愛し給へり此は凡て彼を信ずる者に亡ること無して永生を受しめんが爲なり
十七神の其子を世に遣し給へるは世を審判んとに非ず彼に由て世を救んが爲なり 十八彼を信ずる者は審判れ
ず信ぜざる者は既に審判れたり蓋神の生たまへる獨子の名を信ぜざるに因 十九罪の定まる所以は光世に臨し
に人その行の惡に因て光を愛せず反て暗を愛すれば也 二十凡て惡をなす者は光を惡み其行を責ら
れざらんが爲に光に就ず 二一眞理を行ふ者は其行の顯れんが爲に光に就る蓋神に遵て行へば也〇 二二
此後イエス弟子とユダヤの地に至り偕に彼處に留りてバプテスマを施す 二三ヨハネも亦サリムに近きアイン
ムに在てバプテスマを施す彼處は水おほきが故なり人々來りてバプテスマを受たり 二四此時ヨハネは未だ
獄に入られざりき 二五ヨハネの弟子とユダヤ人と潔事に就て爭辨ありけるが 二六彼等ヨハネに來りて曰け
るはラビ視よ爾と偕にヨルダンの外に在て爾が證せし者バプテスマを施すに皆かれに來れり 二七ヨハネ答
て曰けるは人は天より賜ふに非ざれば受ること能ざる也 二八我はキリストに非ず惟その先に遣されし者なり

二九 三十三一 三二 三三三四 三五 三六 一 二三 四五 六 七八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六十七 十八十九

と言し事を證する者は爾曹なり 二九新婦をもてる者は新郎なり新郎の友たちて其聲を聞ば之に緣て喜び多し
我いま此喜び滿ることを得たり 三十彼は必ず盛んになり我は必ず衰ふべし 三一天上より來る者は萬物の
上にあり地より出る者は地に屬その言ところも地の事あり天より來る者は萬物の上に在 三二彼は自ら其見し
ところ聞し所の事を證と爲に其證を受る者なし 三三その證を受し者は印をもて神の眞なる事を證す 三四神
の遣し者は神の言を語る蓋神これに靈を賜ひて限量なければ也 三五父は子を愛して萬物を其手に授たり
三六子を信ずる者は窮なき生命を有子に從はざる者は生命を見ことを得じ且神の怒その上に留らん

第四章

一主おのれの弟子を取ることヨハネよりも多しとパリサイの人の聞しを
知 二然ど其實はイエス自らバプテスマを施せるに非ず弟子これを行るなり 三其時ユダヤを去て復ガリラヤ
に往 四サマリアを經ずして行こと能ず 五遂にサマリアのスカルと云る邑に至れり此邑はヤコブその子ヨセフ
に予し地に近し 六此にヤコブの井ありイエス行途の疲倦にて其井の傍に坐せり時は晝の十二時ごろなりき
七一人のサマリアの婦水を汲んとて來りければイエスその婦に向て我に飮せよと曰 八蓋弟子たち食物
を買んために邑へ往て在ざりし故なり 九サマリアの婦いひけるは爾はユダヤ人にして何ぞサマリアの婦なる
我に飮ことを求むや此はユダヤ人とサマリアの人とは交際を爲ざれば也 十イエス答て曰けるは爾もし神の
賜と我に飮せよといふ者の誰なるを知ば爾われに求めん然ば活る水を爾に予ふべし 十一婦イエスに曰け
るは主よ汲器なく井も亦深し爾何處より汲て其活る水を有るか 十二この井は我儕の先祖ヤコブの予し所
なり彼も其子も亦畜までも皆これを飮たり爾は彼よりも勝れし者あらん乎 十三イエス答て曰けるは凡て
此水を飮者はまた渴ん 十四然ど我あたふる水を飮者は永遠かわく事なし且わが予る水は其中にて泉となり
湧出て永生に至るべし 十五婦いひけるは主よ我が渴ことなく亦この處に水を汲に來らぬ爲その水を我
に予へよ 十六イエス曰けるは爾ゆきて夫を呼來れ 十七婦こたへて曰けるは我に夫なしイエス曰けるは夫なし
と言るは理なり 十八蓋なんぢ既に五人の夫ありて今ある者は爾の夫に非ず爾の言しは眞なり 十九婦いひ

二十 けるは主よ我なんぢを預言者と知り 二十 我儕の列祖は此山にて拜しゝに爾曹は拜すべき所はエルサレムな
二一 りと曰 二一 イエス曰けるは婦よ我を信ぜよ唯に此山のみに非ず亦エルサレム而已にも非ずして爾曹父を拜
二二 すべき時きたらん 二二 爾曹の拜する者は知ず我儕の拜する者を我儕は知そは救はユダヤ人より出るが
二三 故なり 二三 眞の拜する者靈と眞を以て父を拜する時きたらん今その時になれり夫父は是の如く拜する者を要
二四 二五 め給ふ 二四 神は靈なれば拜する者もまた靈と眞を以て之を拜すべき也 二五 婦いひけるはキリストと稱るメツ
二六 二七 シヤの來らん事を知かれ來らん時凡の事を我儕に告ん 二六 イエス曰けるは爾と語る所の我は其なり 二七 時
二八 に弟子きたりて彼の婦と語れるを奇みけれど其何を求るや又なに故これと語れるか問る者も無りき 二八 婦そ
二九 の水瓶を遺して邑にゆき人々に曰けるは 二九 我すべて行し事を我に告し人を來りて觀よ此はキリストならず
三十 三一 三二 乎 三十 是に於て人々邑を出てイエスの所に來る 三一 その間に弟子かれに請てラビ食し給へと曰ければ 三二
三三 イエス彼等に曰けるは我に爾曹の知ざる食物あり 三三 弟子たがひに曰けるは食物を彼に饋し者は誰なる
三四 三五 乎 三四 イエス彼等に曰けるは我を遣しゝ者の旨に隨ひ其工を成畢る是わが糧なり 三五 なんぢら穫時にな
三六 るには猶四ヶ月ありと云ずや我なんぢらに告ん目を擧て觀よはや田は熟て穫時になれり 三六 穫者は其
三七 工錢を受て永生に至るべき實を積む斯て播者と穫者と同に喜ばん 三七 彼は播これは穫と云るは之に就
三八 て眞なり 三八 我なんぢらの勞せざりし所を穫せんとして爾曹を遣せり他の人々勞せしにより爾曹は其勞し
三九 たる果を受たり 三九 かの婦わが行し凡の事を彼われに告しと證せし言に因て其邑のサマリア人おほくイエス
四十 を信ぜり 四十 是に於てサマリアの人イエスの所に來りて偕に留り給はん事を求しかばイエス此に二日留れ
四一 四二 り 四一 彼の言に因て信ぜし者前よりも多かりき 四二 かれら婦に曰けるは今なんぢの言し事に因て信ずるに非
四三 四四 ず我儕みづから聞て此は誠に世の救主と知たれば也◯ 四三 二日すぎてイエス此を去ガリラヤに往り 四四 蓋
四五 かれ自ら預言者は本土にて尊ばるゝ事なしと言しに因 四五 ガリラヤに至りし時ガリラヤの人々彼を接たり
四六 蓋さきに節筵の時イエスのエルサレムにて行ひし凡の事を彼等もその節筵に往て之を見たれば也 四六 イエス

復ガリラヤのカナに至る此は曩に水を酒に爲し處なり時に王の大臣その子病に係てカペナウンに在ければ
四七 四七 イエスのユダヤよりガリラヤに來れる事をきゝ即ちイエスの所に往てカペナウンに下り其子を醫し給は
四八 四九 んことを請りそは瀕死なりければ也 四八 イエス彼に曰けるは爾曹休徵と異能を見ずば信ぜじ 四九 彼曰
五十 けるは主よ我子の死ざる先に下り給へ 五十 イエス曰けるは往なんぢの子は生るなり其人イエスの曰し言を信
五一 五二 じて去ぬ 五一 下る時その僕等かれに遇て告けるは爾の子は生るなり 五二 彼その愈はじめし時を彼等に問け
五三 れば答て昨日の晝の一時に熱さめたりと曰 五三 父はイエスの爾が子は生る也と言たまひし時と其時の同きこ
五四 とを知て己と其全家こと〲く皆信ぜり 五四 この第二の奇跡はイエスユダヤよりガリラヤに至て行る
なり

第五章

一 二 一 厥後ユダヤ人の節筵ありければイエスエルサレムに上れり 二 エルサレムの羊門の邊にヘブルの
三 方言にてベテスダといふ池あり此池に五の廊あり 三 その中に病者、瞽者、跛者また衰たる者など多く臥
四 ゐて水の動を待り 四 そは天の使時々池に下て水を動すとあり水の動るのち先ちて池に入し者は何の病に
五 六 よらず愈たり 五 三十八年病たる者一人かしこに在 六 イエス彼が臥たるを見て其病の久を知これに曰け
七 るは愈んことを欲ふや 七 病る者こたへけるは主よ水の動るとき我を扶て池に入る人なし我いらんとする時は
八 九 他の人くだりて我より先に入 八 イエス彼に曰けるは起よ床を取收て行め 九 その人立刻に愈すなはち床を取
十 收て行めり此日は安息日なりき 十 ユダヤ人いえし者に曰けるは今日ハ安息日なれば爾床を取收は宜か
十一 十二 らず 十一 彼等に答けるは我を愈しゝ者われに床を取收て行めと言り 十二 かれら問けるは爾に牀を取收て行め
十三 十四 と言し人は誰なるぞ乎 十三 愈し者その誰なるを知ざりき蓋かしこに多の人をりしおイエス避たれば也 十四 厥
後イエス殿にて其人に遇いひけるは視よ爾すでに愈たり復罪を犯こと勿れ恐くは前に勝る災禍なんぢに罹ん
十五 十六 十五 其人ゆきてユダヤ人に己を愈しゝ者はイエスなりと告 十六 是に於てユダヤ人イエスを窘迫て殺さんと
十七 謀る蓋かれが此事を行しは安息日なりければ也 十七 イエス彼等に答けるは我父は今に至るまで働き給ふ我も

また働くあり　十八　此に因てユダヤ人いよ／＼イエスを殺さんと謀る　そは安息日を犯すのみならず神を己が父といひ己を神と齊すればなり　十九　是故にイエス彼等に答て曰けるは誠に實に爾曹に告ん子は父の行ふ事を見て行ふの外は何事をも行ふこと能ず蓋すべて父の行ふ事を子も亦行へばなり　二十　父は子を愛し凡て己の行ふ所の事を彼に示す爾曹をして奇ましめん爲にかの事等より更に大なる事を彼に示さん　二一　そは父の死し者を甦らせて生しむるが如く子も己の意に從ひて人を生しむべし　二二　それ父は誰をも鞫ず審判は凡て子に委たり　二三　是すべての人をして父を敬ふ如く子をも敬はしめんが爲なり子を敬はざる者は之を遣しし父を敬はず　二四　誠に實に爾曹に告ん我言をきゝ我を遣しゝ者を信ずる者は永生を有かつ審判に至らず死より生に遷れり　二五　誠に實に爾曹に告ん死し者神の子の聲を聞き來らん今その時になれり之を聞者は生べし　二六　それ父は自ら生を有り其如く子にも賜て自ら生を有たせたり　二七　また人の子たるに因て之に審判するの權威を賜へり　二八　之を奇と爲こと勿そは墓に在者みな其聲を聞て出るとき來んとすれば也　二九　善事を行し者は生を得に甦り惡事を行し者は審判を得るに甦るべし　三十　われ何事をも自ら行ふを能ず聞ところに遵ひて審判す我審判は公平そは我わが意を行ふことを求ず我を遣しゝ父の意を行ふことを求ればなり　三一　もし我事を我みづから證せば我證は眞ならず　三二　別に我事を證する者あり我その我事を證する證の眞なるを知　三三　なんぢら嘗に人をヨハネに遣しゝに彼眞理の爲に證を作り　三四　然どわれ人の證を受ず此事を言は爾曹の救れんが爲なり　三五　ヨハネは燃て光れる燈なり爾曹このみて暫く其光を喜べり　三六　我はヨハネより大なる證あり蓋父の我に賜て成遂しむる事すなはち我行ふ所の事は是父の我を遣しゝことを證すればなり　三七　且われを遣しゝ父も我ことを證せり爾曹いまだ其聲を聞ず未だ其形を見ず　三八　その道は爾曹の心に存ざりき蓋なんぢら其遣しゝ者を信ぜざるに因て知るゝ也　三九　なんぢら聖書に永生ありと意て之を探索この聖書は我について證する者なり　四十　爾曹わが所に生を得んがため來るを欲ず　四一　われ人の榮を受ず　四二　われ爾曹を知なんぢらは其心に神を愛するの愛あらざる也　四三　我は吾父の名に託て來しに爾曹われを接ずもし他の人おのが名に靠て來ば爾曹これを接ん　四四　爾曹は互に人の榮を受て神より出る榮を求ざる者なるに何で能信ずることを得んや　四五　爾曹を父に訴る者と我を意ふ勿れ爾曹を訴るもの一人あり即ち爾曹が恃ところのモーセなり　四六　若モーセを信ぜば我を信ずべし蓋モーセ我事を書たればなり　四七　若モーセの書しゝ事を信ぜずば何で我言しことを信ぜんや

第六章

一　此後イエスガリラヤの湖すなはちテベリヤの湖の前岸へ濟しに　二　許多の人々これに隨ふ蓋彼が病し者に行し休徵を見しが故なり　三　イエス山に上り弟子と偕に其處に坐せり　四　時ユダヤ人の踰越の節に邇し　五　イエス目を擧て多の人の來れるを見てピリポに曰けるは何處よりパンを市て彼等に食しむ可か　六　自ら其爲んとする事を知ど彼を試んが爲に如此いへる也　七　ピリポ答けるは銀二百のパンも人ごとに少づつ予てなほ足ざるべし　八　弟子の一人即ちシモンペテロの兄弟アンデレイエスに曰けるは　九　此に一人の童子あり麰麥のパン五つと小き魚二を有り然どこの許多の人に如何すべきぞ　十　イエス曰けるは人々を坐せよ其處に多の草あり約そ五千人ほど坐ぬ　十一　イエスパンをとり祝謝て弟子に予へ弟子これを坐し人に予ふ又此の如にして小き魚をも人々の欲に隨ひて彼等に與たり　十二　みな飽たる後イエス弟子に曰けるは少も廢はざるやうに其餘の屑を拾集めよ　十三　彼等が食せし彼五の麰麥のパンの餘遺の屑を拾集ければ十二の筐に盈り　十四　人々イエスの行し奇跡を見て此は誠に世に臨るべき預言者なりと曰　十五　是に於てイエス彼等が來り己を執て王に爲んとするを知たゞ獨にて之を避ふたゝび山に入たり　十六　日の暮るころ弟子海に下て　十七　舟に登カペナウンに向て海を濟る既に暮けれどもイエス彼等に就ず　十八　狂風ふくに因て漸に海あれいだせり　十九　一里十町ばかり漕出せる時イエスの海を行み舟に近くを見て弟子たち懼たり　二十　イエス曰けるは我なり懼るゝ勿れ　二一　是に於て弟子喜びて彼をうけ舟に登ければ直に其往んとする所の地に著ぬ◯二二　明日かなたの海岸に立し人々昨日弟子の登し舟の外には舟なく且イエスは弟子と偕に舟に登ず弟子のみ往るを知　二三　此時テベリアより外の舟きたり主の祈りて人々にパンを食しゝ所の近に著り　二四　人々イエスの此に在

す弟子も亦在ざるを見て彼等も舟に登イエスを尋ん爲にカペナウンに至れり 二五 湖の前岸にて彼に遇日けるはラビ何時こゝに來り給ひし乎 二六 イエス答て曰けるは誠に實に爾曹に告ん爾曹の我を尋るは休徵を見し故に非たゞパンを食して飽たるが故なり 二七 なんぢら壞る糧の爲に勞かずして永生に至る糧すなはち人の子の予る糧の爲に勞くべし蓋父の神かれに印して證すれば也 二八 是に因て人々イエスに曰けるは我儕如何なる事を行ば神の工に爲べき乎 二九 イエス答て彼等に曰けるは神の遣しゝ者を信ずるは即ち其工なり 三十 彼等いひけるは我儕をして爾を信ぜしむる爲に何の休徵を爲して我儕に示すや何の工を行ふや 三一 我儕の先祖野にてマナを食へり錄して天よりパンを彼等に賜へて食しむと有が如し 三二 イエス曰けるは誠に實に爾曹に告ん天よりパンを爾曹に賜し者はモーセに非ず今わが父は天より眞のパンをもて爾曹に賜ふ 三三 神のパンは天より降りて生命を世に賜ふもの也 三四 彼等いひけるは主よ恒に其パンを我儕に予よ 三五 イエス曰けるは我は生命のパンなり我に就る者は餓ず我を信ずる者は恒に渴ことなし 三六 然ど我なんぢらが我を見ても信ぜざる事を爾曹に告たりき 三七 凡て父の我に賜し者は我に就らん我に就る者は我かならず之を棄ず 三八 わが天より降しは己の意の任を行はん爲に非ず我を遣しゝ者の意のまゝを行はん爲なり 三九 凡て父の我に賜し者をわれ一をも失はず末日に之を甦らすは即ち我を遣しゝ父の意なり 四十 凡そ子を見て之を信ずる者は永生を得われ復これを末の日に甦らすべし是われを遣しゝ者の意なればなり 四一 是に於てユダヤ人等イエスの我は天より降しパンなりと言しことにつき 四二 議いひけるは彼が父母は我儕の識ところならずや即ち彼はヨセフの子イエスに非ずや然るに何ぞ我は天より降しと言や 四三 イエス答て曰けるは爾曹たがひに議こと勿れ 四四 我を遣しゝ父もし引ざれば人よく我に就るなし我に就し人は末日に我これを甦らすべし 四五 預言者の書に人みな敎を神に受んと錄されたり是故に凡て父より聽て學し者は我に就る 四六 然ど父を見し者はなし惟神より來る者のみ之を見たり 四七 誠に實に我なんぢらに告ん我を信ずる者は永生あり 四八 我は生命のパンなり 四九 爾曹の先祖は野にてマナを食しかど死り 五十 凡て食者をして死ざらしむる者は天より降れるパンなり 五一 我は天より降し生るパンなり若人此パンを食はゞ窮なく生べし我あたふるパンは我肉なり世の生命の爲に我これを賜へん 五二 爰にユダヤ人たがひに爭ひ曰けるは此人いかで其肉を我儕に賜て食はしむる事を得ん乎 五三 イエス曰けるは誠に實に爾曹に告ん若し人の子の肉を食ず其血を飮ざれば爾曹に生命なし 五四 わが肉を食わが血を飮者は永生あり我末の日に之を甦らすべし 五五 夫わが肉は誠の食物また我血は誠の飮物なり 五六 わが肉を食ひ我血を飮者は我にをり我も亦かれに居 五七 生る父われを遣す父に由て我生る如く我を食ふ者も我に由て生べし 五八 これ天より降れるパンなり爾曹の先祖が食たれど尙死しマナの如きものに非ず此パンを食ふ者は窮なく生べし 五九 此等の事はイエスカペナウンの會堂にて敎を爲るとき言し所なり 六十 弟子等のうち多の人これを聞て曰けるは此は甚しき言なり誰か能これを聽んや 六一 弟子の此言について議をイエス自ら知て彼等に曰けるは此言に因て礙く乎 六二 もし人の子の故の處に升を見ば如何 六三 生命を賜る者は靈なり肉は益なし我なんぢらに曰し言は靈なり生命なり 六四 然ど爾曹の中に信ぜざる者あり夫イエスの如此いへるは信ぜざる者は誰おのれを賣す者は誰といふ事を元始より知ばなり 六五 イエスまた曰けるは是故に我さきに我父あたへざれば人よく我に就るなしと言しなり 六六 此後その弟子おほく返往てイエスと偕に行ざりき 六七 之に因てイエス十二の弟子に曰けるは爾曹も亦去んと意ふや 六八 シモンペテロ答けるは主よ我儕は誰に往んや永生の言を有る者は爾なり 六九 又われら信じて知なんぢは活る神の子キリストなり 七十 イエス彼等に答けるは我なんぢら十二人を簡しに非ずや然ど其中の一人は惡魔なり 七一 此はシモンの子イスカリオテのユダを指て言るなり彼は十二の一人にしてイエスを賣んとする者なり

第七章

一 斯事の後イエスガリラヤを經行りユダヤの中を巡ることを欲ざりき蓋ユダヤ人かれを殺さんと謀れば也 二 偖ユダヤ人の構廬の節ちかづけり 三 是に於てイエスの兄弟かれに曰けるは爾の行ふ所の事を弟子等に見せんが爲此を去てユダヤに往 四 蓋己を顯さんとして隱に事をなす者あらず爾これらの事を行

はゞ己を世に顯せよ 五 是その兄弟もなほ彼を信ぜざるが故なり 六 イエス彼等に曰けるは我時いまだ至ず爾
曹の時は恒に備れり 七 世は爾曹を惡こと能ず我を惡そは彼等が行ふ所は惡しと我證すればなり 八 爾曹こ
の節に上れ我時いまだ至らざれば我いま此節に上らじ 九 如此いひてガリラヤに留れり 十 その兄弟の往し
後イエスも昭然ならずして隱に節に上る 十一 節の時ユダヤ人イエスを尋て曰けるは彼は何處に在や 十二
衆多の中にて彼につき各樣のことを言爭へり或人は彼を善人なりといひ或人は否民を惑す者なりと曰 十三 然
どもユダヤ人を懼るに因て明に彼が事をいふ人なし○ 十四 節筵の半ごろイエス殿に上りて教誨ければ 十五
ユダヤ人これを奇み曰けるは此人は未だ學ばず如何して書を識や 十六 イエス彼等に答て曰けるは我教る所
は我教に非ず我を遣しゝ者の教なり 十七 人もし我を遣しゝ者の旨に從はゞ此教の神より出るか又己に
由て言なるかを知べし 十八 己に由て言者は己の榮を求るなり己を遣しゝ者の榮を求る者は眞なり其
裏に不義なし 十九 モーセ爾曹に律法を與しに非ずや然ど爾曹の中には之を守る者なし爾曹なにゆゑ我を殺んと
謀るや 二十 衆人答へて曰けるは爾鬼に憑たり誰か爾を殺すことを謀らん乎 二一 イエス答て彼等に曰
けるは我さきに一の事を行しに爾曹みな奇させり 二二 モーセ爾曹に割禮を授しへ其己より出しに非し
て先祖より出し者なるが故なり之に因て爾曹安息日に割禮を行ふ 二三 人もしモーセの律法を破ざらんが
ため安息日に割禮を受る時は何ぞ我安息日に人の全身を愈しゝ事を怒るや 二四 外貌によりて審判する勿
れ義審判をもて審判せよ 二五 此時エルサレムの或人曰けるは此は人々の殺んと謀る者に非ずや 二六 今か
れ明にいふ而して之を尤る者なし有司等は彼を誠にキリストなりと知ならん乎 二七 然ど我儕は此人の何處よ
り來しを知もしキリストの來らん時は誰も其何處より來るを知者なからん 二八 此時イエス殿にて教なりしが
大聲に呼いひけるは爾曹われを知また我いづこより來るを知されど我は己に由て來しに非ず我を遣しゝ者は
眞なる者にて爾曹の知ざる所なり 二九 我は彼を知そは我は彼より出彼は我を遣しゝ者なれば也 三十 是に於て
彼等イエスを執へんと謀れり然ど其時いまだ至ざるが故に措手する者なかりき 三一 民の中おほくの人かれを
信じ曰けるはキリストの來らん時その行ところの休徵この人より多らん乎 三二 パリサイの人民等のイエス
に就て如此ひそかに語あふを聞すなはち祭司の長等とパリサイの人と彼を執んとて下吏を遣せり 三三 是に
於てイエス曰けるは我なほ片時なんぢらと偕にをり而して後われを遣しゝ者に往ん 三四 なんぢら我を尋ると
も遇べからず我をる所へ爾曹きたること能ざるべし 三五 ユダヤ人相互に曰けるは我儕の遇ざらん爲に彼
は何處へ往んとする乎ギリシヤに散し者に往てギリシヤの人を教んとする乎 三六 彼が語て爾曹われを尋ると
も遇べからず又わが在所へ爾曹來ること能ざる可と曰し言は何ぞや① 三七 節筵の末の大日にイエス
立て呼り曰けるは人もし渴ば我に來て飲 三八 我を信ずる者は聖書に錄しゝ如く其腹より活る水川の如に流
出べし 三九 此如いへるは彼を信ずる者の受んとする靈を指るなり蓋イエス未だ榮を受ざるに因て靈いまだ
降ざればなり 四十 民の中にて多の人この言を聞て此は誠に彼預言者なりと曰 四一 或は斯はキリストなりと曰
あるひはキリストはガリラヤより出べけんや 四二 聖書にキリストはダビデの裔にてダビデの住し郷ベテレヘ
ムより出んと錄しゝに非ずやと曰 四三 是に於て民ども彼に緣て爭ひ別たり 四四 その中に彼を執んとする者
も有けれど措手せし者なかりき 四五 下吏ども祭司の長とパリサイの人等の所に返ければ彼等下吏に曰けるは
何ぞ彼を曳來らざる乎 四六 下吏こたへて曰けるは未だ斯人の如く言し人あらず 四七 パリサイの人いひけるは
爾曹も亦惑されし乎 四八 有司またパリサイの人の中に彼を信ずる者あらんや 四九 律法を識ざる此衆の人
は罰すべき者なり 五十 その中の一人にて夜イエスに就しニコデモと云る者かれらに曰けるは 五一 其人に聽ず
其行を知ざる先に之を審判は我儕の律法ならん乎 五二 彼等こたへて曰けるは爾も亦ガリラヤより出し者
なるか考見よ預言者はガリラヤより出ることなし 五三 是に於て各人家に歸れり

第八章

一 イエス橄欖山に往り 二 昧爽また聖殿に入けるが民みな彼に來ければ坐て彼等を教ふ 三 爰に
奸淫を爲るとき執られし婦ありけるが學者とパリサイの人これをイエスの所に曳來り群集の中に置いひける
は 四 師よ此婦は奸淫を爲たる時そのまゝ執られし者なり 五 此の如き者を石にて擊殺すべしとモーセ律法の

中に命じたり汝は如何に言や六如此いへるはイエスを試て訟の由を引出さんと欲るなりイエス身を屈め
指にて地に書り七彼等が切に問によりイエス起て之に曰けるは爾曹のうち罪なき者まづ彼を石にて撃べし
と曰八また身を屈て地に書り九彼等これを聞て其良心に責られ老者をはじめ少者まで一々に出往
たゞイエス一人のこる婦は集の中に立り十イエス起て婦に曰けるは婦よ爾を訟し者は何處へ往しや
爾の罪を定る者なき乎十一婦曰けるは主よ誰もなしイエス彼に曰けるは我も爾の罪を定ず往て再び罪を犯
す勿れ○十二イエスまた人々に語て曰けるは我は世の光なり我に從ふ者は暗中を行ず生の光を得なす
十三是に於てパリサイの人いひけるは爾は自ら己の證をなせり爾の證は眞ならず十四イエス答て曰
けるは我みづから己の證するとも我證は眞なり盖われ何處より來り何處へ往を知ばなり爾曹は我が何處よ
り來り何處へ往を知ざるなり十五爾曹は肉に循て人を審判く我は人を審判かず十六我もし審判ば我審判は眞
なり盖われ獨あるに非ず我を遣しゝ父と同に在ばなり十七二人の證は眞なりと爾曹の律法に錄されたり
十八わが證をする者は我なり我を遣しゝ父も亦わが證を爲なり十九彼等いひけるは爾の父は何處に在やイエ
ス答けるは爾曹は我を識ず亦わが父をも識ざるなり若われを識たるならば我父をも識たるならん二十イエ
ス此等のことを殿のうち賽錢の箱を置る處にて語けれど彼の時いまだ至ざれば誰も手を出す者なかりき二十一
イエス復いひけるは我ゆかん爾曹は我を尋ぬべし爾曹おのれの罪に死ん我ゆく所へは爾曹きたること能ざるな
り二十二之に由てユダヤ人いひけるは我のゆく所へ爾曹きたること能ずと言り彼は自殺せんとする乎二十三イエス
彼等に曰けるは爾曹は下より出われは上より出なんぢらは此世より出われは此世より出ず二十四是故に爾曹は
己の罪に死んと我いひしなり爾曹もし我の彼なるを信ぜずば己の罪に死ん二十五彼等いひけるは爾は誰なるや
イエス曰けるは我は實に我なんぢらに告る所の者なり二十六我なんぢらに就て語る可こと審判く可こと多端
あり我を遣しゝ者は眞なり彼に聞し事を我世に告二十七此は父を指て言るなれど彼等は知ざりき二十八是故にイ
エス彼等に曰けるは爾曹人の子を擧しのち我の彼なるを知また我みづから何事をも行ず惟わが父の教に

從ひて此等の事を言るを知べし二十九我を遣しゝ者我と同にあり父は我を獨遺たまはず蓋われ恒に彼の心に
適ふ事を行へばなり三十イエス此事を言るとき多の人かれを信ぜり三十一イエス己を信ぜしユダヤ人に曰
けるは爾曹もし我道に居ば誠に我弟子なり三十二且つ眞理を識ん眞理は爾曹に自由を得さすべし三十三彼等こ
たへけるは我儕はアブラハムの裔なり未だ人の奴隷と爲しことなし爾曹に自由を得さすべしと爾の言しは如
何なる事ぞ三十四イエス彼等に曰けるは誠に實に爾曹に告ん凡て惡を行ふ者は惡の奴隷なり三十五奴隷は恒に
家に居ず子は恒に居三十六是故に子もし爾曹に自由を賜なば爾曹誠に自由を得べし三十七我なんぢらがアブラ
ハムの裔なるを知されども我を殺さんと謀る盖わが道なんぢらの裏に在ざれば也三十八我は我父と偕に在て見
しことを言なんぢらは爾曹の父と偕に在て見しことを行ふ三十九彼等こたへてイエスに曰けるは我儕の父はア
ブラハムなりイエス曰けるは爾曹もしアブラハムの子ならばアブラハムの行をおこなふべし四十然るに今な
んぢらは神に聞し眞理を告る我を殺さんと謀る是アブラハムの行に非ず四十一爾曹は爾曹の父の行をおこなふ
也かれら曰けるは我儕は奸淫に由て生れず只一人の父あり即ち神なり四十二イエス彼等に曰けるは神もし爾曹
の父ならば爾曹われを愛すべし我は神より出て來れば也夫われは己に由て來るに非ず神われを遣し給へる
なり四十三爾曹なんぞ我いふ言を知ざるや蓋わが道を聽ことを得ざれば也四十四爾曹は己が父なる惡鬼より出ま
た其父の慾を行ふことを欲む彼は始より人を殺す者なり又眞理に居ず蓋かれの裏に眞理なければ也かれが
誑を言ときは己より出して言なり蓋かれは誑る者また誑る者の父なれば也四十五われ眞理を言に因て爾
曹われを信ぜず四十六爾曹のうち誰か我を罪に定る者ある乎われ爾曹に眞理を語るに何故われを信ぜざる乎
四十七神より出し者は神の言を聽なんぢらの聞ざるは神より出ざるに因てなり四十八ユダヤ人こたへて曰けるは
爾はサマリヤの人にて鬼に憑たる者なりと我儕が言るは宜ならずや四十九イエス答て曰けるは我は鬼に憑た
る者に非ず我は吾父を尊び爾曹は我を輕んずる也五十我は自己の榮を求めず之を求かつ審判する所の者
あり五十一われ誠に實に爾曹に告ん人もし我道を守らば窮なく死を見ざるべし五十二ユダヤ人かれに曰ける

は今われらは爾が鬼に憑たる者なるを知アブラハム既に死また預言者も死り然るに爾いふ人もし我道を守らば窮なく死じと 五三 爾は我儕の先祖アブラハムよりも優れる者ならん乎アブラハム既に死預言者たちも死り爾みづからを誰と爲か 五四 イエス答けるは我もし自ら榮をなさば我榮は虛し我を榮る者は我父すなはち爾曹の我神と稱る所の者なり 五五 爾曹は彼を識ず我は彼をしる我もし彼を識ずと言ば爾曹の如き僞者と爲ん然ど我は彼を識また其言を守るなり 五六 爾曹の先祖アブラハムは我日を見んことを喜び且これを見て樂めり 五七 ユダヤ人これに曰けるは爾いまだ五十にも及ざるにアブラハムを見しや 五八 イエス彼等に曰けるは誠に實に爾曹に告ん我はアブラハムの有ざりし先より在者なり 五九 是に於て衆人かれを擊んとて石を取りイエス隱て其中を過り殿を出行り

第九章

一 イエス行とき生來なる瞽を見しが 二 その弟子かれに問て曰けるはラビ此人の瞽に生しは誰の罪なるや己に由か又二親に由か 三 イエス答けるは此人の罪に非ず亦その二親の罪にも非ず彼に由て神の作爲の顯れんため也 四 晝の間は我かならず我を遣しゝ者の行をなす可なり夜きたらん其とき誰も行をなすこと能はず 五 われ世に在時は世の光なり 六 此事を言て地に唾し唾にて土を和その泥を瞽者の目に塗 七 彼に曰けるはシロアムの池に往て洗へ彼すなはち往て洗ひ目見ことを得て歸れりシロアム之を譯ば遣されし者との義なり 八 隣の人々および素より彼の乞食なりしを見し者等いひけるは此は坐て物を乞し人ならず乎 九 或人は彼なりと曰ある人は似たる也といふ彼いひけるは我は彼なり 十 彼等いひけるは爾の目は如何して啓たるや 十一 答て曰けるはイエスといふ人土を和わが目に塗て云シロアムの池に往て洗へと我ゆきて洗ければ目見ことを得たり 十二 人々かれに曰けるは彼は何處に在や答て知ずと曰 十三 彼等この瞽なりし者をパリサイの人の所に携詣れり 十四 土を和てイエス彼が目を啓し日は安息日なりき 十五 パリサイの人も彼に問けるは爾の目は如何して啓たるや答けるは彼泥を我目に置われ其を洗て見ことを得たり 十六 或パリサイの人いひけるは此人安息日を守ざるが故に神より出しに非ず或人いひけるは罪人いかで斯る奇跡を行ふことを得んや是に於て彼等あらそひ別たり 十七 また瞽者に曰けるは爾の目を啓しにより爾かれの事を何と言や答けるは彼は預言者なり 十八 ユダヤ人かれの瞽者なりしに見得やう爲しことを其二親を呼來るまでは信ぜず即ち二親を呼來りて 十九 之に問けるは此人は瞽者にて生しと言ところの爾曹の子なるか今いかにして見ことを得たる乎 二十 二親かれらに答けるは此は我子なると生來の瞽なるとを知 二一 然ど今如何して目明に爲しか我儕これを知ずかその目を啓しは誰なる乎を知ず彼は年長なり彼に問よ彼みづから言べし 二二 二親の如此いひしはユダヤ人を懼しに因そはイエスをキリストと言明す者あらば會堂より出すべしとユダヤ人たがひに議定たれば也 二三 二親の彼は年長なり彼に問よと言しは此故なり 二四 瞽なりし者を復よびて曰けるは榮を神に歸せよ我儕は彼人の罪人なるを知 二五 かれ答けるは罪人あるや否われ之を知ず我は瞽者なりしが今目明になれる此一事を知 二六 彼等また曰けるは彼は爾に何を行しや如何して爾の目を啓しや 二七 答けるは我すでに爾曹に言しに爾曹きかず何故ふたゝび聞んとするか爾曹も其弟子に爲んと欲ふや 二八 かれら詬り曰けるは爾は其人の弟子われらはモーセの弟子なり 二九 神のモーセに語し言は我儕しれり然ど此人の何處より來れる乎を我儕しらず 三十 其人こたへけるは此は奇き事なり彼すでに我目を啓しに其何處より來れるを爾曹しらずと曰 三一 神は罪人に聽ず然ど神を敬ひて其旨に遵ふ者にて聽たまふと我儕は知 三二 世の元始より以來うまれつきなる瞽者の目を啓し人あるを聞ず 三三 もし此人神より出ずば何事をも行得ざるべし 三四 彼等こたへて曰けるは爾は盡く罪孽に生し者なるに反て我儕を敎るかと遂に彼を逐出せり 三五 彼等が逐出しゝことを聞イエス尋て之に遇いひけるは爾神の子を信ずる乎 三六 答て曰けるは主よ彼として我信ずべき者は誰なるや 三七 イエス曰けるは爾すでに彼をみる今なんぢと言者はそれなり 三八 主よ我信ずと曰て彼を拜せり 三九 イエス曰けるは我審判せん爲に世に臨る卽ち見ざる者をしてみえ見る者を反て瞽と爲しむ 四十 イエスと偕に居しパリサイの人この言を聞て彼に曰けるは我儕も瞽なる乎 四一 イエス彼等に曰けるは爾曹もし瞽ならば罪なかるべし然ど今われら見と言しに因て爾曹の罪は存れり

第十章

一 誠に實に爾曹に告ん羊の牢に入に門よりせずして他より踰る者は竊賊なり強盜なり 二 門より入者は其羊の牧者なり 三 門守は彼の爲に啓き羊ハその聲を聽かれ己の羊の名を呼て之を引出す 四 彼その羊を引出すとき先に行あり羊かれの聲を識て之に從ふ 五 羊ハ別人に從ハず反て遁そハ別人の聲を識ざればなり 六 イエス彼等に此譬を言ど彼等ハその語れる所いかなる意かを知ざりき 七 是故にイエス復かれらに曰けるハ誠に實に爾曹に告ん我ハ即ち羊の門なり 八 凡て我より先に來し者ハ竊賊なり強盜なり羊その聲を聽ざりき 九 我ハ門なり若人われより入バ救れ且出入をなして草を得べし 十 竊賊の來るハ竊んとし殺さんとし滅さんとするの他なし我きたるハ羊をして生を得かつ豐ならしめん爲なり 十一 我ハ善牧者なり善牧者ハ羊の爲に命を捐 十二 牧者にあらず己が羊を有ず只やとハれて羊を守る者ハ狼の來るを見れバ羊を遺てにぐ狼羊を奪て之を散す 十三 雇工の逃るハ傭れし者なればなり其羊を顧ざるに因てなり 十四 我ハ善牧者にて己の羊を識又己の羊に識る 十五 父われを識ごとく我も父を識われ羊の爲に命を捐ん 十六 我ハ此牢にあらざる別の羊を有り彼等をも引來らん彼等わが聲を聽ん遂に一の群一の牧者となるべし 十七 わが父われを愛す蓋われ再び命を得んが爲に命を捐るが故なり 十八 我より之を奪ふ者なし我みづから之を捐るなり我これを捐るの權能あり亦よく之を得の權能あり我父より我この命令を受たり 十九 是この言に因て復ユダヤ人あらそひ別たり 二十 其中なる多の人いひけるハ鬼に憑て狂ふ者なるに何ぞ彼に聽や 二一 又或人いひけるハ是鬼に憑れし者の言に非ず鬼ハ瞽者の目を啓ることを能せん乎○ 二二 冬のころ修殿節の時 二三 イエス殿のソロモンの廊を行きけるに 二四 ユダヤ人かれを環圍みて曰けるハ我儕を幾時まで疑ハするや爾もしキリストならバ明かに我儕に告よ 二五 イエス答けるハ我なんぢらに告しかども爾曹信ぜず父の名に託て我が行ふ事われに就て證するなり 二六 然ど爾曹信ぜず此は爾曹に言し如く我羊に非ざれバ也 二七 我羊ハ我聲を聽われハ彼等を識かれら我に從ひ 二八 われ彼等に永生を賜ふ彼等いつまでも亡びず亦これを我手より奪ふ者なし 二九 我に彼等を賜し我父ハ萬有よりも大なり又わが父の手より之を奪うる者なし 三十 我と父とは一なり 三一 是に於てユダヤ人石をとりて復かれを擊んとせり 三二 イエス彼等に答けるは我父より受て我おほくの善事を爾曹に示しに其うち何の事によりて我を石にて擊んとする乎 三三 ユダヤ人こたへて曰けるは石にて擊んとするは善事の爲に非ず爾たゞ褻瀆ことをいひ且なんぢ人なるに己を神となすに因てなり 三四 イエス答けるは爾曹の律法に我いふ爾曹は神なりと錄されしに非ずや 三五 聖書は毀る可らず若神の命を承し者を神と稱んには 三六 父の聖別ちて世に遣じふ者われは神の子なりと稱ばとて何ぞ之を褻瀆ことなりといふと曰べけん乎 三七 もし我わが父の事を行ずは我を信ずること勿れ 三八 若これを行ば我を信ぜずとも其事を信ぜよ蓋父の我にあり我の父に在ことを爾曹しりて信ぜんが爲なり 三九 彼等また執んとしたりしがイエスその手を脫て去り 四十 斯て復ヨルダンの外なるヨハ子のバプテスマを施しゝ所に往て彼處に居けるに 四一 多の人かれに至り曰けるはヨハ子は休徵を行ず然ども此人につきてヨハ子のいひし言はみな眞なり 四二 是に於て許多の人かしこにて彼を信ぜり

第十一章

一 玆に病者ありラザロと云てベタニヤの人なりベタニヤはマリアと其姉マルタの住る村なり 二 マリアハ疇に主に香膏をぬり己の頭の髮をもて主の足を拭ひし人にて此病るラザロは彼が兄弟なり 三 是故にその姉妹イエスの所に主の愛する者病りと言遣せり 四 イエス之を聞て曰けるは此は死る病に非ず神の榮の爲なり神の子をして之に因て榮を得しめんが爲なり 五 夫マルタと其妹およびラザロはイエスの愛する所の者なり 六 是故にイエスその病るを聞て此處に二日とゞまり 七 其のち弟子に曰けるは我儕またユダヤに往べし 八 弟子いひけるはラビユダヤ人は近來も石をもて爾を擊んとせしに復かしこに往たまふ乎 九 イエス答けるは一日の中に十二時あるに非ずや人もし日間あるかば蹶くをなし蓋この世の光を見に因てなり 十 また人もし夜あるかば蹶くべし蓋光その人に無が故なり 十一 イエス如此いひて後弟子に曰けるは我儕の友ラザロ寢たり我かれを醒さん爲に往べし 十二 弟子いひけるハ主よ彼もし寢しならバ愈ん 十三 イエスハ彼の死しを言るなれど弟子等ハ寢て臥ることを言るならんと意り 十四 是故にイエス明かに彼等に告て曰けるハラ

ザロは死り十五爾曹をして信ぜしむる爲に我かしこに在ざりしを喜ぶ然ど今彼處に往べし十六デドモと稱るトマス他の弟子等に曰けるは我儕も亦ゆきて彼と偕に死べし十七イエス至てラザロが既に墓に葬れて四日なるを知り十八ベタニヤはエルサレムに近し其距ること約そ廿七丁なり十九多のユダヤ人マルタとマリアを其兄弟の事に因て慰めんとて既に彼等の所に來りたれり二十マルタはイエス來給へりと聞て之を出迎へマリアはなほ室に坐せり二一マルタイエスに曰けるは主よ此に在せしならば我兄弟は死ざりしものを二二然ながら假令今にても爾が神に求る所のものは神なんぢに賜ふと知二三イエス曰けるは爾の兄弟は甦るべし二四マルタイエスに曰けるは彼が末日の甦るべき時に甦らん事を知なり二五イエス彼に曰けるは我は復生なり生命なり我を信ずる者は死るとも生べし二六凡て生て我を信ずる者は永遠も死ることなし爾これを信ずるや二七彼イエスに曰けるは主よ然り我なんぢは世に臨るべきキリスト神の子なりと信ず二八如此いひ竟て潜に其妹マリアをよび師きたりて爾を呼給へりと曰二九マリア之をきゝ急ぎ起でイエスの所に往り三十イエス未だ村に入ず仍マルタの迎し所にをれり三一マリアを慰めて偕に室に在しユダヤ人マリアが急ぎ起出るを見て彼は墓に往て哭ならんと曰つゝ彼に隨へり三二マリアイエスの所に來り彼を見て其足下に伏いひけるは主よ若こゝに在せしならば我兄弟は死ざりしものを三三イエスマリアの哭と彼と偕に來しユダヤ人の泣を見て心を慟しめ身ふるひて三四曰けるは爾曹何處に彼を置しや彼等いひけるは主よ來て觀たまへ三五イエス涕を流たまへり三六是に於てユダヤ人いひけるは見よ如何ばかり彼を愛する者ぞ三七その中なる人曰けるは瞽者の目を啓たる此人にして彼を死ざらしむること能ざりし乎三八イエスまた心を慟しめて墓に至る墓は洞にて其口の所に石を置り三九イエス曰けるは石を去よ死し者の兄弟マルタ曰けるは主よ彼ははや臭し死てより已に四日を經たり四十イエス彼に曰けるは爾もし信ぜば神の榮を見べしと我なんぢに言しに非ずや四一遂に其石を死し者を置たる所より移去たりイエス天を仰ぎて曰けるは父よ已に我に聽り我これを爾に謝す四二我なんぢが恒に我に聽ことを知しかるに我かく言は傍に立る人をして爾の我を遣しゝことを信ぜしめんとて也四三如此いひて大聲に呼いひけるはラザロよ出よ四四死者布にて手足を纏れ面は手布にて裹れて出イエス彼等に曰けるは彼を釋て行しめよ四五マリアと偕に來しユダヤ人イエスの行し事を見て多く彼を信ぜり四六然ども其中にパリサイの人に往てイエスの行し事を告し者あり四七是に於て祭司の長等とパリサイの人と議員を召集めて曰けるは我儕如何すべき乎この人多の奇跡を行なり四八もし彼を此まゝに容置ば人みな彼を信ぜん然ばロマの人きたりて我儕の地をも民をも奪べし四九其中の一人にて此歳の祭司の長なるカヤパと云る者彼等に曰けるは爾曹何をも知ず五十又民の爲に一人死て擧國ほろびざるは我儕の益たる事をも思ざる也五一此言は己より出しに非ず此歳の祭司の長なるによりイエスの斯民の爲に死ることを預言せるなり五二特に斯民の爲のみならず散たる神の子民等をも一に集んが爲なり五三偕この日よりして彼等イエスを殺さんと共に謀る五四是故にイエス此より顯にユダヤ人の中を行かず其處を去て野に近き所なるエフライムといふ邑に往て弟子と共に留れり五五ユダヤ人の逾越の節ちかづきければ人々己を潔んが爲に逾越の節の前に郷間よりエルサレムに上り五六イエスを尋れ殿に立て相互に曰けるは如何に意や彼は節筵に來ざる乎五七祭司の長等とパリサイの人と已に令を出して若イエスの所在をしる人あらば告べしと云これは彼を執んとする也

第十二章

一逾越の節の六日前イエスベタニヤに至る此處は即ち死て甦りしラザロの在所なり二是に於て或人々この處にてイエスに筵席を設くマルタ給仕を爲りラザロもイエスと偕に坐せる者のうちの一人なり三マリアは眞正のナルダなる價たかき香膏一斤を携來てイエスの足に塗また己が頭髮にて其足を拭へり膏のにほひ偏く室内に滿り四その弟子の一人なるイスカリオテのユダ即ちイエスを賣さんとする者言けるは五此香膏を何ぞ銀三百に鬻て貧者に施さゞる乎六彼が如此いへるは貧者を顧に非ず竊者にて且金嚢を帶その中に入たる物を竊ふ者なれば也七イエス曰けるは彼に與る勿わが葬の日の爲に之を貯へたり八貧者は常に爾曹と偕に在ど我は常に爾曹と偕に在ず九多のユダヤ人イエスが此

に在を知て來る特にイエスの爲のみに非ず亦その死より甦らしゝ所のラザロをも見んと欲るなり 十 祭司の長等ラザロをも殺さんと謀る 十一 蓋ラザロの故に因て多のユダヤ人ゆきてイエスを信ずるがゆゑ也◯ 十二 明日おほくの人々節筵に來りイエスのエルサレムに來らんとするを聞 十三 椶櫚の葉を取ゆきて彼を迎ホザナよ主の名に託て來るイスラエルの王は福なりと呼れり 十四 イエス驢馬の子を得て之に乘 十五 錄してシオンの女よ懼るゝ勿れ視よ爾の王は驢馬の子に乘て來ることあるが如し 十六 弟子たち初は此事を曉ざりしがイエス榮を受し後に彼等此事の彼について錄され且その事を人々彼に行ひたりしを憶起せり 十七 イエスのラザロを墓より呼出して甦らしゝ時かれと偕に居し者ども證を爲り 十八 人々この休徵を行しことを聞しに因て人々彼を迎たるなり 十九 是に於てパリサイの人たがひに曰けるは爾曹が謀る所の統なきを知ずや見よ世は皆かれに從へり◯ 二十 禮拜のため節筵に上れる者の中にギリシャの人あり 二一 彼等ガリラヤのベテサイダの人なるピリポに來り求て曰けるは君よ我儕イエスに見えんことを欲ふ 二二 ピリポ來てアンデレに告アンデレ亦ピリポと偕にイエスに告 二三 イエス彼等に答て曰けるは人の子榮を受べき時いたれり 二四 誠に實に爾曹に告ん一粒の麥もし地に落て死ずば唯一にて在んもし死ば多の實を結ぶべし 二五 その生命を惜む者は之を喪ひ其生命を惜ざる者は之を存て永生に至るべし 二六 人もし我に事んとせば我に從ふべし我に事る者は我なる所に在ん人もし我に事れば我父は之を貴ぶべし 二七 今わが心憂悼めり何を言んや父よ此時より我を救たまへと言んか否これが爲に我この時に至れるなり 二八 父よ爾の名の榮を顯せ此とき天より聲ありて云われ其榮を既に顯す再これを顯すべし 二九 傍に立る人々これを聞て雷なれりと曰ある人は天の使者かれに語れる也と曰り 三十 イエス答て曰けるは此聲は我ために非ず爾曹の爲なり 三一 斯世はいま審判せらる斯世の主はいま逐出さるべし 三二 我もし地より擧れなば萬民を引て我に就せん 三三 如此イエスの言るは其如何なる狀にて死んとするを示せる也 三四 人々かれに答て曰けるは我儕律法にてキリストは窮なく存者なりと聞しに爾人の子は擧れんと言は何ぞや此人の子とは誰なる乎 三五 イエス彼等に曰けるはなは片時のあひだ光なんぢらと偕にあり光ある間に行て暗に追及れざるやうせよ暗に行く者は其行べき方を知ず 三六 なんぢら光の子と爲べきために光のある間に光を信ぜよイエス此を言畢り彼等を避て隱たり◯ 三七 イエス彼等の前に如此おほくの休徵を行たれども尙かれを信ぜざりき 三八 此は預言者イサヤがいひし言に我儕の告し言を信ぜし者は誰ぞや主の手は誰に顯れし乎と有に應へり 三九 四十 イサヤ復いふ彼等目にて見心にて悟り改めて醫ることを得ざらんが爲に彼その目を瞽し其心を頑梗せりと此故に彼等信ずること能ず 四一 イザヤは彼の榮を見しにより彼に就て如此は語れるなり 四二 然ど有司等の中に多く彼を信ぜし者も有しがパリサイの人を畏て明に信ずると言ざりき其會堂より黜られんことを恐たるに因 四三 これ彼等は神の榮より人の榮を喜るなり◯ 四四 イエス呼り曰けるは我を信ずる者は我を信ずるに非ず我を遣しゝ者を信ずるなり 四五 又われを見者は我を遣しゝ者を見なり 四六 我ハ光にして世に臨れり凡て我を信ずる者をして暗に居ざらしめん爲なり 四七 人もし我が言を聞て守らざるとも之をさばかず我來しは世をさばかんために非ず世を救んため也 四八 我を棄わが言を納ざる者を鞫判者あり即ち我いひし言をはりの日これをさばくべし 四九 蓋われ己より言に非ず我を遣しゝ父わが言べきことと我がかたる可ことを命じ給へる也 五十 その命じ給ふ所は即ち永生なるを我しる是故に我いふ所は父の我に告給ふまゝに言るなり

第十三章

一 逾越の節の前にイエス此世を去て父に歸るべき時いたれるをしり世に在し己の民を既に愛し終に至るまで之を愛せり 二 時に彼等晚飯の席につく惡魔はかねてイエスを賣んとする事をシモンの子イスカリオテのユダといふ者の心に發さしめたり 三 イエス己の手に父の萬物を賜しことゝ神より來り神に歸ることを知 四 晚飯の席を起て上衣をぬぎ手巾を取て腰に束 五 而して盤に水をいれ弟子の足を濯その束たる手巾にて拭はじめ 六 遂にシモンペテロに及ぶペテロ彼に曰けるは主よ爾わが足を濯ふか 七 イエス答て曰けるは我爲ことを爾いま知ず後これを知べし 八 ペテロ彼に曰けるは爾斷て我足を濯べからずイエス答けるは若われ爾を濯ずば爾は我と干涉なし 九 シモンペテロ彼に曰けるは主よ止に我足のみならず手と首をも濯

たまへホイエス曰けるは潔たる者は足のほか濯ふに及ず然して全く潔し爾曹は潔し然ども盡くは潔者に非ず十一此はイエス已を賣んとする者の誰なるを知ゆゑに盡くは潔者に非ずと曰るなり十二彼等の足を濯し後その上衣を取また坐し彼等に曰けるは我なんぢらに行し事を知か十三爾曹われを師と呼また主と呼なんぢらの言ところは宜われは誠に是なり十四我は爾曹の師また主なるに尙なんぢらの足を濯ふ爾曹も亦たがひに足を濯ふべし十五我なんぢらに例を示せり此ハ我なんぢらに行し如く爾曹にも行しめんが爲なり十六われ誠に實に爾曹に告ん僕は其主より大ならず又使者は之を遣す者より大ならず十七爾曹もし之を知て此の如く行バ福なり十八我いひし所は爾曹を凡て指るに非ず我は我選し者をしる然れども聖書に我と偕に食する者われに背て踵を擧しと錄されしに應せん爲なり十九その事の至らん時なんぢら我を信じてキリストとせん爲に其事の至ざる今より之を爾曹に告二十誠に實に爾曹に告ん我遣す者を接るは我を接るなり我を接るは我を遣しゝ者を接るなり二一イエス此事を言て心に惡へ證して曰けるハ誠に實に爾曹に告ん一人なんぢらの中に我を賣す者あり二二弟子たち互に面を覰あハせ誰を指て言るなるかと疑ふ二三イエスの愛する一人の弟子イエスの懷に倚てありしが二四シモンペテロ此は誰を指て言るなるか問しめんと首をもて示せり二五イエスの懷に倚て在し者イエスに曰けるは主よ誰なるか二六イエス答けるハ我一撮の食物に物を添て予る人は其なりとて遂に一撮の食物に物を添てシモンの子イスカリオテのユダに予ふ二七彼が一撮の物を受し其時サタン彼に入り是に於てイエス彼に曰けるは爾が爲んとする事は速かに爲せ二八彼に何故に如此いひしかを同に席に在者どもの中しる者おらざりき二九或人ユダは金囊を職れる故イエス彼をして節筵について用べき物を市しむるおらんか亦は貧者に施さしむるならんと思り三十彼は一撮の食物を受て直に出たり時は既に夜なりき三一彼の出し後イエス曰けるは今人の子榮をうく神また彼に因て榮を受るなり三二神もし彼に因て榮を受る時は神も亦みづからの榮の中に彼を榮しむ直に彼を榮しめん三三小子よ我なほ片時なんぢらと偕におり爾曹われを尋ん我ゆく所に爾曹は至ること能じ前に之をユダヤ人にいふ今また之を爾曹に告三四われ新誡を爾曹に予ふ即ち爾曹相愛すべしこの是なり我なんぢらを愛する如く爾曹も相愛すべし三五爾曹もし相愛せバ之に因て人々爾曹の我弟子なることを知べし三六シモンペテロ彼に曰けるは主いづこへ往給ふやイエス彼に答へけるは我往ところへは爾いま從ふこと能ず後われに從はん三七ペテロ彼に曰けるは主よ何故に今なんぢに從ふこと能ざるか我は爾の爲に我命を捐ん三八イエス彼に答けるは爾命を我ために捐るや誠に實に爾に告ん鷄なかざる前に爾三次われを識ずと言ん

第十四章

一なんぢら心に憂ること勿れ神を信じ亦われを信ずべし二わが父の家には第宅おほし然ずば我預て爾曹に之を告べきなり我なんぢらの爲に所を備に往三もし往て我なんぢらの爲に所を備ば又きたりて爾曹を我に納べし我をる所に爾曹をも居しめんとて也四爾曹わが往所を知また其途を知五トマス曰けるハ主よ我儕なんぢの往所を知ず何にして其途を知んや六イエス彼に曰けるは我は途なり眞なり生命なり人もし我に由ざれば父の所に往こと能ず七若なんぢら我を識ば我父をも識べし今より爾曹かれを識なり已に爾曹彼を見たり八ピリポ彼に曰けるは主よ我儕に父を示し給へ然ば足り九イエス彼に曰けるはピリポ我かく久く爾曹と偕に在しに未だ我を識ざるか我を見し者は父を見しなり何ぞ父を我儕に示せと言や十われ父にをり父の我に在ことを信ぜざる乎われ爾曹に語し言は自ら語しに非ず我にをる父その行をなせる也十一我は父にをり父われに在と我つげし言を信ぜよ若信ぜずば我事に因て之を信ずべし十二誠に實に爾曹に告ん我を信ずる者ハ我行ところの事を行ん且此より大なる事を行べし蓋われ我父へ往ばなり十三爾曹すべて我名に託て求ふ所のことハ我すべて之を行ん父の榮の子に因て顯れんが爲なり十四若なんぢら何事にても我名に託て求ハ我これを行ん十五若なんぢら我を愛するならば我誡を守れ十六われ父に求ん父かならず別に慰る者を爾曹に賜て窮なく爾曹と偕に在しむべし十七此ハ即ち眞理の靈なり世これを接ること能ず蓋これを見ず且しらざるに因されど爾曹ハ之を識そハ彼なんぢらと偕に在かつ爾曹の衷に在ばなり十八我なんぢらを捨て孤子とせず再なんぢらに就ん十九暫せば世われを見ことなし然ど爾曹ハ我を見われ生れば爾曹も生ん

二十 その日に爾曹われ吾父に在なんぢら我に在われ爾曹に在ことを知べし 二一 我 誡を有ちて之を守る者は即ち我を愛するなり我を愛する者は我父に愛せらる我も亦これを愛して彼に自己を示すべし 二二 イスカリオテならざるユダ彼に曰けるは主よ如何して自己を我儕に示し世には示さゞる乎 二三 イエス答て彼に曰けるは若人われを愛せば我言を守ん且わが父は之を愛せん我儕きたりて彼と偕に住べし 二四 我を愛せざる者は我言を守らず爾曹の聞ところの言は我言に非ず我を遣しゝ父の言なり 二五 われ爾曹と偕に在て此等のことを爾曹に語ぬ 二六 わが名に託て父の遣さんとする訓慰師すなはち聖靈は衆の理を爾曹に教へ亦わが凡て爾曹に言しことを爾曹に憶起さしむべし 二七 われ平安を爾曹に遺す我平安を爾曹に予ふ我わたふる所は世の予る所の如きに非ず爾曹心に憂る勿れ又懼るゝ勿れ 二八 我ゆきて復なんぢらに來らんと我曰し言を爾曹きけり若われを愛せば父に往と我いへる言を爾曹喜ぶ可なり蓋わが父は我より大なれば也 二九 事いまだ成ず我まづ爾曹につぐ事成んときに爾曹これを信ずべき爲なり 三十 此後われ多の言をもて爾曹に語じ蓋この世の主きたる故なり彼われに與ることなし 三一 然ど我これを爲ば我の父を愛し且その命ぜしことに遵ひて行ふことを世に知しめんが爲なり起よ我儕こゝを去べし

第十五章

一 我は眞の葡萄樹わが父は農夫なり 二 我に在て凡て實を結ざる枝は父これを剪除すべて實をむすぶ枝は之を潔む益ます〳〵繁く實を結ばしめん爲なり 三 今なんぢら我曰し言によりて潔なれり 四 爾曹われに居れ我また爾曹に居ん枝もし葡萄樹に連らざれば自ら實を結ぶこと能ず爾曹も我に連らざれば亦此の如ならん 五 我は葡萄樹なんぢらは其枝なり人もし我に居われ亦かれに居ば多の實を結ぶべし蓋し爾曹われを離るゝ時は何事をも行能ざれば也 六 人もし我に居ざれば離たる枝の如く外に棄られて枯るあり人これを集め火に投入て焚べし 七 爾曹もし我に居また我いひし言なんぢらに居ば凡て欲ふところ求に從ひて予らるべし 八 爾曹おほくの實を結ばゞ我父これに由て榮をうく然ば爾曹わが弟子なり 九 父の我を愛し給ふ如く我なんぢらを愛す爾曹わが愛に在れ 十 若なんぢら我 誡を守ば我愛に居ん我わが父の 誡を守て其愛に居が如し

十一 我この事を爾曹に語るは我が喜なんぢらに在て爾曹の喜を盈しめんが爲なり 十二 我なんぢらを愛する如く爾曹も亦たがひに愛すべし是わが誡なり 十三 人その友の爲に己の命を捐るは此より大なる愛はなし 十四 凡て我なんぢらに命ずる所の事を行はゞ即ち我友なり 十五 今より後われ爾曹を僕と稱ず蓋僕は其主の行ことを知ざれば也われ爾曹を友と呼り我なんぢらに我父より聞し所のことを盡く告しに縁 十六 なんぢら我を選ず我なんぢらを選べり且爾曹をして往て實を結せ其實を存しめんが爲また爾曹の凡て我が名に託て父に求ふ所の者を彼をして爾曹に賜らせんが爲に我なんぢらを立たり 十七 なんぢら互に愛せんが爲め我これを命ず 十八 世もし爾曹を惡ときは爾曹よりも先に我を惡と知 十九 爾曹もし世の屬ならば世は己の屬を愛すべし然ど爾曹は世の屬ならず我なんぢらを世より選たり之に因て世なんぢらを惡む 二十 僕は其主より大ならずと我なんぢらに曰し言を心に記よ人もし我を窘迫ば爾曹をも窘迫もし我言を守ば爾曹の言をも守るべし 二一 然ど彼等は我を遣しゝ者を識ざるに因わが名の故をもて此等の事を爾曹に加べし 二二 我もし來て語ざりしならば彼等罪なからん然ど今は其罪いひひらく可やうなし 二三 我を惡む者は亦わが父をも惡なり 二四 我もし他の人の行ざりし事を彼等の中に行はざりしならば彼等罪なからん然ど我と吾父とを已に見かつ之を惡めり 二五 此の如は彼等の律法に故なくして我を惡めりと録し言に應せん爲なり 二六 われ訓慰師を父より遣らん即ち父より出る眞理の靈なり其きたる時わが爲に證をなすべし 二七 爾曹も亦われと偕に始より在しに因て證を作べし

第十六章

一 われ此等の言を爾曹に語れるは爾曹の礙かざらん爲なり 二 衆人なんぢらを會堂より黜くべし且すべて爾曹を殺す者みづから神に事ると意ふ時至らん 三 此等の事を爾曹に行ふは父と我とを識ざるが故なり 四 我これを爾曹に語れるは時いたりて我これを言し事を爾曹の憶起ん爲なり始に之を爾曹に語ざりしは我なんぢらと偕に在たれば也 五 我いま我を遣しゝ者に往んとす然ど爾曹の中われに何處へ往と問る者なく 六 反て我この事を言しに因て憂なんぢらの心に盈り 七 われ眞を爾曹に告ん我往は爾曹の益なり若ゆかずば訓慰師

なんぢらに來じ若ゆかバ彼を爾曹に遣らん 八 かれ來らんとき罪につき義につき審判につき世をして罪ありと曉じめん 九 罪に就てと云るは我を信ぜざるに因てなり 十 義に就てと云るは我わが父へ往によりて爾曹また我を見ざれバ也 十一 審判に就てと云るは斯世の主審判を受れバなり 十二 我なほ爾曹に多く語る可こと有ども今なんぢら曉ことを得ず 十三 然ど彼すなはち眞理の靈の來らんとき爾曹を導きて凡の眞理を知じむべし蓋かれ己に由て語に非ず其聞し所の事を爾曹に言また來らんとする事を爾曹に示すべけれバ也 十四 彼わが榮を顯さん蓋わが物を受て爾曹に示せバ也 十五 凡て父の有給ふものは我物なり是故に彼わが物を受て爾曹に示すと曰り 十六 暫せバ爾曹われを見じ復しバらくして我を見るべし是われ父へ往なり 十七 是に於て弟子の中にて或人たがひに曰けるは暫せバ爾曹われを見じ復去バらくして我を見べしと言つ是われは父へ往なりと我儕に言しは何の事ぞや 十八 彼等また曰けるは此じバらくと言しは何の事ぞや其言る所を我儕知ず 十九 イエス彼等が問んとするを知て曰けるは暫せバ我を見じ復しバらくして我を見べしと言し此事に因て爾曹たがひに詰あふ乎 二十 誠に實に我なんぢらに告ん爾曹は哭き哀み世は喜ぶべし爾曹憂るならん然ど其憂は變て喜びとなるべし 二一 婦子を産んとする時は憂ふ其期いたるに因てなり然ど已に生バ前の苦をわする世に人の生たる喜樂に因てなり 二二 此の如く爾曹も今憂ふ然ど我また爾曹を見ん其時なんぢらの心喜ぶべし其喜樂を奪ふ者あらじ 二三 其日なんぢら我に問ところ無るべし誠に實に爾曹に告ん凡そ我名に託て父に求る所のもの父これを爾曹に授たまふべし 二四 なんぢら今まで我名に託て求たることなし求よ然バ受けん而して爾曹の喜び滿べし 二五 譬喩をもて此事を爾曹に語しが譬喩を用ずして爾曹に語り父に就て明かに示す時いたらん 二六 其日なんぢら我名に託て求ん我なんぢらの爲に父に求ふと曰ず 二七 蓋父みづから爾曹を愛すれバ也これ爾曹われを愛し且父より我來しことを信ずるに因 二八 われ父より出て世に臨れり復世を離て父に往ん 二九 弟子かれに曰けるは爾いま明かに言て譬喩をいはず 三十 我儕いま爾の知ざる所なく且人の爾に問は用なきことを知これに因て我儕神より爾の出來しことを信ず 三一 イエス彼等に答けるは今なんぢら信ずる乎 三二 時まさに至ん今いたりぬ爾曹散て各人その屬する所に往たゞ我を一人のこさん然ど我獨なるに非ず父われと偕に在なり 三三 われ此事を爾曹に語しは爾曹をして我に在て平安を得させんが爲なり爾曹世に在ては患難を受ん然ど懼る勿れ我すでに世に勝り

第十七章

一 イエス此言を語畢て天を仰ぎ曰けるは父よ時いたりぬ爾の子なんぢの榮を顯さんが爲に爾の子の榮を顯し給へ 二 これ爾われに賜し所の者に我永生を予へんがため凡の者を制る權威を我に賜たれバ也 三 永生とは唯獨の眞神なる爾と其遣しゝイエスキリストをしる是なり 四 我なんぢの榮を世に顯し爾の我に委し所の行は我これを成り 五 父よ今我をして爾と偕に榮を得させ給へ即ち創世より先に爾と偕に有し所の榮を得させ給へ 六 なんぢ世より選て我に賜し人々に我なんぢの名を顯せり彼等は爾の屬にして爾これを已に我に賜ふ彼等また爾の道を守れり 七 彼等いま爾の我に賜し者は皆爾より出しと知 八 蓋われ爾が我に賜し言を彼等に予たれバなり彼等これを受また我爾より出し事を誠に知かつ爾の我を遣しゝことを信じたり 九 我かれらの爲に祈る我祈るは世の爲に非ず爾の我に賜し者の爲なる耳それ彼等は爾の屬なれバ也 十 凡て我屬は爾の屬なんぢの屬は我屬なり且われ彼等に由て榮を受 十一 われ今より世に在ず彼等は世に在り我は爾に就る聖父よ爾の我に賜し者を爾の名に在しめ之を守て我儕の如く彼等をも一になし給へ 十二 我かれらと偕に在し時かれらを爾の名に在しめて之を守たり爾の我に賜し者を我守りしが其中一人だに亡たる者なし唯沈淪の子ほろびたり是聖書に應せん爲なり 十三 我いま爾に就る我世に在て此事を語れるは我喜樂を彼等に充ためん爲なり 十四 われ爾の道を彼等に授たり世は彼等を惡む蓋わが世の屬に非ざる如く彼等も世の屬に非ざれば也 十五 われ爾に彼等を世より取たまへと祈らず惟かれらを守て惡に陷らす勿れと祈る 十六 われ世の屬に非ざる如く彼等も世の屬に非ず 十七 爾の眞理をもて彼等を潔め給へ爾の言は眞理なり 十八 なんぢ我を世に遣しゝ如く我も彼等を世に遣せり 十九 我かれらの爲に自己を潔これ眞理に因て彼等の聖られん爲なり 二十 我たゞ彼等の爲にのみ祈らず彼等の敎に因て我を信ずる者の爲にも祈なり

二一 此ハみな一にならん爲なり父よ爾われに在われ亦なんぢに在かくの如く彼等も我儕に在りて一にならん爲かつ世をして爾の我を遣しゝ事を信ぜしめん爲なり 二二 爾の我に賜し榮を我かれらに授たり此ハ我儕の一なるが如く彼等も互に一にならん爲なり 二三 われ彼等に在なんぢ我に在る蓋彼等をして一に全ならしめ且世をして爾の我を遣しゝことゝ又なんぢ我を愛する如く彼等をも愛することを知しめんとなり 二四 父よ爾の我に賜し者の我が在る所に我と偕に在て我榮すなハち爾が我に賜し者を見んことを願そハ世の基を置ざりし先に爾われを愛したれバ也 二五 義き父よ世ハ爾を識ず我ハ爾を識かれらも爾の我を遣しゝ事を知り 二六 我なんぢの名を彼等に示せり後これを示さん蓋なんぢの我を愛する愛かれらに在また我かれらに在ん爲なり

第十八章

一 イエス此事を言て後その弟子と偕に出てケデロンの河を渉その處にある園の中に弟子と偕に入ぬ 二 イエスを賣たるユダ此處を識りイエス屢その弟子と偕に此に集りたれバ也 三 此時ユダ一隊の兵卒と下吏ども祭司の長等およびパリサイの人よりうけ炬と提灯と兵器を携て此に來れり 四 イエス事の己に及んとするを悉く知いでゝ彼等に曰けるハ誰を尋るか 五 彼等こたへけるハナザレのイエスなりイエス彼等に曰けるハ我ハ其なりイエスを賣しゝユダ彼等と偕に立り 六 イエス彼等に對て我なりと曰たまへる時かれら退きて地に仆たり 七 イエス復彼らに誰を尋る乎と問たまひしかバ彼等ナザレのイエス也と曰 八 イエス答けるハ我すでに爾曹に我ハ其なりと曰り若われを尋るならバ此儻を容て去しめよ 九 是イエス我に賜し者の中一人だに亡る者なしと云し言に應せん爲なり 十 時にシモンペテロ劒を佩たりしが之を拔て祭司の長の僕を撃て其右の耳を削おとせり僕の名はマルコスと云 十一 イエスペテロに曰けるは劒を鞘に斂よ父の我に賜し杯を我飲ざらん乎 十二 斯て隊の兵卒および其長とユダヤ人の下吏イエスを執へ繋て 十三 先これをアンナスの所に曳往かれは此歳の祭司の長カヤパの外舅なるに因てなり 十四 ユダヤ人に謀て一人民の爲に死は益ありと言しは此カヤパなり 十五 シモンペテロと外に一人の弟子イエスに從へり此一人の弟子は祭司の長の識ところの者にてイエスと偕に祭司の長の庭に入 十六 ペテロは門外に立り祭司の長の識ところの弟子出て門を守る婢に告てペテロをともなひ入 十七 是に於て門を守る婢ペテロに曰けるは爾も此人の弟子の一人ならず乎ペテロ然ずと曰 十八 僕等と下吏たち寒に因て炭を焼その側に立て煖まる[illegible]も彼等と偕に立て煖れり 十九 祭司の長イエスに其弟子と其教のことを問ぬ 二十 イエス彼に答けるは我あらはに世に語れり我つねにユダヤ人の平生あつまる所なる會堂および殿にて教誨をなし隱に語れる事なし 二一 何ぞ我に問る乎われ如何かたりしか聽る者に問よ彼等わが言し所を知り 二二 イエス如此いひしに旁に立る一人の下吏掌にて彼を打いひけるは爾祭司の長に答るに此の如か 二三 イエス彼に答けるは若わが語しこと善らずハ其善らざるを證せよ若し善ハ何ぞ我を打や 二四 偖アンナス イエスを繋て祭司の長カヤパの所に遣れり

二五 シモンペテロ立て煖り居しが或人々いひけるは爾も彼の弟子の一人ならず乎ペテロ承ずして然ずと曰り 二六 祭司の長の僕の中の一人すなはちペテロに耳を削れし者の親戚いひけるは我なんぢが彼と偕に園に在しを見しに非ずや 二七 ペテロまた承はず頓て鷄なきぬ○ 二八 人々イエスを曳てカヤパより公廳に往り時すでに平旦ありき彼等汚穢を受んことを恐て公廳に入ず踰越の節筵を食せんとすれバ也 二九 ピラト出て彼等に曰けるは如何なる訟をもて斯人を訟るや 三十 人々こたへけるは彼もし惡を行る者に非ずバ爾に解さじ 三一 ピラト彼等に曰けるハ爾曹これを取なんぢらの律法に從ひて審判せよユダヤの人々かれに曰けるハ我儕に人を殺すの權なし 三二 是イエスの其死んとする狀を指て語れることに應へり 三三 ピラトまた公廳に入イエスを召て曰けるハ爾ハユダヤ人の王なるや 三四 イエス彼に答けるハ爾この事を言るハ自己に由か我に就て人の告しに由か 三五 ピラト答けるハ我ハユダヤ人ならんや爾の國の民と祭司の長と爾を我に解せり爾なにを爲しや 三六 イエス答けるハ我國ハこの世の國に非ず若わが國この世の國ならバ我僕われをユダヤ人に付さゞる爲に戰ふべし然ど我國ハ此世の國ならざる也 三七 ピラト彼に曰けるハ然バ爾ハ王なるか イエス答けるハ爾の言ところの如く我ハ王なり我これが爲に生これが爲め世に臨れり蓋眞理について證を爲んため也すべて眞理に屬者ハ我聲を聽 三八 ピラト彼に曰けるハ眞理ハ如何なる者ぞ此事を言る後また出て

ユダヤ人に曰けるは我は斯人に罪あるを見ず 三九 爰に爾曹に一の例あり我逾越の節に一人の囚人を爾曹に釋す爾曹ユダヤ人の王を釋さん事を欲ふや 四十 衆人また喊叫いひけるは斯人に非ずバラバを釋せバラバは盜賊なる也

第十九章 一 其時ピラト、イエスを取て鞭つ 二 兵卒ども棘にて冕を編かれの首に冠しめ又紫の袍を衣せて 三 曰けるはユダヤ人の王やすかれ斯て掌にて之を打り 四 ピラトまた外に出て彼等に曰けるは我かれに就て罪あるを見ず之を知せんとて爾曹に曳出せり 五 イエス棘の冕をかぶり紫の袍を衣て外に出ピラト彼等に曰けるは觀よ此その人なり 六 祭司の長等と下吏これを見て十字架に釘よ十字架に釘よと喊叫いふピラト彼等に曰けるは爾曹かれを取て十字架に釘よ我かれに就て罪あるを見ざる也 七 ユダヤ人かれに答けるは我儕に律法あり其律法に從へば彼は死べき者なり蓋かれ自己を神の子と爲ばなり 八 ピラト此言を聞て益く懼る 九 また公廳に入てイエスに曰けるは爾は何處の者ぞイエス答せざりき 十 ピラト彼に曰けるは我に答ざるか我なんぢを十字架に釘る權威あり亦なんぢを釋す權威あり此事を知ざる乎 十一 イエス答けるは爾上より權威を賜らずば我に對て權威ある事なし是故に我を爾に解しゝ者の罪尤も大なり 十二 此後ピラト彼を釋さんと謀る然どもユダヤ人さけび曰けるは若これを釋さばカイザルに忠臣ならず凡て自己を王となす者はカイザルに叛く者なり 十三 ピラト此言を聞てイエスを曳出し舖石と云る所ヘブルの言にて譯ばガバタと云ところの審判の坐に自ら坐れり 十四 其日は逾越節の備日にて時は約そ十二時ごろなりきピラトユダヤ人に曰けるは爾曹の王を見よ 十五 かれら喊叫て之を除け之を除け十字架に釘よと曰ピラト彼等に曰けるは我なんぢらの王を十字架に釘べけんや祭司の長等こたへけるはカイザルの他われらに王なし 十六 遂にピラト彼を十字架に釘しめんとて彼等に付せり是に於て彼等イエスを取て曳往り 十七 イエス十字架を負て髑髏と云る所ヘブルの言にて曰ばゴルゴダといふ所に往り 十八 此所にて彼を十字架に釘たり別に二人の者かれと偕に十字架に釘らる一人は右一人は左イエス中に居り 十九 ピラト罪標を十字架につけ此はユダヤ人の王なるナザレのイエスありと書たり 二十 許多のユダヤ人この罪標を讀り蓋イエスを十字架に釘し所は京城に近ければ也其標はヘブル、ギリシヤ、ロマの言にて書たり 二一 ユダヤ人の祭司の長等ピラトに曰けるはユダヤ人の王と書す勿れ自らユダヤ人の王なりと言しと書すべし 二二 ピラト答けるは我書しゝ所すでに書たり 二三 兵卒どもイエスを十字架に釘し後その上衣をとり四に分て各その一を取また裏衣を取り此裏衣は縫なく上より渾く織るもの也ければ 二四 互に曰けるは之を裂ずして誰の屬にならんか鬮にすべし此は聖書に彼等たがひに我衣を分わが裏衣を鬮にすと云しに應せん爲なり兵卒ども已に此事を行り 二五 偖イエスの母と母の姊妹およびクロパの妻のマリア並マグダラのマリアその十字架の旁に立り 二六 イエス母と愛する所の弟子と旁に立るを見て母に曰けるは婦よ此なんぢの子なり 二七 また弟子に曰けるは此なんぢの母なり是時その弟子かれを己の家に携往り 二八 斯てイエス諸の事の已に竟れるをしり聖書に應せん爲に我渴くといへり 二九 此處に醋の滿たる器皿ありしかば兵卒ども海絨を醋に濆し牛膝草に束て其口に予ふ 三十 イエス醋を受し後いひけるは事竟ぬ首を俯て靈を付せり○ 三一 是日は節筵の備日なり此安息日は大なる安息日なれば屍を十字架の上に置ことを欲ざるが故にユダヤ人ピラトに對かれらの脛を折て其屍を取除ことを求へり 三二 是に於て兵卒等イエスと偕に十字架に釘られし者の一人の脛を先にをり次に亦一人の脛を折 三三 後にイエスに來しに已に死たるを見て其脛を折ざりき 三四 一人の兵卒戈にて其脅を剌ければ直に血と水と流出たり 三五 之を見し者證を立その證は眞なり彼また自ら言ところの眞あるをしる爾曹をして信ぜしめんが爲なり 三六 この事成り錄して其骨の一をも摧ざるべしと有に應せん爲なり 三七 また他の書に彼等の刺し者を彼等觀べしと云り○ 三八 是後アリマタヤのヨセフと云る者にて前にユダヤ人を懼て隱にイエスの弟子となれる者イエスの屍を取んとてピラトに求ピラト之を許しゝに因きたりて其屍を取り 三九 また嘗に夜間イエスに就しニコデモといふ人沒藥と蘆薈を和およそ百斤ばかり携來る 四十 彼等イエスの屍を取てユダヤ人の葬の例に循ひ之を布と香にて裹り 四一 さて十字架に釘し其近傍に園あ

り園の中に未だ人を葬りし事なき新しき墓あり 四二 是日はユダヤ人の節筵の備日なり又墓近かりければ其處にイエスを置り

第二十章

一 一週の首の日の朝いまだ昧うちにマグダラのマリア墓に來て石の墓より取去ありしを見 二 遂にシモンペテロまたイエスの愛せし所の弟子に趨往て曰けるは墓より主を取し者あり我儕何處に置しや其處を知ず 三 ペテロと彼一人の弟子いでゝ墓に往 四 二人ともに趨る他の弟子ペテロより疾趨て先に墓に至ぬ 五 俯て屍を裹し布を置るを見たれども入ず 六 シモンペテロ彼に後て來り墓にいり裹し布を置るを見たり 七 その首を裹し手巾は屍を裹し布と同に置ず離て別の處に卷て置り 八 是に於て先に墓に來れる他の弟子も入これを見て信ぜり 九 錄してイエスの死より甦るべき事あるを彼等いまだ知ざる也 十 斯て弟子は己の宿に歸れり 十一 マリアは墓の外に立て哭つゝ墓にむかひ俯て 十二 二人の天使白き衣を著イエスの骸を置たりし所の首の方に一人足の方に一人坐し居を見たり 十三 天使かれに曰けるは婦よ何ぞ哭くや彼こたへけるは我主を取し者あり何處に置しかを知ざれば也 十四 如此いひて反顧イエスの立しを見る然どもイエスなることを知ず 十五 イエス彼に曰けるは婦よ何ぞ哭や誰を尋るか マリア園を守る人ならんと意ひ彼に曰けるは君よ爾もし彼を轉移しならば何處に置しか我に告よ我これを取べし 十六 イエス彼にマリアよといふ婦かへりみて彼にラボニと曰り之を譯ば夫子なり 十七 イエス彼に曰けるは我に捫こと勿れ我いまだ我父に升ざれば也わが兄弟に往ていへ我は我父すなはち爾曹が父わが神すなはち爾曹が神に升ると 十八 マグダラのマリア主を見しとと主の如此おのれに言給へることを弟子等に往て告◯ 十九 此日の暮暗すなはち一週の首の日弟子等ユダヤ人を懼るゝに因て集れる所の門を閉おきしがイエス來て其中に立かれらに曰けるは爾曹安かれ 二十 如此いひし後其手と脅を彼等に見す弟子たち主を見て喜べり 二一 イエスまた彼等に曰けるは爾曹安かれ父の我を遣しゝ如く我も爾曹を遣さん 二二 此如いひしのち氣を嘘て彼等に曰けるは聖靈を受よ 二三 なんぢら誰の罪を赦すとも其罪ゆるされ誰の罪を定るとも其罪さだめらるべし 二四 イエス來しとき十二の弟子の一人なるデドモと稱るトマス彼等と偕に在ざりき 二五 是故に他の弟子かれに曰けるは我儕主を見たりトマス彼等に曰けるは我もし其手に釘の跡を見わが指を釘の迹に探わが手を其脅に探に非ずば信ぜじ 二六 八日を越し後また弟子たち室の内に在けるがトマスも彼等と偕に在り門を閉たるにイエス來て其中に立て曰けるは爾曹安かれ 二七 遂にトマスに曰けるは爾の指を此に伸て我手を見なんぢの手を伸て我脅にさせ信ぜざる勿れ信ぜよ 二八 トマス答て彼に曰けるは我主よ我神よ 二九 イエス彼に曰けるは爾われを見しに因て信ず見ずして信ずる者は福なり 三十 此書に錄さゞる外なほ許多の奇跡をイエス弟子の前にて行り 三一 此書を錄せるは爾曹をしてイエスの神の子キリストなる事を信ぜしめ之を信じ其名に因て生命を得させんが爲なり

第二十一章

一 此後イエス復テベリアの湖にて弟子等に己を現せり其現せること左の如し 二 シモンペテロとデドモと云るトマス及ガリラヤのカナのナタナエルとゼベダイの子等また他の二人の弟子ともに在 三 シモンペテロ彼等に曰けるは我漁に往んと彼等いひけるは我儕も偕に往んと彼等いでゝ舟に登しが此夜は何の所獲も無りき 四 已に夜も明たるにイエス岸に立り然ど弟子等そのイエスなるを知ず 五 イエス彼等に曰けるは小子ども食物あるや彼等こたへけるは無 六 イエス彼等に曰けるは網を舟の右に撒ば所獲あらん遂に網をうつ魚おほきに因て曳擧ること能はず 七 是に於てイエスの愛せし所の彼弟子ペテロに曰けるは是主なりシモンペテロ主なりと聞て裸なりしが衣をつけ帶して湖に投入ぬ 八 他の弟子等は小舟にて魚の入たる網を曳て至れり蓋岸を距こと遠からず五十間許なりければ也 九 岸に登しに炭火と其上に載たる魚およびパンあるを見たり 十 イエス彼等に曰けるは今獲し所の魚を少し携來れ 十一 シモンペテロ舟にゆき網を岸に曳來しに其網の中に大なる魚百五十三尾いりたり如此おほかりけれど網は裂ざりき 十二 イエス彼等に曰けるは來て食せよ弟子たち敢て彼に爾は誰なると問ることをせず此は主なりと知ばなり 十三 イエス來てパンを取かれらに予ふ魚をも亦その如せり 十四 イエス死より甦りしのち己を弟子等に現せるは是三次なり 十五 偕かれ

ら食して後イエス シモン ペテロに曰けるはヨナの子シモンよ爾これらの者に過て我を愛するや彼いひける
は主よ然わが爾を愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羔を牧へ 十六 また二次かれに曰けるはヨナ
の子シモンよ我を愛する乎かれ曰けるは主よ然わが爾を愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羊を
牧へ 十七 三次かれに曰けるはヨナの子シモンよ我を愛する乎ペテロ三次われを愛する乎と言れしに因て憂ふ斯
て答けるは主しらざる所なし我なんぢを愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羊を牧へ 十八 誠に實
に爾に告ん爾いとけなき時みずから帯し意に任せて遊行ぬ老ては手を伸て人爾を束り意に欲ざる所に曳
至らん 十九 如此いへるは其如何なる死にて神を榮んといふ事を示したるなり此を言て後又彼に曰けるは我
に從へ 二十 ペテロ反顧イエスの愛せし弟子の從へるを見この弟子は食する時イエスの懐に倚て主を賣す
者は誰ぞやと問し弟子なり 二一 ペテロ之を見てイエスに曰けるは主よ斯人いかに 二二 イエス彼に曰けるは我
もし彼が存て我來るを待を欲ば爾に何の與あらんや爾は我に從へ 二三 是に於て此言兄弟の中に傳り
て此弟子死ずと言り然ども イエス ペテロに彼は死ずと言しに非ず我もし彼が存へて我來るを待を欲ば爾に
何の與あらん乎と言しなり 二四 此等の事について證をなし且これを書しゝ者は其弟子なり我儕その證の眞
なる事を知り 二五 イエスの爲し事は此等の外になほ許多あり若これを一々しるしなば其書この世に載盡すこ
と能じと意ふ也アメン

新約全書約翰傳福音書　終

使徒パウロの傳道せし旅路の圖

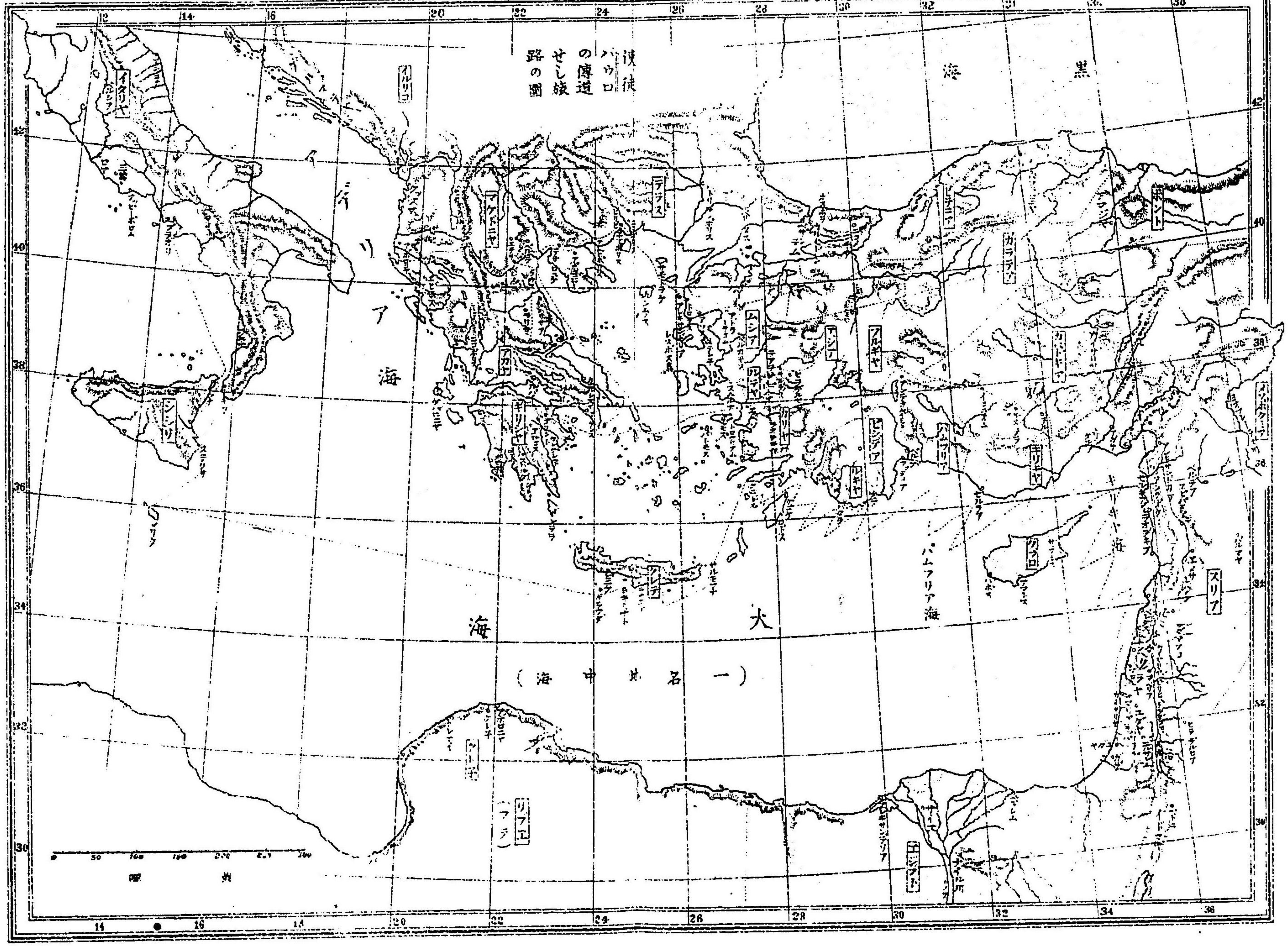
黒海
イタリヤ
ルシア
ローマ
アッピーポロム
プテオリ
イルリコ
アドリア海
シシリ
スラクサ
メリテ
マケドニヤ
テサロニケ
ベレヤ
アポロニア
アムピポリス
ピリピ
ネアポリス
テラス
アカヤ
コリント
アテネ
ギリシヤ
ケンクレア
ニコポリス
サモトラケ
トロアス
レスボス島
ムシア
アソス
アンテオケ
ビテニア
ルデヤ
カリヤ
ミレト
パトモス
ロドス
ヘレスポント
ガラテア
ポント
フルギヤ
ピシデア
パムフリア
ペルガ
ルカオニヤ
イコニオム
ルステラ
デルベ
キリキヤ
タルソ
カパドキア
メソポタミヤ
スリア
アンテオケ
セルキア
ダマスコ
クプロ
サラミス
パポス
パムフリア海
キリキヤ海
クレテ
サルモネ
ラサヤ
良港
ピニクス
クラウダ
大海
（一名地中海）
クレネ
アポロニア
リビヤ
（アフリカ）
エジプト
アレキサンデリア
ナイル河
ユダヤ
サマリヤ
ガリラヤ
エルサレム
カイザリヤ
ヨッパ
ツロ
シドン
アラビヤ
英哩
0
50
100
150
200
250
300
12
14
16
18
20
22
24
26
28
30
32
34
36
38
42
40
38
36
34
32
30

新約全書使徒行傳

第一章

一 テヨピロよ我すでに前書を作て凡そイエスの始て行へるところ教し所を錄し 二 其選たる使徒等に聖靈に託て命ぜしのち擧られし時にまで至れり 三 夫イエスは苦難を受し後おほくの確據なる證を以て己の活たる事を現し四十日の間かれらに見え神の國の事に就て語り 四 また彼等と偕に集り居て命じけるは爾曹エルサレムを離ずして我に聞る所の父の約束し給ひし事を待べし 五 蓋ヨハネは水を以てバプテスマを施たれども爾曹は久からずして聖靈によりバプテスマを受べければ也 六 集れる者かれに問けるは主よ爾いま國をイスラエルに還さんとする歟 七 彼等に曰けるは父の其權にて定たまへる時また期は爾曹が知べき所に非ず 八 然ども聖靈なんぢらに臨むに因て後爾曹能力を受エルサレム ユダヤ全國サマリアおよび地の極にまで我が證人と爲べし 九 此事を言畢しのち彼等の見が間に擧らる雲これを接て見ざらしめたり 十 イエスの昇れる時かれら天を仰ぎ視たりしに白衣を着たる二人の人ありて旁に立 十一 曰けるはガリラヤ人よ何故に天を仰て立るや爾曹を離て天に擧られし此イエスは爾曹が彼の天に昇るを見たる其如く亦きたらん○ 十二 其時かれら橄欖と名る山よりエルサレムに歸る此山はエルサレムに近く約そ安息日に行うる程なり 十三 已に入て樓に登れり此に留れる者はペテロ ヤコブ ヨハネ アンデレ ピリポ トマス バルトロマイ マタイ アルパイの子ヤコブ ゼロテと云るシモン ヤコブの兄弟なるユダなり 十四 凡此人々は婦等及びイエスの母マリア並イエスの兄弟と偕に心を合せて恒に祈禱を務たり○ 十五 當時ペテロ弟子等（其集れる者おほよそ百二十人なり）の中に立て曰けるは 十六 人々よ兄弟よ聖靈ダビデの口によりてイエスを捕る者を導けるユダに就て預じめ語たる此聖書は必ず應べかりし也 十七 蓋彼も我儕と共に列りて此職を任たれば也 十八 斯人は不義の價をもて地所を買また倒に墮て眞中より裂れ其臟こと〴〵く流出たり 十九 此事エルサレムに住る凡の人に知しかば其地所を方言にてアケルダマと呼これを繹ば血の地所なり 二十 詩の篇に錄して彼の家は墟くなれ其中に人を住居する勿れ彼の職は他人に得させよと云り 二一 是故に主

イエスの我儕が中に往來し給たる間 二二 即ちヨハ子のバプテスマより始われらを離て擧られし日に至るまで常に我儕と偕に在し者の中一人われらと共に其甦りし事の證人と爲べき也 二三 是に於てバルサバと稱るヨセフ又の名ハユストと云る者とマツテアとの二人を擧て 二四 祈いひけるハ衆人の心を識たまふ主よ願くハ奉事ことゝふ使徒の職を得させんが爲に此二人のうち孰を選たまひしか示し給へ 二五 既にユダハ此職を離て其往べき所に往たり 二六 斯て鬮を取しにマツテアに當ければ彼十一人の使徒等と共に列れり

第二章

一 ペンテコステの日に至て弟子等みな心を合せて一處に在しに 二 俄に天より迅風の如き響ありて彼等が坐する所の室に充り 三 焰の如もの現れ岐て彼等各人の上に止る 四 是に於て彼等ハみな聖靈に滿され其聖靈の言しむるに從ひて異なる諸國の方言を言ハじめたり 五 時に敬虔あるユダヤ人天下の諸國より來てエルサレムに留れる者ありき 六 此音おこりしに因おほくの人々集りけるが各人おのが方言を彼等の語るを聞て譟あへり 七 みな駭き異みつゝ互に曰けるハ視よ此語る者ハ凡てガリラヤ人あらずや 八 如何して我儕おの〳〵生れし所の方言を彼等より聞か 九 我儕ハパルテア人メデア人エラム人およびメソポタミアユダヤカパドキアポントアジア 十 フルギアパムフリアエジプト又クレ子に近きリブエの地などに住る者又ロマより來て居もの或ハユダヤ人及び其數に入し人 十一 又クレテ人アラビヤ人なるに彼等が我儕の方言をもて神の大なる用を語るを聞かと 十二 皆おどろき訝て互に曰けるハ此ハ何なる故ぞや 十三 或ハ嘲りて此人々ハ甘き葡萄酒に滿されたる者なりといふ人あり 十四 是に於てペテロ十一人と偕にたち聲を揚て彼等に對いひけるハユダヤ人および凡てエルサレムに住る者よ爾曹よく我言を聞て之を知 十五 今ハ晝の九時なれバ爾曹の諭料ごとく此人々ハ醉る者に非す 十六 これ即ち預言者ヨエルに因て語れる所なり 十七 神いひ給く末の世に至て我わが靈をもて凡の人に注ん爾曹の子女も預言すべし又なんぢらの幼者ハ異象をみ老者ハ夢を見べし 十八 其とき我わが靈を我僕ある男女に注ん彼等も亦預言すべし 十九 われ上なる天に奇跡を現し下なる地に休徵を示さん即ち血あり火あり烟あるべし 二十 主の大なる顯跡日の

來ん前に日ハ暗く月ハ血に變ん 二一 凡て主の名を呼稱む者ハ救るべし 二二 イスラエルの人々よ此等の言を聽それナザレのイエスハ爾曹の知ごとく神かれに託て爾曹の中に行し妙ある能力と奇跡と休徵を以て爾曹に證し給る所の人なり 二三 此人ハ即ち神の定し旨と預め知たまふ所に由て解さる爾曹ハ無法の手をもて之を捕へ十字架に釘て殺せり 二四 神ハ其死の苦を釋て之を甦らせ給へり彼ハ死に繫れ在べき者ならざれバ也 二五 蓋ダビデ彼に就て曰けるハ我わが前に主の常に在を見るその我右に在ハ我動されざる爲あり 二六 是故に我心ハ樂み我舌ハ喜べり且わが肉體ハ望に居ん 二七 これ爾ハ我魂を陰府に遺おかず又なんぢの聖者を朽果しめざるが故なり 二八 爾すでに我に生命の路を示す我を爾の前に置て喜に盈しめんと 二九 人々兄弟よ我始祖ダビデに就て憚る所なく爾曹に語る是當然ことあり彼ハ既に死て葬られ其墓ハ今日に至るまで我儕の中にあり 三十 彼ハ預言者にして神これに誓を立て其血統の中より一人を擧て位に即しめんと矢たまへるを知 三一 預め此事を曉るが故にキリストの甦る事につき語て彼ハ陰府に遺おかれず亦その肉體も朽果ずと曰るなり 三二 既に神ハイエスを甦らせ給へり我儕ハ皆その證人なり 三三 是故に彼ハ既に神の右に擧られ約束の聖靈を父より受て今なんぢらが見ところ聞ところの者を注り 三四 夫ダビデハ天に昇しことなし然るに彼みづから言主わが主に曰けるハ我なんぢの敵を爾の足凳と爲まで我右に坐すべしと 三六 然バ凡てイスラエルの全家よ爾曹が十字架に釘し此イエスを立て神これを主となしキリストとなし給しことを確に知 三七 彼等これを聞て其心刺るゝが如し是に於てペテロと他の使徒等に問けるハ人々兄弟よ我儕ハ何を爲べき乎 三八 ペテロ彼等に曰けるハ爾曹おの〳〵悔改めて罪の赦を得んが爲にイエスキリストの名に託てバプテスマを受よ然バ爾曹も聖靈の賜を受べし 三九 この約束ハ爾曹および爾曹の子孫また凡の遠人すなハち主たる我儕の神に召る人々に屬なり 四十 また多言をもて證して勸けるハ爾曹この邪なる世より救出されよ 四一 其時この言を聞納し者ハバプテスマを受たり是日弟子に加れる者およそ三千人 四二 彼等ハ常に使徒等の教訓をうけ交接をなしパンを擘ことゝ祈禱とを務む 四三 是に於て敬畏人々の心

に生ず又使徒等に託て許多の奇跡と休徵おこなはれたり 四四 信者ハみな一處に會て諸物を共にし 四五 產業と其所有を鬻て各人の用に從ひ之を分與へぬ 四六 日々心を合せて殿に在また家に於てパンをさき歡喜と誠心をもて食を同にし 四七 神を讚美すべての民に悅ばる主すくはるゝ者を日々教會に加たまへり

第三章

一 第三時祈禱の時に當てペテロとヨハ子共に殿に上しに 二 一人の生來なる跛ありて殿にいる人に施濟を求ん爲に日ごと負れて殿の美と名る門に置る 三 彼ペテロとヨハ子の殿に入んとするを見て施濟を求り 四 ペテロ ヨハ子と共に熟々之を見て曰けるハ我儕を觀よ 五 かれ得ことも有んと意ひて彼等を見つめたり 六 ペテロ曰けるハ金銀ハ我になし惟われに有ものを爾に予ふナザレのイエスキリストの名により起て行め 七 遂に其右の手を執これを起けれバ其足と踝たゞちに健勁なりて 八 躍立かつ行めり踊あゆみ神を讚美つゝ彼等と偕に殿に入ぬ 九 衆の民かれの行み神を讚るを見て 十 素その殿の美門に坐し施濟を求たりし者なるを識この人に所過ことを大に駭き奇めり 十一 その跛者ペテロとヨハ子にすがり居し間に民みな駭きて甚しくソロモンの廊と名る所に趨集れり 十二 ペテロ之を見て民に答けるハイスラエルの人々よ何故に此事を奇とするや我儕が自己の能と德をもて此人を行しむるが如く何ぞ我儕に目を注るや 十三 夫アブラハムイサクヤコブの神わが先祖たちの神ハ其僕イエス即ち爾曹が解しゝ者ピラトが釋すを擬たる時その前に爾曹が拒し所の者を榮給へり 十四 爾曹ハ聖者義者を拒み人を殺しゝ者を己に予られん事を求 十五 かつ生命の主を殺せり神ハ之を死より甦らせ我儕ハ其證人なる也 十六 イエスの名ハ其名を信するに由て爾曹が見ところ識ところの此人を健勁せり如此イエスに由る信仰ハ爾曹すべての人の前に於て此人を全く愈たり 十七 兄弟よ我ハ知なんぢらが行し事ハ知ざるに由てなり爾曹の有司等も亦然り 十八 然ども神ハ凡の預言者の口に託てキリストの苦を受ることを預め示し其言を如此かなへせ給へり 十九 是故に爾曹罪をくい心を改て其罪を抹ることを爲よ蓋主の前より安舒日の來り 二十 且あらかじめ擬たまひしイエスキリストを遣れんが爲なり 二一 神の古より聖預言者の口に託て言たまひし萬物の復興ん時まで天ハ必ず彼を受おくべし 二二 モーセ我儕の先祖たちに告て曰けるハ主なる爾曹の神ハ爾曹の兄弟の中より我に似たる一人の預言者を起さん其爾曹に告る凡の言を聽べし 二三 凡て此預言者に聽從ハざる者ハ民の中より取滅さる 二四 又サムエルより以來かたりし所の預言者も皆あらかじめ此日を指て言り 二五 夫爾曹ハ預言者の子孫なり且神の我儕が先祖たちに立たまひし契約を承繼ものなり即ちアブラハムに告て地の諸族ハ爾の裔に由て福を獲んと曰給へり 二六 神すでに其僕イエスを立なんぢら各人を其惡より引反し福を獲させんが爲に先なんぢらに彼を遣せり

第四章

一 彼等が民を教へ且イエスの事をひき死より復生の事を宣るにより 二 祭司 殿司およびサドカイの人たち心を惱し其民に語れるとき突然きたりて 三 親手これを執ふ時すでに暮ければ明日まで獄に囚おけり 四 然ど其道を聽し者ハ多これを信ず其數おほよそ五千人なり 五 明日有司たち長老學者 六 及び祭司の長アンナ並カヤパヨハ子アレキサンデルと祭司の長の凡の族 エルサレムに集り 七 使徒等を其中に立せて問けるハ爾曹何の權また何の名に由て之を行ひしや 八 其時ペテロ聖靈に滿され彼等に曰けるハ民の有司及びイスラエルの長老よ 九 我儕もし病たる人に行ひし善事につき之を如何して愈しゝと今日訊れなば 十 爾曹とイスラエルの民もみな知べし其なんぢらが十字架に釘しところ神の甦らせ給し所のナザレのイエスキリストの名に由て此人健勁あることを得なんぢらの前に立たりと 十一 これ即ち爾曹工匠の棄し所の石屋の隅の首石となれる者なり 十二 此ほか別に救ある事なし蓋天下の人の中に我儕の依賴て救るべき他の名を賜ざれバ也 十三 彼等ペテロとヨハ子の忌憚る所なきを見て其無學の小民なるを識バ之を奇みたり又そのイエスと偕に在しを知 十四 かつ愈されたる人の彼等と偕に立るを見により駁すべき言なかりき 十五 斯て彼等に命じて集議所を去しめ後に相議て曰けるハ 十六 この二人に何を爲べきや彼等が既に著き休徵を行へる事ハ凡てエルサレムに居者の明かに知ところ也われら之を言滅こと能ず 十七 然ども此事の猶ひろく民に傳らざる爲に彼等を恐嚇し此後その名に就て人に語ること勿しめん 十八 遂に彼等を召て更にイエスの名に就

て語ることと敎ることを爲なかれと戒む 十九 ペテロ ヨハネ彼等に答て曰けるは神に聽よりも爾曹に聽ん神の前に在て義たらんか爾曹みづから之を判よ 二十 われら見しところ聞し所のものは言ざるを得ざる也 二一 人人その所爲に因て神を榮たれば彼等民を畏れ此二人を罪するに由なく更に之を恐喝して釋せり 二二 その奇なる跡に由て癒されたる人は四十歳餘なりき○ 二三 かれら釋されて其友の所にゆき祭司の長と長老の言しことを悉く告 二四 その友これを聞て心を合せ神に對ひ聲を揚て曰けるは主よ爾は天と地と海と其中の萬物を造たまひし神なり 二五 なんぢ曾て其僕ダビデの口に託て何故に異邦人は騒擾もろもろの民は徒事を謀る乎 二六 地の王等は起て群伯と共に集り主および其キリストに逆ふと云り 二七 それ誠にヘロデとポンテオピラト異邦人およびイスラエルの民相共に此城に集り爾が膏を沃たる聖僕イエスに逆へり 二八 これ爾の手なんぢの旨にて預じめ定め給ひし事を彼等に成るなり 二九 三十 主よ今彼らの恐喝を見たまへ願くは爾が手を伸て醫を施し爾の聖僕イエスの名に託て休徵と奇跡を行はしめ爾の僕等に臆することなく爾の道を宣ることを得させよ 三一 かれら祈禱を畢し時その集れるところ震動きみな聖靈に滿されて臆する所なく神の道を宣○ 三二 信者はみな心を一にし意を一にして誰一人その所有を己が物と云ものなく凡て之を共に有り 三三 使徒たち大なる能をもて主イエスの甦りし事を證し彼等みな大なる恩を蒙れり 三四 其中に一人も窮乏者なかりき蓋地所あるひは家を有る者は之を售て其售し所の價を齎來り 三五 使徒等の足下に置これを各の用に從ひて分予しが故なり 三六 レビの族にてクプロに生しヨセフは使徒等に呼れてバルナバと稱る之を譯ば勸慰の子 三七 この人田疇ありけるが其を售てその金を齎來り使徒等の足下に置り

第五章

一 然るにアナニアといふ人その妻サツピラと同に產業を售 二 その價の幾分を藏し餘の幾分を齎來りて使徒等の足下に置ぬ其妻も之を知り 三 ペテロ曰けるはアナニアよ何故に爾の心サタンに滿され聖靈に向ひ僞て地所の價の幾分を藏す事をせし乎 四 地所いまだ售ざる時は爾の有ならずや已に售たりとも亦なんぢの權に屬るならずや何故に爾の心この事を致念しや 爾 人に對て僞るに非ず神に對て僞れる也 五 アナニア此言をきゝ仆て氣絕之を聞者みな大に懼る 六 少者ども起て彼を殮み舁出して葬れり 七 約そ三時ばかり過その妻いまだ此所爲を知ずして入來れり 八 ペテロ彼に曰けるは爾曹この價に地所を售しや我に告よ答へて曰けるは然り其價なり 九 ペテロ彼に曰けるは爾曹心を合せて主の靈を試るは何ぞや視よ爾の夫を葬りし者の足門外に在また爾をも舁出さん 十 婦直に其足下に仆て氣たゆ少者ども入來て其死たるを見これをも舁出して其夫の側に葬れり 十一 全會の者とこれを聞る者ども皆大に懼る 十二 多の休徵と奇なる跡は使徒等の手に由て民の間に行はれたり又かれら皆心を合せてソロモンの廊に在 十三 餘の者へ敢て之に近づかざりき然れども民は彼等を尊み 十四 男女とも信ずる者ます〳〵多く主に屬ぬ 十五 斯て人々病る者を携て衢にいで牀また榻の上に置り蓋ペテロの來らん時その影に庇はるゝ者あらんかと意へるなり 十六 また許多の人々四方の諸邑より病る者および惡鬼に難されたる者を携てエルサレムに來り悉く愈されたり 十七 然るに祭司の長および彼と同にある者即ちサドカイ宗の徒みな起て大に憤り 十八 使徒等を執て獄に置り 十九 然ども主の使者夜獄の門を啓き彼等を携へ出して曰けるは 二十 往て殿に立この生命の言を悉く民に語れ 二一 かれら之をきゝ昧爽より殿に入て敎ふ祭司の長および同人ども來て議員およびイスラエルの子孫の長老等を悉く召集て彼等を與來せんが爲に下吏を獄に遣せり 二二 其人等きたりしに獄の內に彼等を見ず反て告いひけるは 二三 獄は固さち守者も門の外に立るを我儕は見しに啓けば內に一人をも見ざりき 二四 祭司殿司および祭司の長たち此言を聞て此は如何に成行べきかと彼等に就て心惑へり 二五 或人來り彼等に告けるは視よ爾曹が獄に置し者は今殿に立て民を敎ふ 二六 是に於て殿司は下吏等と共に往かれらを曳來れり然ど强暴ことを爲ざりき蓋石にて民に擊れん事を懼しが故なり 二七 既に曳來りて彼等を議員の前に立せ祭司の長これに問て曰けるは 二八 我儕この名に由て敎る勿れと爾曹に嚴く禁ぜしに非や然るに爾曹は其敎をエルサレムに滿せ又この人の血を我儕に負めんとす 二九 ペテロと使徒

たち答て曰けるハ人に從ふより神に從ふハ爲べきの事なり 三十 我儕の先祖の神は爾曹が木に懸て殺しゝ所のイエスを甦らせ給へり 三一 神ハ之を君とし救主として其右の方に擧これイスラエルに悔改と罪の赦を予んが爲なり 三二 我儕は此事の證を爲者なり神おのれに從ふ者に賜ふ所の聖靈も亦證す○ 三三 かの人々これを聞て甚しく怒を含み彼等を殺さんと謀る 三四 パリサイの人にて衆民の中に尊ばるゝ教法師ガマリエルと云る者議員の中にたち命じて使徒等を暫く外に出さしめ 三五 曰けるハイスラエルの人々よ爾曹この人等につきて爲んとする事を自ら愼むべし 三六 そハ曩にチウダ起て自ら誇れり之に從へる者およそ四百人ありしが彼ハ殺され從ひし者ハ皆ちらされて跡なきに至る 三七 此人の後また戶籍調査の時ガリラヤのユダ起て民を誘ひ從へしゝが彼も亡び其に從ひし者も悉く散されたれバ也 三八 今われ爾曹に語らん此人々を容て之に係る勿れ若その謀ところ行ふところ人より出バ必ず亡べし 三九 もし神より出バ爾曹かれらを亡すこと能ず恐くハ爾曹神に逆らふ者とならん 四十 彼等これに從ひ使徒等を召て鞭ちイエスの名に由て語ることを爲なかれと命じて之を釋せり 四一 使徒等ハイエスの名の爲に辱を受るに足者とせられし事を喜びて議員の前を去 四二 日々に殿および人の家に於て教をなしイエスキリストの福音を傳て止ざりき

第六章

一 當時弟子たちの數おほく加りギリシヤ方言のユダヤ人その嫠等が日々の施濟に遺漏されしを以てヘブル方言のユダヤ人にむかひ怨言し事ありければ 二 十二人の者弟子等を召集て曰けるハ我儕神の道を棄て飲食の事に仕るハ適ず 三 是故に兄弟よ爾曹の中より聖靈と智慧の滿たる善證ある者七人を撰べし我儕それを立て此事を司らせん 四 而して我儕ハ常に祈ることゝ道を傳ることを務べし 五 此言すべての人の心に合ひければ信仰と聖靈の滿たるステパノ及ピリポ プロコロ ニカノル テモン パルメナ 又ユダヤ教に入しアンテオケのニコラを撰び 六 この人々を使徒等の前に立しむ使徒たち祈て其上に手を按り○ 七 神の道いよ〳〵傳播て弟子等の數エルサレムに甚しく增り祭司も多く信仰の道に從へり○ 八 ステパノ恩と能力に滿て奇なる跡と大なる休徵を民の中に行へり 九 時にリベルテンと稱る會堂及びクレネ人アレキサンデリア人キリキア人アジア人の諸會堂より人々起てステパノと言爭ふ 十 彼等ステパノの智慧と之に由て言ところの靈に敵すること能ず 十一 遂に人をして誣しめけるハ我儕かれが言を聞しにモーセと神を謗讟たり 十二 かれら民と長老學者たちの心を動させ突然きたりて彼を執へ集議所に曳來り 十三 妄の證人を立て曰せけるハ此人ハ聖所と律法を謗讟ことを語て止ず 十四 蓋かれ語て此ナザレのイエスハ此所を毀ち且モーセの我儕に授し所の例を易べしと曰るを我儕聞たれば也 十五 是に於て集議所に坐せる者皆目を注て彼を見しに其面天使の面の如也き

第七章

一 さて祭司の長いひけるハ此事かくの如なる乎 二 ステパノ曰けるハ衆兄弟および父等よ聽我らの先祖アブラハム未だカランに住ざる前メソポタミヤに在しとき榮光の神あらハれて 三 彼に曰たまひけるハ爾の國を出なんぢの親族を離て我なんぢに示さん所の地に至れ 四 斯てアブラハムカルダヤ人の地を出てカランに住り其父の死しのち神ハ彼を彼處より今なんぢらが住ところの此地に移し給へり 五 此地に於ハ足を踏立るほどの地をも賜ず且かれハ未だ子あらざりしに此地を產業として彼と其子孫に賜んと約束し給へり 六 神如此いひ給へり彼の裔ハ他の國に旅らん他の國の人々これを奴隸とし四百年の間なやまさん 七 神また云かれらを奴隸とする國民を我鞫べし厥後かれら其國を出この處に於て我に事んと 八 また彼に割禮の契約を予へ給へり斯てアブラハムイサクをうみ第八日に割禮を之に行ふイサクヤコブを生ヤコブ十二の始祖を生 九 始祖たちヨセフを妬これをエジプトに賣り然ど神ハ彼と偕に在て 十 諸の患難の中より之を救出しエジプト王パロの前に於て恩寵と智慧を賜てエジプト及パロの全家を宰らせ給ふ 十一 玆にエジプト、カナンの遍の地に饑饉と大なる艱ありて我儕の先祖たちも食物を獲ことを得ざりき 十二 然るにヤコブ、エジプトに穀物ある事を聞て先われらの先祖たちを遣す 十三 再び遣しゝ時ヨセフその兄弟に識れ且ヨセフの親族パロに明になれり 十四 ヨセフ人を遣して其父および凡の家族七十五人を召來しむ 十五 是に於てヤコブ、エジプトに下れり彼も我儕の先祖たちも死たる後 十六 スケムに送れアブラハムが金をもてスケムの父なるエンモル

の子孫より買おきし墓に葬られたり 十七 神のアブラハムに示し給へる約束と期ちかづくに從ひて民蕃衍りてエジプトに多なれり 十八 ヨセフの事を知ざる他の王起るに至りて 十九 彼あしき謀計をもて我儕の親族を待ひ我儕の先祖たちを困苦し其嬰孫の活殘ざるやう之を棄させんとせり 二十 其時モーセ生て甚美しく三ヶ月のあひだ父の家に育られ 二一 棄られし後パロの女これを拾あげ己の子として育たり 二二 モーセ盡くエジプト人の學術を教られ言と行とに才能あり 二三 四十歲に及て其兄弟なるイスラエルの子孫を顧ろの心起れり 二四 一人の冤抑らる者を見て之を保護エジプト人を擊て其仇を報たり 二五 モーセは我手をもて神の彼等を救んとし給ふ事を其兄弟悟ならんと意しが彼等は悟ざりき 二六 次日かれら相鬪ふを有ければ之に現れて和け曰けるは人々よ爾曹兄弟なるに何故相害ふや 二七 其友を害ふ者かれを拒却て曰けるは誰が爾を立て我儕の有司また刑官と爲しや 二八 なんぢ昨日エジプト人を殺し如また我をも殺さんと爲か 二九 モーセ此言により逃てミデアンの地に旅人となり彼處に於て二人の子を生り 三十 既に四十年を過し時シナイ山の野に於て主の使者棘の中の火焰の間にてモーセに現る 三一 モーセ之を見て奇み睇視んとして近れるとき主の聲あり云く 三二 我は爾の列祖の神すなはちアブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりモーセ投怖き敢て諦視ざりき 三三 主また彼に曰給ひけるは爾の足の履を脫なんぢが立る處は聖地なり 三四 我すでにエジプトに在わが民の苦難を見かつ其嘆息を聞これを救んが爲に降れり來れ我なんぢをエジプトへ遣さんと 三五 夫彼らが拒て誰が爾を立て有司また刑官と爲しやと云し此モーセを神は棘中に現れし使者の手に托て有司また救者として遣し給へり 三六 この人エジプトおよび紅海また四十年の間野に於て奇跡と休徵を行ひて彼等を導き出せり 三七 イスラエルの子孫に語て神は爾曹の兄弟の中より我ごとき一人の預言者を爾曹の爲に起し給ふ可と言しは則ち此モーセなり 三八 彼は野の會に在シナイ山にて己に語れる所の天使また我儕の先祖等と偕に在て我儕に授んが爲め生る道を受し者なり 三九 此人に我儕の先祖たちハ順ふことを欲ず反て之を卻け其心すでにエジプトに返り 四十 アロンに曰けるは我儕に先つべき神を我儕の爲に造れ蓋われらをエジプトの地より導き出しゝ彼モーセハ如何なりしか知ざれば也 四一 厥時かれら犢を造その像に犧牲を獻げ己の手の所爲を喜べり 四二 是に於て神ハ彼等を顧みすして其天の軍勢を祭るに任せ給へり即ち預言者の書にイスラエルの族よ爾曹ハ四十年のあひだ野に於て犧牲と祭物を我に獻しや 四三 また爾曹ハモロクの幕屋およびレパンといふ神に象れる星すなはち爾曹が拜する爲に造れる所の像を携へたり我なんぢらをバビロンの外へ徙んと錄されたる如し 四四 我儕の先祖たちハ野にて證の幕屋を有り此ハモーセに語れる者かれに對て已に見し所の式に從ひて造れと命ぜし如く造れる者なり 四五 我儕の先祖たち此幕屋を承てヨシュアと偕に異邦人の地を攻取し時これを携入り此異邦人ハダビデの時までに我儕の先祖たちの前より神の逐驅ひ給し所の者なり 四六 ダビデ神の前に恩を蒙てヤコブの神の爲に居所を設んと欲たれど 四七 ソロモン神の爲に殿を建たり 四八 然ども至上き神ハ手にて造れる所に居たまハず預言者の云る如し 四九 卽ち主いひ給く天ハ我座位なり地ハ我足凳なり爾曹我ために如何なる屋を建んと爲か又わが息む所ハ何處なるや 五十 我が手ハ此凡の物を造らざりし乎 五一 强項にして心と耳に割禮を受ざる者よ爾曹常に聖靈に逆ひ其先祖たちの如く爾曹も行なり 五二 爾曹の先祖等ハ孰の預言者を窘迫ざりし彼等ハ義者の來んことを預め語し者を殺し爾曹ハ今その義者を解し且これを殺す者となれり 五三 爾曹ハ天の使者に由て律法を受なほ之を守ざる也○ 五四 衆人これらの言を聞て大に憤り切齒しつゝステパノに向へり 五五 然るにステパノハ聖靈に滿され天を仰て神の榮光と其右にイエスの立るを見て曰けるハ 五六 視よ我天ひらけて神の右に人の子の立るを見 五七 是に於て彼等大に呼り耳を掩ひ心を合せてステパノの所に趨より 五八 彼を邑より逐出して石をもて之をうつ證人等おの〳〵其衣服をサウロと云る少年の足下に置り 五九 彼等が石を以てステパノを擊る時かれ祈て曰けるハ主イエスよ我靈魂を納たまへ 六十 また跪き大聲に呼いひけるハ主よ此罪を彼等に負しむる勿れ此言をいひ畢て寐に就サウロ彼の殺されしを好とせり

第八章

一 此日エルサレムに在ところの教會を大に窘迫こと起り使徒等の外ハ皆ユダヤとサマリアの地に

散されたり 二敬虔ある人々ステパノを葬り之が爲に大なる哭泣をなせり 三サウロは教會を殘害して此處彼處の家にいり男女を曳出して之を獄に付せり 四是に於て散されたる者ども徧く往て福音を宣傳たり 五ピリポはサマリアの邑に下てキリストの事を彼等に示す 六多の人々ピリポが行へる奇なる跡を見聞して心を同うし謹て其語れる言を聽り 七そは汚たる鬼、大に喊叫て其憑る所の多の人より出また癱瘓および跛者の人も多く愈されたれば也 八之に因て此邑に大なる喜ありき 九爰にシモンと云る素邪術を行ひ自らを大なる者としてサマリアの民を駭しゝ者あり 十小より大に至るまで皆謹て彼に聽この人は神の大なる能なりと曰り 十一彼等の謹て之に聽るは久く其邪術に駭かされたるが故なり 十二然ども彼等神の國およびイエスキリストの名につきて福音を宣るピリポを信ぜしかば男女ともバプテスマを受 十三シモンも亦信じてバプテスマをうけ常にピリポと偕に在て彼が行ふ所の奇なる跡と休徴を見て駭けり 十四エルサレムにをる使徒等サマリア已に神の道を受たりと聞てペテロとヨハネを彼處に遣す 十五この二人の者くだりて彼等が聖靈を受ん爲に祈れり 十六蓋かれら唯主イエスの名に入られバプテスマを受しのみにて未だ其一人にも聖靈下ざりしに因 十七この時二人の者手を彼等の上に按ければ彼等聖靈を受たり 十八使徒たちの手を按るに因て聖靈を予られしを見てシモン金を携來り彼等に曰けるは 十九我手を按ところの者も凡て聖靈を受ん爲に此權を我にも予よ 二十ペテロ彼に曰けるは爾の金は爾と偕に亡よ爾は神の賜を金にて得んと意へり 二一爾この事に於て分なく又與あらず蓋爾の心神の前に正からず 二二故に爾この惡を悔改めて神に祈れ爾の心の念或は赦れん 二三我爾が膽の苦にをり不義の繋に在を見れば也 二四シモン答て曰けるは爾曹が語れるところ一も我に及ざるやう我爲に主に祈れ 二五かれら主の道を證し且これを語し後エルサレムへ返往きサマリア人の諸邑に福音を傳たり◯ 二六主の使者ピリポに語て曰けるは起て南の方に向ひエルサレムよりガザに下る所の路に往その路は野なり 二七かれ起て往りエテオピア人すなはちエテオピア人の女王カンダケの大臣なる寺人にて凡て其女王の財寶を司る者禮拜の爲エルサレムに來し 二八その返あるが車の中に坐し預言者イザヤの書を讀たれり 二九靈ピリポに曰けるは往て此車に就 三十ピリポ趨よりて彼が預言者イザヤの書を讀を聞これに曰けるは爾その讀ところの事を曉るや 三一彼いひけるは若われを導く者あらずば如何で曉ることを得んや遂にピリポに請て己と同に坐せしむ 三二其讀なりし聖書の文は左の如し彼は羊の屠場に牽るゝ如く牽れ又羔の其毛を剪者の前にて聲を出さゞるが如く其口を開ず 三三かれ卑賤に居しとき義き鞫を奪れたり誰か能その世の狀を述得んや蓋かれの生命地より滅れたれば也 三四寺人ピリポに對いひけるは請われに示せ預言者は誰を指て之を語しや自己を指しや他人を指しや 三五ピリポ口をひらき此錄されたる所に基きてイエスの福音を彼に宣傳ふ 三六斯て二人の者路をゆき水ある所に至ければ寺人いひけるは水を見よ我バプテスマを受んとす何の礙か有や 三七ピリポ曰けるは爾もし全心をもて信ぜば可らん彼こたへて曰けるは我イエスキリストは神の子なりと信ず 三八遂に命じて車を止しめピリポと寺人の二人水に下りピリポバプテスマを彼に施せり 三九かれら水より上れるとき主の靈ピリポを引去る寺人また彼を見ことを得ざりき寺人喜びて其路を往り 四十偖アシドドにてピリポに遇る者あり彼すべての邑鄉を經て福音を宣傳へカイザリヤに至れり （[illegible]）

第九章

一サウロは猶も主の弟子等をおびやかし殺氣を吐て祭司の長に往て 二ダマスコの諸會堂に寄る書を求む彼は此道に從へる者を見ば男女にかゝはらず捕て之をエルサレムに曳んと意り 三彼ゆきてダマスコに近けるとき忽ち天より光ありて彼を環り照せり 四かれ地に仆る其時サウロ、サウロ何ゆゑ我を窘迫やといふ聲を聞り 五サウロ曰けるは主よ爾は誰ぞ主いひ給けるは我は爾が窘迫ところのイエスなり爾荊ある鞭を蹴は難し 六かれ戰き駭きて曰けるは主よ我に何を行しめんと爲給ふや主かれに曰けるは起て邑に入れさらば爾行べき事を示さるべし 七彼と偕に往る人々言ふを能ずして立止り其聲を聞ども誰をも見ざりき 八サウロ地より起て眼を啓たるに何も見ざりければ伴へる人等その手を援てダマスコに入ぬ 九かれ三日の間みえず又飲食をも爲ざりき 十斯てダマスコにアナニヤと云る一人の弟子あり主幻の如く彼に曰給ひけるは

アナニアよ答けるは主われ此に在 十一 主いひ給ひけるは起て直と云る街に往ユダの家に至てタルソの人サウロといふ者を尋よ彼は祈て居 十二 且アナニアといふ人きたりて見ことを得させんがため手を其上に按しを幻に見たれば也 十三 アナニア答けるは主よ我この人につきて多の人の語るを聞しに彼がエルサレムにて爾の聖徒を苦しこと如何ばかりぞ乎 十四 且この處にても彼は凡て爾の名を籲者を捕んとて祭司の長より受たる權威を有り 十五 主いひ給ひけるは往よ彼は異邦人および王とイスラエルの子孫の前に我名を擔しめん爲に我選し器なり 十六 彼は我名の爲に如何ばかりの苦難を受るか我これを彼に示さん 十七 是に於てアナニア往て其家にいり手を彼の上に按て曰けるは兄弟サウロよ爾の來れる路にて現れし所の主イエス爾が再び見ことを得かつ聖靈に滿されん爲に我を遣せり 十八 忽ち彼の眼より鱗の如もの脱て再び見ことを得すなはち起てバプテスマを受 十九 彼すでに食して强健たり斯てサウロは數日の間ダマスコにある弟子等と交り 二十 直に會堂に於てイエスの事を宣て即ち此は神の子なりと言 二一 聞者みな駭異て曰けるは此人はエルサレムに於て此名を籲者を殘害し且ここに來しも之を捕て祭司の長に曳んとするに非ずや 二二 然どもサウロは益堅固して此イエスはキリストなりと證をなしダマスコにをる所のユダヤ人を辨折たり 二三 既に多の日を歷て後ユダヤ人サウロを殺さんと謀しが 二四 その計謀つひにサウロに知る彼等は夜も晝も邑の門を守て之を殺さんとせしに 二五 夜弟子たち籠をもてサウロを石牆より縋下せり 二六 サウロはエルサレムに至て弟子たちに列らんと爲たりしに皆かれが弟子たることを信ぜずして之を懼る 二七 バルナバ彼を援て使徒たちの所に至り其途中にて主を見しこと又主の彼に語り給ひしこと及ダマスコに在て憚らずイエスの名に由て語しことを告たり 二八 彼エルサレムに在て弟子たちと偕に往來し 二九 主イエスの名に由て憚らず語かつギリシヤ方言のユダヤ人と辨論へり彼等サウロを殺さんと圖る 三十 然ど兄弟たち之を曉り彼をカイザリヤまで送てタルソに往しめたり 三一 是に於てユダヤガリラヤ及サマリア中の教會は平安に且成立て主を畏れ事を行ひ聖靈の勸に因て其數いや增れり○ 三二 偕ペテロ遍く諸方の地を經てルツダに住る聖徒の所に至り 三三 その處にて一人の癱瘋を患ひ八年の間床に臥るアイ子アと名る者に遇 三四 ペテロ彼に曰けるはアイ子アよイエスキリスト爾を愈す起て爾みづから床を治よ彼ただちに起 三五 ルツダ及サロンに住る凡の人之を見て主に歸せり○ 三六 ヨツパに女の弟子ありタビタと名く譯ばドルカス彼は多の善事と施濟を行へる者なりしが 三七 そのころ病て死たるにより其屍を洗て樓に置り 三八 ヨツパはルツダに近き故に弟子たちペテロの彼處に在ことをきゝ二人の者を遣して我儕に來ことを遲する勿れと請しむ 三九 ペテロ起て彼等と偕に往既に至ければ人々かれを引て樓に登る凡の寡婦たちペテロの側に立て哭泣つゝドルカスが偕に在しとき常に作れる所の上衣下衣を彼に示す 四十 ペテロ彼等を悉く外に出し跪きて祈り又屍に向てタビタ起よと曰ければかの婦眼を啓きペテロを見おきて坐しぬ 四一 ペテロ手を伸て之を起し聖徒および寡婦等を召て此活たるタビタを其前に立しめたり 四二 此事ヨツパ中にしれ多の人々主を信ず 四三 斯てペテロ久くヨツパに留りて皮工シモンの家に居り

第十章

一 カイザリヤにイタリヤ隊と稱る組の百夫の長にてコル子リオと云る人あり 二 彼は信心の深き者にて其擧の家族と偕に神を敬ひ民に多の施濟をなし恒に神に祈禱せり 三 晝の三時ごろ幻の如く神の使者の來りてコル子リオよと曰るを明かに見 四 かれ目を注これを見て懼曰けるは主よ何事なるや天使かれに曰けるは爾の祈禱なんぢの施濟すでに上て神の前に記置れたり 五 いま人をヨツパへ遣しペテロと云シモンを召 六 彼は皮工シモンの所に寓れり其家は海濱に在 七 コル子リオに語れる天使さりし後かれ其僕二人と恒に己に事る信心の深き兵卒を召 八 此事を詳く告てヨツパへ遣はす○ 九 彼等ゆきて次日その邑に近ける時ペテロ祈禱のため屋上に升れり時は約そ十二時なりし 十 甚く餓て食せんと欲しが人の食物を具る間に彼氣を喪へる心地して 十一 天ひらけ器物の降れるを見る大なる布の如く四角を繋て地に縋下されたり 十二 其中に凡て地の四足の獸昆蟲および空の鳥あり 十三 かつ聲ありて彼に曰けるはペテロよ起て之を殺し食せよ 十四 ペテロ答けるは主よ可らじ我いまだ穢たる物と潔からざる物を食せしことなし 十五 聲ふたゝび有て彼

に曰けるハ神の潔たる物を潔からずと爲なかれ 十六 此の如こと三次たゞちに其器物天に上られたり○ 十七 斯てペテロ其見し所の異象ハ如何なる意ならんと疑ひ在し時コルネリオより遣されたる人等すでにシモンの家を訪て門の前に立 十八 呼てペテロと稱シモンは此に寓れるや否と問 十九 ペテロ猶その異象の事を思ひをりしに靈かれに曰けるハ視よ三人の者なんぢを尋ぬ 二十 起て下り疑へずして彼等と偕にゆけ我これを遣し也 二一 ペテロ下て其人たちに曰けるハ我ハ爾曹が尋る所の者なり爾曹如何なる故ありて來るや 二二 彼等いひけるハ百夫の長なるコルネリオと云る義かつ神を敬ひ凡のユダヤ人の中に尊ばるゝ者なんぢを其家に召て爾の言を聽と聖使に示されたり 二三 是に於てペテロ彼等を召入て舘しめ次日ペテロ彼等と偕に出立けるがヨツパの兄弟たちも亦かれに伴へり 二四 次日かれらカイザリヤに入るコルネリオは既に其親族および親き友等を召集て之を待居たり 二五 ペテロの入來れる時コルネリオ彼を迎へ其足下に伏て拜めり 二六 ペテロ之を扶起し曰けるハ起よ我も人なり 二七 斯て偕に語つゝ内に入て多の人の集れるを見 二八 彼等に曰けるハユダヤ人の異邦人と交り又は近づく事の律に合ざるハ爾曹の知ところ也されど神は何の人をも穢たる者あるひは潔からざる者といふ勿と我に示し給へり 二九 是故に我請るゝや直に猶豫ずして來る我なんぢらに問ん請しは何の爲なるや 三十 コルネリオ曰けるは四日前に我斷食して此時刻に至れり三時ごろ家に在て祈禱なりしに輝ける衣を著たる者わが前に立 三一 曰けるはコルネリオよ爾の祈禱は聞れ爾の施濟は神の前に記置れたり 三二 然ば人をヨツパへ遣しペテロと稱シモンを召かれは海邊にある皮工シモンの家に寓れり彼きたりて爾に語るべし○ 三三 是故に我たゞちに人を爾に遣せり爾の來れるは善われら神の前に命じ給へる一切の言を聽んとて今神の前に在あり○ 三四 ペテロ口を啓て曰けるは我まことに神は偏らざる者にして 三五 何の國民にても神を敬ひ義を行ふ者は其聖旨に適と云ことを悟る 三六 その道は即ち神のイエスキリストに由て平和を宣イスラエルの子孫に予たまひし所なり此イエスは萬物の主たる也 三七 夫ヨハネの宣しバプテズマの後ガリラヤより始りユダヤ中に有し事は爾曹が知ところ 三八 即ち此ナザレより出たるイエスは神より聖靈と才能を以て膏を沃がれ周遊て善事を行ひ凡て惡鬼に壓たる者を愈せり蓋神彼と偕なりしに因 三九 我儕は彼がユダヤ人の地およびエルサレムに於て行ひし凡の事を證する者なりユダヤ人は此人を木に懸て殺せり 四十 神は第三日に之を甦らせ衆の民には顯さで 四一 惟その預め選たまへる證人すなはち彼が甦りし後これと同に飲食せし我儕にのみ顯し給へり 四二 かつ彼は其生る者と死る者の審判人に神より定られし事を我儕に證して民に宣よと命じたり 四三 凡の預言者も凡そ彼を信ずる者は其名に由て罪の赦を受べしと彼につきて證せり 四四 ペテロこの言を語れる間に道を聽ところの凡の者に聖靈降れり 四五 ペテロと偕に來りし割禮ある信者等は聖靈の賜の異邦人にまで注げる事を駭きぬ 四六 そは異なる邦々の方言にて彼等が語れると神を讚るとを聞たれば也 四七 此時ペテロ答けるは我儕の如く既に聖靈を受たる此人々に誰か水を禁じてバプテスマを受ざらしむる者あらん乎 四八 遂に主の名に由てバプテスマを受べき事を彼等に命ず是に於て彼等ペテロに數日留らんことを請へり

第十一章

一 使徒等およびユダヤ中に在ところの兄弟すでに異邦人も神の道を受たりと聞 二 ペテロエルサレムに上しとき割禮ある者ども彼と爭ひ 三 曰けるは爾は割禮なき人の家に入て彼等と同に食せり 四 ペテロその有し始より次第に語て彼等に順し曰けるは 五 我ヨツパの邑に在て祈れるとき氣を喪へる心地して天より四角を繋たる大なる布の如き器の下るを見たるに其器わが前に著り 六 われ目を注て熟之を視ば中に地の四足のものと野獸昆蟲および空の鳥ありき 七 且われにペテロよ起て之を殺し食すべしと曰る聲を聞り 八 我いひけるは主よ可らじ穢たる物と潔からざる物は未だ我口に入しことなし 九 聲また天より我に答て神の潔たる物を爾潔からずと爲なかれと曰 十 此の如きこと三次つひに各物ふたゝび天に引上られたり 十一 其時に當てカイザリヤより我に遣せる三人の者わが居ところの家の前に立り 十二 また靈われに疑はずして彼等と偕に往べしと曰り且この六人の兄弟も我と伴ひ往て其人の家に入ぬ 十三 かれ我儕につぐ天の使者の我家に立われに向て人をヨツパへ遣しペテロと稱シモンを迎よ 十四 其人なんぢ及び爾の家族の救はるべき言

を告んと曰るを見たりと 十五 斯て我かたり始しとき聖靈はじめに我儕に降し如く彼等にも降れり 十六 其時われ主の曰たまへるヨハネは水を以てバプテスマを施たれども爾曹は聖靈に由てバプテスマを受んとの言を憶起せり 十七 既に神は主イエスキリストを信する所の我儕に賜し如おなじ賜物を彼等に予たまへば我いかで神に逆ふことを得んや 十八 彼等この事を聞て答ふる所なく惟神を崇いひけるハ實に然らん異邦人の生を得ん爲に彼等にも悔改を予給へる事○ 十九 偖ステパノに就て起し苦難に因て散されたる人々旅してピニケクプロ及アンテオケに至しが惟ユダヤ人にのみ道を語る 二十 彼等の中にクプロクレネの人々ありてアンテオケに來り主イエスの福音を宣てギリシヤ人にも語れり 二一 主の手之と偕にあり多の人信じて主に歸せり 二二 彼等に就て其聞えエルサレムに在ところの教會の耳に入しかば遂にバルナバを遣してアンテオケに至しむ 二三 彼すでに至り神の恩を見て喜び彼等に心を堅し主に屬んことを勸たり 二四 蓋かれハ善人にて聖靈と信仰の滿る者なればなり是に於て數多の人主に加りぬ 二五 偖バルナバはサウロを尋んためにタルソに赴き 二六 彼に遇て之をアンテオケに携來れり斯て彼等一年の間とも教會に集りて衆の民を教ふ弟子たちのキリステアンと稱られしハアンテオケより始れり 二七 このころ數人の預言者エルサレムよりアンテオケに來る 二八 その中の一人アガボと名るもの起て靈により示しけるは偏く世界に大なる饑饉あらんと其こと果してクラウデオカイザルの時に起たり 二九 是に於て弟子たち各その力量に從ひてユダヤに住る所の兄弟を濟ん爲に彼等に物を餽んことを定め 三十 遂に斯事を行ふ即ちバルナバとサウロの手に托して之を長老に送れり

第十二章

一 當時ヘロデ王教會の中に數人を困苦さんとて彼等を執ふ 二 かつ刃をもてヨハネの兄弟ヤコブを殺せり 三 此事のユダヤ人の意に適るを見て彼またペテロをも執ふ此時は除酵節の日なりき 四 既に彼を執て獄にいれ逾越節の後民の前に曳出さんと欲ひ十六人の兵卒に之を守しめたり 五 ペテロは如此獄に守られ教會ハ之が爲に懇切神に祈る 六 ヘロデ彼を曳出さんとする前夜ペテロは二の鏈に繫れて二人の兵卒の間に睡り守者は門の前に在て其獄を守れり 七 時に主の使者來りければ光獄の中に照耀その使者ペテロの脇を拊て之を醒し速かに起よと曰じに鏈その手より脫たり 八 使者かれに曰けるは爾帶をしめ履を納よペテロその如せり天使また曰けるは爾の袍を身に纏て我に從へ 九 ペテロ出て之に從ひしが其使者の爲ことの眞實なるを知ず異象ならんと意ふ 十 斯て第一第二の警固を過て城邑に入ところの鐵門に至しに其門おのづから彼等の爲に啓く即ち出て一の衢を徑行しき其使者忽ち彼より離れたり 十一 ペテロ悟て曰けるは我いま誠に知る主その使者を遣してヘロデの手およびユダヤ人の願望より我を拯出し給し事を 十二 かれ悟て後ヨハネ名をマコといふ人の母なるマリアの家に至しに多の人こゝに集りて祈るたり 十三 ペテロが門の戸を叩ける時ローダと名る下婢きたりて之を窺ひしが 十四 ペテロの聲なるを知ければ喜に堪ず門をも啓ずして趨入ペテロの門の前に立ことを告 十五 彼等ローダに曰けるは爾狂りと然ども女力言て我言は違ずと曰かれら又いひけるは蓋ペテロの天の使者なり 十六 ペテロなほ門を叩て止ざりしかば彼等門を啓きペテロを見て駭けり 十七 ペテロ手を搖して彼等の聲を鎭しめ主の己を獄より引出し給し事の狀を告また此事をヤコブ及び兄弟たちに示せといひ遂に出て他の處へ往り 十八 天明に及し時ペテロは如何なりしやと兵卒ごもの中にて其騷擾容易ならざりき 十九 ヘロデペテロを索れども見出さず遂に守卒を審問て彼等に死罪を命じ斯てヘロデはユダヤよりカイザリヤに下て止れり○ 二十 ヘロデツロとシドンの者に對て甚しく怒を懷ければ彼等心を合せて其所に來り內侍の臣ブラストに親睦をなし之に託て平和を求む蓋かれらの國は王の國に賴て糧食を獲ばなり 二一 ヘロデその定たる日に於て王服を著その位に坐し彼等に對て語れり 二二 民聲を揚いひけるは此は神の聲なり人の聲に非ず 二三 ヘロデ榮を神に歸せざるにより主の使者たゞちに彼を擊しかば彼は蟲の爲に噬れて氣絕ゆ 二四 さて神の道ハ益廣り 二五 バルナバ及びサウロハ其職を成畢りてマコと名るヨハネを携ひてエルサレムより返れり

第十三章

一 アンテオケの教會に數人の預言者と教師あり即ちバルナバ及ニゲルと稱るシメオン又タ

レ子のルキオ及び分封の王ヘロデの乳兄弟マナエン及サウロなり 二 彼ら主に事て断食をせるとき聖靈曰けるハ我ためにバルナバとサウロを甄別ちて我かれらに命ぜし所の事を行ハしめよ 三 是に於て断食し祈禱をなし手を二人の上に按て之を往しむ 四 如斯この二人ハ聖靈に遣されてセルキアに下り彼處より舟出してクプロに赴けり 五 彼等サラミスにつきユダヤ人の諸會堂において神の道を宣またヨハ子を用ゐて其幇助となせり 六 斯て彼等島の中を經てパポスに至しときいつはりの預言者バリエスと名る卜筮をなすユダヤ人に遇 七 この人ハ國の方伯セルギオパウロといふ智き人と偕にあり時に方伯バルナバとサウロを召て神の道を聽んとを求む 八 然るに彼の卜者エルマス（此名を譯バ卜者）二人の者に敵ひ方伯をして信するを勿しめんとせり 九 サウロ一名ハパウロ聖靈に滿され目を注て彼を見 十 曰けるハ噫すべての詭騙と奸惡にて盈てる者の惡鬼の子すべての義の敵よ爾主の直ある道を枉て止ざる乎 十一 視よ主の手いま爾の上に在なんぢ瞽となり暫く日を見ざるべし即ち彼の目朦暗みて已を相せん者を求さまよへり 十二 是に於て方伯この所爲を見て主の教を駭き之を信ぜり○ 十三 パウロ及その從へる人々パポスより舟出してパムフリアのペルゲに至り此處にてヨハ子ハ彼等に別てエルサレムに歸り 十四 彼等ハ此より旅してピシデアのアンテオケに至り安息日に會堂に入て坐しぬ 十五 律法と預言者の書を讀畢りしのち會堂の宰たち人を以て彼等に曰せけるハ人々兄弟よ若民に勸ること有バ言 十六 パウロ起て手を揺し曰けるハイスラエルの人々および神を敬ふ者よ爾曹聽べし 十七 此イスラエルの民の神ハ我儕の先祖たちを選び其民のエジプトの地に旅をりし時これを尊かつ勁手を以て彼等を彼處より導き出し 十八 約そ四十年のあひだ野にて之を寛養ひ 十九 又カナンの地の七族の民を滅し其地を彼等に嗣しめ 二十 後およそ四百五十年のあひだ即ち預言者サムエルの時まで之に審士を與たまへり 二一 厥後かれら王を求ければ四十年の間ベニヤミンの支派キスの子サウロを賜ふ 二二 後また彼を徙しダビデを立て彼等の王となし且これが爲に證して曰たまひけるは我エッサイの子ダビデと云る我心に合ふ人を得たり彼は凡て我旨を行遂べし 二三 神は其約束に從ひて斯人の裔より救主イエスをイスラエルに興し給り 二四 その來る前にヨハ子先イスラエルの凡の民に悔改のバプテスマを宣傳たり 二五 ヨハ子その職を行ひし時いひけるは爾曹われを誰と意ふや我は其人に非ず我より後に來者あり我は其足の履を解にも足ざる者なり 二六 人々兄弟アブラハムの子孫および爾曹のうち神を敬ふ者よ此救の道を爾曹に遣たまへり 二七 夫エルサレムに住る者および其有司たちはキリストを知ず彼の罪に定て安息日ごとに讀ところの預言者の言を成しめたり 二八 かつ殺すべき故を得ざれどもピラトに之を殺さんことを求め 二九 已に彼に就て錄されたる凡の言を成しめければ之を木より下して墓に置り 三十 然ども神は之を死より甦らせ給り 三一 多日の間かれはガリラヤより己と偕にエルサレムに上し者に現れたり今かれの爲に證を民にする者は其人々なり 三二 我儕も喜の音を爾曹につぐ神はイエスを甦らせて先祖等に立たまひし約束を其子孫たる我儕に成たまへり 三三 即ち詩の第二篇に爾は我子なり我今日なんぢを生りと錄されたるが如し 三四 また朽壞に歸せざる様に彼を死より甦らする事に就ては左の如く言り曰われダビデに約束せし所の賴むべき恵を爾曹に予ふ可と 三五 是故に又ほかの篇に爾は其聖者を朽果しめずと云り 三六 夫ダビデは神の旨に遵ひ其世の爲に勞苦しのち寢て先祖たちと偕に置れ遂に朽果たり 三七 然ども神の甦らせ給し者は朽果ざりき 三八 然ば人々兄弟よ此人に由て罪の赦の爾曹に傳れるを知れ 三九 爾曹モーセの律法に依て義と爲るゝこと能ざる凡の罪も信する者は皆かれに由て赦され義とせらるゝ也 四十 然ば爾曹愼よ恐くは預言者の書に言れたる事なんぢらに臨ん 四一 曰く藐る者よ視て駭き且亡よ蓋われ爾曹の日に一の事を行へん人これを爾曹に告ることも爾曹信ざる可れば也○ 四二 かれら會堂を出んとせしとき次の安息日に復この事を宣よと請れたり 四三 會すでに散じて多のユダヤ人および其教に入し神を敬ふ人々パウロとバルナバに從へりパウロとバルナバ彼等に語て恒に神の恩に居ん事を勸む 四四 次の安息日に邑の人々神の道を聽んとて幾ど皆集まれり 四五 その多く集れるを見てユダヤ人嫉妬を心に滿せて爭辯かつ罵りパウロが言ところを拒めり 四六 パウロとバルナバ毅然して曰けるハ夫神の道ハ必ず先爾曹に告べきなり然ども爾曹之

之を棄かつ己ハ永生を受べき者に非ずと自ら定たれば我儕轉て異邦人に向ふべし 四七 蓋主がく我儕に命じ給へり曰く爾ハ救となりて地の極にまで及ばん爲に我なんぢを立て異邦人の光となせり 四八 異邦人ハ之をきゝ喜びて主の道を讃美すべて永生に定られたる者ハ信ぜり 四九 是に於て主の道あまねく此地に廣りぬ 五十 然るにユダヤ人神を敬ふ貴婦等および邑の尊長たる人々の心を動させてパウロとバルナバを窘迫その境より逐出せり 五一 二人ハ彼等に對ひ足の塵を打拂てイコニオムに至れり 五二 斯て弟子等ハ大に喜樂を懷かつ聖靈に盈されたり

第十四章

一 二人の者イコニオムに於て共にユダヤ人の會堂に入て道を傳へユダヤ人及びギリシヤ人を多く信ぜしめたり 二 然るに信ぜざるユダヤ人異邦人を唆て其心に兄弟を惱しむ 三 彼等ハ久しく彼處に留り主に賴て憚らず道を傳ふ主また彼等の手に休徵と奇なる跡を行へしめて其恩の道を證せり 四 邑の人々二に分れ或ハユダヤ人に與し或は使徒等に與せり 五 斯て異邦人ユダヤ人および其有司たち共に擁上かれらを辱しめ石にて擊んとす 六 二人のもの之を知てルカオニヤの邑なるルステラ デルベ 及その四周の地に逃れ 七 彼處に於て福音を傳ふ○ 八 ルステラに一人の足弱もの坐しゐたり彼は生來の跛者にて未だ步行みしことなし 九 此人パウロの語ろを聽をりしがパウロ目を注て其愈さるべき信仰あるを視 十 大聲に曰けるは爾の足にて正く立よ彼踊上りて行めり 十一 人々パウロの爲し事を見て聲を揚ルカオニヤの方言にて曰けるは神神人の形になりて我儕に臨れり 十二 彼等バルナバをゼウスと稱パウロは專ら說話をする人なるが故にヘルメスと之を稱 十三 時に其邑の前にある所のゼウスの祭司犢と花飾を門に携來りて衆の人と共に犧牲を獻げ彼等を祭んとせり 十四 使徒バルナバ パウロ之を聞て己が衣を裂はしり出て大衆の中に入 十五 喊叫いひけるは人々よ何故に此事を行や我儕も亦なんぢらと同情をもつ所の人なり爾曹に福音を傳るは爾曹をして此虛妄を去て天と地と海および其中の萬物を造り給へる活神に歸しめんが爲なり 十六 往世には神すべての異邦人に其己が道を行むことを容し給しかど 十七 亦なんぢらを惠て天より雨を降せ豐穰ある時候をあたへ糧食と喜樂をもて爾曹の心を滿しめ己自ら證せざりし事なし 十八 此言を以て苦辛して衆の人の己等に犧牲を獻んとするを止たり○ 十九 時にユダヤ人等アンテオケ イコニオムより來りて多の人を唆め石をもてパウロを擊しめ既に死たりと意ひ邑の外に曳出せり 二十 弟子等その周圍に立るときに彼おきて邑に入り次の日バルナバと偕にデルベに往り 二一 斯てその邑に福音を傳へ多の人を弟子となし又ルステラ イコニオム アンテオケに返り 二二 弟子等の心を堅し其常に信仰に居んことを勸め又おほくの艱難を歷て我儕が神の國に至る可ことを敎ふ 二三 斯て二人のもの數會ごとに長老をえらび斷食と祈禱をなし前より信じたる所の主に之を託たり 二四 かれら遍くピシデアを經てパムフリアに至り 二五 又ペルゲに道を傳てアツタリアに下り 二六 彼處より舟にてアンテオケに航る此は彼等さきに神の恩に託られ今とげし職を行はんとて出し所なり 二七 既に至りて敎會の人を集め己を助けて神の行たまへる凡の事と異邦人のために信仰の門を開き給ひし事を告 二八 斯て久く弟子等と偕に彼處に止れり

第十五章

一 ユダヤより下し人々兄弟たちに敎へけるは若なんぢらモーセの例に從ひて割禮を受ずば救るゝことを得じ 二 之に由てパウロとバルナバ大に彼等と爭ひ且論ぜしかば兄弟等この事に就てパウロバルナバ及その中の數人をエルサレムに上せ使徒と長老等に遇しめん事を定む 三 是に於て彼等敎會の人人に送られ出ピニケおよびサマリアを經て異邦人の神に歸せし事を具に述すべての兄弟を大に喜ばしめたり 四 彼等エルサレムに至り敎會と使徒および長老たちに接られ己を助けて神の行たまひし凡の事を告しに 五 パリサイ宗の中ある信者數人たちて曰けるは彼等に必ず割禮を施し且命じてモーセの例を守しむべし 六 使徒等および長老たち此事を議ん爲に集れり 七 茲に多の論ありしがペテロ起て彼等に曰けるは人人兄弟よ久き先に神われを爾曹の中より選び福音の道を我口より異邦人に聽せ彼等をして之を信ぜしめ給しを爾曹の知ところ也 八 人の心を知たまふ神ハ我儕に聖靈を賜し如く彼等にも賜て其證をなし 九 又信仰をもて其心を潔め我儕と彼等の間に分を爲ざりき 十 然るに今何故我らの先祖たちも我儕も負あた

はざる軛を弟子等の頸に置て神を試むる乎 十一 彼等の救るゝ如く我儕も主イエスキリストの恩に由て救るゝことを信ずる也 十二 是に於て人々みな默して、バルナバとパウロが神の己をもて異邦人の中に行ひ給へる休徵と奇跡とを述るを聞り 十三 彼等が言畢りし後ヤコブ答て曰けるは人々よ兄弟よ我に聞 十四 神初て異邦人を眷顧その中より己が名を崇る民を取給ひし事はシモン既に之を述 十五 預言者の言これと符り其書に 十六 此後われ反て已に傾圮たるダビデの幕屋を復び起し其破壞の跡を再び造て之を建べし 十七 是その餘の民および凡て我名をもて稱らるゝ異邦人に主を尋させん爲なり此すべての事を行ふ神これを言と録されたるが如し 十八 神は世の始より其すべての所作を知たまへり 十九 是故に我おもふ異邦人の中より神に歸する者を擾すは宜からずと 二十 然ども書を彼等に遣て偶像に汚れたる物と姦淫と勒殺たる物と血とを戒むべし 二十一 そは古より安息日ごとに會堂にてモーセの書を讀が故に其を宣るもの各邑にあれば也○ 二十二 是に於て使徒および長老たち全會と偕に其中より人を選び之をパウロバルナバと共にアンテオケに遣さんと事を定その選れたる人は兄弟の中の尊者すなはちバルサバと稱るゝユダ及シラスなり 二三 彼等の手に託て遣し書に云く使徒長老及び兄弟アンテオケスリヤキリキヤにある異邦人の兄弟に安を問 二四 聞我儕が命ぜざるもの我儕の中よりいで言をもて爾曹を擾し爾曹の心を亂たりと聞 二五 之に由て我儕心を同して人を選て我儕の愛するバルナバとパウロと偕に爾曹に遣さんと定この二人は我儕の主イエスキリストの名の爲に其命をも愛ざりし者なり 二七 我儕ユダとシラスを遣し彼等の口より此事を述しめんとす 二八 聖靈と我儕とは左の肝要なるものゝ外は何をも爾曹に任せじと定たり 二九 即ち偶像に獻し物と血と勒殺たる物と姦淫とを戒むべし若これらの事を爾曹みづから愼まば善ければなり爾曹健剛なれ 三十 かれら遣されてアンテオケに至り衆人を集て此言を付す 三一 衆人これを讀その勸を受て喜べり 三二 ユダとシラスも亦預言者なれば多の言を以て兄弟を勸め彼等を堅せり 三三 斯て二人の者暫く彼處に止り後兄弟たちに安然を祝され其己を遣しゝ者の所に送れたり 三四 パウロとバルナバはアンテオケに止り其餘の多の人と共に敎をおし主の道を宣傳ふ○ 三五 數日の後パウロバルナバに曰けるは我儕さきに主の道を宣し所の諸邑に復ゆきて兄弟の光景を擧さふべし 三六 偖バルナバはマコと名るヨハネを伴んと欲へり 三七 然どもパウロは嚮にパムフリアにて己より離れ役事のため共に往ざりし此マコを伴ふは宜らじと意しに因 三八 遂に二人の中に激論おこり相別てバルナバはマコを伴ひクプロに航れり 三九 パウロはシラスを選び兄弟より己を主の恩に託られて出立 四十 スリヤ及びキリキヤを經て諸教會を堅せり

第十六章

一 斯てパウロはデルベ及ルステラに至れり此にテモテと云る弟子あり其母はユダヤの婦にて信者なり其父はギリシヤ人なり 二 彼はルステラとイコニオムの兄弟より稱を得たり 三 パウロ之を携て偕に往んことを欲其處にをるユダヤ人の爲に彼に割禮を行へり蓋人々皆彼が父のギリシヤ人なるを知ばなり 四 斯て諸邑をすぎエルサレムにある使徒および長老等の定たる條規をまもらせんとて之を其人々に授く 五 之に由て諸教會の信仰堅なり其數も日々に増ぬ○ 六 彼等フルギヤとガラテヤの地を過し時アジアに道を傳ることを聖靈に禁られ 七 遂にムシアに近きビテニアに往んとせしがイエスの靈これを許さゞりければ 八 彼等ムシアを經てトロアスに下れり 九 斯てパウロ夜に於て一人のマケドニヤ人たちて己に請マケドニヤに渡て我儕を助よと曰を幻に見たり 十 彼が幻に之を見し後我らは誠に主の我儕をしてマケドニヤ人に福音を宣しめんと我儕を召給ふことを推量て直にマケドニヤに往んとす 十一 是に於てトロアスより航海をし眞直にはせてサモトラケに至り其次日ネアポリスに往 十二 彼處よりピリピに至るピリピはマケドニヤの一の分の中なる名ある邑にして即ち殖民の地なり我儕數日この邑に止れり 十三 安息日に我儕邑をいで河の濱なる常に祈禱をする處にゆき坐して集れる婦女等に語しに 十四 紫布を售ふテアテラの邑の商人にて神を敬ふルデヤと名くる婦きゝゐたり主その心を啓てパウロの語ることに心を用しめ給ふ 十五 かの婦其家族と偕にバプテスマをうけ求て曰けるは爾曹もし主を信する者と我を爲ば我家に來り留れと強て我儕を入しめたり 十六 われら祈禱所に往るとき卜筮をする靈に憑れたる一人の婦の奴隷われらに遇かれは卜占に因て其主たちに多の

利を得させし者なり 十七 パウロと我儕に從ひて喊叫いひけるは此人々は至高き神の僕にて救の道を我儕に宣る者なり 十八 この婢かく爲こと久かりければパウロ之を憂へ顧みて靈に曰けるは我イエスキリストの名に由て爾に命ず此婢より出よ靈立刻に出 十九 是に於て其主たち利の望すでに去るを見てパウロとシラスを執へ市場に曳て有司等に至れり 二十 既に上官の所に曳來りて曰けるは此人々はユダヤ人にして我儕の邑を擾し 二一 ロマ人たる我儕の受べからず行ふ可らざる所の習俗を傳る者なり 二二 大勢のもの齊く起て彼等をせめ上官その衣をはぎ命じて之を杖しむ 二三 多く杖てのち獄に入これを固守れと獄吏に命ず 二四 獄吏かくの如き命を受しにより彼等を奥の獄に入て桎をかけたり 二五 斯て夜半ごろパウロとシラス祈禱をなし且神を讃美す囚者ら耳を傾けて之を聞ゐたりしが 二六 俄に大なる地震ありて獄の基礎ふるひ動き門こと〴〵く直に啓け衆の囚者の繋鎖とけたり 二七 獄吏目を醒し獄門の啓けたるを見て囚者すでに逃たりと意ひ刀を拔て自殺せんとしければ 二八 パウロ大聲に呼り曰けるは自ら戕ふ勿れ我儕みな此に在 二九 此時かれ火を索て躍いり戰慄てパウロとシラスの前に俯伏 三十 彼等を外に携出して曰けるは君よ我すくはれん爲に何を爲べき乎 三一 彼等曰けるは主イエスキリストを信ぜよ然ば爾および爾の家族も救るべし 三二 遂に彼および其家の凡の者に主の道を語れり 三三 この夜の即時かれ二人を誘ひ其杖傷を濯て直に其家族と偕に皆バプテスマを受 三四 且かれらを己が家に引來り食物を其前に備すべての家族と偕に神を信じて喜べり 三五 天明に至て上官たち下吏を遣し曰せけるは其人々を釋べし 三六 獄吏この言をパウロに告て曰けるは上官なんぢらを釋せと言遣せり然ば今いでゝ安然に去 三七 パウロ彼等に曰けるは我儕ロマ人なるに罪を定ずして公然に我儕を杖ち且獄に入たり而して今ひそかに出さんと爲か宜からず彼等みづから來て我儕を引出すべし 三八 下吏この言を上官たちに告ければ彼等そのロマ人なるを聞て懼れ 三九 來て彼等に此より出んことを求つひに引出して又その邑を去んことを請たり 四十 二人のもの獄を出ルデアの家にいり兄弟等に遇これに勸をなして出去り

第十七章

一 斯て彼等はアムピポリス及アポロニヤを過てテサロニケに至る此にユダヤ人の會堂あり 二 パウロ常の如く彼等の中にいり三回安息日ごとに聖書に本きて彼等と論じ 三 キリストの必ず苦難をうけ死より甦るべき事を說また我汝らに傳る所の此イエスは即ちキリストなる事を說明せり 四 是に於て其中の人々信じてパウロとシラスに從り又神を敬ふギリシヤ人の之に從ふも多く貴き女も少からざりき 五 然るにユダヤ人これを妬み市井にをる匪類をかたらひ群を成て邑を擾せパウロとシラスを執へ民の前に曳出さんとてヤソンの家に來しが 六 彼等を見出さゞりければヤソン及び數人の兄弟を邑宰の前に曳來て大聲に曰けるは天下を亂す斯者ども此にまで來れり 七 ヤソンは之を迎納たり此人々は皆イエスといふ他の王ありと言てカイザルの命に背く者あり 八 人衆と邑の宰等これを聞て心を傷しむ 九 上官はヤソン及その餘の人々より保狀を取て之を釋せり 十 兄弟たち夜間に急ぎパウロとシラスをベレアに去しむ彼等かしこに至てユダヤ人の會堂に往り 十一 此處の人々はテサロニケの者よりは性情よきが故に好て道をきゝ此の如こと果して有か無かを知んとて日々に聖書を究れり 十二 是故に其中の人おほく之を信ず又ギリシヤの貴き女及男子の信じたる者も少からざりき 十三 テサロニケのユダヤ人は神の言のパウロに因てベレアにも傳りしを知又彼處に至て人々を擾しめたり 十四 是に於て兄弟たち直にパウロを海に適しむ然どもシラスとテモテは尙この處に留りぬ 十五 パウロを伴ひし者かれを携てアテンスに至る其人々パウロよりシラスとテモテを速に來しめよとの命を受て出立り○ 十六 パウロアテンスに在て彼等を待る時その邑こぞりて偶像に事るを見て甚く心を傷めたり 十七 是故に會堂に於てユダヤ人および神を敬ふ人々と論じ又日々市に於て其遇ところの者と論ず 十八 時にエピクリアン及ストイクの理學者數人これと相語り或人いひけるは此脛喝者なにを言んとする乎また或人いふ彼は異なる鬼神を傳る者の如しと蓋パウロ彼等にイエス及び復生の事を宣しが故なり 十九 斯て彼を引つれアレオ山に往て曰けるは爾が語る所の此新しき敎を我儕知せらるゝことを得るや 二十 爾の異聞を我儕の耳に入しが故に我儕その何事なるを知んとすれば也

二一 凡て此アテンス人および其地に留れる人は惟新しき事をつげ或は聽事にのみ其日を送れり 二二 パウロアレオ山の中に立て曰けるはアテンスの人よ我なんぢらが每事に鬼神を敬ふの甚しきを觀 二三 われ途を行き爾曹が敬拜ところの者を見しに識ざる神に刻付し一の祭壇を見出せり故に爾曹が識ずして敬ふ此者を我なんぢらに示さん 二四 それ宇宙と其中の萬物を造り給る神は是天地の主なれば手にて造れる殿に住たまはず 二五 かつ衆人に生命と氣息と萬物を予たまへば物に乏きことなし人の手にて事らるゝものに非ず 二六 また此神は凡の民を一の血よりつくり悉く地の全面に住せ預じめ其時と住ところの界とを定め給へり 二七 此は人をして神を求しめ彼等が或は揣摩うる事あらん爲なり然ども神は我儕各人を離ること遠からざる也 二八 それ我儕は彼に賴て生また動また存ことを得なり爾曹の詩人たちも我儕は其裔なりと云しが如し 二九 如此われらは神の裔なれば其神を金銀または石など人の工と巧を以て造れる者と均く敬ふ可らず 三十 往者に蒙昧し時は神これを不問に付給しが今は何處の人にも皆悔改むることを命じ給ふなり 三一 蓋神すでに其立し所の人により義をもて世を鞫べき日を定め此事に就ては彼を死より甦らせて其證を衆の人に予たまへば也 三二 かれら死たる者の復生の言を聞て或人は戲笑ある人は我儕この言を再び爾に聽んと曰 三三 是に於てパウロ彼等の中より出去ぬ 三四 然ど數人彼に從て信ぜり其中にはアレオ山の裁判人デオヌシオ及ダマリスと名くる女また其他の人も之と偕に在き

第十八章

一 此後パウロはアテンスを離てコリントに至る 二 新近イタリヤより來れる者にてポントに生しアクラと名るユダヤ人および其妻プリスキラに遇て其所に至れり彼等がイタリヤより來しはクラウデオユダヤ人に盡くロマを離と命ぜしに因てなり 三 彼その業の同くするに由て之と偕に止りて工を作ぬ其業は幕屋を製る者なり 四 斯てパウロは安息日ごとに會堂に於て論じユダヤ人とギリシヤ人を勸たり 五 シラスとテモテマケドニヤより下たる時パウロユダヤ人に向てイエスのキリストなる事を證し道を傳ふることに心を盡し居り 六 然るにユダヤ人は之に敵ひ且謗しに因パウロ衣を拂て彼等に曰けるは爾曹の血は爾曹の首に歸すべし我は咎なし今より異邦人に適ん 七 遂に此を離てユストと云る人の家にいる彼は神を敬ふ者にて其家へ會堂に隣れり 八 會堂の宰クリスポ及その家族みな主を信ず又コリント人にて道をきゝ信じてバプテスマを受し者も多りき 九 主或夜まぼろしにパウロに語給ひけるは懼るゝ勿れ默せずして語べし 十 蓋われ爾と偕にあれば爾を害せんとて責る者なし且この邑に我おほくの民あり 十一 是に於てパウロ一年と六ケ月の間かれらの中に居て神の道を教へたり◯ 十二 ガリヨアカヤの代官たりし時ユダヤ人心を合せてパウロを攻かれを裁判所に曳來り 十三 曰けるは此徒は律法に背て神を拜ことを人に勸る者あり 十四 パウロ口を啓んとせし時ガリヨはユダヤ人に曰けるはユダヤ人よ若し不義奸惡の事ならば我が爾曹より聽は理なり 十五 然ども若し言詞あるひは名字および爾曹の律法の論ならば爾曹みづから之を理べし我かゝる事の審士たるを欲ず 十六 斯て彼等を裁判所より逐出せり 十七 是に於て凡のギリシヤ人會堂の宰なるソステネを執へ裁判所の前にて杖扑りガリヨは更に此事を滋させざりき◯ 十八 パウロ此處におほ久く留り後兄弟に暇を告てプリスキラ及アクラと偕に舟にてスリヤに赴る彼ケンクレアに在しとき誓願に因て髮を剪り 十九 彼エペソに至て二人を其處に留おき自ら會堂に入てユダヤ人と論ぜり 二十 衆人彼が久く偕に居んことを願たれど背はずして 二一 暇を告て曰けるは我この來んとする節を必ずエルサレムに於て守ざるを得ず然ども若し神許し給はゞ復び爾曹に返べしと遂に舟出してエペソを去 二二 カイザリヤにつき而してエルサレムに上り教會の安否を問て後アンテオケに下り 二三 暫く此處に住て又出立ガラテヤ及びフルギヤの地を逐次に經て凡の弟子等を堅せり◯ 二四 爰にアレキサンデリアに生しユダヤ人にて辯才あり且聖書に達したるアポロと名る人エペソに來れり 二五 この人夙より主の道の教を受かつ心を熱してイエスの事を詳細に諭ふ然ど惟ヨハネのバプテスマを知るのみ 二六 かれ始て此會堂に於て憚らず語りければプリスキラとアクラ之を聞て彼を己が家に招き神の道を尙も詳細に說明せり 二七 アポロアカヤに往んとせしかば兄弟たち書を遣て弟子等に彼を接容んことを勸かれ至て既に恩によりて信ぜし者を大に助たり 二八 蓋かれ聖書を引てイエスの

二八 キリストなる事を示し人々の前にてユダヤ人を甚く辨折たれば也

第十九章

一 アポロのコリントに居る時パウロ東の方の地を經てエペソに來り或弟子たちに遇て 二 之に曰けるは爾曹信者と爲しとき聖靈を受しや答けるは我儕は聖靈の有ことだに聞ざりき 三 パウロ曰けるは然ば爾曹バプテスマを受て何に入られしや答けるはヨハネのバプテスマに入られたり 四 パウロ曰けるはヨハネは誠に悔改のバプテスマをなし民に向て我の後に來る者すなはちイエスキリストを信ぜよと曰り 五 彼等これを聞バプテスマを受て主イエスの名に入られたり 六 パウロ手を其上に按ければ聖靈かれらに臨みな異なる諸國の方言に語てかつ預言せり 七 其人およそ十二人ありき 八 パウロ會堂にいり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ケ月を歷たり 九 然るに剛愎にして之を信ざる人々あり衆の人の前に其道を誣謗ければパウロ彼等を離れ弟子等をも別させて日々テラノスと云る人の講堂に於て論ぜり 十 二年のあひだ如此ありしかばユダヤ人もギリシヤ人も凡てアジアに住る者悉く主の道を聞ぬ 十一 神はパウロの手によりて希有ふしぎの事を行ひ給へり 十二 即ちパウロの身に着たる汗布あるひは襷布を取て病者に加ければ病はさり惡鬼は出たり 十三 茲に諸所を遊行て呪をなせるユダヤ人あり惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエスの名を呼て曰けるは我儕はパウロが宣る所のイエスに藉て爾に出んことを誓しむ 十四 如此なせる者はユダヤ人なるスケワと云る祭司の長の七人の子なり 十五 惡鬼こたへて曰けるは我イエスを知またパウロを識り然ど爾曹は誰ぞや 十六 惡鬼に憑れたる人彼等の上に躍上り之に勝て壓伏ければ彼等傷つけられ裸にて其家を逃去り 十七 此事エペソに住る凡のユダヤ人ギリシヤ人に聞えしかば彼等みな懼を懷ぬ又主イエスの名崇られたり 十八 また信ぜし者のうち多來りて自ら言あらはし其行し事を訴へたり 十九 また邪術を行へる多の者等も其書籍を集め人々の前にて焚り其價を計て銀五萬なることを知り 二十 主の道廣まりて勝を得こと此の如し

◎二一 此事の竟し後パウロはマケドニヤ及アカヤを過エルサレムに往んと意を定め曰けるは我かしこに往て後かならずロマをも見べし 二二 即ち己に事る者の中テモテとエラストの二人をマケドニヤに遣し己は暫くアジアに留りぬ 二三 この時その道について容易ならぬ騷擾おこれり 二四 蓋一人の銀工あり名をデメテリオと云かれアルテミスの銀龕を作り工人等に利を得じめしこと僅少からざりき 二五 その工人および己が類の業の者を集て曰けるは人々よ我儕の富るは此業に藉ることは爾曹の知ところ也 二六 此パウロ手にて作れる者は神に非ずと曰て衆の人を誘ひ惑し第にエペソ耳ならず殆どアジア中に及せり是また爾曹が見ところ聞ところ也 二七 此は啻我らの業の輕めらるる危ある耳ならずアジア及び天下擧て崇る所の大なる女神アルテミスの宮も藐せられ其威光も亦滅べし 二八 彼等これを聞て甚しく怒さけび曰けるは大なるかなエペソ人のアルテミスよ 二九 其に於て擧邑大に擾れパウロの同行なるマケドニヤ人のガイオとアリスタルコを執へ彼等心を合せて戲園に擁入り 三十 パウロその人々の中に入んとせしに弟子たち之を許さゞりき 三一 またアジアの祭を司どる者の中に彼と親き者等ありて人を彼に遣し其自ら戲園に入ざらんことを求たり 三二 其時ある人は彼事をいひ或人は此事を言さけべり蓋會衆みだれて大半は何の爲に集れることを知ざれば也 三三 是に於てユダヤ人アレキサンデルに出んことを勸ければ或人群集の中より之を推出しぬアレキサンデル手を搖し民に向て事實を告んとせしが 三四 彼等そのユダヤ人たるを知が故に皆おなじく聲を揚て大なる哉エペソ人のアルテミスよと二時ばかりの間さけびあへり 三五 書記官人々を撫て曰けるはエペソの人々よ此エペソは天より落し大なるアルテミスの殿に事る邑なるを知ざる者あらん乎 三六 この事は駁すを能ざれば爾曹靖息にして猥に事を作べからず 三七 夫この人々は殿の盜賊にも非ず爾曹の女神を譏す者にも非ず然るに爾曹これを曳來れり 三八 デメテリオ及び偕にある所の工人もし人を訴ふる事あらば聽訟の日あり且方伯あれば互に之に訟ふべし 三九 もし他の事由について求る事あらば律法に合る會に於て定むべし 四十 われら今日の騷擾に就ては訴られんことを恐る蓋この會について辭解べき言なければ也 四一 如此かたりて會を散せり

第二十章

一 騷擾の定し後パウロは弟子等をよび別を告てマケドニヤに往んとて出立ぬ 二 其地を經おほくの言

三此に三ヶ月留りて後スリヤに航らんとせし時ユダヤ人かれを害せんと謀ければマケドニヤを過て返んと意を定たり 四彼と偕にアジアまで至し者はブロスの子ベレアのソパテル及テザロニケ人のアリスタルコとセクンド デルベのガヨスとテモテ並アジアのテキコとトロピモなり 五此徒は先ち往てトロアスに於て我儕を俟り 六除酵節の後われらピリピより舟出して第五日にトロアスに至り彼等に遇て其處に七日留れり ○ 七一週の首の日我らパンを擘ために集りしがパウロ次の日出立ん事を意ひ彼等に道をかたり語つゞけて夜半に至れり 八彼等が集れる樓に多の燈あり 九ユテゴと名る一人の少年窓に倚て坐し熟睡り居しがパウロの道を語ること久かりければ彼睡に因て三階より墮これを扶起しゝに既に死り 十パウロ下て其上に伏これを抱て曰けるは爾曹愕く勿れ此人の生命は中にあり 十一斯てパウロ復上りパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立り 十二人々かの少年を携へ其活るを見て甚だ慰めり 十三偖われら舟にのり先ちてアソスに済その處にてパウロを登んとせり蓋かれ陸より往んと自ら如此へ定しなり 十四彼アソスに於て我儕に遇ければ彼を登てミテレネに至り 十五彼處より舟出して次日キヨスの對に至り又次日サモスに著トロギリオンに泊り次日ミレトスに至れり 十六蓋パウロアジアに時を費さゞる爲に舟にてエペソを過んと意を定しが是は能べくはペンテコステの日エルサレムに在ことを得んと急たるに因 ○ 十七斯て彼はミレトスよりエペソに使を遣して教會の長老たちを召り 十八彼等が來し時パウロ之に曰けるは我アジアに來りし初の日より常に爾曹の中に在て行ひし事は爾曹が知ところ也 十九即ち我すべての事に謙遜また涙を流しユダヤ人の詭謀により艱難に遇て主に事へ 二十益ある事は惜ず所なく之を宣て或は人々の前或は家々に於て爾曹に教へ 二一神に對ては悔改め主イエスキリストに對ては信仰ずべき事をユダヤ人またギリシヤ人に示せり 二二今は我心切りてエルサレムに往かしこにて遇ところ如何を知らず 二三たゞ聖靈邑毎に我に示していふ縲絏と患難われを俟りと 二四然ども我は我往べき路程と主イエスより受し職すなはち神の恩の福音を證する事を遂ん爲には我生命をも重ぜざる也 二五今我知なんぢらの中を遊行て神の國を傳へし我面を此後なんぢら復び見ざるべし 二六是故に我今日なんぢらに證す凡の人の血に於て我は潔くして與ることなし 二七蓋われ神の旨を殘す所なく悉て爾曹に宣たれば也 二八故に爾曹みづから慎み且なんぢらが聖靈に立られて監督となれる其全群を慎み主の己が血をもて買給ひし所の教會を牧ふべし 二九蓋われ去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知ばなり 三十亦なんぢらの中よりも弟子等を己に從はせんとて悖理なる言を言出す者おこらん 三一此故に爾曹儆醒せよ我三年のあひだ夜も晝も斷ず涙を流して各人を勸しことを憶ふべし 三二兄弟よ爾曹の徳を建かつ凡の聖られし者の中に於て業を爾曹に予る能ある神および其恩惠の道に今われ爾曹を委ぬ 三三われ人の金銀衣服を貪りしことなし 三四我この手は我および我と偕に在し者の需用に供し事は爾曹が知ところ也 三五われ爾曹も如此勤勞て柔弱者を扶け且主イエスの曰給へる受るよりも與るは福なりとの言を心に記べきを凡の事に於て示せる也 三六パウロかく語て跪づき衆人と共に祈れり 三七彼等みな大に哭きパウロの頸を抱て之と接吻し其再び我面を見まじといひし言に因て別ても憂をなし彼を舟まで伴へり

第二十一章

一われら強て彼等に別れ舟にて眞直にコスに至り次日ロドスにゆき彼處よりパタラに至り 二ピニケに済る舟に遇これに登て出 三クプロを望んで其を左に過スリヤに済りツロに着り蓋この處にて舟の積荷を卸さんと爲ばなり 四斯て我儕弟子たちを訪そこに七日とゞまれり彼等聖靈に感じてパウロにエルサレムに往なかれと言 五然ど既に七日を過しければ我儕出立て途につく彼等その妻孥と共に我儕を送て邑の外にまで至しが共に岸に跪きて祈り 六互に別を告畢りて後われらは舟に登かれらは其家に歸れり 七我儕ツロよりトレマイに済り既に舟路をへりぬ斯て兄弟等の安否を問かれらと偕に一日留り 八次日いでたちてカイザリヤに至り傳道者ピリポの家に入て共に留る此ピリポは七人の一人なり 九彼に預言する四人の女あり皆處女なり 十われら數日こゝに留れるときアガボスと名る一人の預言者ユダヤより下り 十一我儕が所に來りてパ

パウロの帯をとり己の手足を縛て曰けるハ此の如くエルサレムにあるユダヤ人ハ此帯の主を縛て異邦人の手に付さんと聖靈いひ給り 十二 此事を聞て我儕と此地の者とも〴〵彼にエルサレムに上る勿れと勸しに 十三 パウロ答けるハ爾曹なんぞ哭て我心を摧くや我主イエスの名の爲にハ啻に縛るゝ耳ならずエルサレムに死るも亦甘ずる所なり 十四 かれ勸を納ざりけれバ我儕主の旨の如く成と曰て止 十五 既に數日を經て我儕行裝をなしエルサレムに上れり 十六 カイザリヤの弟子等も數人われらと偕に行て我儕をクプロのナソンと云る老弟子の所に宿らせんとて其家に携ひ入ぬ○十七 我儕エルサレムに至けれバ兄弟たち欣て我儕を迎ふ 十八 次日パウロ我儕と偕にヤコブの家に入しに長老等みな集居れり 十九 パウロ彼等の安否を問ひつ神の己を用て異邦人の中に行ひ給し事を一々告ければ 二十 彼等之をきゝ主を崇つ彼に曰けるは兄弟よ爾曹ユダヤ人の信ぜしもの幾萬あるを知かれらは皆律法に熱心なる者なり 二一 なんぢ異邦人の中にあるユダヤ人に教てモーセを棄しめ且兒子に割禮を行ふ勿れ例に從ふ勿れと言りと告る者あり彼等これを聞たり 二二 今いかに爲べきぞ多の人々爾の來れるを聞て必ず集らん 二三 是故に爾われらが言ところに從へ我儕に誓願のもの四人あり 二四 爾この人々を携へ之と偕に潔事をなし之に代て其費を償ひ彼等に髮を薙ことを得しめよ然ば人々なんぢに就て聞し所みな虚にして爾が律法を守て行へる事を知べし 二五 信じたる異邦人には我儕すでに書をかき遣て斯る類の事は守るに及ずたゞ偶像に獻し物と血と勒殺しゝ者および姦淫とを愼む可と定たり 二六 斯てパウロは次日この人々を携へて之と偕に潔事をなし且かれら各人の爲に供物を獻べき事と其期までに潔事の日を盡さん事を殿に入て告 二七 七日をはらんと爲ときアジアより來しユダヤ人パウロの殿に居を見て凡の民を聳動しめ彼を執へ 二八 喊叫けるはイスラエルの人々我儕を助よ此人は遍く教を傳て此民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシヤ人をも引て殿に入この聖所を汚たり 二九 蓋かれら前にエペソ人トロピモと云る者のパウロと共に城下に在しを見てパウロ之を殿に引入しと意へる也 三十 是に於て擧邑さわぎたち人々趨集りてパウロを執へ之を殿より曳出しければ直に其門を閉たり 三一 彼等すでにパウロを殺さんとせし時あまねくエルサレム紛亂たりとの風聲千夫の隊の長に聞えければ 三二 彼たゞちに兵卒と百夫の長等を率ゐ彼等の所に趨下れり彼等千人の長と兵卒を見てパウロを打ことを止 三三 其とき千夫の長近りてパウロを執へ命じて二の鏈にて之を繫せその誰たる又何事を行しかを問たり 三四 衆の人々のうち或は彼事をいひ或は此事を言さけび亂に因て千夫の長その實情を知こと能はず是故に命じて彼を陣營に曳往しめたり 三五 三六 衆の人々後に從ひて彼を殺せと呼さけび擁迫るに因て階に及るとき兵卒パウロを負り 三七 パウロ曳れて陣營に入んとせし時千夫の長に曰けるは我なんぢに語て可や否かれ答けるは爾ギリシヤの方言を識や 三八 爾は曩に亂を起し四千人の內徒を率て野に出しエジプト人あらず乎 三九 パウロ曰けるは我はギリシヤのタルソに生しユダヤ人にて鄙邑の民に非ず願くは民に語ることを我に許せ 四十 千夫の長これを許ければパウロ階の上にたち民に向て手を搖し其大に靜れるときヘブルの方言をもて彼等に語れり

第二十二章

一 人々兄弟および父等よ請いま我が陳んとする事實を爾曹きけ 二 彼等そのヘブルの方言にて語るを聞ていよ〳〵靜れり 三 パウロ曰けるは我はユダヤ人にてキリキアのタルソに生れ而して此邑のガマリエルの足下にて長られ先祖の嚴ある法律に由て敎られ神に熱心なりし事は今日の爾曹すべての者の如なりき 四 われ曩に斯道の人を男女とも縛つ獄に解し死に至るまでに之を窘たり 五 即ち祭司の長と長老會の人の我に就てみな證をなすが如し我彼等より兄弟等に遺る書を受ダマスコにをる者を縛てエルサレムに曳來り刑を受しめんとて彼處に赴けり 六 然ど我ゆきてダマスコに近けるに時おほよそ日中たちまち天より大なる光ありて我を環照せり 七 われ地に仆る其の時サウロサウロ何故我を窘るやといふ聲を聞 八 われ答けるは主よ爾は誰ぞや我に曰けるは我は爾が窘る所のナザレのイエスなり 九 我と偕に在しもの光を見て懼たり然ど我に語し者の聲を聞ざりき 十 我いひけるは主よ我なにを爲べきか主われに曰給ひけるは起てダマスコに往すでに定りし爾が爲べき事は彼處に於て爾に告べし 十一 その光の輝に緣て我みることを得ず成ければ

我と偕に在し者の手に援られてダマスコに至れり 十二 ヱの邑に住る凡のユダヤ人の中に聲あるアナニアといふ律法に循へる敬虔人 十三 我もとに來り側に立て曰けるは兄弟サウロ復び見ことを得よ我ただちに目を擧て彼を見たり 十四 彼また曰けるはわれらの列祖の神は爾に神の旨を知しめ彼の義者を見させ其口より出る聲を聞しめん事を定め給へり 十五 蓋なんぢ彼が爲に其見聞せし事を以て凡の人に向ひ證人と爲べければ也 十六 今なんぢ如何で緩ふ可んや起て主の名を龥バプテスマを受て其罪を滌去べしと 十七 我エルサレムに返り聖殿に於て祈れる時まぼろしにて 十八 見けるハ主われに向て急げ彼等ハ爾が我について立る證を納ざるが故に速にエルサレムを出よと曰たまへり 十九 我いひけるハ主よ我もと爾を信ずる者を執へ或ハ諸の會堂にて之を鞭ちしことを彼等ハ知 二十 また爾の證人ステパノの其血を流さるゝ時われも側に立て其殺さるゝを好とし彼を殺す者の衣を守れり 二一 主われに曰けるハ往われ爾を遠く異邦人に遣すべし 二二 彼等きゝて此言に至みな聲を揚て曰けるハ此の如き者を地より去かれハ先に生命の有べき者ならざりき 二三 かれら喧呼で其衣をぬぎ塵を空中に揚ければ 二四 千夫の長命じてパウロを陣營に引入しめ何故かく彼等がパウロに向て喧呼かを知んがため鞭ちて彼に訊べしと言り 二五 かれら革鞭を繼んとてパウロを引張しとき彼その側に立る百夫の長に曰けるハ罪を定ずしてロマ人たる者を鞭つハ律法に當ふや 二六 百夫の長これを聞ゆきて千夫の長に告て曰けるハ爾なすことを愼めよ此人ハロマ人なり 二七 千夫の長ゆきてパウロに曰けるハ爾ハロマ人なるや我に告よパウロ曰けるハ然り 二八 千夫の長こたへけるハ我ハ多の金を以て此民籍を得たりパウロ曰けるハ我ハ生來なり 二九 是に於てパウロを拷問せんとせし者等ただちに退けり千夫の長そのロマ人なるを知かれを縛しことを懼る○ 三十 斯て明日ユダヤ人の彼を訟たる故を確に知んと欲ひパウロの縲をとき祭司の長等および全議會に命じて集らしめパウロを携往て其前に立せたり

第二十三章

一 パウロ議會に目を注かれらを見て曰けるハ人々兄弟よ我今日に至るまで凡のを良心に由て神に事たり 二 祭司の長アナニア側に立る者に命じて彼の口を撃しむ 三 是に於てパウロ彼に曰けるハ白塗たる壁よ神は爾を擊ん爾が坐せるは律法に循ひて我を審ん爲なるに律法に違ひ命じて我を擊しむる乎 四 側に立る者ども曰けるは爾神の祭司の長を詬るや 五 パウロ曰けるは兄弟よ我その祭司の長なるを識ざりき識ば然は言ざりし也そは爾の民の有司を詬る勿れと錄されたり 六 パウロ彼等の其半はサドカイの人半はパリサイの人なるを知て議會の中に呼り曰けるは人々兄弟よ我はパリサイの人またパリサイの人の子なり死たる者の甦るを望に因て我いま審判る 七 パウロ如此いひしかばパリサイの人とサドカイの人の間に爭論おこりて集りたる多の人々相分れたり 八 蓋サドカイ人は復生また天使および靈を無と言パリサイ人は之をみな有と言ば也 九 遂に大なる喧嘩となりぬパリサイ人の學者たち立て爭ひ曰けるは我儕この人の惡ことを見ずもし靈あるひは天使の彼に語し事あらんには我儕神に敵す可らざる也 十 斯て大なる爭ひ起ければ千夫の長パウロが彼等に引裂れん事を恐て兵隊に命じ彼等の中に下らせ之を奪とり陣營に引入しめたり○ 十一 主その夜パウロの側に立て曰給ひけるはパウロよ勇そは爾われに就てエルサレムに證せし如く必ずロマにも證すべければ也 十二 明日に及てユダヤ人黨を結び共に誓て曰けるはパウロを殺すまでは飲食をも爲まじ 十三 この誓を爲る者は四十人餘あり 十四 かれら祭司の長および長老たちの所に來て曰けるは我儕パウロを殺すまでは何をも食じと誓を立たり 十五 是故に請なんぢら議會と偕にパウロの事をなほ詳く訊る狀を作て千夫の長に告かれを爾曹に曳下らしめよ彼が近かざる前に之を殺さんと我儕すでに備を爲り 十六 然るにパウロの姉妹の子この謀をきゝ即ち往て陣營に入パウロに告 十七 パウロ請て百夫の長一人をまねき曰けるは此少者を千夫の長に携往この者かれに告べき事あれば也 十八 是に於て百夫の長かれを千夫の長に攜往て曰けるは囚者パウロ我を請て此少者なんぢに言べき事あれば之を爾に攜往んことを求たり 十九 千夫の長その手をひき僻靜なる處に退きて問けるは爾が我に告んとする事は何ぞや 二十 彼いひけるはユダヤ人パウロの事をなほ詳く問る狀を作て爾にこひ明日かれを議會に曳下さんとを約せり 二一 然ど爾かれらが言に從ふ勿れ蓋そのうち四十人餘の者パウロを殺すまでは食ず又飲じと共に誓て埋伏し今すで

に其預備をなして爾の許を俟り 二二 千夫の長少者に爾我に此事を告しと人に語る勿れと囑付て之を去しめ 二三 又百夫の長の二人を召て兵卒二百人騎兵七十人矛を持もの二百人を備へ今夜第九時にカイザリヤに往 二四 かつ畜を備てパウロを乘しめ之を護て方伯ペリクスの所に送るべしと曰 二五 また左の如き書をかき添たり 二六 云 クラウデアルシアス最も尊き方伯ペリクスの安を問 二七 この人ユダヤ人に執はれ將に殺されんとせしを我そのロマ人なるを聞しにより兵隊を率ゐ往て之を拯け 二八 彼等が訟る故を知んと欲ひ之を其議會に引下しが 二九 彼が訟られしは惟かれらの律法の論に由るのみにて其死に當るべく又繫るべきの故を見ざる也 三十 然るにユダヤ人これを害せんと計よし其事われに現れしにより直に之を爾の所に遣れり又かれを訟し者等に命じて其訟る所を爾に告しめんとす〇 三一 是に於て兵卒は命に遵ひてパウロを携へ夜の中にアンテパトリスに至り 三二 明日騎兵をしてパウロと共に往しめ其餘の者は陣營に歸れり 三三 騎兵はカイザリヤに至り書を方伯に呈しパウロを其前に立しむ 三四 方伯書を讀畢りて彼に其國を問ければキリキヤの者なるを知て 三五 曰けるは爾を訟る者の此に來らん時われ爾に聽べし遂に命じて之をヘロデの公廨に於て守らしめたり

第二十四章

一 五日を經てのち祭司の長アナニアは長老等および一人の辯士テルトルスと共に下てパウロを方伯に訟ふ 二 パウロ召出されし時テルトルス訟の端を發て曰けるは 三 最も尊きペリクスよ我儕なんぢに由て太平を得かつ此國は爾の先見に藉て甚に改まりたれば時に隨ひ地に隨ひて感謝せざるなし 四 今我敢て爾を礙ぐる事をせじ請しばらく忍て我が片言を聽たまへ 五 蓋われら此人を見に疫病の如し天下のユダヤ人を擾せり且かれはナザレ宗の首にて 六 また殿をも犯んとせり我儕これを執わが律法に循ひて審んと欲ひしに 七 千夫の長ルシアス來て我儕の手より強て之を奪とり 八 彼を訟る者をして命じて爾の所に來しめたり爾かれを訊ば我儕が訟る所を悉く知べし 九 ユダヤ人も共に訟へ曰けるは此等のこと誠に然り〇 十 方伯首をもて示しパウロに言しめければ彼こたへけるは爾が多の年この民の審官たるを我しるが故に自らの事情を訴ることを喜べり 十一 爾しらん我崇拜の爲にエルサレムに上しより僅に十二日のみ 十二 彼等は我が殿に於て人と爭論をなし又會堂あるひは城下に於て人々を擾しゝ事を未だ見ざるべし 十三 且かれらが今われを訟ふる所の事は證據を立て之を確することを能はじ 十四 然ど我この事を爾に露さん夫われは彼等が異端と稱る道に循ひ我が列祖の神に事へ悉く律法と預言者の書に錄されし事を信じ 十五 かつ義も不義も死し者の甦らんことを神に賴て我は望り即ち彼等が望む所と異なるなし 十六 是により我つねに自ら勵み神に對ひ人に對て良心の責なからんことを務るなり 十七 われ數年を歷たりしのち施濟を我民になし又獻祭をせんが爲に歸たり 十八 我すでに潔淨で此等の事を行る時アジアより來しユダヤ人等は殿に於て我が人を集ることをせず亂をも爲ざるを見たり 十九 もし我を訴ふべき事あらば彼等なんぢの前に訟ふべし 二十 二一 或は又わが議會の前に立るとき呼りて死たる者の復生の事に就われ今日爾曹に審判ると曰る此一言の外に此人々もし我が不義ありしを見ば言べし〇 二二 是に於てペリクス詳細に其道を知ければ彼等を遲しめんとして曰けるは千夫の長ルシアスの下らん其時われ悉く爾曹の事を究べんと 二三 また百夫の長に命じてパウロを守しめ且これを寛容にして其友の彼を供給ことを禁ざらしむ〇 二四 數日の後ペリクス其妻ユダヤ人なるデルシラと共に來りパウロを召て其キリストを信ずる道を聽 二五 パウロ公義と撙節と來んとする審判とを論ぜしかばペリクス懼て答けるは爾姑く退け我便時を得ば再なんぢを召ん 二六 ペリクスパウロより金を得んことを望が故に屢次かれを召て偕に語れり 二七 斯て二年を經て後ポルキスペストスと云る者ペリクスの職に代たりペリクス悅をユダヤ人に取んと欲ひてパウロを獄に繫おけり

第二十五章

一 偖ペストスは任國に至て三日の後カイザリヤよりエルサレムに上れり 二 時に祭司の長等とユダヤの尊重たる者等パウロを彼に訴へ且これを途にて謀殺さんと欲ひ彼に勸その恩を我儕に賜てパウロをエルサレムに召給へんことを請 四 ペストス答て曰けるはパウロはカイザリヤにあり我も遄から

ず彼處に赴くべし 五是故に爾曹のうち權威ある者ども我と共に下り彼について訟べきこと有ば訟へよ 六ペストス彼等の中に十日餘とゞまりてカイザリヤに下り明日審判の座に坐り命じてパウロを曳出しむ 七パウロの來れる時エルサレムより下しユダヤ人等彼を立圍み證據を立ること能ざる多端の重罪をもて訟をなせり 八パウロ辨訴けるは我いまだユダヤ人の律法および殿またカイザルにも皆犯せる所なし 九ペストス悅をユダヤ人に取んとしてパウロに答て曰けるは爾エルサレムに上り彼處に於て此事につき審判を我前に受んことを望むや否 十パウロ曰けるは我今カイザルの審判の場に立この處に於て審を受るは當然なり我は爾が明かに知る如くユダヤ人に不義を爲しことなし 十一もし不義を行ひて死に當るべき罪を犯さば我は死を免るゝことを欲へじ若われを訟る所のこと虛きことは其望に任せて我を彼等にわたし得る者なし我はカイザルに上告せん 十二是に於てペストス議事官と相議りて答て曰けるは爾カイザルに上告せんと欲へりカイザルに往べし○ 十三數日を經て後アグリッパ王およびベルニケペストスの安否を問ん爲にカイザリヤに來り 十四彼處に留れること久かりしかばペストスパウロの事を王に告て曰けるは此に一人の囚者あり即ちペリクスの遺置し所なり 十五我エルサレムに居しとき祭司の長とユダヤ人の長老たち之を訟へて罪に擬んことを求へり 十六われ彼等に答けるは訟られしもの己を訟し者に對て其訟る所を分理べき機を未だ得ざる先に之を死に付るはロマ人の例に非ず 十七是に於て彼等この處に來集れり我も日を延ことをせず次日審判の座に坐り命じて其人を曳出さしめたるに 十八訟者ども立て之を訟しが其事わが逆料りし所に違へり 十九惟かれらは鬼神を敬ふ己が道とパウロが生りといふ既に死し一人のイエスとにつきて爭論をなし彼を訟しのみ 二十我これらの質訊に惑ければパウロに對ひ爾エルサレムに往この事につきて彼處に於て審判を受ることを欲ふや否と問しに 二一彼アウグストの質訊を受んとして護れんことを求むに因われ命じて之をカイザルに送るまで守らせ置り 二二アグリッパペストスに曰けるは我も亦その人に聽んことを望なり彼いひけるは明日なんぢ之に聽べし 二三是に於て次日アグリッパとベルニケ大に威儀を備きたりて千夫の長等および邑の尊き人々と偕に公堂に入ねパウロはペストスの命に由て曳出さる 二四ペストス曰けるはアグリッパ王及び凡て我儕と偕にある人々よ爾曹この人を觀なるべしユダヤの多の人々エルサレムに於ても亦この所に於ても彼について我に訟がれは此のち生べき者に非ずと呼叫べり 二五然ど我これを查看て其死べき事を爲ざりしを知り且かれ自らアウグストに上告せんと爲により我これを解らんことを定たり 二六我これに就て我が主上に奏すべき實情を得ず故に我これを質訊て奏すべき事を得んがため爾曹の前また殊更にアグリッパ王なんぢの前に曳出せり 二七蓋囚者を解るに其罪案を書そへざるは理に合ずと意へば也

第二十六章

一アグリッパパウロに曰けるは爾が自己の爲に陳る事を許たり是に於てパウロ手を伸かれらが訟を禦んとして曰けるは 二アグリッパ王よ我ユダヤ人に訟られし事につき今日なんぢの前にて悉く辨訴ことを得が故に我を幸ある者とす 三殊に幸なるは爾ユダヤ人の例と彼等が論ずる所の端緒を悉く知たまふ事なり是故に願くは耐心て我に聽たまへ 四夫わが始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼穉きときより如何に世を過しかをユダヤ人はみな知あるべし 五もし證を爲んとせば彼等は素より我が義に我儕の教の中にて最も嚴き所に遵ひたるパリサイ人なりし事を知り 六今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて鞫るゝ也 七この望は即ち我儕の十二の支派の夜も晝も專ら神に事て得んとする者なりアグリッパ王よ此望の爲に我はユダヤ人に訟られたり 八神すでに死し者を甦らせ給りと云とも爾曹なんぞ信じ難しとするや 九我も亦曩にはナザレのイエスの名に逆はんがため多の事を行は宜とごと自ら意ひ 十エルサレムにて此事を行り即ち祭司の長等より權威を受て多の聖徒を獄に入また彼等の殺さるゝ時は其を宜さし 十一諸會堂に於て屢次これを罰し強て之に褻瀆を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑にまで攻及べり 十二此さき祭司の長等より權威と命令を受てダマスコへ往しに 十三王よ其途にて正午われ天より光あるを見たり日よりも耀きて我および同に行る者を環照せり 十四我儕みな地に仆る其時ヘブルの方

言にてサウロサウロ何ぞ我を窘る乎なんぢ刺ある鞭を蹴こと難しと我に語れる聲を我きけり 十五 我いひけるは主よ爾は誰ぞや彼こたへけるは我は爾が窘る所のイエスなり 十六 爾起て立よ我なんぢに現るゝは爾を立て役者とし又なんぢが既に見し事と我が爾に現れて示さん其事の證人と爲んがため也 十七 我なんぢを守て此民および異邦人の手より拯ふべし今なんぢを彼等に遣すは 十八 彼等の目を啓き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を信ずるに因て罪の赦と聖られし者の中に於て業を受ることを得させんが爲なり 十九 是故にアグリッパ王よ我この天の現示に背ずして 二十 先ダマスコエルサレムの人次にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔改に符ふ行をなして罪を悔べき事と神に歸すべき事とを宣傳へたり 二一 此等の事に由てユダヤ人われを殿にて執へつ我を殺さんとせり 二二 然して我は神の佑を今日に至るまで蒙るところあり小き者にも大なる者にも證をなせり我言ところは預言者およびモーセが將來かならず成んと言しことに非ざるはなし 二三 即ちキリストの苦難をうけ死し者の復生の始となり光を此民と異邦人に傳ふる也 二四 パウロが如此うつたへける時ペストス大聲に曰けるはパウロよ爾は狂氣せり博學爾をして狂氣せしめたり 二五 パウロ曰けるは最も尊きペストスよ我は狂氣せるに非ず我言ところは眞實にして誠なる心より出るなり 二六 それ此等の事情は王よく知たまへば我はゞからずして王の前に語れり蓋これらの事は方隅に行はれたるに非ざれば王に隱るゝ所なしと信ずれば也 二七 アグリッパ王よ爾預言者の書を信ずる乎われ爾の信ずるを知 二八 アグリッパ、パウロに曰けるは爾われを勸て容易キリステアンと爲んとす 二九 パウロ曰けるは容易にもせよ容易からざるにもせよ我は惟なんぢ耳あらず今日われに聽ところの者みな此縲絏なくして我ごとき者とならんことを神に願ふなり 三十 如此かたり畢しとき王と方伯およびベルニケ又ともに坐せし人々起て退き 三一 相語て曰けるは此人は死べき事と縲絏にかゝる可ことを爲ざる也 三二 アグリッパ、ペストスに對ひ曰けるは此人もしカイザルに上告せんと言ざりしならば既に釋すべき者なりき

第二十七章

一 われら已にイタリヤへ航ることに定りければ彼等パウロ及び他の囚者等をアウグスト隊の百夫の長なるユウリアスと名る者に付せり 二 是に於て我儕アジアに沿て駛んとするアドラミテオムの舟に登て出マケドニヤのテサロニケ人アリスタルコ我儕と偕に在き 三 次日シドンに著りユウリアス慇懃にパウロを待ひ彼に朋友の所へ往て其供應を受ることを許せり 四 我儕また彼處より舟出せしが風の逆ふに因てクプロの風下の方に走り 五 キリキヤとパムフリアの海を過てルキヤのミラと云る港に至れり 六 此處にて百夫の長イタリヤへ濟るアレキサンデリアの舟に遇て我儕を之に登たり 七 多日のあひだ舟の行こと遲く僅にしてクニドスに對へる處に至り風の順ならざるに因てサルモネを過クレテの風下の方を走り 八 僅にして其岸に沿ラサイアの邑に近き美港と名る處に至れり 九 時を歴こと既に久く斷食の期も過ければ舟路の危險によりパウロ諫て 十 曰けるは人々よ我思ふに此舟路は損害多かるべし第に積荷と舟のみならず我儕の生命にも及ばん 十一 然ども百夫の長はパウロの言ところよりも船長と船主の言を信じたり 十二 且この港は冬を過すに便宜らず是故に若ピニクスに至り彼處にて冬を過すことを得んかとて此處を出んと定たる者おほしピニクスはクレテの港にて西南の風と西北の風と其岸に沿て吹ところ也 十三 時に南風除に吹ければ彼等志を得たりと意ひ錨を起クレテに沿て走しに 十四 未幾ユーロクルドンと稱る狂風島より卸來り 十五 舟を擊去ければ之に敵ふを得ず我儕その風に任て 十六 遂にクラウダと云る小島の風下の方へ駛ゆき僅にして小艇を收む 十七 既に援上し後かれら備おける物をもて大舟の胴を縛かつ洲に乘掛んことを恐れ帆を下して流れたり 十八 風疾きによりて次の日水夫ら貨物を擲つ 十九 第三日に至ては我儕てづから船具を擲つ 二十 斯て多日のあひだ日も星も見ずして疾風ふきあてければ我儕つひに救るべき望たえ果たり 二一 人々久く食せずパウロ彼等の中に立て曰けるは人々よ爾曹先に我諫を聽クレテより離ることを爲ずして此損害を受ずある可はずなりし 二二 今われ爾曹に勸む勇め爾曹の中一人だに生命を失ふ者あらじ惟舟を失ふこと有んのみ 二三 蓋わが屬する所わが事る所の神の使者この夜わが側に立て 二四 パウロよ懼る勿れ爾必ずカイザルの前に立べし且神は爾と偕に舟にある者を悉く爾に賜と曰り 二五 是故に人々勇めや如此

われに語り給へる如く必ず成んと我神を信ずれば也 二六 われら必ず一島に推上られん 二七 斯て第十四日の夜に至り我儕アデリアの海に漂ふ夜半ごろ水夫ら岸に近けりと意ひて 二八 水を測しに二十尋を得たり少し進て又測しに十五尋を得たり 二九 石に乗掛んことを恐れ艫より四の錨を投て天明を待わびぬ 三十 水夫ら舟より逃んとして舳より錨を投す状をなし小艇を海に下ければ 三一 パウロ百夫の長と兵卒に曰ける此人々もし舟に留らずば爾曹救ることを得じ 三二 是に於て兵卒ら小艇の索を断きり其流るゝに任たり 三三 夜の明んとする時パウロ凡ての人々に食せんことを勸て曰けるは爾曹待わびて食せざりしこと今日にて已に十四日なり 三四 故に我なんぢらに食せんことを勸む是は救を得べき助となる可ればなり爾曹の頭髪一縷だに爾曹の首より落ざるべし 三五 如此かたりてパンを取凡ての人の前にて神に謝し之を擘て先食しければ 三六 彼等も亦勇んで食せり 三七 舟に登る所の我儕合て二百七十六人なりき 三八 既に食して飽ければ穀物を海に棄て舟を輕せり 三九 夜あけて其地は識ざれど一の海灣を見たり此に洲崎あり或は至ことを得ば彼處に舟を進んと謀り 四十 纜を斷て錨を海にすて舵繩を鬆め舳の帆をあげ風に順ひ洲崎を望て走しに 四一 潮の流突ふ處に至りて舟を洲に乗あげ舳は膠定て動ず艫は浪の勁が爲に破られたり 四二 是に於て兵卒ら囚人の泅ぎ逃れんことを恐れ之を殺さんと勸む 四三 然ども百夫の長パウロを救んと欲ひ其勸を阻かつ泅得る者は先水に跳いり 四四 その他は或は板あるひは舟の碎木に乗て岸に至んことを命じたり此の如く皆すくはるゝ事を得て岸に登れり

第二十八章

一 我儕すでに救を得て後その島の名をメリタと稱ることを知れり 二 夷人ら尋常ならぬ情分をかく降雨と寒さにより火を燃て我儕衆人を待遇せり 三 パウロ多の柴を集て火に放しに火の熱により蝮いで來て其手に繞り 四 夷人ら蝮の其手に懸たるを見て互に曰けるは此人は正く人を殺し者ならん彼海より逃だけど雖も天理その生ることを容ざる也 五 パウロ蝮を火の中に拂綽して害を受ることなし 六 彼等パウロを候ひて其腫るか或は忽ち仆て死ることあらんと意しに久く候へども彼に害の及ざるを見て其意を轉こは神なりと謂り 七 島の長をプブリヨと名く此邊に己が有る田地あり彼われらを接て慇懃に三日宿らせたり 八 時にプブリヨの父熱と痢病を患ひて臥居しがパウロその所に至り祈て手を其上に按これを醫せり 九 此事ありしかば島にある所の他の病者等も來て醫さるゝことを得たり 十 かれら禮を厚して我儕を敬ひ又舟出の時に臨て我儕が無てかなはぬ物を贈れり 十一 我儕三ヶ月を經てのち此島にて冬を過しゝデヲスクリの號あるアレキサンデリアの舟に登いでゝ 十二 スラクサに着三日とゞまれり 十三 彼處より向てレギヲに至り一日を經て南風起ければ次日プテヲリに至り 十四 兄弟等に遇かれらが請に任て七日とゞまり而してロマに往○ 十五 ロマの兄弟たち我儕の事を聞アッピーポロムおよび三館と云る處に來て我儕を迎ふパウロ之を見て神に謝し其心に力を得たり○ 十六 既に我儕ロマに至しに百夫の長衆囚を王を守る兵隊の長に交せり然どパウロは一人の守兵と共に別に自ら居ことを許されたり 十七 三日を經て後パウロユダヤ人の尊重たる者等を召集む彼等の集れる時これに曰けるは人々兄弟よ我いまだ我民また先祖の例に逆て何事をも爲しことなし然にエルサレムより囚人となりてロマ人の手に付されたり 十八 ロマ人すでに我を審たれど死べき罪あるなきが故に我を釋さんと欲へり 十九 ユダヤ人これを拒しにより我已ことを得ずしてカイザルに上告す然ども我が國の民を訟ん爲には非ず 二十 斯に因て我なんぢらに會ともに語んことを請るなり蓋われイスラエルの望の爲に此鏈に繋るれば也 二一 彼等いひけるは我儕ユダヤより爾について書信を受ず又兄弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報また語し者なし 二二 然ど我儕なんぢの意ふ所を聞んと欲す蓋われら何處にても此宗旨の誹らるゝを知ばなり 二三 既に定たる日に及て多の人パウロの館に來れりパウロ朝早より暮に至までモーセの律法と預言者の書をひき神の國の事を説かつ之を證しイエスの事を語て彼等を勸たり 二四 其言に感じて之を然とする者あり亦信ぜざる者もありて 二五 互に相合ざるにより遂に退けり其退かんとせし時パウロ一言を語けるは誠なるかな聖靈預言者イザヤに託て我儕の先祖等に語し言其言に云 二六 なんぢ此民に往て告よ爾曹は聽ども聰らず觀ども見ず 二七 蓋この民目にて見耳にて聽心にて悟り

悔改て我に醫されん事を恐れ其心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりと 二八 是故に爾曹知べし神の救は異邦人に遣られ彼等は之を聽ん 二九 パウロが此言を言畢し時ユダヤ人退きて互に大なる爭論をなせり○ 三十 斯てパウロその借受し家に居しこと全く二年すべて來り見んとする者を接て 三一 憚らず神の國をのべ主イエスキリストの事を教て禁らるゝこと無りき

新約全書使徒行傳終

新約全書使徒パウロ ロマ人に贈れる書

第一章

一 イエスキリストの僕パウロ召れて徒使となり神の福音の爲に選る 二 この福音は從前より其預言者たちに託て聖書に誓ひ給へるものにて 三 其子われらの主イエスキリストを指て示せり彼は肉體に由ばダビデの裔より生れ 四 聖善の靈性に由ば甦りし事によりて明かに神の子たると顯れたり 五 われら彼より恩惠と使徒の職を受これ其名の爲に萬國の人々をして信仰の道に從はせんと也 六 爾曹も其人々の中に在てイエスキリストの召を受し者なり 七 我すべてロマに在ところの神に愛せられ召を蒙り聖徒と爲る者にまで書を贈る 願くは爾曹我儕の父なる神および主イエスキリストより恩惠と平康を受よ○ 八 先爾曹の信仰を世こぞりて傳揚るが故にイエスキリストに賴て爾曹衆人に就わが神に感謝す 九 我が子の福音に於て心を以て事る所の神は我が不斷なんぢらを懷ふ其證なり 十 われ祈禱ごとに終には神の旨意に適ひて平坦なる途をえ速かに爾曹に到んことを求む 十一 われ爾曹を見んことを深く願は爾曹を堅固せん爲に靈の賜を予へんと欲へば也 十二 即ち我なんぢらの中に在ば互の信仰によりて相共に安慰を得べし 十三 兄弟よ我しば〳〵志を立なんぢらに到り他の邦人の中に在ごとく爾曹の中よりも果を得んとせしかども今に至りて尙阻げらる 此を爾曹が知ざるを欲まず 十四 我はギリシヤ人及び異邦人また智人および愚人にも負る所あり 十五 是故に我力を盡して福音を爾曹ロマにある人々にも傳んことを願ふ 十六 我は福音を耻とせず此福音はユダヤ人を始ギリシヤ人すべて信ずる者を救んとの神の大能たれば也 十七 神の義は此に顯れて信仰より信仰に至れり録して義人は信仰に由て生べしと有が如し○ 十八 それ神の怒は不義をもて眞理を抑る人々の凡の不虔不義に向て天より顯る 十九 蓋人の知べき所の神の事情は人に顯明にして既に神これを人に顯し給へばなり 二十 それ人の見ことを得ざる神の永能と其神性とは造られたる物により創世より以來さとり得て明かに見べし是故に人々推諉べきやうなし 二一 既に神を知て尙これを神と崇めず亦謝することをせず反て其思念を虛し其愚なる心暗昧なれり 二二 自ら智と稱へて愚蒙なる者となり 二三 朽壞ざる神の榮光を變へ

て朽壞べき人および禽獸昆蟲の像に似す 二四 是故に神ハ彼等を其心の慾を縱肆にするに任せて互に其身を辱しむる汚穢に付せり 二五 彼等ハ神の眞を易て僞となし造物主よりも受造物を崇拜りてこれに事ふ神ハ永遠頌美べきもの也アメン 二六 此に緣て神ハ彼等が恥べき慾をなすに任せ給へり其婦女さへも順性の用を變て逆性の用をなす 二七 此の如く男子ハ又婦女の順性の用を棄て互に嗜慾の心を熾し男と男と恥ることをなして其悖戾に當るべき報を己が身に受たり 二八 かれら心に神を存ることを願ざれバ神も彼等が邪僻なる心を放て行まじきことを行に任せ給へり 二九 諸の不義、惡慝、貪婪、惡毒、很を充す者また妬忌、凶殺、爭鬪、詭譎、刻薄を盈す者 三十 又讒害、毀謗をなし神を怨む者狎侮、傲慢、矜夸、詭詐、父母に不孝 三一 頑梗、背約、不情、不慈なる者 三二 凡て此等を行ふ者ハ死罪に當るべき神の判定を知てなほ自ら行ふのみならず亦これを行ふ者をも喜べり

第二章

一 是故に凡て人を審判する所の人よ爾推諉べきなし爾他人を審判くハ正く己の罪を定る也そハ審判所の爾も同く之を行へバ也 二 此の如く行ふ者を罪する神の審判ハ眞理に合へりと我儕ハ知 三 此等の事を行ふ者を審判きて同く之を行ふ人よ爾神の審判を免れんと意ふ乎 四 汝神の豐厚なる仁慈と寛容なると恒忍たまふことを藐視する乎其仁慈ハ爾を悔改に導くなるを知ず 五 剛愎にして悔なきの心に循ひ己の爲に神の怒を積て其義鞫の顯れん震怒の日に及ぶなり 六 神ハ人の行に循ひて各人に其報を爲べし 七 耐忍て善を行ひ榮光と尊貴と不朽壞とを求る者にハ永生をもて報ん 八 然ど爭鬩をなし眞理に順ハず不義につく者にハ報るに怒と憤と患難と辛苦とを以てす 九 此ハユダヤ人を始ギリシヤ人凡て惡を行ふ人に及ぶなり 十 ユダヤ人を始ギリシヤ人すべて善を行ふ人にハ榮光と尊貴と平康とを以て報ゆべし 十一 これ神にハ偏視なければ也 十二 凡そ律法なくして罪を犯せる人ハ律法なくして亡び律法ありて罪を犯せる人ハ律法に照て審判を受べし 十三 神の前に義と爲るゝハ律法をきく者に非ず之を守る者なり 十四 それ律法なきの異邦人もし本性のまゝ律法に載たる所を守らバ律法なしと雖も己の律法たる也

十五 彼等その心に銘されたる律法の工を表彰し其良心これが證をなして其思念たがひに或ハ責あるひハ辯ることを爲り 十六 これ審判ハ我が福音に云る如く神イエスキリストをもて人の隱微たる事を鞫かん日に成べし◯ 十七 爾もしユダヤ人と稱へ律法を恃み神あるを誇り 十八 その旨をしり律法に習て是非を辨へ 十九 自ら瞽者の相となり暗にをる者の光 二十 愚なる者の師蒙昧の傅となり又律法にて眞理と知べき事との式を得たりとせバ 二一 何ゆゑ人を教て自己を教ざる乎なんぢ人に竊む勿れと勸て自ら竊する乎 二二 なんぢ人に姦淫する勿れと諭して自ら姦淫する乎なんぢ偶像を惡て自ら殿の物を干す乎 二三 なんぢ律法に誇て自ら律法を犯し神を輕しむる乎 二四 神の名ハ爾に緣て異邦人の中に謗讟れたりと録されしが如し 二五 爾もし律法を行へバ割禮ハ益あり若し律法を犯さバ爾が割禮ハ割禮なきが如なるべし 二六 是故に割禮なき者も若し律法の義を守らバ其割禮なきも割禮せりと謂ざるを得ん乎 二七 これ本性のまゝ割禮なくして律法を守る者ハ儀文と割禮をもて尚律法を犯すなんぢを審判かん 二八 明にユダヤ人たるも實のユダヤ人に非ず明に身に割禮あるも實の割禮に非ず 二九 反て隱にユダヤ人たる者ハ實のユダヤ人たり又割禮ハ靈に在て儀文に在ず心の割禮ハ眞なり其譽ハ人に由ず神に由り

第三章

一 然らバユダヤ人の長處ハ何ぞ耶また割禮の益する所ハ何ぞ耶 二 そハ凡の事に於て益おほし先第一ハ神の諭をもて彼等に託れ給へると也 三 爰に信ぜざる者あれど其を如何ぞの不信ハ神の信を廢べき乎 四 非ず凡の人を僞とするも神を眞とすべし爾の告る言ハ義とせられ爾が鞫るゝ時勝を得んと録されたる如し 五 我儕が不義もし神の義を彰すとせバ我何を言べきか怒を加ふる神ハ不義なるや此ハそれ人に由て言のみ 六 然ことなし若し然ことあらバ神如何して世を鞫かん耶 七 もし神の眞わが僞に因て顯れ其榮光いや增バ我何でなほ罪人と爲れん乎 八 如此あらバ我儕が誣らるゝ如く善を來らせんとて惡を作ハ宜らずや此を我儕が言と云る者あり斯る人の罪せらる可ハ宜なり 九 然らバ如何ぞ耶われら勝れるか決てなし蓋われら既にユダヤ人もギリシヤ人も皆罪の下に在ことを證せり 十 録して義人なし一人も有なしとあるが如し 十一 明達者なく神

を求る者なし 十二 みな曲て全く邪となれり善を作ものなし一人も有なし 十三 その喉は破れし墓その舌は詭詐をなし其唇には蝮の毒を藏り 十四 其口は詛と苦とにて滿 十五 その足は血を流さんが爲に疾し 十六 殘害と苦難は其途に遺れり 十七 彼等は平康なる道を知ず 十八 その目前に神を畏るの懼あることなし 十九 それ律法の言ところは其下にある者に示すと我儕は知これは各人の口塞り又世の人こぞりて神の前に罪ある者と定らん爲なり 二十 是故に律法の行に由て神の前に義と爲るゝもの一人だに有ことなし蓋律法に由て罪は知るゝ也○ 二一 今律法の外に神の人を義とし給ふことは顯れて律法と預言者は其證をなせり 二二 即ちイエスキリストを信ずるに由て其義を神は凡の信者に賜ふて區別なし 二三 それ人みな既に罪を犯したれば神より榮を受るに足ず 二四 只キリストイエスの贖に賴て神の恩をうけ功なくて義とせらるゝ也 二五 神はその血によりてイエスを立て信ずる者の挽回の祭物とし給へりそは神忍て已往の罪を寛容にし給ひしことに就て 二六 今其義を彰さん爲め即ちイエスを信ずる者を義とし尚自ら義たらんが爲なり 二七 然ば誇ところ安に在や有ことなし何の法をもて無とするか行の法か非ず信仰の法なり 二八 故に我おもふに人の義とせらるゝは信仰に由て律法の行に由ず 二九 神は獨ユダヤ人のみの神なる乎また異邦人の神ならずや然また異邦人の神なり 三十 それ割禮せし者をも信仰に由て義とし亦割禮なき者をも信仰に由て義とする神は一位なれば實に然り 三一 さらば我儕信仰をもて律法を廢るや然らず反て律法を堅固する也

第四章

一 然ば我儕が先祖アブラハムは肉體について何の得し所ありと言んや 二 若アブラハム行に由て義と爲れたらんには誇るべき所あり然ど神の前には有ことなし 三 それ聖書に何と云るか アブラハム神を信ずその信仰を義と爲れたり 四 工を作ものゝ價は恩と稱ず受べきもの也 五 然ど工なき者も不義なる者を義とする神を信じて其信仰を義と爲れたり 六 工なく神に義とせらるゝ者の福なるをば正にダビデが言る如し 七 云その不法を免され其罪を蔽はるゝ者は福なり 八 主の罪を負せざる人は福なりと 九 この福は割禮の者にあるや割禮なき者にあるや抑 われらアブラハムは其信仰を義と爲れたりと言り 十 然ば如何に義と爲れしや割禮を受し後なる乎また割禮を受ざる前なるか割禮を受し後ならず割禮を受ざる前にあり 十一 かつ割禮の號を受しは未だ割禮を受ざる前に信仰に由て義と爲れたる印證なり此は割禮を受ざる凡の信者の父にして彼等の義とせられん爲なり 十二 また割禮を受る者の父となれり唯割禮にのみ由ず我儕が父アブラハムの割禮を受ざりし時の信仰の跡を履ものゝ爲なり 十三 蓋アブラハムと其子孫とに世界の嗣子たることを得させんとの神の約束は律法に由に非ず信仰の義に由り 十四 若それ律法に從ものゝ嗣子たるを得ば信仰も虛く約束も亦廢るべし 十五 そは怒を來するものは律法なり律法なくば犯すことも有まじ 十六 是故に信仰に由て得させ給ふは恩に由せて其約束をアブラハムの諸の子孫に堅固せんがため也たゞ律法を有る者のみならず亦アブラハムの信仰に倣ふ者に及べり 十七 我なんぢを立て多の國民の父と爲りと錄されたる如くアブラハムは其信ずる所の神すなはち死し者を生し無ものを有し如く稱ふる神の前に於て我儕衆人の父たる也 十八 彼は望べくもあらぬ時になほ望て多の國民の父と爲んことを信ず蓋なんぢの子孫かくの如ならんと言たまひしに因てなり 十九 彼その信仰淺からざれば齡およそ百歳にして己が身の既に死るが如きとサラの胎の死るが如きをも顧みず 二十 不信をもて神の約束を疑ふことなく反て其信仰を篤して神を尊め 二一 神は其約束し給ふ所を必ず得成べしと心に決む 二二 是故に其信仰義と爲れたり 二三 それ信仰に由て義とせられたりと錄されしは特かれの爲のみならず亦われらの爲に錄されし也 二四 我儕もし我主イエスを死より甦らしゝ神を信ぜば同く義とせらるゝ事を得べし 二五 イエスは我儕が罪の爲に解され又われらが義と爲られん爲に甦らされたり

第五章

一 是故に我儕信仰に由て義とせられたれば神と和ぐことを得たり此は我主イエスキリストに賴てなり 二 亦われら彼により信仰によりて今居ところの恩に入ことを得かつ神の榮を望て欣喜をなす 三 第これ耳ならず患難にも欣喜をなせり蓋患難は忍耐を生じ 四 忍耐は練達を生じ練達は希望を生じ 五 希望は羞を來らせざるを知こは我儕に賜ふ所の聖靈に由て神の愛われらの心に灌漑ばなり 六 我儕なほ弱かりし時キリス

卜定りたる日に及て罪人のために死たまへり 七それ義人の爲に死るもの殆んど少なり仁者の爲には死ることを厭ざる者もや有ん 八然どキリストは我儕のなほ罪人たる時われらの爲に死たまへり神は之によりて其愛を形し給ふ 九今その血に頼て我儕義とせられたれば況て彼に由て怒より救るゝ事なからん乎 十若われら敵たりし時に其子の死によりて神に和ぐことを得たらんには況て和を得たる今その生るに頼て救るゝことを得ざらん乎 十一たゞ此耳ならず我儕に和を得させ給ひし我主イエスキリストに頼て亦神を喜べり 十二然ば是より一人より罪の世にいり罪より死の來り人みな罪を犯せば死の凡の人に及たるが如し 十三律法を立られし時より前に罪は世に有き律法なくば罪は人に歸することなし 十四然どもアダムよりモーセに至るまでアダムの罪と等き罪を犯さゞりし者にも死は之に王たりアダムは即ち來らんとする者の模なり 十五然ど罪のことは恩賜のことの如きに非ず若し一人の罪に由て死るもの多からば況て神の恩と一人のイエスキリストに由る恩の賜とは多の人に溢ざらん乎 十六賜は一人より來る罪の如きに非ず蓋審判は一の罪より罪せられ賜は多の罪より義とせらるゝ也 十七若一人罪を犯しゝにより死この一人に由て王たらんには況て溢るゝの恩と義の賜を受る者は一人のイエスキリストにより生に在て王たらざらん乎 十八是故に一の罪より罪せらるゝ事の凡の人に及し如く一の義より義とせられ生命を獲ことも凡の人に及べり 十九それ一人の逆に由て多く罪人とせられし如く一人の順に由て多く義とせらるべし 二十律法を立るは罪を增ん爲なり然ども罪の增ところには恩も愈增り 二一これ罪の死をもて宰れる如く恩も我儕が主イエスキリストに頼て永生に至らせんが爲に義をもて宰れり

第六章

一然らば我儕何を言んや恩の增ん爲に罪に居べき乎 二非ず我儕罪に於て死し者なるに何でなほ其中に於て生んや 三イエスキリストに合んとてバプテスマを受し者は即ち其死に合んとて之を受しなるを爾曹知ざる乎 四故に我儕その死に合バプテスマに由て彼と同に葬るゝはキリスト父の榮に由て死より甦されし如く我儕も新き生命に行べき爲なり 五若われら彼の死の狀に等からば亦かれの復生にも等かるべし 六我儕の舊人かれと同に十字架に釘らるゝは罪の身滅て今より罪に役ざるが爲なるを我儕は知 七蓋死し者は罪より釋さるれば也 八我儕もしキリストと偕に死ば又彼と偕に生ん事を信ず 九キリスト死より甦りて復しなず死もまた彼に主とならざるを知り 十是其死しは罪について一次死しなり其いくるは神について生るなり 十一如此なんぢらも我儕の主イエスキリストにより罪に就ては自ら死る者また神に就ては生る者なりと意ふべし 十二是故に爾曹罪を死べき肉體に王たらしめて其慾に徇ふ勿れ 十三また爾曹の肢體を不義の器となして罪に獻ること勿れ死より甦りし者の如く己を神に獻また肢體を義の器となして神に事ふべし 十四蓋なんぢら恩の下に在て律法の下に在ざれば罪は爾曹に主となること無れば也 十五然らば如何我等恩の下に在て律法の下に在ざるが故に罪を犯すべきか非ず 十六なんぢら身を獻げ僕となり誰に從ふとも其從ふ所の僕たるを知ざるか或は罪の僕とならば死に及び或は順の僕とならば義に及ばん 十七然ども我神に感謝す爾曹は素罪の僕たりしかど今は既に授られし所の教の範に心より服ひて 十八罪より釋され義の僕となれば也 十九我いま人の言を藉て言るは爾曹が肉體よわき故なり爾曹その肢體を獻て汚穢と惡の僕となり惡に至りし如く今また其肢體をさゝげ義の僕となりて聖潔に至るべし 二十蓋なんぢら罪の僕なりし時には義に事ざれば也 二一爾曹いま恥る所のことを行ひし其とき何の果を得たりしや此等のことの終は死なり 二二然ど今罪より釋されて神の僕となりたれば聖潔に至るの果を得たり且その終は永生なり 二三罪の價は死なり神の賜は我儕の主イエスキリストに於て賜はる永生なり

第七章

一兄弟よ我いま律法を知る者に言ん律法は人の畢生その主たるを知ざる乎 二夫ある婦は律法の爲に夫の生る間はそれに繫るれど夫しなば其律法より釋さる 三然ば夫の生る間に他の人に適ば淫婦と稱ふべし若し夫しなば其律法より釋さるゝが故に人に適とも淫婦には非ず 四然れば我兄弟よ爾曹もキリストの身により律法に就て殺されしもの也これ別人すなはち死より甦され給ひし者に適て神の爲に果を結ばんとなり 五われら肉に在し時は律法に因る罪の慾われらの肢體に動きて死の爲に果を結べり 六然ども今われら

を繋る者に於て死たれば律法より釋され儀文の舊様に由ず靈の新様に由て事ふ◯ 七 然らば我儕何を言べきか律法は罪なるや非ず律法に由ざれば我罪の罪たるを識ことなし夫律法に貪る勿れと言ざれば我貪慾の罪たるを識ざる也 八 而して罪は誡の機に乘て我中に各様の貪慾を起せり律法なければ罪は死るもの也 九 われ昔し律法なくして生たれど誡命きたりて罪は活かへり我は死り 十 斯て人を生さん爲の誡は反て是われを死しむる者となれり 十一 何となれば罪は誡の機に乘て我を誘し其誡をもて我を殺せり 十二 それ律法は聖し誡も聖く公義かつ善也◯ 十三 然ば善なる者われを死しむるか非ず死しむる者は罪なり罪は善なる者をもて我を死しむれば其罪たることを現へ亦誡に由て罪の甚しきことは現るゝ也 十四 それ律法は靈ある者なりと我儕は知されど我は肉なる者にして罪の下に賣れたり 十五 蓋わが行ふ所の者は我も之を是とせず我が願ふ所のもの我これを行ず我が惡む所のもの我これを行へばなり 十六 若われ願ざる所の者を行ふ時は律法を善とす 十七 然らば今より之を行ふ者は我に非ず我に居ところの罪なり 十八 善なる者は我すなはち我肉に居ざるを知そは願ふ所われに在ども善を行ふことを得ざればなり 十九 われ願ふ所の善は之を行はず反て願ざる所の惡は之を行へり 二十 若われ願ざる所を行ふときは之を行ふ者は我に非ず我に居ところの罪なり 二一 是故に我善を行はんと欲ふときに惡の我にある此一の法あるを覺ゆ 二二 蓋われ内なる人に就ては神の律法を樂めども 二三 わが肢體に他の法ありて我心の法と戰ひ我を擄にして我が肢體の中にある罪の法に從はするを悟れり 二四 噫われ困苦人なる哉この死の體より我を救はん者は誰ぞや 二五 是われらの主イエスキリストなるが故に神に感謝す然ば我みづから心にては神の法に服ひ肉にては罪の法に服ふなり

第八章

一 是故にイエスキリストに在ものは罪せらるゝ事なし 二 そは活す靈の法はイエスキリストに由て罪と死の法より我を釋せば也 三 それ律法は肉に由て荏弱その能ざる所を神は爲たまへり即ち己の子を罪の肉の狀となして罪のために遣し肉に於て罪を罰しぬ 四 それ律法の義は肉に從はで靈に從ふて行ふ我儕に成就せんが爲なり 五 肉に從ふ者は肉の事を念ひ靈に從ふ者は靈の事を念ふ 六 肉の事を念ふは死なり靈の事を念ふは生なり安なり 七 そは肉の事を念ふは神に乖るが故なり是神の律法に服はず又服ふこと能ざるに因る 八 而して肉にある者は神の心に適ふこと能はず 九 もし神の靈なんぢらに住ば爾曹は肉に在で靈に在ん凡そキリストの靈なき者はキリストに屬ざる者也 十 若キリスト爾曹に在ば體は罪に緣て死 靈魂は義に緣て生ん 十一 若イエスを死より甦らしゝ者の靈 爾曹に住ばキリストを死より甦らしゝ者は其なんぢらに住ところの靈を以 爾曹が死べき身體をも生すべし 十二 是故に兄弟よ我儕肉の爲に負ところ有て肉に從ひ役る者に非ず 十三 もし肉に從ひ役なば死べし若し靈に由て身體の行爲を滅さば生べし 十四 凡そ神の靈に導かるゝ者は是すなはち神の子なり 十五 爾曹が受し靈は奴たる者の如く復び懼を懷く靈に非ずアバ父とよぶ子たる者の靈なり 十六 聖靈みづから我儕の靈と偕に我儕が神の子たるを證す 十七 我儕もし子たらば又後嗣たらん即ち神の後嗣にしてキリストと偕に後嗣たる者なり我儕もし彼と偕に苦を受ば彼と偕に榮をも受べし 十八 われ獄ふに今時の苦は我儕に顯れん榮に比ぶべきに非ず 十九 それ受造者の切望は神の諸子の顯れんことを俟るなり 二十 そは受造者の虛空に歸せらるゝは其願ふ所に非ず即ち之を歸する者に因り 二一 また受造者みづから敗壞の奴たることを脫れ神の諸子の榮なる自由に入んことを許れんとの望を有されたり 二二 萬の受造者は今に至るまで共に歎き共に勞苦ことあるを我儕は知 二三 たゞ此等のもの耳ならず聖靈の初て結べる實を有る我儕も自ら心の中に歎て子と成んこと即ち我儕の身體の救れんことを俟 二四 我儕が救を得は望によれり然ど望を見ば亦望なし既に見ところの者は何で尚これを望んや 二五 若われら未だ見ざる者を望まば忍て之を待べし 二六 聖靈も亦われらの荏弱を助く我儕は祈るべき所を知ざれども聖靈みづから言がたきの慨歎を以て我儕の爲に祈ぬ 二七 人の心を察たまふ者は聖靈の意をも知り蓋神の心に遵ひて聖徒の爲に祈れば也 二八 また凡の事は神の旨に依て召れたる神を愛する者の爲に悉く動きて益をなすを我儕は知り 二九 それ神は預じめ知たまふ所の者を其子の狀に效せんと預じめ之を定む此は其子を多の兄弟の中に嫡子たらせんが爲なり 三十 又あらかじめ定たる所の者は之を召き召たる者は之を義とし義としたる

三一 三二 者は之に榮を賜へり 三一 然ば此等の事に於て何をか言ん若し神われらを守らば誰か我儕に敵せん乎 三二 己の
三三 子を惜ずして我儕衆の爲に之を付せる者は豈これに併て萬物をも我儕に賜ざらん乎 三三 神の選たる者を訟へ
三四 ん者は誰ぞや義とする神なる乎 三四 罪を定る者は誰ぞや死て復よみがへり神の右に在て我儕の爲に禱告し給
三五 ふキリストなる乎 三五 キリストの愛より我儕を絶らせん者は誰ぞや患難なるか或は困苦か迫害か飢餓か
三六 裸程か危險か刀劍なる乎 三六 是われら終日なんぢの爲に死に付され屠られんとする羊の如くせらるゝ也と錄
三七 三八 されたるが如し 三七 然ども我儕を愛める者に賴すべて此等の事に勝得て餘あり 三八 そは或は死あるひは
三九 生あるひは天使あるひは執政あるひは有能あるひは今ある者あるひは後あらん者 三九 或は高き或は深
また他の受造者は我儕を我主イエスキリストに賴る神の愛より絶らすること能ざる者なるを我は信
ぜり

第九章

一 二 一 我キリストに屬る者なれば我が言は眞にして僞なし且わが良心聖靈に感じて 二 我に大なる
三 憂ある事と心に耐ざるの痛ある事とを證す 三 若わが兄弟わが骨肉の爲にならんには或はキリストより絶れ
四 沈淪に至らんも亦わが願なり 四 彼等はイスラエルの人なり神の子なる事また榮光また盟約また律法を立られ
五 し事また祭儀また約束は皆かれらに屬り 五 列祖は是かれらが先祖なり肉體に因て言ばキリストも亦彼
六 等より出かれは萬物の上に在て世々讃美を得べき神なりアメン 六 今いへる所は神の言の廢れりと謂には非ず
七 其はイスラエルより出る者こと〴〵くイスラエルに非ず 七 亦アブラハムの苗裔なればとて悉く其子たるに非
八 ず惟イサクより出る者なんぢの苗裔と稱らるべしと錄されたり 八 即ち肉に由て子たる者これらは神の子たる
九 に非ず惟約束に由て子たる者は其苗裔とせらるゝ也 九 期いたらば我來らんサラに男子あるべしと是約束
十 十一 の言なり 十 此耳ならず亦リベカ我儕の先祖イサク一人に從ひて二子を孕しとき 十一 其子いまだ生れず亦善
十二 惡を行ざれど神の選たまひし聖旨は變ることなく行に由で召に由を彰さんとて 十二 長子は幼子に服んとリ
十三 十四 ベカに言たまへり 十三 錄して我はヤコブを愛しエサウを惡めりと有が如し 十四 然ば我儕なにを言んや神に

十五 十六 不義ある所あるや有ことなし 十五 神モーセに曰われ矜恤んと欲ふ者を矜恤われ憐憫んと欲ふ者を憐憫と 十六
十七 然ば願ふ者にも趨る者にも由す惟めぐむ所の神に由り 十七 聖書の中に神パロに我なんぢを立るは特に爾をも
十八 て我が權能を顯し又わが名を偏く世界に傳んが爲なりと示し給へり 十八 然ば神は憐憫んと欲ふ者をあはれみ
十九 剛愎にせんと欲ふ者を剛愎にせり 十九 然ば爾われに言ん神何ぞなほ人を責るや誰か其旨に逆ふことを爲んと
二十 二十 嗟人よ爾何人なれば神に言逆ふや造れし物は造し者に向て爾何故に我を如此つくりしと云べけん
二一 二二 乎 二一 陶人は同じ塊をもて一の器を貴く一の器を賤く造の權あるに非ずや 二二 もし神怒を彰し
二三 其能力を示さん爲に滅亡に備れる器を永く耐忍ことをなし 二三 また榮光に預じめ備し矜恤の器に其榮の
二四 豐盛なるを示さんとせば我儕何の言ことか有んや 二四 この矜恤の器即ち我儕召れし所の者は第ユダヤ人の
二五 みならず亦異邦人の中よりも召れたり 二五 神ホセヤの書に我は我民ならざりし者を我民と稱へ愛せざりし者
二六 を愛する者と稱ん 二六 又なんぢら我民あらずと言れたりし其處の彼等も活神の子と稱らるべしと言るが
二七 如し 二七 イザヤもイスラエルに就て呼り曰けるはイスラエルの子の數は海の沙の如なれども救るゝ者はたゞ
二八 僅々ならん 二八 神は義をもて其言を斷之を成竟るべし蓋さだめ給ふ所の事は主速に此地に行ふべけ
二九 れば也 二九 また前にイザヤ言て若萬軍の主われらに裔を遺ざりしならば我儕も已にソドムの如ならん又ゴ
三十 モラに同からんと有が如し 三十 然ば我儕何とか言ん義を追求めざる異邦人は義を得たり是すなはち信仰に由
三一 三二 ところの義なり 三一 然ど義の律法を追求めしイスラエルは義の律法に追及ざりき 三二 此は如何なる故ぞ彼等
三三 は信仰に由ず行に由て追求めんとせしほどに蹶石に跪たれば也 三三 視よわれ蹶石また礙磐
をシオンに置ん凡て之を信ずる者は辱しめられじと錄されたるが如し

第十章

一 二 一 兄弟よ我心に願ふ所と神に祈る所はイスラエルの救れんこと也 二 彼等が神に熱心なることは
三 我證す然ども其熱心は智識に由に非ず 三 彼等は神の義を識ず己の義を立んことを求て神の義に服はざる
四 五 也 四 凡て信ずる者の義とせられん爲にキリストは律法の終となれり 五 モーセ律法に由る義を行ふ

者これに由て生を得べしと錄したり 六然ど信仰に由る義は如此いへり爾心にキリストを誘び下らん爲に誰か天に昇らんと言こと勿れ 七又キリストを死し者の中より誘ひ還らん爲に誰か陰府に降らんと言こと勿れ 八然ば何と言るぞ道は爾に近く爾の口にあり爾の心にありと是すなはち我儕が宣る所の信仰の道なり 九蓋もし爾口にて主イエスを認はし又爾心にて神の彼を死より甦らしゝを信ぜば救るべし 十それ人は心に信じて義とせられ口に認はして救るゝなり 十一聖書に凡て彼を信ずる者は辱められじと云り 十二ユダヤ人とギリシヤ人の別なし蓋凡ての者の主は惟一なればなり凡そ之を龥求る者には恩を豐盛にし 十三凡て主の名を龥求る者は救るべし 十四然ば未だ信ぜざる者は何で龥求ることを得んや未だ聞ざる者を何で信ずることを得んや未だ宣る者あらずば何で聞ことを得んや 十五もし遣されずば何で宣ることを得んや錄して和平なる言を宣また善事を宣る者の其足は美しき哉とあるが如し 十六然ど悉く福音を聽從しに非ずイザヤ曾て主よ我儕が宣る所を信ぜし者は誰ぞ乎と云り 十七然れば信仰は聞より出で聞ところは神の道に由るなり 十八われ問ん彼等は未だ聞ざりしか聞り其聲は遍く世界に出その言は地の極にまで及べり 十九我また問んイスラエルは知ざりしか知り遜にモーセ云われ民に非ざる者をもて爾曹を嫉妬せん又愚なる民をもて爾曹を怒らせんと 二十イザヤ憚ることなく言けるは我を尋ざりし者に我あへり問ざりし者に我あらはれぬ 二一又イスラエルに就ては我終日手を擧て悖り順はざる民に向へりと云し也

第十一章

一然ば我いはん神は其民を棄しや決て然らず何となれば我も亦イスラエルの人アブラハムの裔ベニヤミンの支派なり 二神は其預じめ知給ふところの民を棄ざりき爾曹エリヤについて聖書に載たる事を知ざるか彼イスラエルを神に訴へ曰けるは 三主よ彼等は爾の預言者を殺し爾の祭壇を毀てり只われ遺れしに又我命をも求んとする也 四然るに何と神は答給ひし乎われ自己の爲にバアルに跪づかざる者七千人を存せりと 五是の如く今もなほ恩の選に由て遺れる者あり 六もし恩に由ば功には由ざるなり否されば恩は恩たらず若し功に由ば恩に非ず否されば功は功たらざる也 七然ば何を言んイスラエルは其求る所を得ず選れし者は之を得て遺れし者は頑せられたり 八神は今日に至るまで彼等に頑き心・見ざる目聞えざる耳を予ふと錄されしが如し 九亦ダビデ曰けるは彼等が筵席かはりて機檻となれ網羅となれ礙物となれ其報となれ 十彼等の目を矇して見しめず其背を常に屈しめよ 十一然ば我いはん彼等が躓は倒に及しや然らず反て彼等が錯失により救は異邦人に及べり是イスラエルを激させんが爲なり 十二若かれらの錯失世の富となり其衰異邦人の富とならんには況て彼等の盛なるに於てをや 十三我なんぢら異邦人に言ん我は異邦人の使徒なるが故に我職を敬重ぜり 十四是わが骨肉の者を如何して激し其中より數人を救んが爲なり 十五若かれらの棄らるゝを世の復和となさば其收納さるゝは死たる者の中より生るに同からずや 十六もし薦新のパンきよからば凡のパンも亦潔もし根きよからば枝も亦潔かるべし 十七もし幾數の枝を折れたるに爾野の橄欖なるそれを其中に接れ共に其根により共に其汁漿を受るならば 十八原の枝に向ひて誇る勿れ假令ほこるとも爾は根を保ず根は爾を保てり 十九然ば爾枝の折れたるは我が接れん爲なりと言ん 二十然ど彼等の折れたるは不信仰により爾が立るは信仰に因なれば誇ることを勿たゞ戒懼よ 二一蓋神もし原樹の枝をさへ惜まずば恐くは爾をも惜まじ 二二然ば神の慈と嚴なることを觀よ其嚴なることは蹶し者に顯れぬ爾慈に居ば其慈は爾に在ん然されば亦爾も斫離さるべし 二三もし不信仰に居ずば彼等も亦接れん神は能これを接得れば也 二四爾もし本うまれつきたる野の橄欖より斫れ其生來に反て善橄欖に接れたらんには況て原樹の枝は己が其橄欖に接れざらん乎 二五兄弟よ我爾曹が自己を智とする事無らん爲に此奧義を知ざるを欲まず即ち幾分のイスラエルの頑梗は異邦人の數盈るに至らん時まで也 二六然てイスラエルの人悉く救るを得ん錄して救者はシオンより出てヤコブの不虔を取除かん 二七且その罪を赦す時に我かれらに立ん所の誓は此也と有が如し 二八福音に就ては爾曹の益の爲に彼等は憎まれ選擇に就ては先祖の故によりて彼等は愛せらるゝ也 二九そは神の賜と召は易ることなきに因 三十昔なんぢらは神に背しが今彼等が背るに由て爾曹矜恤を受たるが如く 三一今かれらの背るは爾曹の矜恤を蒙るに因て亦矜恤を

受んため也 三二 それ神は衆人を憐まんが爲に咸これを不服の中に入かこめり 三三 あゝ神の智と識の富は深かな其審判は測り難く其蹤跡は索れ難し 三四 孰か主の心を知し孰か彼と共に議ることを爲しや 三五 孰か先かれに施て其報を受んや 三六 そは萬物は彼より出かれに倚かれに歸ればなり願くは世々榮神にあれアメン

第十二章

一 然ば兄弟よ我神の諸の慈悲をもて爾曹に勸その身を神の意に適ふ聖き活る祭物となして神に獻よ是當然の祭なり 二 又この世に效ふ勿れ爾曹神の全かつ善にして悅ぶべき旨を知んが爲に心を化て新にせよ 三 我うくる所の恩に藉て爾曹各人に告ん心を高り思を過すこと勿れ神の各人に賜りたる信仰の量に從ひて公平に思念べし 四 即ち我儕一體に多の肢あれども皆その用を同うせざるが如く 五 各人キリストに於て一體たれば亦たがひに其肢たる也 六 然ば賜る所の恩に藉て各賜を異にせり或は預言あらば信仰の量に循ひて預言をなし 七 或は役事あらば其役事をなし或は教誨をなす者は其教誨をなし 八 勸慰をなす者は其勸慰をなし賙濟をなす者は吝なく施こし治理をなす者は懈らず治め矜恤をなす者は歡びて憐むべし 九 愛は僞ること勿れ惡は惡み善は親み 十 兄弟の愛をもて互に愛し禮義を以て相讓り 十一 勤て惰らず心を熱して主に事へ 十二 望て喜び患難に耐へ祈禱を恒にし 十三 聖徒の缺乏を賑恤し遠人を懇勤にせよ 十四 爾曹を害ふ者を祝し之を祝して詛ふべからず 十五 喜ぶ者と共に喜び哀む者と共に哀むべし 十六 相互に意を同うし尊大志をなさず反て卑微に附よ又自己を智とする勿れ 十七 惡をもて惡に報る勿れ衆人の善とする所を心に記て之をなし 十八 行得べき所へ力を竭して人々と睦親むべし 十九 わが愛する者よ其仇を報るなかれ退きて主の怒を待そは錄して主の曰給ひけるは仇を復すは我に在われ必ず之を報んとあれば也 二十 是故に爾の仇もし飢なば之に食はせ若し渴かば之に飮せよ爾如此するは熱炭を彼の首に積なり 二一 なんぢ惡に勝るゝ勿れ善をもて惡に勝べし

第十三章

一 上に在て權を掌る者に凡て人々服ふべし蓋神より出ざる權なく凡そ有ところの權は神の立たまふ所なれば也 二 是故に權に悖ふ者は神の定に逆くなり逆者は自ら其審判をうくべし 三 有司は善行の畏に非ず惡行の畏なり爾權を畏ざることを欲ふ乎たゞ善を行へ然ば彼より褒を獲ん 四 彼は爾に益せん爲の神の僕なり若し惡を行ば畏れよ彼は徒らに刃を操ず神の僕たれば惡を行ふ者に怒をもて報ゆる者なり 五 故に之に服へ惟怒に緣てのみ服ず亦心に緣て服ふべし 六 是故に爾曹貢を納よ彼等は神の用人にして常に此職を司どれり 七 なんぢら受べき所の人には之を予よ貢を受べき者には之に貢て稅を受べき者には之に稅し畏るべき者には畏れ敬ふべき者は之を敬へ 八 なんぢら互に愛を貢のほか凡の事を人に負こと勿れ蓋人を愛する者は律法を完全すれば也 九 それ姦淫する勿れ殺す勿れ竊む勿れ妄の證を立る勿れ貪る勿れと曰る此餘なほ誡あるとも己の如く爾の隣を愛すべしと曰る言の中に包たり 十 愛は隣を害はず是故に愛は律法を完全す 十一 此の如く行べし我儕は時を知り今は寐より寤べきの時なり蓋信仰の初より更に我儕の救は近し 十二 夜すでに央て日近けり故に我儕暗昧の行を去て光明の甲を衣べし 十三 行を端正して晝あゆむ如くすべし饕餮酣酒また奸淫好色また爭鬪嫉妒に歩むこと勿れ 十四 惟なんぢら主イエスキリストを衣よ肉體の欲を行はんが爲に其備をなすこと勿れ

第十四章

一 信仰の弱き者を納よ然ど其意ふ所を詰る勿れ 二 或人は凡の物を食ふべしと信じ或人は弱もて只野菜を食へり 三 食ふ者は食ざる者を藐視ること勿れ食ざる者は食ふ者を審判する勿れ神これを納れば也 四 なんぢ何人なれば他人の僕を審判するか彼の或は立あるひは倒ることは其主に由り彼また必ず立られん神は能これを立得れば也 五 或人は此日を彼日に愈れりとし或人は諸日もみな同とす各人みづから定て其心を堅すべし 六 日を守る者も主の爲に守り日を守らざる者も主の爲に守らず食ふ者も主の爲に食へり蓋神に謝する事をすればなり食へざる者も主の爲に食はず此また神に謝する事をせり 七 我儕のうち己の爲に生おのれの爲に死る者なし 八 蓋われら生るも主の爲にいき死るも主の爲に死この故に或は生あるひは死るも我儕はみな主のもの也 九 夫キリストの死て復生しは卽ち生者と死者の主とならん爲なり 十 爾なんぞ其兄弟を審

判するや何ぞ其兄弟を藐視るや我儕は皆キリストの臺前に立べき者なり 十一 錄して主の曰たまへるは我は
活る神すべての膝は我が前に屈り凡の舌は我を讚美すべしと有が如し 十二 是故に我儕おの〳〵己の事を神
に訟ふべし 十三 然ば我儕たがひに審判すること勿れ寧ろ兄弟の前に絆跌あるひは妨碍を置ざらん
ことを定むべし 十四 我は主イエスに由て凡のもの潔からざるなきを知かつ之を信ず然ど人もし不潔と意はゞ
其人に於ては卽ち潔からざる也 十五 爾もし食物の爲に兄弟を憂しめば其行ふところ愛の道に合はずキ
リスト彼の爲に死に玉ひたれば汝食物に因て彼を滅すこと勿れ 十六 爾曹の善を以て人に謗るゝことを爲
なかれ 十七 そは神の國は飲食に非ず惟義と和と聖靈に由る歡樂にあり 十八 此の如してキリストに事る者は
神の心に適また人に善とせらるゝ也 十九 是故に我儕人と和睦せんことゝ相互に德を建んことゝを追求
べし 二十 食物に因て神の成る所を毀こと勿れ凡の物みな潔し然ども之を食ふて人を礙かする者には惡と
あらん 二一 肉を食ふ酒をのむ何事に由ず爾の兄弟を倒し或は礙かせ或は懦弱するは宜らざる也 二二 なん
ぢ信あるか己これを神の前に守り其許とする所を以て自ら審判する事なき者は福なり 二三 疑ふ者もし食
はゞ罪に定めらる是信仰に由て食はざれば也すべて信仰に由てせざる者は罪なり

第十五章

一 然ば我儕强者は强からざる者の懦弱を負て己の心に悅ばざるとも爲べき事也 二 我儕おのお
の隣の德を建んために善をもて之を悅ばすべし 三 キリストすら尙おのれを悅ばす事をせざりき蓋なんぢを謗
る者の毀謗は我に及べりと錄されし如し 四 從前より錄されたる所は皆われらに訓て聖書の忍耐と安慰との言
に藉て望を得させん爲に錄せる也 五 忍耐と安慰を予ふる神の爾曹にイエスキリストを效たがひに心を同う
する事を予て 六 爾曹をして心を一にし口を一にし神すなはち我儕の主イエスキリストの父を讚美し崇しめ
給はん事を願へり 七 是故にキリスト神を崇ん爲に我儕を納るゝが如く爾曹も互に納べし 八 我いはん神の眞
理の爲にイエスキリストは割禮の役となり先祖に約束し給ひしことを堅固せり 九 また異邦人も其矜恤に由
て神を崇む錄して是故に我異邦人の中に在て爾の名を讚美すべしと有が如し 十 また異邦人よ
主の民と同に喜ぶことを爲よと云り 十一 又萬邦よ主を讚ふべし萬民よ主を切に頌ふべしと云り 十二 又
イザヤ云らくエッサイの根めざし異邦人を治めんと爲もの興んとす異邦人みな之に賴んと 十三 望を予ふる神
の爾曹をして聖靈の能に由その望を大にせんが爲に爾曹の信仰より起る諸の喜樂と平康を充しめ給はん
ことを願へり 十四 わが兄弟よ我なんぢらが仁慈に滿すべての智に充て互に勸得ることを信ず 十五 然ども
兄弟よ我なほ爾曹に憶起させんがため憚らずして略なんぢらに書おくれり是神の我に賜ふ所の恩に
因なり 十六 卽ち異邦人の爲にイエスキリストの僕となりて神の福音の祭を爲し獻る所の異邦人を聖靈に
由て潔まらしめ神の意旨に適せん爲なり 十七 是故に我神の事に就てはイエスキリストに由て誇る所あり 十八
何となればキリスト我を助て異邦人を順從しめん爲に休徵と奇跡の能と神の靈の能を顯し言と行
とを以てエルサレムより徧くイルリコに至るまで其福音を傳させ給ひしことの他は一の言をも我敢て曰ざ
るなり 二十 且われ愼みて他人の置し土基に建じとイエスの名の未だ稱られざる所に福音を宣傳たり 二一 未
だ彼に就て傳を得ざる者は見べく未だ聞ことを得ざる者は悟るべしと錄されたるが如し 二二 是故に屢ば阻
られて我なんぢらに詣ことを得ざりき 二三 今この地に傳べき處なし我年來なんぢらに往んことを願る故に
二四 イスパニヤに赴かん時に爾曹に就るべし蓋經過ときに爾曹に遇はゞ意に滿足ことを得て又なんぢらに
送られんことを望ば也 二五 然ど今われ聖徒を助けん爲にエルサレムに往んとす 二六 マケドニヤとアカヤの人
人エルサレムの貧き聖徒の爲に供給をすることを喜悅させり 二七 彼等悅びて之をなすは其負ところ有るが
故なり蓋異邦人もし靈に屬ものを享たらんには身に屬ものを以てまた彼等に事ふべき也 二八 是故に我この
事をはり此果を付し後なんぢらに由てイスパニヤに往ん 二九 われ爾曹に往時はキリストの福音の滿たる恩
を以て爾曹に至らんことを知り 三十 兄弟よ我儕の主イエスキリストにより聖靈の愛に緣て爾曹に勸む願く
は我と共に力を竭して我ために神に祈ることを爲よ 三一 蓋わがユダヤにある不信者より拯かり且エルサレム
に赴く供事を聖徒の心に適せ 三二 また神の旨に循ひ歡びて爾曹に詣り偕に安慰を得んがため也 三三 平安

の神なんぢら衆の人と共に在さんことを願ふアメン

第十六章

一 我ケンクレアにある教會の執事なる我儕の姉妹フイベを爾曹に薦む 二 なんぢら聖徒の行べき如く主に縁て彼を納其需る所は之を助よ彼は素おほくの人を助また我をも助く 三 請プリスキラとアクラに安を問かれらはイエスキリストに屬て我と共に勤る者なり 四 又わが命の爲に己の頸を劍の下に置り惟われのみならず異邦人の凡の教會もまた彼等に感謝せり 五 又その家にある教會にも安を問また我が愛する所のエパイネトに安を問かれはアジアに於てキリストの初に結べる實なり 六 我儕の爲に多の苦勞をせしマリアに安を問 七 また我と同に囚人となりし我が親戚なるアンデロニコとジユニヤに安を問かれら使徒等の中に名聲ある者なり我に先ちてキリストに居し者なり 八 主キリストに在て我が愛するアンピリアトに安を問 九 キリストに屬て我儕と共に勤るウルバノ又わが愛するスタクに安を問 十 キリストに於て鍛錬なるアペレに安を問アリストブロの家の者に安を問 十一 わが親戚なるヘロデオナに安を問ナルキソの家なる主にをる者等に安を問 十二 テルパイナとテルポサに安を問へ彼等は主に於て苦勞せし女なり又愛せらるゝペルシスに安を問かれは主に居て多く苦勞せし女なり 十三 主に選れしルポと其母とに安を問かれが母は即ち我母なり 十四 アスンクリトとプレゴンヘレマパトロバヘレメ又彼等と偕にある兄弟に安を問 十五 ピロロゴとジユリヤとネリオと其姉妹又オルンパ及び彼等と偕なる諸の聖徒に安を問 十六 爾曹きよき接吻をもて互に安を問キリストの諸の教會なんぢらに安を問り 十七 兄弟よ我なんぢらに勸む凡て爾曹が學る所の教に反きて爭ひ分たせ又躓かする者を視とめて之を避よ 十八 此の如き者は我儕の主イエスキリストに服ず己の腹につかふる者なり又言を巧にし媚諂ひて質朴ある者の心を欺てあり 十九 然ど爾曹の順從ることは衆の人に傳揚たれば我なんぢらの爲に喜べり我なんぢらが善に智く惡に愚ならんことを願ふ 二十 平安の神なんぢらの足の下に於てサタンを速かに碎くべし我儕の主イエスキリストの恩なんぢらと偕に在んことを願ふ 二十一 我と共に勤るテモテと我が親戚ルキヤソンソシパテロより爾曹に安を問り 二十二 此書を筆るテリテオ我キリストに於て爾曹に安を問 二三 我と全會の寓主ガヨス爾曹に安を問り邑の庫司エラストまた兄弟タルト爾曹に安を問り 二四 我儕の主イエスキリストの恩なんぢらと偕に在んことを願ふアメン 二五 二六 世の成ざりし前より隱藏たりしが萬國の民をして信じ服はしめんが爲いま窮なき神の命に遵ひ預言者の書に因て顯れし其奧義に循ひて我つたふる福音および我が說ところのイエスキリストの教訓を照し爾曹を堅固することを得もの 二七 即ち獨一睿智神に榮光窮なくイエスキリストに由て在んことを願ふアメン

[illegible]

新約全書羅馬書　終

新約全書使徒パウロコリント人に贈れる前書

第一章

一 神その旨により召てイエスキリストの使徒となし給へるパウロ及び兄弟ソステ子 二 書をコリントにある神の教會 即ちキリストイエスに在て潔られ召れて聖徒となれる者および彼等の處にも我儕の處にも諸處に於て我儕の主イエスキリストの名を籲者にまで贈る 三 なんぢら願くは我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ〇 四 イエスキリストに在て爾曹が賜りし神の恩寵について我恒に爾曹の爲に我神に感謝す 五 蓋なんぢら彼に在て諸の事すなはち凡の教訓と凡の知識に富ことを得たれば也 六 是キリストの證なんぢらの中に堅せられしに因 七 斯て爾曹は賜れる所の恩寵かくることなく我儕の主イエスキリストの顯れんことを俟り 八 神は終まで爾曹を堅し我儕の主イエスキリストの日に於て爾曹に責なからしむ 九 それ神は誠信あり彼なんぢらを召て其子われらの主イエスキリストの交際に入しめ給へり〇 十 兄弟よ我儕の主イエスキリストの名に託て我なんぢらに勸む爾曹みな言を同し且分爭なく心を同し意を同して聯合へし 十一 蓋わが兄弟よクロエの家人爾曹の事を我に告て爾曹の中に爭ひありと言たれば也 十二 爾曹おの〳〵我はパウロ我はアポロ我はケパ我はキリストに屬すと言われ之を言なり 十三 キリストは數多に分るゝ者ならんや パウロは爾曹の爲に十字架に釘られし乎 また爾曹はバプテスマを受てパウロの名に入しや 十四 われ神に謝す我はクリスポとガヨスの外なんぢらの中一人にもバプテスマを施しことなし 十五 此は我名に托てバプテスマを施すと人に言れんことを懼たれば也 十六 我またステパナの家族にバプテスマを施せり此外には我人にバプテスマを施しゝこと有や否を知ず 十七 キリストの我を遣しゝはバプテスマを施させん爲に非ず福音を宣傳しめん爲なり又われに言の知慧を用しめ給はず是キリストの十字架の虛くならざらん爲なり 十八 それ十字架の教は沈淪者には愚なるもの我儕救るゝ者には神の能たるなり 十九 即ち錄して我智者の智を滅し慧者の慧を廢くせんと有が如し 二十 智者安にある學者安に在この世の論者いづくにある神は此世の智慧をして愚ならしむるに非ずや 二十一 世人は己の智慧を恃て神を知ず是神の智

二二 慧に適へるなり是故に神は傳道の愚なるを以て信ずる者を救ふを善とせり 二二 ユダヤ人は休徵を乞ギリシヤ人
二三 ハ智慧を覓む 二三 我儕ハ十字架に釘られしキリストを宣傳ふ即ち此ハユダヤ人には礙く者ギリシヤ人には愚
二四 二五 なる者なり 二四 然ど召されたる者にはユダヤ人にもギリシヤ人にもキリストは神の大能また神の智慧なり 二五
二六 それ神の愚は人よりも慧く神の弱は人よりも強し 二六 兄弟よ召を蒙れる爾曹を觀よ肉に循る智慧ある者
二七 多からず能ある者おほからず貴き者多からざる也 二七 神は智慧を愧しめんとて世の愚なる者を選び強者を愧
二八 しめんとて世の弱き者を選ぶ 二八 また神は有者を滅さんとて世の賤者藐視らるゝもの即ち無が如き者を
二九 三十 選び給へり 二九 これ凡の人神の前に誇ことなからん爲なり 三十 爾曹は神に由てキリストイエスに在イエスは
三一 神に立られて爾曹の智慧また義また聖また贖と爲たまへり 三一 錄して誇者は主に因て誇るべしと在が如
し

第二章

一 二 一 兄弟よ我曩に爾曹に到りし時も言と智慧の美たるを以なんぢらに神の證を傳ざりき 二 蓋われ
三 イエスキリストと彼の十字架に釘られし事の外は爾曹の中に在て何をも知まじと意を定めたれば也 三 我なん
四 ぢらと偕に居し時は弱かつ懼また多く戰慄り 四 我言し所また我宣し所は人の智慧の婉なる言を用ゐず唯
五 六 靈と能の證を用ゐたり 五 蓋なんぢらの信仰をして人の智慧に由ず神の能に由しめんと欲ばなり 六 然ども我
七 儕全き者の中に智慧を語る是この世の智慧に非ず亦此世の有司廢らんとする者の智慧に非ず 七 我儕の語る所
は秘密たりし神の奥義の智慧なり此は創世の先より神の預じめ我儕をして榮を得しめんが爲に定め給ひし
八 九 もの也 八 此世の有司に之を識もの一人もあらじ若し識ば榮の主を十字架に釘ざりしならん 九 錄して神の己を愛
十 する者の爲に備へ給ひしものは目いまだ見ず耳いまだ聞ず人の心いまだ念ざる者なりと有が如し 十 然ど神は
十一 其靈をもて之を我儕に顯せり靈は萬事を究知また神の深事をも究知るなり 十一 それ人の情は其内にあ
十二 る靈の外に誰か之を知んや此の如く神の情は神の靈の外に知ものなし 十二 我儕の受しは此世の靈に非ず神よ
十三 り出る靈なり是神の我儕に賜し所のものを知べき爲なり 十三 且われら此事を語るに人の智慧の敎る所の
十四 言を用ゐず聖靈の教ふる所の言を用るなり即ち靈の言を以て靈の情に當るなり 十四 性來のまゝなる人
は神の靈の情を受ず是彼らには愚なる者と見ればなり又これを知こと能はず蓋靈の情は靈に由て辨ふべき
十五 十六 者なるが故なり 十五 然ど靈に屬るものは萬事を辨へ知しかして己は人に辨へ知るゝことなし 十六 誰か主
の心を知て主を教る者有んや然ど我儕はキリストの心を有り

第三章

一 一 兄弟よ我さきに爾曹に語れるとき靈に屬る者に語るが如くする能はず惟肉に屬る者の如く亦
二 キリストにある赤子に語る如くせり 二 われ爾曹に乳を哺しめて堅き物を予ざりき爾曹食ふこと能はざれば
三 なり今も尚あたはず 三 蓋なんぢら尚肉に屬る者なれば也なんぢらの中に嫉妬と紛爭あり此なんぢら肉に屬て
四 五 人の如く行ふに非ずや 四 我はパウロに屬われはアポロに屬といふ者のあるは此なんぢら肉に屬るならず乎 五
パウロハ誰アポロハ誰われらに惟おの〳〵に賜れる恩に隨ひ爾曹をして信ぜしめんとて勤る者なるの外な
六 七 し 六 然ば我は種アポロは灌ぐ長る者は惟神なり 七 種る者も灌ぐ者も數るに足ず惟貴きは長る所の神
八 九 なり 八 それ種る者も灌ぐ者も異なることなし各々功力に循ひて其賞を得べし 九 我儕は神と同に働く者
十 なり爾曹は神の田神の室なり 十 神の我に賜し恩に循ひて我賢き工師の如く既に基礎を置たり今ほかの
十一 人その上に建いかに其上に建べき乎おの〳〵愼て爲べし 十一 そは置給ひし基礎の外に誰も基礎を置ること
十二 能ざれば也この基礎は即ちイエスキリストなり 十二 もし人この基礎の上に金銀寶石木草藁を以て建なば
十三 十三 各人の工は明かならん夫日これを顯す可ればなり此は火にて顯れん其火おの〳〵の工の如何を試むべし
十四 十五 十四 若その建る所の工たもたば賞を得 十五 若その工やかれなば損を受されど己は火より脱出る如く終には
十六 十七 救れん 十六 爾曹は神の殿にして神の靈なんぢらの中に在すことを知ざる乎 十七 もし人神の殿を毀たば神かれ
十八 を毀たん蓋神の殿は聖ものなれば也この殿は即ち爾曹なり 十八 誰も自ら欺く勿れ若なんぢらの中に此世に
十九 於て智慧ありと意ふ者あらば智者とならん爲に愚になるべし 十九 蓋この世の智慧は神の前には愚なればなり
二十 二一 錄して云く神は智者を其みづからの詭計に因て拘ふ 二十 また云く主は智者の思念を虚きものと知たまふ 二一

然ば誰も人に誇る勿れ萬物は爾曹の物なり 二二 或はパウロ或はアポロ或はケパ或は世界あるひは生あるひは死あるひは今のもの或は後のもの是みな爾曹の屬なり 二三 爾曹はキリストの屬キリストは神の屬なり

第四章

一 人宜く我儕をキリストの役者の如く神の奥義を司どる家宰の如く意ふべし 二 又この世に在て家宰に求る所は其忠信ならんこと也 三 われ爾曹に審判れ或は人に審判るゝことを尤も細き事となす我も自己を審判ず 四 我みづから省るに過あるを覺ず然ども此に因て義とせられず我を審判者は主なり 五 然ば主の來らんときまで時いまだ至らざる間は審判する勿れ主は幽暗にある隱たる情を照し心の計謀を顯さん其時おのおの神より譽を得べし 六 兄弟よ我なんぢらの爲に此等の事を我とアポロに比へたり此は我儕の事により爾曹をして錄されし所に過て人を思議べからざる事を學ばせ彼に從はんとて之に逆ひ各誇ることなからしめんためなり 七 爾をして人に異ならしむる者は誰ぞ爾は何の受領ざる物を有か若これを受領ば何ぞ受領ざる如く誇や 八 爾曹すでに飽なんぢら既に富り爾曹われと偕ならずして王たり我實に爾曹が王たらん事を願ふ蓋われも爾曹と偕に王たらんが爲なり 九 われ意ふに神は我儕使徒を死に定られし者の如く末の者として顯し給へり蓋われらは宇宙のもの即ち天の使および人々に觀玩にせられたれば也 十 我儕はキリストの爲に愚なる者となり爾曹はキリストに在て智き者となれり我儕は弱く爾曹は強し爾曹は貴く我儕は賤し 十一 今の時に至るまで我儕は飢また渴また裸また撻れ斯て定れる住處なく 十二 勞りて手づから工をなし詈らるゝときは祝し窘らるゝときは忍 十三 譏らるゝときは勸をなせり我儕今に至るまで世の汚穢また萬の物の塵垢の如し 十四 我なんぢらを愧じめん爲に之を書に非ず反て我が愛する兒女の如く爾曹を儆めんとて也 十五 爾曹キリストに在て縱ひ師は一萬ありとも父は多くあることなし蓋われキリストイエスに在て福音を以て爾曹を生ばなり 十六 是故に我なんぢらが我に倣んことを勸るなり 十七 此に緣て我が愛子主に在て忠あるテモテを我なんぢらに遣せり彼は我キリストに在て敎るところ即ち遍く敎會ごとに敎る模範を爾曹に記憶さすべし 十八 爾曹の中われ爾曹に至らずとして自ら誇る者あり 十九 然ど主の心に適はゞ我速かに爾曹に至り誇る者の其言に非ず其能を知んとす 二十 そは神國は言に在に非ず能に在ばなり 二一 爾曹なにを願ふや笞を以て我なんぢらに至ることを願ふ乎はた愛と柔和の心を以て至ることを願ふ乎

第五章

一 爾曹の中に姦淫ありと常に聞ゆ其姦淫は異邦人の中にも非ざるほどの事にて人その父の妻を有つと聞ゆ 二 なんぢら誇る乎斯る事を行ひし者の爾曹の中より黜けられんことを願て痛哭ざる乎 三 われ身は爾曹の中に居ずと雖も靈は居り我在るが如く既に之を行ひし者を審判たり 四 五 即ち我儕の主イエスキリストの名に頼て爾曹の集らんとき我靈も偕に在て我儕の主イエスキリストの能に託かくの如き者をサタンに交し其肉躰を滅し其靈をして主イエスの日に救を得しめんと定たるなり 六 爾曹の誇るは宜ろしからず少許の麪酵その全團をみな發すを知ざる乎 七 爾曹は麪酵なき如き者なれば舊き麪酵を除きて新しき團塊となるべし夫われらの逾越すなはちキリストは既に宰れ給へり 八 然ば我儕舊き麪酵を用ず又惡毒と暴狠の麪酵を用ず眞實と至誠なる無酵麪を用ゐて節を守るべし ◯ 九 われ爾曹に姦淫を行ふ者と偕に交る勿れと既に書遣れり 十 然ど此世の淫を行ふ者または貪婪者または勒索者または偶像を拜む者と交ることを全く禁ずるには非ず若しからば爾曹は世を離れざる可らず 十一 我なんぢらに書遣しは兄弟と稱ふる者もし淫を行ひ又は貪婪または偶像を拜または詬誶または沈湎または勒索をせば之と共に交ることなく斯る者と共に食することだに爲ざらしめんとて也 十二 外にある者を鞫ことは何ぞ我に與らん爾曹が鞫く所は内の者に非ずや 十三 外にある者は神これを鞫く斯る惡人は之を爾曹の中より黜くべし

第六章

一 爾曹のうち互に事あるとき聖徒の前に訟ることをせず敢て義からざる者の前に訟ることをする者ある乎 二 なんぢら聖徒の世を鞫んとするを知ざらんや世もし爾曹に鞫るゝならば爾曹至小き事を鞫に足ざる者ならん乎 三 爾曹われらが天の使を鞫んとするを知ざらんや況や此世の事をや 四 是故に爾曹もし此世のことを鞫んとせば教會の中にて卑微者を審判の座に坐しめよ 五 我なんぢらを愧しめんとて如此いへり爾曹の中に其兄弟の間の事を鞫き得る智者一人もなからん乎 六 然ど兄弟と兄弟相訟へ且こ

のを不信者の前にて爲り七爾曹たがひに相訟るにより爾曹のうち誠に過あり爾曹何ぞ此よりも寧ろ不義を受ざるや何ぞ此よりも寧ろ欺を受ざる乎八噫なんぢら不義をなし欺をなす兄弟にも亦これを行り九なんぢら義からざる者の神の國を嗣ことを得ざるを知ざるか爾曹みづから欺く勿れ凡て淫を行ひ又は偶像を拜または姦淫をおこし又は男娼となり又は男色を行ひ十又は盜竊または貪婪または沈湎または辱罵または勒索者などは皆神の國を嗣ことを得ざる也十一爾曹のうち前には此の如き者ありしかども主イエスの名に賴かつ我儕の神の靈に因て洗滌また潔り又義と爲ことを得たり○十二凡の物われに可らざるなし然ど凡て益あるに非ず凡の物われに可らざるなし然ど我その一をも我が主となさず十三食は腹のため腹は食の爲あり然ど神は此も彼も滅すべし身は淫を行ふために非ず主の爲なり主はまた身の爲なり十四神すでに主を甦らせ給ふ又その能力を以て我儕をも甦らすべし十五爾曹の身はキリストの肢なるを知ざるか我キリストの肢を娼妓の肢となして可らんや可らざるなり十六娼妓に合ものは彼と一の體となるを知ざるか蓋二人のもの一體となるべしと云給ひたれば也十七主に合ものは一の靈となるなり十八なんぢら淫を避よ人の凡て行ふ罪は身の外にあり然ど淫を行ふ者は己が身を犯すなり十九爾曹の身は爾曹が神より受たる爾曹の裏にある聖靈の殿にして爾曹は爾曹の屬に非ざる事を知ざる乎二十それは爾曹は價をもて買れたる者なればなり是故に神のものなる爾曹身に於ても靈魂に於ても神の榮を顯すべし

第七章

一なんぢら我に書遣し事については男の女に近ざるを善とす二然ど淫行を免る爲に人おの〳〵其妻をもち女も各 其夫を有べし三夫は其分を妻になすべし妻はまた夫に然すべし四妻は自ら其身を主ざらず夫これを主る此の如く夫も自ら其身を主ざることを得ず妻これを主る五相共に拒なかれ然ど互に意を合せて暫く祈禱の爲に別るはよし後また共に合べし是サタン爾曹の情の禁ざるに乘じて爾曹を誘はざらん爲なり六然ど我これを言は命ずるに非ず許なり七我は衆人の我ごとく爲んことを願ふ然ど各 神より己の賜を受たり此は此の如く彼は彼の如し八我いまだ婚姻せざる者および嫠婦に云ん若わが如くして居ば彼等に善なり九若みづから制ることを能はずば婚姻するも可そは婚姻するは胸の燃るよりも愈れば也十われ婚姻せし者に命ず妻は夫に別るゝ勿れ如此命ずるは我に非ず即ち主なり十一若わかるゝ事あらば嫁ずして居か或は夫と和ぐことをすべし夫もまた妻を去べからず十二その外の人に我これをいふ主の言に非ず若し兄弟不信なる妻を有るとき妻ともに居んことを願はゞ之を去なかれ十三また婦不信なる夫を有るとき夫ともに居んことを願はゞ之を去なかれ十四そは不信なる夫は妻に由て潔なり不信なる妻は夫に由て潔なればなり然ずば爾曹の子女は潔らず然ど今は潔き者なり十五不信者みづから離去ば其離るに任せよ此の如き事あらば兄弟あるひは姉妹つながる所なし神の我儕を召給へるは我儕を睦じく居しめん爲なり十六妻よ爾いかで夫を救ふことを得や否を知ん夫よ爾いかで妻を救ふことを得や否を知ん十七然ど神の各人に頒予ふる所また主の各人を召ところに循ひて此の如く行ふべし我すべての教會に定たるも此の如し十八割禮ありて召れたる者は割禮を廢る勿れ割禮なくして召れたる者は割禮を受る勿れ十九割禮を受るも何の得ることなく割禮を受ざるも何の得ることなし得ところは惟神の誡を守るにあり二十各人その召れし時に在し所の分に止るべし二一なんぢ奴隸にて召れなば思煩ふ勿れ然ど若し釋さるゝことを得ば寧ろ之を受べし二二召れて主につける奴隸は主につける自主なる者なり此の如く召れし時に自主の者はキリストの奴隸なり二三爾曹は價をもて買れたる者なり人の奴隸となる勿れ二四兄弟よ各々召れし時に在し所の分に止りて神と偕に居べし○二五處女の事については我いまだ主の命を受ず然ど我主の矜恤を蒙りて忠義ある者と爲たれば我が意を述べし二六今の災に因て我婚姻せざるを善とす此の如くなるは人に善二七なんぢ妻に繫る者なるか然らば釋ことを求る勿れ爾妻の繫なき者なるか然らば妻を求る勿れ二八爾もし娶ることも罪を犯すに非ず處女もし嫁することも罪を犯すに非ず然ど此の如き者はその身難に遭ん我爾曹をして煩はしむるに忍ず二九兄弟よ我これを言ん今より後の時は逼れり蓋妻を有る者は有ざるが如く三十哭ものは哭ざるが如く喜ぶ者は喜ばざるが如く買ものは有ざるが如く三一この世を用る者は用ざるが如くすべき爲なり

夫この世の形状は過逝なり 三二 我なんぢらが思煩はざらんことを願ふ婚姻せざる者は如何して主を悦ばせんと主の事を思煩ひ 三三 婚姻せし者は如何して妻を悦ばせんと世の事を思煩ふなり 三四 妻となれる者と處女たる者との別あり嫁せざる者は身も靈も潔からんため主の事を思煩ひ嫁せし者は如何に夫を悦ばせんと世の事を思煩ふなり 三五 我これを言は爾曹を益せん爲なり爾曹に絆を置んとするに非ず惟爾曹をして理に合せ紛擾なく懇懃に主に事しめんとて也 三六 人もし其童女に對して己が行ふこと理に合ずと意ふとき童女期過かつ已ことを得ざる事あらば其意に任すべし此は罪を犯すに非ず彼等に婚姻せさすべし 三七 然ど人もし其心を剛殺し已を得ざることもなく又おのが隨意に爲ことを得てその童女を留置んと心の中に定なば然するは善ことなり 三八 此の如なれば嫁せさする者の行は善されど嫁せさせざる者の行は更に善 三九 夫生る間は妻法に繫るゝなり然ど夫もし死ば隨意に嫁する事を許さる惟主にある者にのみ適べし 四十 然ど我おもふに婦そのまゝ止りなば殊に福なり我また神の靈に感じたりと意ふ

第八章

一 偶像に獻し物に就ては我儕みな知識あることをしる知識は人を驕しむ然ど愛は德を建るもの也 二 若みづから能ものを知と意ふ者は未だ其知べきほどをも知ざる者なり 三 人もし神を愛せば是神に知れたる也 四 偶像に獻し物を食するに就ては我儕偶像の世に無ものなるを知また獨の神の外に神なきを知 五 神と稱もの或は天に在あるひは地に在て多の神おほくの主あるが如しと雖も 六 我儕に於ては惟一の神すなはち父あるのみ萬物これより生われら之に歸す又ひとりの主即ちイエスキリストあり萬物これに由われらも之に由り 七 然どみな斯る事を知ず今に至りて尚心に偶像を顧み之を偶像に獻し物と意て食する者あり是故にその心弱して汚るゝなり 八 神と我儕の關係は食物に由に非ず食するも益ることなく食せざるも損ることなし 九 然ど爾曹慎みて其自由を柔弱者の躓となす勿れ 十 人もし知識ある所の爾偶像の廟に坐して食するを見ば柔弱者の心之に勸られて偶像に獻し物を食せざらん乎 十一 又キリストの代て死たまひし弱き兄弟爾の知識に因て淪亡ざらん乎 十二 此の如く爾曹兄弟に罪を犯し其弱き心を傷めしむるはキリストに罪を犯すなり 十三 是故に若し食物わが兄弟を礙かせば我は兄弟を礙かせざる爲に永久も肉を食へじ

第九章

一 我は使徒に非ずや我は自主に非ずや我儕の主イエスキリストを見しに非ずや爾曹が主に在は我が工に非ずや 二 われ他人には使徒に非ずとも爾曹には使徒なり蓋なんぢらの主に在は我使徒の職の印なれば也 三 我ことを詰す者に答ふるは此なり 四 われら飮食を受る權なき乎 五 われら他の使徒等および主の兄弟とケパの如く姉妹なる妻を携ふる權なき乎 六 惟われとバルナバのみ工を止る事を得ざらん乎 七 誰か軍に出て己の財を費す者あらんや誰か葡萄園を樹て其果を食ざる者あらんや誰か羊を牧て其乳を飮ざる者あらん乎 八 われ人の事にのみ循て之を言んや律法も亦かく言に非ずや 九 モーセの律法に穀物を碾す牛に口籠を繫べからずと錄されたり神牛の爲め慮かり給へる乎 十 又は我等の爲にのみ之を言たまひし乎これは我等の爲に錄し給へる也そは耕す者は望ありて耕し穀物を碾す者は其穀物を得の望ありて碾は宜なれば也 十一 我儕もし爾曹の爲に靈の物を播たらば爾曹の肉の物を獲取は大事ならん乎 十二 他の人もし此權威を爾曹の上に有ば況て我儕をや然ど我儕この權威を用ずキリストの福音に阻礙なきやうに我儕すべての事を忍ぶ 十三 なんぢら知ざるか聖事を務る者は殿の物を食し祭壇に事る者は祭壇と共に其頒を取ことを 十四 此の如く主福音を宣傳る者は福音に由て生活んことを定め給へり 十五 然ど我此等の事は一をも用ず亦かくの如くせられん爲に之を書遺るに非ず蓋わが誇る所を人に虚くせられんよりは寧ろ死るは我に善事なれば也 十六 われ福音を宣傳ると雖も誇るべき所なし已を得ざるなり若われ福音を宣傳へずば實に禍なり 十七 若われ好て之を行ば賞を得ん若われ好ざるも其責任は我に與れり 十八 然らば我が賞は何なる耶われ福音を宣傳るに人をして費なくキリストの福音を得しめ又福音に在て我有る權を妄に用ざる即ち是なり 十九 われ衆の人に向て自主の者なれど更に多の人を得ん爲に自ら己を衆の人の奴隸となせり 二十 ユダヤ人には我ユダヤ人の如くな

れり此ユダヤ人を得ん爲なり又律法の下にある者には我律法の下に在ざれども律法の下にある者の如くなれり是律法の下にある者を得ん爲なり 二一 律法なき者には我律法なき者の如くなれり是律法なき者を得ん爲なり然ど我神に向て律法なきに非ず即ちキリストの律法の下に在なり 二二 柔弱者には我柔弱者の如くなれり是柔弱者を得ん爲なり又すべての人には我その凡の人の狀に循へり是いかにもして彼等數人を救ん爲なり 二三 われ福音の爲に如此おこなふハ人と共に福音に與らん爲なり 二四 なんぢら知ずや馳場に趨るものは皆はしれども褒美を得者ハ唯一人なるを爾曹も得ん爲に趨るべし 二五 凡て勝を競ふ者は何事にも節へ謹むなり彼等ハ壞れ易き冕を得んが爲に之を行ひ我儕ハ壞ざる冕を得んが爲に之を行ふなり 二六 然ば我が趨るは定向なきが如きに非ず我が戰ハ空を擊が如きに非ず 二七 己の體を擊て之を服せしむ蓋ほかの人を敎て自ら棄られんことを恐れば也

第十章

一 兄弟よ我なんぢらが左の事を知ざるを欲まず夫われらの先祖ハみな雲の下に在みな海を過 二 みな雲と海にてバプテスマを受てモーセに屬り 三 皆おなじく靈の食物を食し 四 みな同く靈の飮物を飮り此ハ彼等に從へる靈の磐より飮たる也その磐ハ即ちキリストなり 五 然ど彼等の中おほくハ神の心に適ざるが故に野にて滅されたり 六 此等の事ハ我儕をして彼等が嗜し如く惡を嗜ざらしむる我儕の鑒なり 七 民は坐して飮食し起て舞りと錄されたる如く彼等のうち或者の行しに傚て爾曹偶像を拜者となる勿れ 八 また彼等のうち或者奸淫を行ひ一日に二萬三千人死たり彼等に傚て我儕姦淫すべからず 九 又かれらの中あるものキリストを試みて蛇に滅されたり彼等に傚て我儕も試むべからず 十 また彼等の中あるもの怨言て滅す者に滅されたり彼等に傚て爾等も怨言なかれ 十一 彼等が遇る此すべての事は鑒となれり且これらの事を錄されたるハ末世に遇る我儕を警むる爲なり 十二 然バ自ら立りと意ふ者ハ傾ざるやうに愼むべし 十三 爾曹が遇し試惑ハ人の常ならざるハなし神ハ信なる者なり爾曹を耐忍ぶこと能ざる試惑に遇せじ爾曹が其試惑を耐忍ことを得ん爲に其にそへて逃るべき途を備へ給ふべし 十四 然バ我が愛する者よ偶像を拜する事を避べし 十五 われ智者に言ごとく言ん爾曹わが言ところを審判べし 十六 我儕が祝ふ所の祝杯ハ同にキリストの血を享るに非ずや我儕が擘所のパンハ同にキリストの體を享るに非ず乎 十七 パンハ唯一なり多の我儕も又一體なり蓋皆一のパンを同に享ればなり 十八 肉に屬するイスラエルの人を觀よ祭物を食者ハ祭壇に與る者に非ずや 十九 然ば我いへる事ハ何ぞや偶像ハ有ものと言るか然らず偶像に獻し物ハ有ものと言るか然らず 二十 我いはん異邦人の獻る物ハ神に獻るに非ず惡鬼に獻るなり我なんぢらが惡鬼と交るを欲まず 二一 なんぢら主の杯と惡鬼の杯とを兼飮こと能はず主の筵と惡鬼の筵とに兼侔る能へず 二二 われら主の嫉妬を激さんとする乎われら主よりも強き者ならん乎 二三 凡の物われに可らざるなし然ど凡のもの益あるに非ず凡の物われに可らざるなし然ど凡のもの德を建るに非ず 二四 人みな己の益を求るなく各々人の益を求べし 二五 凡て市に鬻ものは良心の爲に問ことをせずして食すべし 二六 それ地と之に盈る物は主の屬なれば也 二七 爾曹もし不信者に請かれて往んとせば凡て爾曹の前に陳る物を良心の爲に問ことをせずして食すべし 二八 もし人なんぢらに此は偶像に獻し物なりと云ば告し者の爲また良心の爲に之を食する勿れ蓋地と之に盈る物みな主の屬なれば也 二九 良心とは爾曹の良心に非ず他の人の良心を言なり如何んぞ他の人の良心に我自由を審判るゝことを爲んや 三十 若われ感謝して食することを爲ば何ぞ其感謝する所のものに緣て譏らるることを爲んや 三一 然ば爾曹食ふにも飮にも何事を行ふにも凡て神の榮を顯すやうに行ふべし 三二 ユダヤ人をもギリシヤ人をも亦神の敎會をも礙かする勿れ 三三 即ち我すべての事に於て衆の人の心に適ふやうにし彼等が救れん爲に己の益を求ず許多の人の益を求るが如くすべし

第十一章

一 我キリストに效ふ如く爾曹われに效ふべし〇 二 兄弟よ爾曹すべての事に於て我を記念かつ我なんぢらに傳へし如く其傳を守るに因て我なんぢらを嘉 三 凡の人の首ハキリストなり女の首は男なりキリストの首は神なりと爾曹が知んことを願ふ 四 凡て男は首に物を蒙りて祈禱をなし或ハ預言する時ハ其首を辱しむる也 五 凡て女ハ首に物を蒙ずして祈禱をなし或ハ預言する時ハ其首を辱しむるなり此ハ薙髮と

一にして異ことなし 六 女もし物を蒙ずば髪を剪べし然ど髪を剪また薙ことを若し女の耻べきことならば物を蒙るべし 七 男は神の像と榮なれば其首に物を蒙るべからず女は男の榮なり 八 そは男は女より出しに非ず女は男より出たれば也 九 また男は女の爲に造られしに非ず女は男の爲に造られし也 十 是故に女は天使の故に縁て首に權を有べき者なり 十一 然ど主に在ては男は女に由ざることなく女は男に由ざることなし 十二 女の男より出し如く男は女に由て出づ、かして萬物みな神より出るなり 十三 爾曹みずから辨ふべし女物を蒙らずして神に祈るは宜きことなる乎 十四 男もし長髪あらば耻べきことなり爾曹自然に知に非ずや 十五 然ど女もし長髪あらば其榮なり蓋かむりものゝ代に髪を賜ひたれば也 十六 縦ひ爾曹爭ひ論する者ありとも此の如き例は我儕にも亦神の教會にも有ことなし○ 十七 我これらの事を命じて爾曹を嘉ざるは爾曹の聚會益を受ずして反て損を招けば也 十八 先なんぢら教會に集るとき其うち互に爭ひ分るゝこと有と聞り我略これを信ず 十九 そは正き者の爾曹の中に顯れんため異端おこらざるを得ざれば也 二十 なんぢら一處に集るは主の晩餐を食するに非ず 二一 そは食するとき各人まづ己の晩餐を食するに因あるひは飢る者あり或は酔飽る者あれば也 二二 なんぢら飲食すべき家なきか神の教會を慢じ又乏き者を辱しめんとする乎われ何をか言ん此に因て爾曹を嘉べきや我は嘉ざるなり 二三 我なんぢらに傳し事は主より授られたる也即主イエス賣るゝ夜パンを取 二四 祝して之を擘曰けるは取て食せよ此は爾曹の爲に擘るゝ我體なり爾曹も如此おこなひて我を憶よ 二五 食して後また杯をとり前の如くして曰けるは此杯は我が血にして立る所の新約なり爾曹も如此おこなひて飲ごとに我を憶よ 二六 爾曹このパンを食し此杯を飲ごとに主の死を表して其來る時までに及ぶなり 二七 然ば宜に合ずして此パンを食し主の杯を飲者は主の體と血を干なり 二八 人みづから省みて後其パンを食し其杯を飲べし 二九 宜に合ずして食飲する者は其食飲に由て自ら審判を招くなり蓋主の體を辨へざるに因 三十 是故に爾曹の中に弱き者病の者また寢たる者多し 三一 我儕もし自ら己を辨へしならば審判を受ること無りしならん 三二 然ど今審判せらるゝは主の我儕を懲しめ給ふなり是我儕をして世の人と同に罪に定らるゝことを無らしめん爲なり 三三 是故に我が兄弟よ集りて食せん時互に相待べし 三四 もし飢なば其家にて食すべし是爾曹の聚會審判を受るに至らざらん爲なり其はかの事は我いたらん時これを定ん

第十二章

一 兄弟よ靈の賜については我なんぢらが知ざるを欲ず 二 なんぢら異邦人なりしとき引誘るゝに隨ひて言はざる偶像の下に誘れ往しは爾曹の知ところ也 三 是故に我なんぢらに示さん神の靈に感じて語る者はイエスを詛ふべき者と謂ものなし又人聖靈に感ぜざればイエスを主と謂あたはず 四 賜は殊なれども靈は同じ 五 職は殊なれども主は同じ 六 また行爲は殊なれども一切の事を衆の人の中に行ふ神は同じ 七 靈の顯を各人に賜しは益を得しめん爲なり 八 或は靈によりて智慧の言を賜り或は同じ靈に由て智識の言を賜り 九 或は同じ靈に由て信仰を賜り或は同じ靈に由て病を醫す能を賜り 十 或は異能を行ひ或は預言し或は靈を辨へ或は方言をいひ或は方言を譯するの能を賜れり 十一 然ど凡て此等の事を行ふ者は同く一の靈なり彼その心のまゝに各人に頒與るなり 十二 體は一にして多の肢あり一體の凡の肢は多けれども一の體なりキリストも亦かくの如し 十三 或はユダヤ人あるひはギリシヤ人あるひは奴隷あるひは自主に拘らず我等みな一の靈に在てバプテスマをうけ一の體となり又みな一の靈を飲り 十四 それ體は一肢のみに非ず多あれば也 十五 足もし我手に非ざるが故に體に屬せずと云ば夫に因て體に屬せざる乎 十六 また耳もし我目に非ざるが故に體に屬せずと云ば夫によりて體に屬せざる乎 十七 もし全身目ならば聞ところは安ぞや若し全身耳ならば嗅ところは安ぞや 十八 それ神は心のまゝに肢をおの〱體に置たまへり 十九 若みな一の肢ならば體は安ぞや 二十 肢は多あれども體は一なり 二一 目は手に我なんぢに用なしと謂を得ず又頭も足に我なんぢに用なしと謂を得ず 二二 體のうち尤も柔しと見る肢は却て無るべからざる者なり 二三 體のうち尊からずと意ふ所に物を纏て我儕殊に之を尊ぶ之に因て我儕の不美ところは愈て美しく爲なり 二四 我儕の美しき所は心を用るに及ばず神は其劣れる所に殊に尊貴を加て體を調和たまへり 二五 これ體

のうち分る事なく諸の肢たがひに相顧み扶けん爲なり 二六 もし一の肢くるしまば諸の肢ともに苦み一の肢たふとまれなば諸の肢ともに喜ぶなり 二七 爾曹はキリストの體にして亦おの〳〵其肢なり 二八 神は第一に使徒第二に預言者第三に教師その次に異能を行ふ者次に病を醫す能を受し者救濟する者治理者方言をいふ者を敎會に置たまへり 二九 是みな使徒ならん乎みな預言者ならん乎みな教師ならん乎みな異能を行ふ者ならん乎 三十 みな病を醫す能を有る者ならん乎みな方言をいふ者ならん乎みな譯する者ならん乎 三一 なんぢら至美なる賜を慕ふべし尤も善道を爾曹に示さん

第十三章

一 假令われ諸の人の言および天使の言を語るとも若し愛なくば鳴鋼や響鈸の如し 二 假令われ預言する能あり又すべての奧義と諸の學術に達し又山を移すほどなる諸の信仰ありと雖も若し愛なくば數るに足ぬものなり 三 假令われ我凡ての所有を施し又焚るゝ爲に我が身を予るとも若し愛なくば我に益なし 四 愛は寛忍をなし又人の益を圖あり愛は妒まず誇らず驕傲らず 五 非禮を行はず己の利を求めず輕々しく怒らず人の惡を念はず 六 不義を喜ばず眞理を喜び 七 凡そ事包容凡そ事信じ凡そ事望み凡そ事忍なり 八 愛は永久も墮る事なし然ど預言は廢り方言は息知識も亦廢らん 九 我儕の知識全からず預言も全からず 十 全き者きたらんときは全からざる者廢るべし 十一 われ童子の時は語るところ童子の如く識るところ童子の如く慮るところ童子の如くなりしが成人て童子の事を棄たり 十二 われら今鏡をもて見ごとく見るところ昏然なり然ど彼の時には面を對せて相見ん我いま知こと全からず然ど彼の時には我が知るゝ如く我しらん 十三 それ信仰と望と愛と此三の者は常に在なり此うち尤も大なる者は愛なり

第十四章

一 なんぢら愛を追求かつ靈の各樣の賜を慕ふべし殊に慕ふべきは預言する事なり 二 方言を語る者は人に語るに非ず神に語る也そは靈に由て奧義を語ると雖も曉る者なければ也 三 然ど預言する者は人に語りて其德をたて勸勉をなし安慰を予るなり 四 方言を語る者は己の德をたて預言する者は敎會の德を建るなり 五 われ爾曹がみな方言を語る事を願へど最も願ふ所は爾曹が預言せん事なり方言を語る者は若し譯して敎會の德を建るに非ずば預言する者これより優るなり 六 然ば兄弟よ我もし爾曹に就り只方言を語りて默示あるひは知識あるひは預言あるひは敎誨を語らずば爾曹に何の益あらん乎 七 それ靈なくして聲を出すもの或は箫あるひは琴もし其音別なくば吹ところ彈ところを如何で知得んや 八 もし鉦さだまりなき聲を出さば誰か戰の備をなさん乎 九 此の如く爾曹も舌を以て明かならざる言を出さば何で語る所の事を知得んや此なんぢら空氣に語るなり 十 世間の口音の類おほしと雖も一として其義あらざるなし 十一 是故に若われ其聲の義を知ざれば語る者に對して我ゑびすとなり語る者また我に對して夷となる也 十二 然ば爾曹も靈の賜を慕ふ者なるにより敎會の德を建る爲に其賜の豐盛ならんことを願ふべし 十三 是故に方言を語る者は自ら之を譯せんことを祈るべし 十四 もし方言を以て祈らば我が靈は祈るなれど我が心は人の爲に果を結ばず 十五 然らば如何にせん我靈を以て祈らん又心を以て祈らん我靈を以て頌へん我心を以て頌へん 十六 然ずば爾靈を以て祝するとき愚なる者は爾の語ることを知ざれば爾が感謝するとき如何してアメンと言んや 十七 爾の感謝するは善されど他の人は德を建ず 十八 われ爾曹よりも多く方言を語るを以て神に感謝す 十九 敎會の中に在て我方言をもて一萬の言を語らんより寧ろ人を敎んために我が心を以て五言を語るを善とす 二十 兄弟よ智慧に於ては嬰兒となる勿れ惡に於ては嬰兒となれ智慧に於ては成人となるべし 二一 律法に錄して主いひ給へく異なる言ことなる脣をもて此民に語らん然ども彼等は我に聽じとあり 二二 是故に方言は信ずる者の爲に非ず信ぜざる者の爲の徵なり然ど預言は信ぜざる者の爲に非ず信ずる者の爲なり 二三 もし全會一處に集るとき皆方言を以て語らば愚なる者あるひは信ぜざる者入來らんとき爾曹を狂る者と謂ざらん乎 二四 然ど若みな預言せば信ぜざる者あるひは愚なる者入來らんとき此すべての人に由て自己を責この衆の人に由て己の罪を鞫むべし 二五 此の如く其心に隱たることも顯るゝが故に伏て神を拜また神は誠に爾曹の中に在すと言ん〇 二六 然らば如何兄弟よ爾曹あつまれる時おの〳〵に或は頌詩あり或は敎誨あり或は方言あり或は默示あり或は繙譯あり悉く德を建んために之を爲べし 二七 もし方言を語る者

あらば二人また多きも三人に過ず次序に循て語り之を譯する者一人あるべし 二八 もし譯する者なきときは敎會の中に默して己と神に語るべし 二九 預言する者は二人あるひは三人かたり其餘の者は之を辨ふべし 三十 もし旁邊に坐するもの默示を得ば先に語るもの緘默べし 三一 そは爾曹みな衆の人に學ばせ又勸勉を受しめん爲に一々預言することを得ばなり 三二 預言者の靈は預言者に制せらる 三三 それ神は亂の神に非ず和平の神なり○ 三四 聖徒の諸敎會の如く爾曹の婦女等も敎會の中に默すべし彼等は語るを許さず彼等は律法に云る如く順ふべき者なり 三五 もし學んとする所あらば家に在て其夫に問べし蓋おんな敎會に於て語るは耻べきことなれば也 三六 神の道は爾曹より出し乎また爾曹にのみ來りし乎 三七 人もし自己を預言者とし或は靈に感ぜし者とせば我なんぢらに書遣ることは主の命なりと知べし 三八 もし知ざる者あらば其知ざるに任すべし 三九 然ば兄弟よ預言することを慕ひ又方言を語ることを禁ずる勿れ 四十 凡のこと端正かつ次序に循ひて行ふべし

第十五章

一 兄弟よ前に我なんぢらに傳へし福音を今また爾曹に告ん是爾曹が受しところ之に因て立し所あり 二 爾曹もし我が傳へし言を固く守り徒に信することなくば之に由て救れん 三 わが爾曹に傳へしは我が受し所の者にて其第一は即ち聖書に應てキリスト我儕の罪のために死 四 また聖書に應て葬られ第三日に甦へり 五 ケパに現れ後十二の弟子に現れ給へること也 六 如此あらはれ給るのち五百の兄弟の共に在とき亦これに現れ給へり其兄弟のうち多は今なほ世にあり然ども既に寢たる者もあり 七 此後ヤコブに現れ又すべての使徒に現れ 八 最後に月たらぬ者の如き我にも現れ給へり 九 蓋われ神の敎會を迫害せし故に使徒と稱ふるに足ざる者にして使徒の中に至微者なれば也 十 然ど我かくの如なるを得しは神の恩に由てなり我に賜し神の恩は徒然ならず我は衆の使徒よりも多く勞たり此は我に非ず我と偕にある神の恩なり 十一 是故に我も彼等も此の如く宣傳へ爾曹も亦かくの如く信ぜり○ 十二 キリストは死より甦りしと宣傳ふるに爾曹のうち死より甦ること無といふ者あるは何ぞや 十三 もし死より甦ることなくばキリストも亦甦らざりしならん 十四 キリストもし甦らざりしあらば我儕の宣ることも徒然また爾曹の信仰も徒然ならん 十五 且われら神の爲に妄の證をする者とならん我儕神はキリストを甦らしゝと證すれば也もし死し者よみがへることなくば神キリストを甦らしむる事なかるべし 十六 もし死し者甦ることなくばキリストも甦ること無りしならん 十七 若キリスト甦らざりしならば爾曹の信仰は徒然なんぢらは尚罪に居ん 十八 又キリストに在て寢たる者も沈淪しならん 十九 若キリストに由る我儕の望たゞ此世のみならば衆の人の中にて尤も憐むべき者なり 二十 然ど今キリスト死より甦りて寢たる者の復生の首となれり 二一 それ人に因て死ることいで人に因て甦ること出たり 二二 アダムに屬る衆の人の死る如くキリストに屬る衆の人は生べし 二三 然ど各人其次序に循ふ初はキリスト次はキリストの來らんとき彼に屬する者なり 二四 後かれ諸の政および諸の權威と能を滅して國を父の神に付さん是終なり 二五 蓋かれ諸の敵を其足の下に置ときまでは王たらざるを得ざれば也 二六 最後に滅さるゝ敵は死なり 二七 それ神すべての物をキリストの足下に置給へばなり萬物を其下に置りと云給ときは萬物を其下に置ところの者は其内にあらざること明かなり 二八 萬物かれに服ふときは子もまたみづから萬物を己に服はしゝ者に服ふべし是神すべての物の上に主たらん爲なり 二九 もし死し者全く甦らずば死し者の爲にバプテスマを受て何の爲にせんとする乎かれら死し者の爲にバプテスマを受るは何故ぞや 三十 また何の爲に我儕つねに危險に居や 三一 我儕の主キリストイエスに在て爾曹につき我が有る喜をさし誓て我日々に死ると言 三二 若われ人の如くエペソに於て獸と共に鬪ひしならば何の益あらん乎もし死し者甦らずば飲食するに若ず我儕明日しぬべき者なれば也 三三 爾曹自ら欺く勿れ惡き交は善行を害ふなり 三四 なんぢら醒て義を行ふべし罪を犯す勿れ爾曹のうち神を知ざる者あり我かく言て爾曹を愧しむる也○ 三五 人あるひは問ん死し者いかに甦るや如何なる身體にて來る乎と 三六 愚なる者よ爾が播ところのもの先死ざれば生ず 三七 又なんぢが播ところのもの將來はゆる所の體を播に非ず麥にても他の穀にても只粒のみ 三八 然るを神は己の適に隨ひて之に體を予へ種ごとに其おのお

のゝ形體を予へ給ふ 三九 凡の肉おなじ肉に非ず人の肉あり獸の肉あり鳥の肉あり魚の肉あり 四十 天に屬る物の形體あり地に屬る物の形體あり天に屬る物の榮ハ地に屬る物の榮に異なり 四一 日の榮あり月の榮あり星の榮あり此星と彼星と其榮また各異なり 四二 死し人の甦るも亦かくの如し壞る者にて播れ壞ざる者に甦され 四三 尊からざる者にて播れ榮ある者に甦され弱き者にて播れ強き者に甦され 四四 血氣の體にて播れ靈の體に甦さるゝなり血氣の體あり靈の體あり 四五 錄して始の人アダムハ生命ある魂となり終のアダムハ生命を予ふる靈となると有ごとし 四六 靈の者は先に在ず反て血氣の者さきに在て靈の者のちに在なり 四七 第一の人ハ地より出て土につき第二の人ハ天より出たる主なり 四八 かの土に屬る者に凡て土に屬る者ハ似なり彼の天に屬る者に凡て天に屬る者ハ似なり 四九 われら土に屬る者の狀を有かくの如く後また天に屬る者の狀を有ん 五十 兄弟よ我これを言ん血肉ハ神の國を嗣こと能ハず亦壞る者ハ壞ざる者を嗣こと能ハず 五一 五二 視よ我なんぢらに奧義を告ん我儕ことごとく寢るにハ非ず我儕皆 末の甑のならんとき忽ち瞬息間に化せん蓋甑ならんとき死し人よみがへりて壞ず我儕もまた化すべければ也 五三 この壞る者ハ必ず壞ざる者を衣しぬる者ハ必ず死ざる者を衣べし 五四 此くつる者くちざる者を衣この死る者しなざる者を衣んとき錄書に錄して死ハ勝に呑れんと有に應べし 五五 死よ爾の刺ハ安に在や陰府よ爾の勝は安に在や 五六 死の刺ハ罪なり罪の能ハ律法なり 五七 我儕をして我主イエスキリストに由て勝を得しむる神に謝す 五八 是故に我が愛する兄弟よ爾曹貞固して搖ず恒に勵て主の工を務よ蓋なんぢら主に在て其行ところの勞の徒然からざるを知ばなり

第十六章

一 聖徒の爲に金を損ることに就てハガラテヤの敎會に我が命ぜし如く爾曹も行べし 二 一週の首の日ごとに爾曹おのおの其得ところの利に循ひて之を家に蓄へ置これ我が到るとき始て損ること莫らん爲なり 三 我いたらば書を爾曹が撰ぶ所の人に予へ爾曹の惠をエルサレムに携へしむべし 四 もし我も往べくバ彼等われと偕に往べし 五 我マケドニヤを經んとすればマケドニヤを經とき爾曹に就り 六 爾曹と偕に留らん或ハ爾曹と冬を過ことあるべし斯て爾曹が我を我ゆく處に送んことを望む 七 いま途間なんぢらを見ん事を欲ハず主もし我に許さバ暫く爾曹と偕に居んことを望む 八 我ペンテコステまでエペソに居ん 九 そは廣かつ功效を成の門ひらけて我前に在また敵る者多ければ也〇十 テモテ若いたらバ爾曹愼て彼をして懼る所なく爾曹の中に居しめよ蓋かれも我如く主の事を務る者なれバ也 十一 是故に爾曹かれを藐視る事なく平安に送て我が所に來らしめよ我かれが他の兄弟等と偕に來るを待ばなり 十二 兄弟アポロに就ては兄弟等と偕に彼が爾曹に到らんことを我大に勸れど彼さらに今往ことを欲はず然ど便時あらば往べし 十三 なんぢら目を醒し堅く信仰に立て丈夫の如く剛かれ 十四 爾曹の行ふ所みな愛を以て行ふべし 十五 兄弟よステパナの家ハ即ちアカヤの初の果あり又かれらが聖徒のことに身を委て事るハ爾曹が知ところ也 十六 われ勸む爾曹も此の如き者および之と偕につとむる者に服せよ 十七 我ステパナとポルトナトとアカイコの來るを喜ぶ是なんぢらに缺る所を補へばなり 十八 彼等わが心と爾曹の心を慰めたり是故に爾曹かくの如き者を重んずべし 十九 アジアの諸敎會なんぢらに安を問アクラとプリスキラ及び其家の敎會主に在て爾曹に切々に安を問 二十 諸の兄弟なんぢらに安を問なんぢら潔き接吻を以て互に安を問 二一 我パウロ親手なんぢらに安を問 二二 もし人主イエスキリストを愛せざれば詛ハるべし主臨らん 二三 願くハ主イエスキリストの恩なんぢらと偕にあれ 二四 わが愛すべてイエスキリストにをる爾曹と偕に在なりアメン

新約全書哥林多前書 終

新約全書使徒パウロコリント人におくれる後書

第一章

一 神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テモテコリントにある神の教會と徧くアカヤにある凡の聖徒に書を遺る 二 願くは爾曹我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ〇 三 頌美べきかな神即ち我儕の主イエスキリストの父慈悲の父すべての安慰を賜ふの神 四 神は我儕が諸般の患難の中にわれらを慰めたまふ是我儕をして神の我儕を慰めたまふ安慰を以て又もろ〱の患難にをるものを慰むることを得しめん爲なり 五 蓋キリストの苦われらに多くあるが如く我儕の安慰もキリストに由て多くあれば也 六 われら或は患難を受るも爾曹が安慰と救の爲なり此安慰と救は爾曹の中に動きて我儕が受る如き苦を爾曹にも同く忍しむるあり我儕あるひは安慰を受るも亦なんぢらが安慰と救の爲なり 七 爾曹が苦を偕に受る如くまた安慰をも偕に受ることを我儕は知この故に爾曹につき我儕が望むところ堅し 八 兄弟よ我儕がアジアに於て遇し所の苦難を爾曹が知ざるを欲まず即ち責らるゝこと甚しくして勢ひ當がたく生命を保ん望をも失ふに至れり 九 且われら心の中に必死を定む是故に己を恃ずして死し者を甦らする神を恃めり〇 十 神すでに我儕を此の如きの死より救ひ今また救へり後も尚われらを救ひ給はんことを望む 十一 爾曹も我儕の爲に祈りて相助く斯て許多の人により我儕に賜りし恩寵を許多の人も我儕が爲に感謝するに至らん〇 十二 我儕の眞心われら神の賜ふ所の丹心と信實に由また肉の智慧に由ず神の恩寵により世に在て行をなし特に爾曹に向ひて此の如き行を爲りと證す是われらが誇る所なり 十三 我儕なんぢらに書遺る所は爾曹が讀ところ曉る所の外に非ざるなり 十四 われ爾曹が終に至るまで左の事を爾曹の中に識者あるが如く識んことを望む即ち主イエスの日に爾曹が我儕に由て誇る如く我儕も爾曹に由て誇る是なり 十五 我これを信ずるに因て再び爾曹に益を得させんため前には先なんぢらに至り 十六 また爾曹を過てマケドニヤにゆき復マケドニヤより爾曹に歸り爾曹をして我をユダヤの方へ送しめんことを欲へり 十七 我かく定めしとき虚浮心あらん乎また我が定しところ肉に由てさだめ是なり是ありと言また非あり非ありと言

んや　十八眞實の神われらが爾曹に向ひて曰る言に是と言また非と言しことなしと證す　十九蓋われら即ち我とシルワノ及びテモテ爾曹の中に傳たる神の子イエスキリストは是と言また非と言が如き事なし彼には唯是と言こと有のみ　二十凡て神の約束は彼の中に是となり又かれの中にアメンとあり我儕に由て神の榮の顯るゝに及ぶ　二十一我儕を爾曹と偕にキリストに堅固し且われらに膏を沃しものは神なり　二十二彼また我儕に印し且質として靈を我儕の心に賜へり○　二十三我いまだコリントに至らざるは爾曹を寛容にせんが爲なり我神を籲わが靈の爲に證を求む　二十四我儕なんぢらの信仰を主どらんとするに非ず唯なんぢらの喜樂を助んとするなり蓋なんぢら信仰に由て立ばなり

第二章

一われ憂を以て再び爾曹に至らじと自ら决たり　二若われ爾曹をして憂しめば我が憂しむる所の者の外に誰か我を喜ばせん乎　三われ前に爾曹に書遣しは我いたらんとき我を喜ばす可もの反て我を憂しめん事を恐れて也なんぢら皆わが喜樂を己が喜樂とすることを信ずる也　四われ大なる患難と心の哀痛あるにより多の涙を以て爾曹に書遣れり此は爾曹をして憂しめんとするに非ず我なんぢらを愛する事の深を知しめん爲なり○　五もし憂しむる者あらば我を憂しむるに非ず略なんぢら衆を憂しむるなり如此いふは我これを甚しく責ることを欲ざる也　六斯る人は多の人の責を受ることは已に足り　七然ば爾曹は反て彼を赦し慰むべし恐は彼はなはだしく憂に沈まん　八是故に我なんぢらの愛を彼に顯さんことを爾曹に勸む　九我前に書を爾曹に遣りしは爾曹が凡の事に順ふや否こゝろみて之を知ん爲なり　十なんぢら何事によらず人を赦こと有ば我また之を赦さん我もし赦しゝ事あらば爾曹の爲キリストの前に赦しゝなり　十一是われらサタンに勝ざらん爲なり我儕かれの詭計を知ざるに非ず○　十二我キリストの福音の爲にトロアスに至り主わが爲に門を開き給ひしに　十三わが兄弟テトスに遇ざるが故わが心安からず彼等に別を告てマケドニヤに往り　十四常に我儕をしてキリストに在て勝を得しめ且かれを知の香を我儕をもて遍く示す神に感謝す　十五救るゝ者に就ても沈淪者に就ても我儕神の爲にはキリストの馨香なり　十六沈淪者の爲には死の香にて彼等を死に至しむ救るゝ者の爲には生の香にて彼等を生に至らしむ誰か之に堪んや　十七我儕おほくの人の如く神の道を混亂せず即ち誠により神に由て神の前にキリストに在て言なり

第三章

一我儕また自ら己を薦めん乎われら或人の如く人より薦書を受て爾曹に與し或は爾曹より薦書を受て人に與すべき者ならん乎　二爾曹は我儕の書なり即ち我儕の心に書せり衆の人の知ところ讀ところ也　三爾曹は明かに我儕が役事に由て筆るキリストの書なり是墨に非ず活神の靈にて記し又石碑に非ず心の肉碑に記したり　四我儕キリストにより神に向ひて此の如き信仰あり　五然ど我儕己に由て自ら何事をも思得るに非ず我儕の思得るは神に因り　六かれ我儕をして新約の役者となるに足しむ儀文に遵るに非ず靈に遵ふる也それ儀文は殺し靈は生せばなり　七終に廢るべきモーセの面の榮に因てすらイスラエルの人々かれの面を注目こと能ざりき斯く石に鏤し儀文の死法なほ榮あるときは　八況て靈の法は榮あらざらん乎　九罪を定むる法もし榮あらば況て義とする法は其榮さらに愈らざらん乎　十昔榮ありと爲しものも後の榮に比れば榮なき者となれり蓋後の榮の更に愈れるに緣てなり　十一もし廢らん者に榮ありしならば況て長存る者に榮あらざらん乎　十二われら此の如きことを望むが故に侃々として言なり　十三是モーセがイスラエルの人々に其廢らんとする者の結局を視ざらん爲に帕子にて其面を蒙し如きに非ず　十四然ど彼等心を頑にせり今日に至るまで彼等舊約を讀とき其帕子なほ存れり其存て廢らざるは此キリストに由て廢るべき者なれば也　十五今日に至るまでモーセを讀とき其帕子なほ其心を蒙へり　十六然ど其心主に歸するに及ばゞ其かほおほひ除かるべし　十七主は即ち彼の靈なり主の靈のある所には自由あり　十八凡て我儕帕子なくして鏡に照すが如く主の榮を見榮に榮いや增りて其おなじ像に化る也これ主すなはち靈に由てなり

第四章

一われら恩恤を蒙りて此職を受たれば敢て臆せず　二恥べき隱匿たる事を棄て詭譎を行ず神の道を混さず眞理を顯して神の前に己を衆の人の良心に質なり　三我儕の福音もし隱ならば沈淪者に隱るゝ也　四此の如き人は此世の神その心を盲したる不信者なり是神の像なるキリストの榮の福音の光をし

て彼等を照さゞらしめんが爲なり 五 我ら自己の事を宣るに非ず唯キリストイエスの主たることゝ又我らイエスの爲に爾曹の僕たることを宣るなり 六 光に命じて暗より照出しめたる神我儕をしてイエスキリストの面にある神の榮光を知の光を顯さしめん爲に我儕の心を照し給へり 七 我儕この寳を瓦の器に藏り是おほいに優たる能は我より出るに非ず神の能なる事の顯れん爲なり 八 われら四方より患難を受れども窮せず詮かたつくれども望を失はず 九 迫害るれども棄られず跌倒るれども亡ず 十 われら何處へ往にも常にイエスの死を身に負り此はイエスの生ることを我儕の身に顯れしむる也 十一 夫われら生者の常にイエスの爲に死に付さるゝはイエスの生ることを我儕が死べき肉體に顯れしむる也 十二 斯て死は我儕に動き生は爾曹に動くなり 十三 錄して我信ずるに因て言りと有ごとく我儕も此のごとき信仰の靈あれば信ずるに因て言なり 十四 我儕は主イエスを甦らしゝ者のイエスと偕に我儕をも甦らせ亦我儕をして爾曹と偕に立しむる事を知り 十五 萬事は皆なんぢらの益となれり此はその恩おほくの人の感謝に由て神の榮を顯さん爲なり 十六 是故に我儕臆せず我儕が外なる人は壞るとも內なる人は日々に新なり 十七 夫我儕が受る片刻の輕き苦は極て大なる窮なき重き榮を我儕に得しむる也 十八 我儕が顧る所は見る所の者に非ず見ざる所のもの也 蓋見る所の者は暫時にして見ざる所の者は永遠ければなり

第五章

一 我儕これを知われらが地にある幕屋もし壞なば神の賜ふ所の屋天にあり手にて造ざる窮なく有ところの屋なり 二 我儕此幕屋に居て歎き天より賜ふ我儕が屋を衣の如く著んことを深く欲へり 三 誠に著ことを得ば裸にあることは無らん 四 我儕この幕屋に在り重を負て歎くなり之を衣の如く脱んことを欲はず彼を衣の如く著んことを欲ふ是生に死べき者の吞れんが爲なり 五 それ此事に應ふ者と我儕を爲給ふ者は神なり彼靈を其質となして我儕に賜へり 六 是故に我儕の心つねに剛毅また身に居うちは主より離居ことを知り 七 蓋われら見る所に由ず信仰に由て歩めば也 八 我儕の心剛毅もつとも欲ふ所は身を離れて主と偕に居んと也 九 是故に我儕身に居ても身を離れても彼の心に適んことを勉む 十 蓋われら必ず皆キリストの臺前に出て善にもあれ惡にもあれ各身に居て爲し所のことに循ひ其報を受べき者なれば也○ 十一 如此われら主の畏べきを知が故に人に勸む我儕すでに神に明かに知れたり亦なんぢらの良心にも明かに知れたるならんと意ふ 十二 我儕また自ら己を爾曹に勸ず我儕の爲に誇るべき原を爾曹に予ふ是なんぢらが之を以て彼の外貌により心に由ずして誇る者に答ん爲なり 十三 我儕もし心狂るならば是神の爲なり心慥ならば是なんぢらの爲なり 十四 キリストの愛われらを勉せり我儕思に一人衆の人に代て死たれば衆の人すでに死たる也 十五 その衆の人に代て死しは生者をして此後おのが爲ならで己に代り死て甦りし者のために世を過しめんとて也 十六 是故に今より後われら肉體に依て人を識まじ我儕肉體に依てキリストを識しかども今より後へ此の如く之を識まじ 十七 是故に人キリストに在ときは新に造れたる者なり舊は去てみな新しく作なり 十八 一切のもの神より出かれキリストにより我儕をして己と和がしむる職を我儕に授く 十九 即ち神キリストに在て世を己と和がしめ其罪を之に負せず且和がしむる言を我儕に委たまへり 二十 是故に我儕召れてキリストの使者となれり即ち神われらに託なんぢらを勸め給ふが如し我儕キリストに代て爾曹が神に和がんことを爾曹に求ふ 二十一 神罪を識ざる者を我儕の代に罪人となせり是我儕をして彼に在て神の義となることを得しめん爲なり

第六章

一 神と偕に勞く所の我儕なんぢらに勸む爾曹神の恩を徒らに受ること勿れ 二 かれ曰われ惠の時に爾に聽また救の日に爾を助たりと今は恩惠の時なり今は救の日なり 三 我儕この職を謗ること無らん爲に何事にも人を蹶かせず 四 且われら凡の事に於て己神の役者の如く行て己の義を人に顯せり即ち多の忍耐にも患難にも窮乏にも困苦にも 五 貴打にも獄に入にも擾亂の時にも勤勞にも睡ざるにも食ざるにも 六 貞潔と知識と恒忍と仁慈と聖靈と僞なきの愛と 七 眞の道と神の能と左右に在ところの義の武具を用ゐ 八 また榮耀、恥辱、惡名、令聞に由て己の義を人に顯せり 九 人を惑す者に似たれども眞實人に知れざるに似たれども人に知れ死たる者に似たれども生るもの責を受るに似たれども殺され

ず 十 憂るに似たれども常に喜び貧きに似たれども多の人を富し何も有ざるに似たれども凡の物を有す○ 十一 コリント人よ我儕の口なんぢらに啓け我儕の心廣なれり 十二 爾曹われらに狹らるゝに非ず反て己が心に狹らるゝ也 十三 われ爾曹に語ること我子に語るが如し爾曹も自ら心を廣して我に報をなすべし 十四 なんぢら不信者と耦あふ勿れ蓋義と不義と何の侶なることか有ん光と暗と何の交ることか有ん 十五 キリストとベリアルと何の合ことか有ん信者と不信者と何の干ることか有ん 十六 神の殿と偶像と何の同きことか有ん夫なんぢらは活神の殿なり神嘗て我かれらの中に住且あゆまん我かれらの神となり彼等わが民とならんと曰給ひしが如し 十七 又なんぢら彼等の中より出て之を離れ汚穢に捫ること勿れ我なんぢらを納ん 十八 われ爾曹の父となり爾曹わが子女と爲べしと是全能の主の言なり

第七章 一 然ば愛する者よ我儕この約束を得たれば肉と靈の凡の汚を去て自己を潔くし神を畏れて聖潔ことを成就すべし 二 爾曹われらを容納よ我儕誰にも不義をなさず誰をも損はず誰をも掠めし事なし 三 われ如此いふは爾曹を責んとに非ず蓋われ既に言る如く爾曹恒に我儕の心に在て共に死とも共に生んと欲ばなり 四 われ爾曹を信ずること大なり又なんぢらに緣て誇おほし我儕が受る凡の患難の中にも我に慰め滿ち悅び餘あり 五 蓋われらマケドニヤに至れる時我儕の肉すこしも安ことなく各様の患難にあひ外には爭ひ內には懼ありき 六 然ど心の憂る者を慰め給ふ神テトスの至るに因て我儕を慰め給へり 七 第に其至るに因て耳ならず爾曹の思慕こころ又憂愁こころ又われに向ふ爾曹の熱心を我に告ること彼が自ら安慰を得たる其安慰を以て我儕を慰め給へり是故に我ます〱喜べり 八 われ書を以て爾曹を憂しめしを進には悔たれども今は悔ず蓋われ其書に因て爾曹を憂しめしは暫時の間なりしを知たれば也 九 今わが喜ぶは爾曹を憂しめしに因に非ず爾曹は憂て悔改むることを爲しに因て也なんぢら神に循ひて憂るにより我儕に少も損へらるゝ事なし 十 それ神に循ふ憂は悔なきの救を得の悔改にいたらしむ然ど世の憂は死に至しむる也 十一 爾曹が神に循ひて憂し所の事を視よ爾曹に如何なる勉勵また自訴また忿恚また畏懼また戀慕また熱心また罪を責る心を生ぜしや一切なんぢら彼事に於て自ら潔ことを表せり 十二 われ書を爾曹に遣りしは不義を爲たる者のために非ず又不義を受たる者のためにも非ず只われらが爾曹の爲に有こころの熱心を神の前にて爾曹に示さんことを欲てなり 十三 是故に我儕安慰を得たり我儕が安慰を得たる上にテトスの喜に緣て益喜へり蓋テトスの心なんぢら衆に緣て平安を得たればなり 十四 われ爾曹の事を彼に誇しかども之を愧させず我儕が爾曹に語し言のみな眞實なりし如くテトスの前に誇し言も亦眞實なり 十五 彼は爾曹衆人の恐懼戰慄おのれを接て從ひしことを憶いだし益その心に爾曹を愛せり 十六 われ凡の事を爾曹に託べきを信ず是故に喜べり

第八章 一 兄弟よ我マケドニヤの諸教會に賜りし神の恩を爾曹に告ん 二 即ち大なる難の中に試を受るとき彼等の喜び甚だしく亦大なる其貧かれらの惜なく施す所の富厚を彰せり 三 我これを證す 四 彼等聖徒の爲に施濟を共にせん事を切に我儕に求め自ら願て其力量に循ひ且その力量に過て施すことをせり 五 如此おこなひて我儕が望を成しのみならず神の意旨に循ひ先己を主に饋へ次に我儕に饋たり 六 是故に我儕テトスが曩に爾曹をして此恩を行はしむる事を倡たれば今これを成就せんことを彼に勸む 七 なんぢら諸の事すなはち信仰と言と知識と凡の勉勵および我儕に向ふ愛心に富る如く此恩にも富べし 八 我かく言は爾曹に命ずるに非ず然ど他の人勵むに緣てなり且なんぢらの愛の實を試みんが爲なり 九 爾曹われらの主イエスキリストの恩を知かれは富る者なりしが爾曹の爲に貧き者となれり是なんぢらが彼の窮乏に由て富る者とならん爲なり 十 われ施濟の事について我が意を示せり是なんぢらの益なり蓋爾曹は他の人に先ち此事を一年前に行ひ始しのみならず以前より之を行はん事を願へる者なれば也 十一 然ば今なんぢら其作こころを成遂よ爾曹が篤く願しごとく其所有に循て之を成遂べし 十二 若人ねがふ志あらば其無ところに循ず其有ところに循て納給ふべし 十三 われ他の人を安逸して爾曹を困苦めんとするに非ず平均せんことを欲ふ爾曹の餘あるを以て彼等の足ざるを補ひ 十四 亦かれらの餘あるを以て爾曹の不足を補ひて平均せんが爲なり 十五 錄して多く斂る者も餘あらず少く斂る者も足ざる事なしと有が如し○ 十六 爾曹に向ふ熱心を我と同くテトス

の心に賜ひし神に謝す 十七 蓋かれ我が勸を納かつ熱心なる者にして自ら願て爾曹に往り 十八 亦われら彼と偕に一人の兄弟を遣せり此人ハ福音をもて諸教會の中に頌美を得たる者なり 十九 第此ならず我儕が主の榮と爾曹の熱心を彰さんとて掌理ところの此餽物を携ふる爲に諸教會に選れて我儕と偕に往もの也 二十 我儕の彼を送しハ許多の餽物を掌理ことにより讃て人に誘を受ることなからん爲なり 二一 我儕が如此するは主の前のみならず人の前にも善らんことを慮るなり 二二 我儕また一人の兄弟を彼等と偕に遣せり我儕しバ〳〵彼を多の事に用ゐて其熱心なるを知かれ深く爾曹を信ずるに緣て今殊に熱心になれり 二三 テトスの事を言バ彼ハ我儕の伴侶なり又われと偕に爾曹の爲に勤る者なり二人の兄弟等のことを言バ彼等ハ諸教會の使者なりキリストの榮なり 二四 是故に彼等と亦諸教會の前に爾曹その愛と我儕が爾曹について誇しことの證とを顯すべし

第九章

一 聖徒に施す事について我なんぢらに書遣るに及ず 二 蓋われ爾曹の熱心を知バなり即ち爾曹の事をマケドニヤ人に誇りてアカヤハ去年より既に備をなせりと言り且なんぢらの熱心おほくの人を激せたり 三 然ど我儕が爾曹に就て誇りしことの虚ならんことを恐れ我が言し如く爾曹をして備をなさしめん爲に兄弟等を遣せり 四 恐くハマケドニヤ人われと偕に來り爾曹が備せざるを見んとき爾曹ハいふに及ず我儕まで此疑ハず誇しに因て愧を受ん 五 是故に我兄弟を勸て先なんぢらに往しめ彼等をして曩に爾曹が告し所の惠のことを預じめ備しむるハ必ず爲べきことゝ意るゝなり蓋この施濟を惜む心よりなさず惡む心より爲しめんとすれば也 六 それ少く播者ハ少く穫おほく播者ハ多く穫べし 七 各人その心の中に欲ふ所に隨ひて施すべし憂て爲べからず亦强て爲べからず蓋神ハ喜びて施をするものを愛し給へバなり 八 神ハ爾曹をして常に凡の物に足ざるとなく凡の善事を多く行ハしめん爲に諸の恩を多く爾曹に賜へ得なり 九 錄して彼ハ徧く施し亦貧者に予たりその義ハ窮なく存んとあるが如し 十 播者に種を予へ食の爲にパンを備たまふ者ハ爾曹の種を繁衍し亦なんぢらの義の實を增給ふべし 十一 なんぢら毎事に富たれバ吝なく施を行ふことを得なり是人をして我儕に由て神に感謝せしむ 十二 蓋この施濟のことハ第に聖徒の乏を補ふのみならず推擴め夥の人をして神に感謝せしむるに至れバ也 十三 彼等ハ此施の證據により爾曹が言現してキリストの福音に從ふことゝ吝なく彼等および衆の人に施することを知 十四 また神の爾曹に賜し厚恩に緣て爾曹を慕ひ爾曹の爲に祈て榮を神に歸す 十五 その言盡されぬ神の賜物に因て我神に感謝する也

第十章

一 我パウロ即ち爾曹の中に在て爾曹と面を覿するときハ謙卑なんぢらを離るゝときハ勇敢者いまキリストの柔和と寛容を以て爾曹に勸む 二 我儕を肉に循ひて行と意ふ者あり我かくの如き人を待ふにハ勇敢せんと意へり只ねがふ所ハ爾曹に會とき此の如く勇敢せざらんとなり 三 我儕ハ肉に在て行けども肉に循ひて戰ハず 四 夫われらが戰の器ハ肉に屬する者に非ず營壘を破るほど神に由て能あり 五 我儕ハ神の教に逆ひて建たる所の諸の櫓と論を毀し諸の意思を擒にしてキリストに服ハしむ 六 我なんぢらが全く服ハんとき諸の違逆者を罰せんと既に其備をなせり○七 爾曹ハ貌のみを覩か若し人みづからキリストに屬るものと信ぜば復自ら之を思ふべし已がキリストに屬る如く我等もキリストに屬る者なりと 八 主の我儕に賜ひし所の權威すなハち爾曹を敗る爲にあらず建ん爲に賜ひし者について愈誇るとも我愧と爲ず 九 我これを言ハ書を以て爾曹を懼しむる如く見ざらん爲なり 十 蓋かれらの言に其書ハ重かつ嚴く其會るときの容ハ懦く其言ハ鄙と云ばなり 十一 此の如き人これを思ふべし我儕が睽違ときの言の嚴きが如く會ときに行ふ事も亦かくの如くならん 十二 自ら譽る者あり我儕敢て之と匹これと較ることをせず然ど彼等みづから互に度みづから互に較れば智なき者なり 十三 我儕ハ量を踰て誇らず惟神われらに頒給ひし所の法の量に循ふ我儕この量に循ひて爾曹にまで至れり 十四 我儕ハ爾曹に至るべからざる者の如く自ら量を踰て爾曹に及るに非ず蓋キリストの福音を傳て既に爾曹にまで至れば也 十五 我儕ハ量を踰て他の人の功勞を誇らず惟なんぢらが信仰いよ〳〵篤なりて我儕の量なんぢらの中に在て更に大ならん事を望む 十六 是われら他の人の量に由て既に備れるものを誇らず爾曹を越て外の處に福音を傳んが爲なり 十七 誇る者ハ主を誇るべし

十八 蓋みづから譽るに非ずして主の譽るもの可とせらるれば也

第十一章 一 願くは爾曹少しく我が愚を容よ爾曹ハ原より我を容る者なり 二 われ神の熱心の如き熱心をもて爾曹を念ふ我なんぢらを一人の夫に聘定せり是なんぢらを潔き女としてキリストに獻んとする也 三 蛇の詭詐にエバの惑されし如く爾曹の心壞れてキリストに向ふの誠實を離ん事を我儕懼る 四 もし人きたりて我儕が未だ宣ざる外のイエスを宣んに爾曹あるひハ未だ受ざる外の靈をうけ或ハ未だ受ざる外の福音を受るときハ爾曹能これを容ん 五 我ハ何事にも尤も大なる使徒等に亞ずと意ふなり 六 我ハ言に拙けれども智識ハ然らず我儕の事ハ凡の事について爾曹に顯明なり 七 われ爾曹を高せんが爲に自ら卑りて價なしに神の福音を爾曹に傳しハ罪を犯したる乎 八 われ他の教會より奪ひて給料を取なんぢらの爲に役たり 九 又われ爾曹の中に在て乏かりしとき誰をも累せざりき蓋マケドニヤより來りし兄弟わが乏き所を補ひたれば也すべての事に於て我みづから守て爾曹を累せざりき尚みづから守らんとす 十 我に在キリストの眞に從ひて我いふ我この誇る所のことをアカヤの地にて阻る者あらじ 十一 これ何故ぞや爾曹を愛せざるに因か神知たまへり 十二 われ機を求る者の機を絶んために我が行ふ所をなほ行へんとす是彼等をして其誇るところ我儕と同からしめん爲なり 十三 かの輩ハ僞の使徒また詭譎を行ふ者にしてキリストの使徒の貌に變じたる者なり 十四 これ奇しき事に非ずサタンも自ら光明の使の貌に變ずるなり 十五 是故に彼の役者たとひ義の使者の貌に變ずるとも大なる事に非ず彼等の終ハ必ずその爲ところに應べし 十六 又いふ人われを愚と意ふ勿れ然らずば爾曹われを愚なる者として受納よ是われも少しく誇らん爲なり 十七 わが言ところハ主に循ひて言に非ず愚なる者の如く憚らず誇て言なり 十八 多くの人肉に因て誇れば我も亦誇るべし 十九 そは爾曹ハ智ある者にして喜びて愚なる者を容ればなり 二十 人もし爾曹を奴隷とし人もし爾曹を喫ひ人もし爾曹を劫め人もし爾曹に驕り人もし爾曹の面を批とも爾曹これを容るなり 二一 我辱て言われらハ懦弱者の如なりき然ど人の強き所には我も亦强し（わが如此いふハ愚なるが如し） 二二 彼等ヘブル人なるか我も然り彼等イスラエルの人なるか我も然り彼等アブラハムの裔なる乎われも然り 二三 彼等キリストの役者なるか我ハ之に愈れり（わが如此いふハ狂る者の如し）われ勞苦しと彼等より多く鞭たれしと彼等より甚しく獄に入れらるゝこと多く死に遭こと屢なり 二四 又われハ五次ユダヤ人に四十に一を減じたる鞭を受 二五 三たび條にて撻れ一次石にて撃れ三たび破船にあひ一晝夜海にあり 二六 又しば〳〵旅路を經かつ河の難盜賊の難同族の難異邦人の難城裏の難野の中の難海中の難僞の兄弟の中の難に遭り 二七 また彼等に愈て勞苦かれ屢寐ず飢渴しば〳〵食を絕ち凍裸なりし也 二八 此に言ざる外の事ありて日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮なり 二九 誰か弱て我弱ざらんや誰か礙て我が心熱せざらん乎 三十 もし我かならず誇るべくバ我が弱ことを誇るべし 三一 永遠頌べき神主イエスキリストの父わが詭らざるを知たまふ 三二 ダマスコに於てアレタ王に屬る邑宰われを執へんとしてダマスコ人の邑を守れり 三三 われ筐を以て牖より石垣にそひ縋下されて彼の手を脱れたり

第十二章 一 わが誇ハ固より益なし今ハ主の顯現と默示に及ん 二 我キリストにある一人の者を知り此人十四年前に携へられて第三の天に至る（或ハ肉體に在しか我しらず或ハ肉體の外に在しか我しらず神知たまふ） 三 我この人を知（かれ或ハ肉體に在しか或ハ肉體の外に在しか知ず神しり給ふ） 四 かれ挈へられて樂園に至り言べからざる言即ち人の語るまじき言を聞り 五 我かくの如き人の爲に誇るべし我が弱ことの外ハ自ら誇らず 六 我もし自ら誇らんとするとも愚なる者とならず蓋眞を言バなり然ども人の我に見ところ或ハ我に聞ところに過て我を擬んことを恐るゝに因て誇ることを止べし 七 また賜りし多の默示に因て我が傲ること無らん爲に一の刺を我が肉體に予ふ即ち我が傲ること無らん爲に我を擊サタンの使者なり 八 我これが爲に三次主に之を我より離んことを求たり 九 我に言給ひけるハ我が恩なんぢに足り蓋わが能ハ弱に於て全あれバ也この故に寧ろ欣びて自己の弱に誇らん是キリストの能われに寓らん爲なり 十 之に因て我キリストの爲に懦弱と凌辱と窮乏と迫害と患難に遭を樂みとせり蓋われ弱き時に强ければ也 十一 われ誇るに因て愚なる者

となれり爾曹われを強て如此なせり爾われ取に足ざる者なれども凡の事もつとも大なる使徒に亞らず原より爾曹に譽らるべき者なれば也 十二 われ休徵と奇跡と妙用をもて爾曹の中に多く忍びて使徒の證をなせり 十三 我が爾曹を累はせざる事の外は爾曹他の教會に何の亞る所ある願くは我この不義を恕せ 十四 われ今第三次なんぢらに至んとて備せり又なんぢらを累はせざらんとす蓋われ爾曹の所有を求めず唯なんぢらを求れば也それ子は親の爲に積ふべき者に非ず親は子の爲に積ふべきものなり 十五 我いよ〳〵爾曹を愛すれば愈爾曹に愛せられず然ど欣びて爾曹の靈魂の爲に財を費し身を盡すべし 十六 然ど或人言ん我なんぢらを累はせざれど巧ある者なるにより詭計を以て爾曹を牢籠るありと 十七 われ爾曹に遣しゝ者の中の誰に由て爾曹より利を得しや 十八 我請てテトスを爾曹に遣し又かれと偕に我儕の兄弟をも遣せりテトス爾曹より利を得し乎われら同心にて行ざりしや同跡を行ざりし乎〇十九 爾曹また我儕みづから爾曹に辯すると意ふや我キリストに在て神の前にいふ愛する者よ我儕の行ふ所は皆爾曹の德を建ん爲なり 二十 我いたらん時われ爾曹を見に我が欲し如ならず爾曹が我を見にも爾曹の欲し如くならざらんことを恐また爭鬩、媢嫉、忿怒、爭ひ分るゝこと毀謗、讒言、驕矜、混亂などの有んことを恐る 二一 又わが再び至らん時わが神我をして爾曹の中に愧しめ給はんことを恐また我おほくの人の罪を犯て其行ひし所の汚穢、奸淫、放肆などの罪を悔改めざるを見て悲んことを恐る

第十三章

一 我いま第三次なんぢらに至らん二人あるひは三人の證人の口に憑て凡の事定るべし 二 我さきに爾曹に告たり我第二次なんぢらに覿しとき語りし如く罪を犯しゝ者と其餘の人々に今また預じめ睽遠て告われ復いたらば必ず恕さじ 三 是なんぢらキリストの我に在て語る徵を求るに因てなり彼は爾曹に向て弱からず爾曹の中に強あり 四 かれ弱に由て十字架に釘られたれど神の能に由て生たり我儕も彼に在て弱者なれど爾曹に向ふ神の能に由て彼と偕に生ん 五 なんぢら信仰に居や否や自ら省み自ら試むべし爾曹もし棄らるゝ者ならずばイエスキリスト爾曹の中にあり之を自ら知ざらん乎 六 われら棄らるゝものに非ざるを爾曹知んことを我のぞむ 七 我儕なんぢらが少も惡を行はざらんことを神に願ふ此われらの是あることを彰すに非ず我儕棄らるゝ者の如く見るも爾曹が善を行はんことを願ふなり 八 蓋われら眞理に逆ひて能なし眞理に順ひて能あれば也 九 われら弱して爾曹強ときは我喜ぶ我儕願ふ所は爾曹の全ならん事あり 十 是故に我睽遠てをるとき此を書遺る是なんぢらに覿んとき主の我に賜ひし權威すなはち敗る爲に非ず建る爲に賜ひし者に循ひて嚴く爾曹を待ふこと無らん爲なり 十一 此外また言ん兄弟よ爾曹喜び且全なり且慰め且心を同うし且和睦ことをせよ然らば愛と平安の神なんぢらと偕に在ん 十二 なんぢら潔き接吻をもて互に相問べし 十三 諸の聖徒なんぢらに安を問り 十四 願くは主イエスキリストの恩と神の愛と聖靈の交際なんぢら衆と偕に在んことをアメン

新約全書哥林多後書 終

新約全書使徒パウロがガラテヤ人に贈れる書

第一章

一 人よりに非ず又人に由ずイエスキリストと彼を死より甦らしゝ父なる神に由て立られたる使徒パウロ 二 及び我と偕に在すべての兄弟がガラテヤの諸教會に書を達る 三 なんぢら願くは父なる神および我儕の主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 四 キリストは我儕の父なる神の旨に循ひ今の悪世より我儕を救出さんとて我儕の罪の爲に己が身を捨たまへり 五 願くは榮 彼に歸して世々に至れアメン○ 六 キリストの恩をもて爾曹を召たる者を爾曹が此如すみやかに離れて異なる福音に遷し事を我怪しむ 七 此は福音に非ず或人たゞ爾曹を擾しキリストの福音を更んとする也 八 我儕にもせよ天よりの使者にもせよ若われらが嘗て爾曹に傳し所に逆ふ福音を爾曹に傳る者は詛るべし 九 我儕既に言しが今また我その如く言ん若なんぢらが受し所に逆ふ福音を爾曹に傳る者は詛るべし 十 今われ人の親を得んことを要るや神の親を得んことを要るや或は人の心を得んことを求ふや若われ人の心を得んことを求へばキリストの僕に非ざるべし○ 十一 兄弟よ我なんぢらに示す我嘗て爾曹に傳し所の福音は人より出るに非ず 十二 蓋われ之を人より受ず亦教られず惟イエスキリストの默示に由て受たれば也 十三 わが曩にユダヤ教に在しとき行ひたる事を爾曹聞り即ち甚しく神の教會を窘かつ之を殘賊せり 十四 我また心を人よりも先祖等の遺傳に熱しユダヤ教に在ては我が國人のうち年相若おほくの人に超りたり 十五 然ども我が母の胎を出し時より我を簡びおき恩をもて我を召給ひし神 十六 その子を異邦人の中に宣しめんがため心に善として彼を我心に示し給へる其時われ直に血肉と謀ることをせず 十七 また我より先に使徒と作てエルサレムに在ところの者にも往ずアラビヤに往またダマスコに返れり 十八 三年を經て後ペテロを尋ん爲にエルサレムに上り十五日彼と偕に居しが 十九 他の使徒等には主の兄弟ヤコブを除ては誰にも遇ざりき 二十 今我爾曹に書遣る所は神の前に詐れる言なし 二十一 厥後われスリヤキリキヤの地に至れり 二十二 然どもユダヤに在キリストの諸教會は我が面を識ざりき 二十三 只かれらは前に己等を窘しもの今はその前に滅さんとしたる信仰の道を宣傳ふと聞 二十四 我事に因て神を崇る

ことを爲り

第二章 一 十四年の後われバルナバと偕にテトスを伴ひて亦エルサレムに上る 二わが上りしは默示に循へるなり異邦人の中に於て我が宣し所の福音を彼等に告また私に名ある人等に之を告たり蓋いま勸る所また既に勸めし所の事の徒然ならざらんが爲なり 三我と偕に在しテトスはギリシヤ人なるになほ強ては之に割禮を受させざりき 四それ私に入られし僞の兄弟あるに因てなり彼等の私に入しは我儕がイエスキリストに在て有ところの自由を窺ひ我儕を奴隷とせんが爲なり 五われら一時も之に服する事をせず此は福音の眞つねに爾曹と偕に在んことを望めば也 六かの名ある者より我は受しことなし彼等は何なる人なるにもせよ我に於て與る所なし神は偏る者に非ず彼の名ある者われに誨を加しこと無きなり 七反て彼等はペテロが割禮を受たる者に福音を傳ることを託られし如く我が割禮を受ざる者に福音を傳ることを託られしを見 八(ペテロに能力を予て割禮を受たる人の使徒と爲し者また我にも能力を予て異邦人の使徒と爲り) 九また我に賜し所の恩を知しにより柱と意るゝヤコブ ケパ ヨハネも其右手を予て我とバルナバに交を結べり是われらは異邦人に至り彼等は割禮を受たる者に至らん爲なり 十彼等の惟ねがふ所は我儕が貧き民を眷顧んとなり我儕も亦この事は素より進んで爲んとする所なり 十一ペテロアンテオケに至りしとき彼に責べき所ありしに因われ當面これを詰めたり 十二蓋ヤコブより來る者の未だ至らざる前にはペテロ異邦人と同に食したれども彼等が至るに及て割禮を受たる者を懼れ退きて異邦人と別たれば也 十三その餘のユダヤ人も彼と偕に僞の行をなしバルナバも遂に其僞の行に誘れたり 十四我かれらが福音の眞に遵ひ正く行はざるを見すべての人の前に於てペテロに曰けるは爾ユダヤ人にして若し異邦人の如く行ひユダヤ人の如く行はざるときは何ぞ異邦人を強てユダヤ人の例に遵はせんと爲や 十五夫われらは生來のユダヤ人にして異邦より出たる罪人に非ず 十六然ど人の義とせらるゝは法律の行に由に非ず惟イエスキリストを信ずるに由なるを知この故に我儕も律法の行に由ずキリストを信ずるに由て義とせられんが爲にイエスキリストを信ず蓋律法の行に由て義とせらるゝ者なければ也 十七若われらキリストに在て義とせられん事を欲ひなほ罪人ならばキリストは罪の僕なるか決て然らず 十八我が先に毀し此ものを今もし復び建なば自ら其罪人なるを顯すなり 十九われ律法に由律法に向ひて死り是神に向て生ん爲なり 二十我キリストと偕に十字架に釘られたり既われ生るに非ずキリスト我に在て生るなり今われ肉體に在て生るは我を愛して我が爲に己を捨し者すなはち神の子を信ずるに由て生るなり 二一我は神の恩を徒然せず若し義とせらるゝこと律法に由ばキリストの死は徒然なる業なり

第三章 一愚なる哉すでにイエスキリストの十字架に釘られし事を明かに其目前に著されたるガラテヤ人よ誰が爾曹を誑しゝ乎 二我たゞ此事を爾曹より聞んとす爾曹が靈を受しは律法を行ふに由か將きゝて信ぜしに由か 三爾曹かく愚なる乎なんぢら靈に因て始り今肉に因て全うせらるゝ乎 四なんぢら如此おほくの苦を徒然に受しや實に徒然には有まじ 五それ爾曹に靈を予へかつ奇跡を行はしめ給ふ者の如此なすは爾曹が律法を行ふに由てなる乎又は聞て信ぜしに由てなる乎 六即ちアブラハム神を信じ其信仰を義とせられたるが如し 七是故に信仰による者は是アブラハムの子なりと爾曹知べし 八かつ聖書すでに信仰に由て神の異邦人を義とし給ふことを預じめ曉まづ福音をアブラハムに傳て諸國の民は爾に由て福を獲んと云り 九是故に信仰に由ものは信仰ありしアブラハムと偕に福を受 十凡そ律法の行に由ものは詛るべし蓋律法の書に載たる凡の事を恒に行はざる者は詛るゝと錄されたれば也 十一かつ義人は信仰に由て生べしと有ば律法に由て神の前に義とせらるゝ者なきことは明かなり 十二それ律法は信仰に由ず即ち曰これを行ふ者は之に由て生べしと 十三キリスト既に我儕の爲に詛はるゝ者となりて我儕を贖ひ律法の詛より脫しめ給へり蓋すべて木に懸る者は詛れし者なりと錄されたれば也 十四是アブラハムに約束し給ひし恩惠イエスキリストに由て異邦人にまで及び我儕にも信仰に由て約束の靈を受しめん爲なり 十五兄弟よ我いま人の事に由て曰ん人の契約だに既に定れば之を廢また加ふることなし 十六それ約束はアブラハムと其裔とに立給ひし者にして多の

十七 人を指て裔々と言るに非ず惟一人を指て爾の裔と言る也これ即ちキリストなり 十七 我これを言ん神の預じめ
十八 定給ひし契約は四百三十年のちの律法これを棄その約束の言を徒然するをなせざる也 十八 嗣業と爲こと
十九 若し律法に由ば約束に由ざるべし然ど神は約束に由て之をアブラハムに賜へり○ 十九 然らば律法の用は何
二十 ぞや此は約束を受べき裔の來るまで罪の爲に加へし者にて天使等により中保の手に備へ給ひし也 二十 そ
二一 れ中保は一人に關る者に非ず神は即ち一人なり 二一 然らば律法は神の約束に反るや決て非ず若し人を生し
二二 うる律法を賜りしならば義とせらるゝは必ず律法に由べし 二二 然ども聖書は反て萬人を罪の下に拘幽た
二三 り此はイエスキリストを信ずるに由る約束のものを諸の信者に賜らんが爲なり 二三 信仰の來らざる先には
二四 我儕律法の下に拘幽られ且守れて其顯れんとする信仰を俟り 二四 かく律法は我儕をして信仰に由て義と
二五 せらるゝ事を得しめんが爲に我儕をキリストに導く師傅となれり 二五 然ども今信仰すでに來たれば我儕も
二六二七 はや師傅の下にあらず 二六 爾曹は皆キリストイエスを信ずるに由て神の子となれり 二七 それ凡そバプテスマ
二八 を受てキリストに入る爾曹はキリストを衣たる者なれば也 二八 斯る者の中にはユダヤ人またギリシヤ人ある
二九 ひは奴隸あるひは自主あるひは男あるひは女の分なし蓋なんぢら皆キリストイエスに在て一なれば也 二九
若なんぢらキリストに屬する者ならば爾曹はアブラハムの裔すなはち約束に循ひて嗣子たる也

第四章

一二 一 我いへん嗣子たる者は全業の主なれども其童蒙の時は僕に異なることなし 二 父の定し期いたるま
三四 で受託者および家宰の下に在 三 此の如く我儕も童蒙の時は此世の小學の下に在て僕たる也 四 然ども期すで
五 に至るに及びて神その子を遣し給へり彼は女よりうまれ律法の下に生れたり 五 これ律法の下にある者を贖ひ
六 我儕をして子たることを得しめんが爲なり 六 且なんぢら既に子たるが故に神その子の靈を爾曹の
七八 心に遣りアバ父と呼しむ 七 是故に爾はもはや僕に非ず子なり既に子ならば亦神に由て嗣子たる也 八 然ども爾
九 曹神を識ざりし時は其實神に非ざる者に事て僕たりき 九 然ども爾曹いま神を識り反て神に識れたりと謂
十十一 べし何ぞ弱く賤き小學に返りて復び之が僕たらんことを欲ふや 十 なんぢら慎て月と日と節と歳とを守る 十一

十二 われ爾曹に就て危む恐くは爾曹の爲に我が勤めし事の徒然ならんことを○ 十二 兄弟よ願くは爾曹わが如
十三 くなれ蓋われ爾曹の如なりたれば也なんぢらは我を害せしことなし 十三 曩に我よわき身にして爾曹に福音を
十四 傳しことは爾曹の知ところ也 十四 爾曹を試る者の我が身に在しを爾曹は卑めず亦厭ず反て天使の如
十五 くキリストイエスの如くに我を待ひたり 十五 爾曹その時の福は如何ありし乎われ爾曹に證す若し爲得べく
十六 ば爾曹みづからの目を抉て我に予んとまで願たり 十六 然るに我なんぢらに眞理を語りしに緣て我なんぢらの
十七 仇となりし乎 十七 彼等が爾曹に熱心なるは善意に非ず爾曹を己に熱心ならしめんとて爾曹を離しめんと
十八十九 する也 十八 然ど唯わが爾曹と偕ある時のみならず善事の爲に常に熱心なるは宜きなり 十九 我が小子よ我なん
二十 ぢらの心にキリストの狀成までは復び爾曹の爲に產の劬勞をなす 二十 我いま爾曹と偕に在て口氣を改めん
二一 ことを欲ふ蓋われ爾曹に就て惑ばなり○ 二一 なんぢら律法の下に在んことを欲ふ者よ我に語れ爾曹律法を聞
二二二三 ざる乎 二二 錄して アブラハムに二人の子あり一人は婢より一人は自主の婦より生たりと有 二三 その婢より生
二四 れし者は肉に循ひ自主の婦より生れし者は約束に因て生れたる也 二四 この言は譬喩にして即ち此婦は二の
二五 契約に比ふべし一はシナイ山より出て子を奴隸に生これ即ちハガルなり 二五 此ハガルはアラビヤのシナイ山
二六 今のエルサレムに當るなり蓋かれ其諸子と偕に奴隸たれば也 二六 然ど上に在ところのエルサレムは自主にし
二七 て是われらの母なり 二七 それ錄して妊ず生ざる者よ喜べ產の劬勞せざる者よ聲を揚て呼れ寡居る者の子は
二八二九 夫ある者の子よりも多が故なりと有ばあり 二八 兄弟よ我儕はイザクの如く約束の子なり 二九 然ども當時の
三十 肉に循ひて生しものは靈に循ひて生れし者を窘し如く今も亦然り 三十 然ど聖書は何と言るや婢および其子を
三一 逐その婢の子は自主の婦の子と共に嗣子となる可らざれば也と言り 三一 兄弟よ此の如なれば我儕は婢の子
に非ず此自主の婦の子なり

第五章

一 一 イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり是故に爾曹堅立て復び奴隸の軛に繫るゝ勿れ
二三 二 我パウロ爾曹にいふ爾曹もし割禮を受ばキリスト更に爾曹に益なし 三 我また割禮を受たる各の人に就

四 て證す其人は全き律法を行ふべき者なり 四なんぢら律法に由て義とせらるゝ者はキリストと與りなく恩より
五 六 墮たる者なり 五われら望む所のもの即ち信仰を以て義とせらるゝことを靈に由て俟なり 六夫キリストイエス
七 に在ては割禮を受るも受ざるも益なく惟愛に由て行く所の信仰のみ益あり 七なんぢら前には善走りたり誰
八 九 が爾曹の眞理に循はざるやう阻ることを爲しや 八その勸は爾曹を召者より出るに非ず 九少許の麪酵は全團を
十 みな發しむ 十爾曹に就ては我なんぢらが少しも異念を懷ざることを主に由て信ず誰にても爾曹を煩はす
十一 者は其審判を受べし 十一兄弟よ我もし今も尚割禮を宣ば何ぞ窘らるゝ事あらん乎もし然せば既や十字架
十二 十三 に礙くこと止べし 十二爾曹を亂す者の自ら爾曹より離んことを願ふ 十三それ兄弟よ爾曹は召を蒙りて自由
十四 を得たる者なれば也されど其自由を得を機會として肉に循ふ勿れ惟愛を以て互に事ることを爲よ 十四それ
十五 己の如く爾の隣を愛すべしと曰る此一言すべての律法を全うする也 十五なんぢら愼よ若たがひに
十六 十七 呑噬はゞ恐くは互に滅されん○十六われ謂なんぢら靈に由て行むべし然ば肉の慾を成ことを莫らん 十七それ
十八 肉の慾は靈に逆ひ靈の慾は肉に逆ひ此二のもの互に相敵る是故に爾曹好む所の事をなすを得ず 十八
十九 然ど爾曹もし靈に導かるゝときは律法の下に在ざるべし 十九それ肉の行は顯著なり即ち苟合、汚穢、好
二十 二一 色 二十偶像に事ること巫術、仇恨、爭鬪、妒忌、忿怒、分爭、結黨、異端、 二一媢嫉、兇殺、醉酒、放蕩な
どの如し此等の事につき我嘗て爾曹に斯る事をなす者は神國を嗣べからずと告しその如く今また預じめ之
二二 二三 を告 二二靈の結ぶ所の果は仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信 二三温柔、撙節かくの如き類を
二四 二五 禁ずる律法はある事なし 二四夫キリストに屬する者は肉と其情および慾とを十字架に釘たり 二五若われら
二六 靈に由て生なば亦靈に由て行むべし 二六互に怒たがひに妒むことを爲て虚榮を求る勿れ

第六章

一 一兄弟よ若はからずも過に陷る者あらば爾曹のうち靈に感じたる者柔和なる心をもて之を規正
二 べし亦自己をも顧みよ恐くは爾誘るゝこと有ん 二なんぢら彼此の勞を任へ斯してキリストの律法を
三 四 全すべし 三人もし有ことなくして自ら有とせば是みづから欺くなり 四各人その行ところを勘へ視よ如此せ

五 六 ば誇る基はたゞ己に在て人に在ず 五それ人おの〳〵其荷を負べければ也 六然ど道を教らるゝ者は道を教る者
七 に凡て有益なる物を分予ふべし 七自ら欺く勿れ神は慢るべき者に非ず蓋人の種ところの者は亦その穫こ
八 ろと爲なり 八己が肉の爲に種ものは肉より敗壞ものを穫り靈のために種ものは靈より永生を穫る
九 十 べし 九善を行ふに臆する勿れ蓋もし倦事なくば我儕時に至りて穫取べければ也 十是故に若し機會あらば衆の
十一 人に善を行べし信仰の徒には別て之を行べし○十一爾曹わが親手なんぢらに書遺る字の何に大なるかを見
十二 よ 十二凡そ肉について美しからんことを欲ふ者は爾曹に割禮を強ふ是たゞ己キリストの十字架の爲に窘ら
十三 るゝことを免れんが爲なり 十三それ割禮をうけたる彼等なほ自ら律法を守ることをせず彼等が爾曹に割禮を
十四 受させんとするは爾曹の肉に於て誇らんと欲ふなり 十四然ど我には惟われらの主イエスキリストの十字架の
外に誇る所なからんことを願ふ此キリストに由て我世に向へば世は十字架に釘られ世の我に向ふも亦然り
十五 十六 十五夫イエスキリストに於ては割禮を受るも受ざるも益なく唯新に作れし者のみ益あり 十六凡そ此規矩に
十七 循ひて行む者に願くは平康と恩惠とあれ神のイスラエルにも亦然り 十七今よりのち誰も我を擾はす勿れ蓋わ
十八 れ身にイエスの印記を佩たれば也 十八兄弟よ願くは我儕の主イエスキリストの恩なんぢらの靈と偕ならん
ことをアメン

[illegible]

新約全書加拉太書　終

新約全書使徒パウロエペソ人に贈れる書

第一章 一 神の旨に由てイエスキリストの使徒と爲るパウロエペソにある聖徒およびイエスキリストに在て
信ずる者に書を贈る 二 願くは我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ○三 神即ち我
儕の主イエスキリストの父は頌べきかな彼キリストに由て諸の靈の恩を以て天の處にて我儕を已に惠みたり
四 それ神我儕をして其前に聖く瑕なからしめん爲に世の基を置ざりし先より我儕をキリストの中に簡び 五 そ
の意のまゝにイエスキリストに由て我儕を己の子と爲んことを愛を以て預じめ定たりき 六 その恩の榮を讃し
めんため也すなはち愛する者に在われらに賜ふ所の恩なり 七 その恩の豐なるに由て彼にある我儕その血
により贖すなはち罪の赦を得たり 八 神さまゞの知慧と聰明を予へて此恩を我儕に充しめ 九 我儕に其旨
の奥義を意のまゝに示せり 十 これ自ら定め給ひし所なり即ち期の滿るときに至りて或は天に在あるひは地に
ある萬物をキリストに歸せしめんが爲に定め給ひし所なり 十一 萬事を其意のまゝに行ふ者おのれの
旨に循ひて預じめ我儕を定めキリストに在て嗣子と爲ことを得しむ 十二 これ前にキリストを賴める我儕をし
て彼の榮の讃美らるゝ事を爲しめんため也 十三 爾曹も眞の道すなはち爾曹を救ふ福音を聞し後キリストを
信じ我儕が業を嗣の質なる約束の聖靈を以て印せらる 十四 神聖靈をもて印したまふは其買受し者を救ひ
且おのれの榮を顯さんため也 十五 是故に我も爾曹が主イエスを信ずることゝ諸の聖徒を愛することを聞て
十六 爾曹の爲に感謝して已ず常に我が祈禱のとき爾曹を憶ふ 十七 我儕の主イエスキリストの神榮の父智慧
と默示の靈を爾曹に賜ひ爾曹をして神を識しめ 十八 また爾曹の心の目を明かにし其召を蒙りて有つ所の望
と聖徒に賜ふ所の榮の榮の富と 十九 また信ずる爾曹に對して行ひ給ふ神の能の極て大なることを知しめ給は
んことを願ふ爾曹の信ずるは神の大なる能の感動に由なり 二十 即ちキリストに行ひし所にして彼を死より
甦らせ諸の政と權威と能力と宰治また此世のみならず來らんとする世にも凡て稱ふる所の名の上に
置き天の處にて己の右に坐せしめし能なり 二十二 また一切の物を彼の足下に置また彼を一切の者の上に首と

なし此を敎會に賜ひて其首と爲り 二三 敎會は彼の身體なり萬物を以て萬物に滿しむる者の滿る所なり

第二章 一 神は愆と罪に死し所の爾曹をも生し給へり 二 爾曹嘗て斯世の風俗に循ひ彼の愆と罪を行ひて日を送り亦空中にある諸權を總宰どる者すなはち信じ從はざる者の中に今はたらく所の靈に循へり 三 我儕もみな嘗て其中にあり肉の慾に循ひて日を送り肉と心の慾ふ任をなし他人の如く本性にして怒の子なりき 四 然るに矜恤に富る神われらを愛する所の大なる愛に緣 五 罪に死し時にする我儕をキリストと偕に生し（なんぢら恩に由て救れし也）六 又イエスキリストに在われらを彼と偕に甦らせ共に天の處に坐せしめ給へり 七 これ今より後の世々キリストイエスの中にて我儕に施す所の仁慈をもて其恩の勝て豐なるを顯さん爲なり 八 なんぢら恩に由て救を得これ信仰に由てなり己に由に非ず神の賜なり 九 行に由に非す此の如なるは誇る者なからん爲なり 十 我儕は神の造り給へる者なり即ち我儕をして善事を行はしめん爲にキリストイエスの中に造り給へり此事は神われらに行はせんとて預じめ備へ給ひし所なり○ 十一 是故に爾曹心に憶よ肉に由て異邦人なる爾曹手を以て肉に行へる割禮の者に不割禮と稱られし者なれば 十二 其時は爾曹キリスト無イスラエルの籍に非ざる異邦人にして夫の約束につひて結び給ひし契約に與りなく望なく又世に在て神なき者なりき 十三 然ども今はキリストイエスに在ば嚮に遠かりし爾曹イエスの血に由て近けり 十四十五 彼は我儕の和なり二者を一となし冤仇となる隔の籬を毀ち律法の中に命ずる所の法を其肉體にて廢せり蓋二者を己に聯れ之を一の新しき人に造りて和がしめ 十六 また十字架を以て冤仇を滅し又これを以て二者を一體となして神と和がしめし爲なり 十七 又かれ來りて福音を傳へ爾曹遠かりし者および近き者にも和平を宣たり 十八 それ彼に由て我儕二者一の靈に在て父に近く事を得なり 十九 是故に爾曹今より賓旅に非ず亦寄寓者に非ず聖徒と同じ邦また神の家に屬する者なり 二十 且なんぢら使徒と預言者の基の上に建らるイエスキリスト自ら其隅の首石となれり 二一 全屋みな構合て彼の中に在やゝに增て聖殿主の中に成あり 二二 爾曹も偕に彼の中に建られたり是靈に由て神の居給ふ處となるべき爲なり

第三章 一 是故に爾曹異邦人の爲にキリストイエスの囚人となれる我パウロ爾曹の爲に祈る 二 爾曹の爲に神の我に賜ひし恩は爾曹すでに聞しあらん 三 即ち默示をもて奧義を我に示せるなり我ほゞ前に錄せる如し 四 爾曹これを讀ば之に由て我キリストの奧義を曉れることを知べし 五 前代に之を人に知しめしは今靈を以て聖使徒と預言者に示すが如ならざりき 六 その奧義は即ち異邦人福音に由キリストイエスに在て同に嗣子となり同に一體となり共に約束に與る事を得こと也 七 われ神の恩賜すなはち其能の感動を以て我に賜ひし恩によりて此福音の役者となれり 八 諸の聖徒の中に最微者よりも微き我に此恩を賜ひて測ることの能はざるキリストの富を異邦人に傳へ 九 且イエスキリストを以て萬物を造りし神の中に世の始より以來かくれたる奧義如何を衆の人に悟らしむ 十 これ教會を以て天の處にある政を執る者と權威を有る者に神の萬殊の智慧を知しめん爲なり 十一 此は神世々の先より定め給ひし旨に循へる也この旨は我儕の主キリストイエスに由て成就せり 十二 我儕キリストイエスに在て之を信ずるにより臆せざることを得また懼ることなくして神に近くことを得たり 十三 是故に我なんぢらに求むは爾曹の爲に受る患難により怯ると勿れ此なんぢらの榮なり 十四 十五 此に緣て我儕の主イエスキリストの父即ち天と地にある諸族の彼に由て名を得し者の父に跪きて 十六 願ふは其榮の富に循ひ其靈をもて爾曹の衷の人を剛健にし 十七 又キリストをして信仰に由て爾曹の心に居しめ 十八 また爾曹をして愛に根し愛を基として諸の聖徒と偕に測る可らざるキリストの愛を知 十九 その濶さ長さ深さ高さを識らしめ又すべて神に滿るものを爾曹に滿しめ給へんこと也 二十 願くは我儕の中に行ふ能力に循ひて我儕の求るところ思ふ所よりも甚く過れる事を行得る者に 二一 キリストイエスにより教會の中にて世々窮なく榮を歸せんことをアメン

第四章 一 然れば主に在て囚人となれる我なんぢらに勸なんぢら召れし召に符て行へんことを 二 悉く謙遜と柔和と寬容ある心を以て行ひ愛を以て互に忍び 三 平和といふ繫の中に務て靈の賜ふ所の一なるを守

ろべし 四 體は一 靈は一 なり爾曹の召れて有つ所の望の一なるが如し 五 主一 信仰一 バプテスマ一 六 神すなはち萬人の父一なり彼は萬人の上にあり萬人に貫き萬人の中に在せり 七 われら各人にキリストの賜ふ所の量に循ひて恩を賜ふなり 八 是故に云ること有かれ上に昇しとき擄にする者を擄にし賜を人に給へりと 九 已に上に昇れりと謂ば先地の下に降りしに非ずや 十 降りし者は即ち諸の天の上に昇りし者なり彼よろづの物に滿んとす 十一 その賜ひし所は使徒あり預言者あり傳道者あり牧師あり教師あり 十二 これ聖徒を全ふし服役の事を行ひキリストの體の德を建 十三 我儕をして皆おなじく神の子を信じ之を知り全き人すなはちキリストの滿足るほどに成までに至り 十四 今よりのち嬰兒ならず人の詭譎の術と誘惑の巧に漂漾さるゝことなく各樣の教の風に搖動されず 十五 愛をもて眞理を行ひ長て凡のこと首なるキリストに效しめん爲なり 十六 彼を本とし全體すべての百節の助によりて聯絡聚固その肢體おの〱分量に循ひ方行て其體を育みづから愛に由て德を建るなり○ 十七 是故に我これを言ひ主に在て爾曹を戒む爾曹今よりのち異邦人の如く其心の邪曲なるに任せて行ふべからず 十八 かれら心昏き者なり又知ところ無により頑なるに因て神の生に遠かれり 十九 彼等は恥を知ず好て凡の汚を行はん爲に己を放蕩に付せり 二十 然ど爾曹は此の如く行はん爲にキリストを學べるに非ず 二一 爾曹かれに聞かれの教を受てイエスにある眞理を知しならん 二二 なんぢら夙に習る舊人すなはち人を惑はす慾の爲に壞らるゝものを脫 二三 また爾曹の心の靈を新にし 二四 神に象りて眞理の義と潔にて造れる新人を衣るべし 二五 斯て謊言を去おの〱其隣に眞を言べし蓋われら互に肢なれば也 二六 怒て罪を犯すこと勿れ怒て日の入までに至ること勿れ 二七 惡魔に處を得さすること勿れ 二八 竊をする者復ぬすみを爲なかれ寧ろ貧き者に施さんために勵て手づから善工を作べし 二九 凡て汚たる言を爾曹の口より出すこと勿れ唯時に從ひて人の德を建べき善事をいひ聽者をして益あらしむべし 三十 神の聖靈をして憂しむること勿れ爾曹救を得る日の爲に彼の印を受し者なり 三一 爾曹すべての很戾、恚恨、忿怒、喧嘩、謗讟また諸の惡を己より去べし 三二 互に仁慈と憐恤あるべしキリストに在て神なんぢらを赦し給へる如く爾曹も互に赦すべし

第五章

一 なんぢら愛せらるゝ兒女の如く神に效ふべし 二 また愛を以て行ひキリストの我儕を愛し我儕に代て己を禮物となし犧牲となして神の前に馨香あらしめんとて獻給ひしが如すべし 三 聖徒たるに符ふごとく奸淫および凡の汚穢たる事また貪婪ことを互に言ことだに爲勿れ 四 淫辭と浮言と戲謔を言なかれ是宜からざる事なり寧ろ謝することをすべし 五 蓋すべて奸淫するもの汚穢たる者および貪婪者すなはち偶像を拜む者のキリストと神との國を嗣を得ざることは爾曹知ばなり 六 なんぢら人の虛言に欺かるゝこと勿れ神の怒これらの事に因て背逆者に至るなり 七 是故に彼等に與すること勿れ 八 爾曹も曾は暗かりしが今主に在て光れり光の子輩の如く行ふべし 九 蓋光の結ぶ所の果は諸の仁ことゝ義ことゝ誠實の中にあればなり 十 主の悅ぶ所を辨へて之を行ふべし 十一 なんぢら果を結ばざる暗行に與することなく反て之を責べし 十二 彼等が隱にて行ふ所の事は之を言だにも愧べき事なり 十三 凡て責を受べきことは光に由て顯るゝなり蓋すべて顯す者は光なれば也 十四 是故に云る言あり寐たる者よ目を醒し死より起よキリスト爾を照さん 十五 然ば爾曹つゝしみて行を堅くすべし智らざる者の如くせず智者の如くし 十六 機を窺ふべし是時惡ければ也 十七 是故に愚なる者と爲ことなく主の旨は如何と識るべし 十八 また酒に醉こと勿れ之をなすは放蕩なり宜く靈に滿さるべし 十九 互に詩と歌と靈に感じて作れる賦とを以て語りあひ又うたひて爾曹の心に主を讃美すべし 二十 凡の事につきて恒に我儕の主イエスキリストの名に託て神即ち父に謝すべし 二一 キリストを畏るゝ心を以て互に服ふべし○ 二二 婦なる者よ主に服ふが如く己の夫に服ふべし 二三 蓋キリスト教會の首なる如く夫は婦の首なれば也キリストは身の救主なり 二四 然ば教會のキリストに服ふ如く婦も凡のこと夫に服ふべし 二五 夫なる者よキリストの教會を愛し其爲に己を捨給ひし如く爾曹も婦を愛すべし 二六 かれ己を捨しは水の洗を以て道に因て教會を潔め之を聖なる者とせんが爲なり 二七 また點汚なく皺なく凡て此の如き類なく聖にして瑕なき榮なる教會を自ら己の前に建ん爲なり

二八 二九 二八此の如く夫その婦を己の身となして愛すべし婦を愛する者は己を愛する也 二九 己の身を惡む者は嘗て有
三十 ことなし之を保養ふことキリストの教會を保養ふが如し 三十 我儕は彼が身の肢なり彼が肉より出
三一 三二 かれが骨より出たり 三一 是故に人は父と母を離れ其婦に配ひ二のもの一體になるべし 三二 この奥義は大なり
三三 我いふ所はキリストと教會を指なり 三三 爾曹も各々その婦を己の身となして愛すべし婦も其夫を敬ふべ
し

第六章

一 二 三 一 子なる者よ爾曹主に在て兩親にしたがふべし是合宜なれば也 二 爾の父母を敬ふべし約束を
四 加へたる誡は之を首とす 三 これ爾が福を得また地上に壽長からん爲なり 四 父なる者よ爾曹の子を怒す
五 ること勿れ主の警戒と教訓を以て養育べし 五 僕なる者よキリストに服ふが如く畏懼戰慄まことの心をもて肉
六 七 體に屬る主人に服ふべし 六 人を悦ばする者の如く只眼前の事を務ること勿れキリストの僕の如く心より神の
八 旨を行ふべし 七 人に事るが如せず主に事ふるが如く甘心つかふべし 八 そは僕なる者にもあれ自主なる者にも
九 あれ各行ふ所の善に循て主より報を受んとを爾曹知ばなり 九 主人なる者よ爾曹も亦かくの如く彼等
十 に行ひて厲言を止よ蓋かれらと爾曹の主天に在かれハ偏る所なしと爾曹知ばなり○十 此他なほ言ん我
十一 兄弟よ主および其大なる力に頼て剛健なるべし 十一 なんぢら惡魔の奸計を禦ん爲に神の武具を以て裝
十二 ふべし 十二 我儕は血肉と戰ふに非ず政また權威また斯世の幽暗を宰どる者また天の處にある惡の靈と
十三 十四 戰ふなり 十三 是故に神の武具を取べし是あしき日に遇て敵を禦ぎ凡の事を成就して立ん爲なり 十四 なんぢ
十五 十六 ら立に誠を帶として腰に結び義を護胸として胸に當 十五 和平なる福音の備を鞋として足に穿 十六 此ほか
十七 信仰の盾を取べし此盾をもて悉く惡き者の火箭を滅ことを得ん 十七 また救の冑および聖靈の劍すなはち
十八 神の道を取 十八 恒に各樣の禱告と祈求を以て靈に由て求かつ諸の聖徒の爲にも愼みて此事をなし祈りて倦ざ
十九 二十 るべし 十九 且わが口を啓き言を賜はり侃々して福音の奥義を示し 二十 又わが言べき所の如く之を侃々
二一 して言得やう我ためにも祈るべし我この福音の爲に使者となりて鏈に繋れたり○二一 愛する兄弟主に忠

二二 心にて事るテキコわが如何して在か我事を爾曹に告知せん 二二 我かれを特に爾曹に遣すハ爾曹に我事を知せ
二三 又彼をして爾曹の心を慰しめん爲なり 二三 願くハ兄弟父なる神と主イエスキリストより信仰に加て平康
二四 と愛を得んことを 二四 願くハ我儕の主イエスキリストを變らずして愛する凡の者に恩あらんことをアメン

新約全書以弗所書終

新約全書使徒パウロピリピ人に贈れる書

第一章

一 キリストイエスの僕パウロとテモテピリピに居ところのキリストイエスに在すべての聖徒及び凡ての監督執事に書を遣る 二 願くは爾曹我らの父なる神及び主イエスキリストより恩寵と平康を受よ○ 三 なんぢら始の日より今に至るまで偕に福音に與るに緣り 四 われ爾曹を思ごとに我神に謝す 五 また恒に爾曹衆の爲に祈求ごとに欣びて求ふ 六 爾曹の心の中に善工を始し者これを主イエスキリストの日までに全ふすべしと我ふかく信ず 七 此の如く我が思ふは宜なり爾曹つねに我心に在に緣そは我が縲絏に在とき及び福音を辨明し之を堅固する時も爾曹ハ皆我と偕に我が受る恩に與れバ也 八 我キリストイエスの心を以て爾曹衆を戀慕ふことに就てハ其證をなす者ハ神なり 九 また爾曹の愛智識と諸の知慧の中に益大に爲て最も勝たる所を辨へ知り 十 十一 イエスキリストに由る義の果を滿せて神の榮光と讃美を顯へしキリストの日の爲に潔して過なからんことを祈る○ 十二 兄弟よ願くは爾曹わが身に在し所のこと反て福音の進行く助となりしを知れ 十三 斯て我が縲絏に罹しハキリストの爲なること既に王を護る所の陣營および他の人々にも凡て明に知れたり 十四 わが縲絏に因て兄弟等おほくは主を信ずるの心を篤くし益勇て懼ることなく道を傳ふ 十五 また猜忌と分爭に因てキリストを宣る者あり又善意しに因てこれをなす者あり 十六 彼ハ我が縲絏の苦を增加んことを欲ひ誠の心なく黨を結ぶ心よりキリストを宣 十七 此ハ我が福音を辨明する爲に立られしことを知り愛心よりキリストを宣 十八 然らば如何執にもあれ或ハ僞あるひは誠ともに宣る所はキリストなれバ我これを喜ぶ且つねに喜ばん 十九 蓋この事の爾曹の祈禱とイエスキリストの靈の助とに因て終に我が救となる可を知ば也 二十 是わが切に願ふところ望ところ即ち我が凡の事に愧ることなく今も常の如く臆せず生るにも死るにもキリストをして我が身に因て尊められしめんと意ふに應へり 二一 わが生るはキリストの爲また死るも我が益あり 二二 然ど肉體に在て生ること若わが工の果を結ぶ根本となるべくば何を擇ぶべきか我これを知ず 二三 我この二の間に介れたり我が願ハ世を逝てキリストと共に在んこと也これ

二四二五 最も美事なり 二四 然ど我が肉躰に居るは爾曹の為め更に必要なり 二五 われ深く此事を信ずるが故に存へて
二六 爾曹衆の人と共に世に住て爾曹をして信仰を益しめ信仰より出る喜びを得しむるに至らんことを知 二六 わ
二七 れ再び爾曹と共に居ば爾曹の喜びわれに因てイエスキリストの中に益大ならん 二七 我たゞ爾曹にキリ
ストの福音に符ふ行をせんことを勸む是わが往て爾曹を見ときも離て爾曹の事を聞ときも爾曹が靈を一にし
二八 て堅く立福音の道の為に心を同うして力を協せ 二八 凡の事につき敵に驚かされざらんことを知ん為なり
二九 凡て敵に驚かざるは敵には亡の徵なんぢらには救の徵なり是神より來るなり 二九 それ爾曹に賜ふ所の
三十 恩はキリストの為に第これを信ずること而已ならず亦これが為に苦を受ることをも賜たれば也 三十 今なん
ぢらに患難あり即ち曩に爾曹が聞ところの我にある患難と同じ

一二 **第二章** 一 若キリストにある勸と愛による慰と靈の交際と慈悲と矜恤とあらば 二 なんぢら念を同うし
三 愛心を同うし意を合せて念ふことを一にし我が喜を滿しめよ 三 何事を思ふにも黨を結び或は虛榮を
四 求る心を懷べからず各々謙りたる心を以て互に人を己に愈りと為よ 四 又おの〳〵己が事のみを顧み
五六 ず人の事をも顧みよ 五 爾曹キリスト イエスの意を以て意とすべし 六 彼は神の體にて居しかども自ら其神と
七八 匹く在ことの事を棄難きことゝ意はず 七 反て己を虛うし僕の貌をとりて人の如なれり 八 既に人の如き
九 形状にて現れ己を卑し死に至るまで順ひ十字架の死をさへ受るに至れり 九 是故に神は甚しく彼を崇て
十 諸の名に超る名を之に予へ給へり 十 此は天に在もの地に在もの及び地の下にある者をして悉くイエスの
十一 名に由て膝を屈しめ 十一 且もろ〳〵の舌をして悉くイエスキリストは主なりと稱揚して父なる神に榮を
十二 歸せしめん為なり 十二 然ば我が愛する所の者よ爾曹常に服へる如く畏懼戰慄て己が救を全うせよ我と
十三 もに居りし時のみならず我をらざる今は特に然すべき也 十三 そは神その善旨を行んとて爾曹の衷にはた
十四 らき爾曹をして志をたて事を行はしむれば也 十四 凡のこと怨言となく又爭辯こと無して行ふべし
十五 十五 これ爾曹玷なく雜なく神の子となり曲れる邪なる時代に在て貴べき所なからん為なり爾曹は此時代

十六 に在て光の如く世に顯はれ 十六 生命の道を保てり斯てキリストの日の為に我をして我が行ひしところ勞苦し
十七 所のことの徒然ならざるを喜ばしめよ 十七 爾曹の信仰を供物として獻んには假ひ我が血を流して灌とも
十八十九 我これを喜ばん爾曹衆の人と共に喜ばん 十八 爾曹も之が為に喜べ我と共に喜べ 十九 我なんぢらが事情を
二十 しり心を慰めしがため速かにテモテを爾曹に遣さんことを主イエスに賴て望む 二十 蓋かれの外に我と同じ
二一 心を以て爾曹の事を眞實に慮る者なければ也 二一 多の人は皆おのが事のみを求めてイエスキリストの事
二二 を求めず 二二 然どテモテの鍜鍊なることは爾曹の知ところなり彼は子の父に於る如く我と共に福音の為に勤
二三二四 たり 二三 是故に我おのが事の終に如何なるかを知ば直に彼を遣さんと望む 二四 亦われも自ら速かに往んこ
二五 とを主に賴て堅く信ず 二五 然ども我かならず先なんぢらの使にて我が乏を補ひ我と同に勞き我と同に戰
二六 をなせる我が兄弟エパフロデトを爾曹に遣さゞる可らずと意へり 二六 蓋かれ己が疾に病たる事の爾曹に
二七 聞えしを以て深く爾曹衆の人を戀慕かつ憂悶をれば也 二七 實に彼は病に遇て殆んど死に近けり然ど神こ
二八 れを憐み給へり惟かれを憐むのみならず我をも憐み我をして我が憂に憂を重ざらしむ 二八 是故に我いよい
二九 よ速かに彼を遣さん是爾曹をして再び彼を見て喜ばしめ且わが憂を減さんが為なり 二九 然ば爾曹主により
三十 喜びて彼を迎かつ此の如き人を尊ぶべし 三十 蓋かれは己が命を顧ず死んとするばかりキリストの為に働き
爾曹が我を助る所の鈌を補ひたれば也

一 **第三章** 一 終に我これを言ん我が兄弟よ爾曹主に在て喜べ我この事を爾曹に書おくるは我に煩勞な
二三 く爾曹に益あり 二 爾曹犬を愼め惡を行ふ者を愼め割を行ふ者を愼め 三 それ神の靈に由て役事をなしキ
四 リストイエスに由て誇り肉躰に恃ざる我儕は眞の割禮を受たる者なれば也 四 然ど我また肉躰に恃ことを
五 得なり若し人肉躰に恃ことを得と意はゞ我は更に恃ことを得なり 五 我は第八日に割禮を受たる者にしてイ
六 スラエルの族ベニヤミンの支派ヘブル人より生たるヘブル人なり法律に由ばパリサイの人 六 熱心に由ば敎
七 會を窘迫もの律法に在ところの義に由ば玷なき者なり 七 然ど我さきに我が益となりし所の事はキリストに由

八　て損ありと意へり 八 然のみならず我わが主キリストイエスを識を以て最も益れる事とするが故に凡のものを
九　損となす我かれの爲に既に此等の凡のものを損せしかど之を糞土の如く意へり 九 是キリストを獲かつ信仰に
基きて神より出る義すなはち律法に因る己が義に非ずキリストを信ずるに由る所の義を有てキリストの中に
十十一　居 十 また彼と其復生の能力を知その死の狀に循ひて彼の苦に與り 十一 兎にも角にも死たる者の
十二　甦ることを得んが爲なり 十二 我これらの望を既に得たりと言に非ず亦すでに全せられたりと言に非ず
十三　或は取ことあらんとて我たゞ之を追求むキリスト之を得させんと我を執へ給へる也 十三 兄弟よ我みづから
十四　之を取りと意はず惟この一事を務む即ち後に在ものを忘れ前に在ものを望み 十四 神キリストイエスに由て
十五　上へ召て賜ふ所の褒美を得んと標準に向ひて進なり 十五 是故に我儕の中すべて全き者は此の如き意を懷
十六　べし爾曹もし何事に由ず異なる意を懷かば之をも神なんぢらに示し給はん 十六 然ど我儕すでに到れる所にあ
十七　りて同法に遵ひて行ふべし 十七 兄弟よ爾曹みな我に效ふ者となれ且なんぢらの模楷となる我儕に循ひて
十八　行をなす者を視よ 十八 蓋われ各なんぢらに告げ今また涙を流して爾曹に告る如くキリストの十字架に敵
十九　して行ふ者多ければ也 十九 彼等の終は滅亡なり己が腹を其神となし己が羞辱を其榮となす彼等は惟世の
二十二十一　事をのみ念へり 二十 我儕の國は天に在われらは救主即ちイエスキリストの其處より來るを待 二十一 彼は
萬物を己に服はせうる能に由て我儕が卑き體を化て其榮光の體に象らしむべし
一　第四章 一 是故に我が愛するところ慕ふ所の兄弟われの喜われの冕たる我が愛する者よ今わが勸る所
二　に從ひて爾曹堅く主に立べし 二 我ユウオデヤに勸めスントケに勸む彼等が主にありて心を同うせんことを
三　三 わが眞の侶よ請なんぢ此二人の婦等を助けよ彼等クレメンス及び他の我が勞苦の侶なる人々と力を
四　協せ我儕と共に勸て福音を傳播たり彼等の名は生命の書に錄されある也 四 なんぢら常に主に在て喜べ我また
五六　言なんぢら喜ぶべし 五 なんぢら衆の人をして其寬容なることを知しめよ主は近し 六 何事をも思ひ煩ふ勿
七　れ唯毎事に祈禱をなし懇求をし且感謝して己が求る所を神に告よ 七 神より出て人の凡て思ふ所に過る平

八　安は爾曹の心と意をキリストイエスに因て守らん○ 八 兄弟よ終に我これを言ん凡そ眞實なること凡そ敬
ふべき事おほよそ公義と凡そ清潔と凡そ愛すべき事おほよそ善稱ある事すべて何なる德いかなる譽に
九　ても爾曹これを念ふべし 九 なんぢら我より學しところ受しところ聞しところ見し所を皆おこなへ然ば平安の
十　神爾曹と偕ならん○ 十 我爾曹が我を思ふ心の今また漸く萠しゝを主に因て甚だ喜べり爾曹は素より我
十一　を念ゐたれども機を得ざりし也 十一 われ乏に因て之を言に非ず蓋われ何なる狀に居もそれを以て足りとす
十二　る事を學べば也 十二 われ貧賤に居の道を知また富厚に居の道を去り飽ことも飢ことも豊ことも歉ことも諸
十三十四　の事に於て我これを熟練せり 十三 我は我に力を予るキリストに因て諸の事を爲得るなり 十四 然ども我が
十五　艱難の際に我が助を爲しは誠に善 十五 ピリピ人よ爾曹もまた知わが福音を傳る始めマケドニヤを離れ去る
十六　とき授受をなして我を助けし者は唯爾曹のみにして他の教會は此事なかりき 十六 爾曹は我テサロニケに
十七　在しとき一度ならず二度までも人を遣はし我が乏を助けたり 十七 われ餽贈を求るに非ず唯なんぢらが益
十八　にある果の繁からんことを求るなり 十八 我には諸の物そなはりて餘あり我すでにエパフロデトの手より
十九　馨香にして神の享給ふところ悅給ふ所の祭物なる爾曹の餽贈を受て足り 十九 夫わが神己の
二十　富に從ひてキリストイエスにより榮光を以て爾曹の乏ところを補ひ給はん 二十 願くは我儕の父ある神に世
二十一　世榮あらんことをアメン○ 二一 爾曹キリストにある聖徒おの〳〵に安を問われと偕にある兄弟等なんぢら
二十二　に安を問り 二二 諸の聖徒等なんぢらに安を問カイザルの眷屬のもの別て爾曹に安を問り 二三 願くは我
二十三　儕の主イエスキリストの恩なんぢら衆人と偕に在んことをアメン

新約全書腓立比書　終

新約全書使徒パウロコロサイ人に贈れる書

第一章

一 神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テモテ二書をキリストに在コロサイにをる所の聖徒と忠信の兄弟等に贈る願くハ爾曹われらの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ〇三四 われら爾曹がキリストイエスを信ずる事と諸の聖徒を愛する事とを聞て爾曹の爲に祈るとき恒に我儕の主イエスキリストの父なる神に感謝す五 爾曹が如此聖徒を愛するハ爾曹の爲に天に蓄へある所のもの即ち嘗に福音の眞理の道の中にて聞し所のものを望むが故なり六 この福音ハ世界に徧が如く爾曹にも來れり且なんぢらが之を聞て神の恩を眞實に曉し日より爾曹の中に果を結び益大になれる如く世界にも果を結びて大になれり七 かく福音ハ我儕の愛する同じ役者エパフラスより爾曹が學る所のもの也エパフラスハ爾曹の爲にキリストの忠信なる僕なり八 彼さきに爾曹が靈に感じて懷る愛を我儕に告九 是故に我儕この事を聞し日より爾曹の爲に斷ず祈禱をし且求む願くハ爾曹靈の予ふる諸の智慧と頴悟とを以て悉く神旨を知十 凡の事主を悅ばせんが爲その旨に循ひて日を送り凡の善事に因て果を結び且神を知に因て漸に徳を增十一 また神の榮の權威に循ひて賜ふ諸の能力を得て強なり凡の事よろこびて恒忍かつ久耐十二 また我儕をして光にある聖徒の業の分を受るに堪る者とならしめ給ふ父の恩を感謝せんことを十三 彼ハ暗の權威より我儕を救出して其愛子の國に遷し給へり十四 我儕その子に由て贖すなハち罪の赦を得なり十五 彼ハ人の見ことを得ざる神の狀にして萬の造れし物の先に生れし者なり十六 それ彼に由て萬物ハ造れたり天に在もの地上に在もの人の見ことを得もの見ことを得ざるもの或ハ位ある者あるひハ主たる者あるひハ政を執もの或ハ權威あるもの萬物かれに由て造れたり且その造れたるハ彼が爲なり十七 彼ハ萬物より先にあり萬物かれに由て存ことを得なり十八 教會ハ彼の身體にして彼ハ其首なり彼ハ元始にして凡の事につき長とならん爲に死の中より首に生れしものなり十九二十 それ父すべての德を以て彼に滿しめ其十字架の血に由て平和をなし萬物すなハち地上に在もの天に在る者をして彼に由て己と和

がしむる事ハ是その聖旨に適ふことなれば也 二一 夫爾曹ハもと惡行を行ふに因て神に遠かり心にて其敵となれる者なりしが 二二 神今キリストの肉の身體をもて其死により爾曹をして己と和がせ潔く玷なく咎なくして己の前に立しめんとす 二三 若なんぢら信仰に止り其基を定めかつ堅して福音の望より移ずば如此せらるゝことを得べし此福音ハ即ち爾曹の聞し所なり且すでに天下の萬人に傳れり我パウロその役者と作たり○ 二四 今われ爾曹の爲に受る苦を喜び又わが肉體をもてキリストの體すなハち教會のために其患難の缺たる所を補ふ 二五 われ爾曹の爲に神の賜ふ所の職に循ひ此教會の役者となりて徧く神の道を傳んとす 二六 この道ハ歷世歷代隱れたる奧義なりしが今その聖徒に顯れたり 二七 神聖徒をして異邦人の中に顯れし奧義の榮のいかに豐なるを知しめんとし給へり此奧義ハ爾曹の中に傳へしキリストなり彼ハ爾曹の望む所の榮の望なり 二八 我儕かれを傳へ諸人を勸め諸般の智慧をもて諸人を敎へ諸人をしてキリストの中に完全を得て神の前に立しめんとす 二九 我これが爲に大能をもて我が衷に働く者の運用に循ひ力を竭して勞する也

第二章

一 我なんぢら及びラオデキヤにをる人々また我が肉躰にある面を未だ見ざる人の爲に我心を勞することの何等なるを爾曹が知んことを望二 わが心を勞するハ彼等が心愛に因て一になり疑を懷ざる全き穎悟の富を得かつ父なる神とキリストの奧義を知て安慰を得んことを欲する也三 智慧と知識の蓄積ハ一切キリストに藏れある也四 誰にても巧言を以て爾曹を欺くこと無らん爲に我これらの事を言り五 夫われ肉體ハ爾曹と離をると雖ども靈ハ爾曹と偕に居て喜び爾曹が次序あるとキリストを信ずる信の堅固を見なり六 爾曹すでに主キリストイエスを承たれバ彼に在て行むべし七 なんぢら根を彼におき彼に在て德を建また敎を受たる所に從ひて信仰を堅くし此を益大にして感謝せよ○八 なんぢら愼むべし恐くハキリストに循ハず人の遺傳と世の小學に循ひ空言なる理學をもて爾曹の心を奪ん九 それ神の充足る德ハ悉く形體をなしてキリストに住り十 彼ハ諸の政と權威の首なり爾曹かれに在て全備する事を得也十一 爾曹彼に在て手をもて爲ざる割禮をうく即ち肉の體を脫去ところのキリストの割禮なり十二 爾曹バプテスマを受て彼と偕に葬られ亦死より彼を甦らしゝ神の大能を信ずるに因て彼と偕に甦らされたり十三 なんぢら前にハ諸の罪と身に割禮なきとに因て死たる者なり然ど神爾曹をして凡の罪を赦し彼と偕に生しめ十四 かつ手にて錄しゝ所の我儕を攻る規條の書すなハち我儕に逆ふものを塗抹これを中間より取去り釘を以て其十字架に釘たまへり十五 また政事を執者と權威ある者を滅し彼等を衆人に示しキリストに由て勝誇れり○十六 是故に或ハ飲こと或ハ食こと或ハ節期あるひハ月朔あるひハ安息日の事により人をして爾曹を議せしむること勿れ十七 此等ハ皆來らんとする者の影にして其眞の形ハキリストに屬り十八 謙卑ることゝ天使を拜することゝに因て爾曹の褒美を誆奪んとする人に其褒美を奪るゝ勿れ斯の如き人ハ未だ見ざる者を窺ひ己の心に從ひて妄に誇り首に屬ことを爲ざる也十九 全體この首により諸の節と維をもて相助け相聯あり神に育られて長なり二十 もし爾曹キリストと偕に死て世の小學より離たらんにハ何ぞ世に在て日を送る者の如く人の命と敎に循ひ二一 摑る勿れ甞ふ勿れ觸る勿れといふ律法の下になるや二二 此等の禁じたる者ハ凡て人これを用れバ滅るなり二三 此等の規條ハ自ら縱肆にして拜することを爲かつ謙卑かつ身を惜ざるに由て智慧ある者の如く見れども實に尊き者に非ずたゞ肉體の慾を充足する也

第三章

一 既に爾曹キリストと偕に甦りたれバ天に在ものを求むべしキリスト彼處に在て神の右に坐し給へり二 爾曹天に在ものを念ひ地に在ものを念ふ勿れ三 夫なんぢらハ死し者にて其命ハキリストと偕に神の中に藏れ在なり四 我儕の命なるキリストの顯れんとき我儕も之と偕に榮の中に顯るゝ也○五 是故に爾曹の地にある肢體すなはち奸淫、汚穢、邪情、惡欲および貪婪を殺すべし貪婪ハ即ち偶像を拜する也六 此等の事に由て神の怒ハ從ハざる者に臨るなり七 爾曹も曩に斯のごとき人の中に日を送りし時ハ此等の惡事を常に行へり八 然ど爾曹今ハ凡て此等の惡事および恚恨、忿怒、暴戾をさり謗譏、醜言を爾曹の口より去べし九 爾曹已に舊人と其行を脫て新人を衣たれば互に謊をいふなかれ十 この新人ハ愈

新になり人を造りし者の像に從ひて智識に至るなり 十一 此の如きに至りてはギリシヤ人とユダヤ人あるひは割禮ある者と割禮なき者あるひは夷狄あるひはスクテヤ人あるひは奴隷あるひは自主の別なし夫キリストは萬物の上に在また萬物の中にあり○ 十二 是故に爾曹神に選れて聖潔かつ愛せらるゝ者と爲たれば慈悲、矜恤、謙遜、柔和、忍耐を衣よ 十三 爾曹互に容忍をなし若し人に責べき事あらば之を恕せキリスト爾曹を恕し給へる如く爾曹も然すべし 十四 この諸の事の外に愛を加へよ愛は衆德の帶なり 十五 爾曹キリストの賜ふ平安をして其心を主らしめよ爾曹一體に在て此平安に至るべき召を蒙れり爾曹恩に感ずべし 十六 キリストの道をして爾曹の心に存て充足しめ諸の智慧により詩と歌と靈に感じて作れる賦とを以て互に相教へ相勸め恩に感じて心の中に神を讚美すべし 十七 爾曹の爲す所の諸の事あるひは言あるひは行みな主イエスの名の爲に之をなし彼に由て父なる神に感謝すべし○ 十八 妻なる者よ其夫に從ふべし此は主にある者の爲べき事なり 十九 夫なる者よ其妻を愛すべし苦を以て之を待ふ勿れ 二十 子たる者よ爾曹すべての事に二親に從ふべし是主の悅び給ふ所なり 二一 父なる者よ爾曹の子を怒らする勿れ恐くは其氣餒ん 二二 僕なる者よ凡のこと肉體に屬る主人に從ふべし人を悅ばする者の如くたゞ眼前の事を務ることなく誠心を以て神を畏れて從へ 二三 なんぢら何事も人に事るが如せず主に事る如く心より之を行ふべし 二四 そは爾曹は主より報賞なる嗣業を受ることをしる者なれば也なんぢら主なるキリストに事ふべし 二五 不義を行ふ者は亦その不義の報をうく主は偏視たまふ事なし

第四章

一 主人なる者よ爾曹も亦天に主ある事を知ば義に從ひ公平を以て其僕を待ふべし○ 二 恆に祈禱をなし怠らずして感謝と共に之を爲べし 三 また神われらに道を傳ふるの門を開き我儕をしてキリストの奧義を語らしめ 四 わが言べき所の如く此奧義を顯さしめ給はんことを我儕の爲に祈るべし我この奧義の爲に繫れたり 五 なんぢら機を窺がひ智慧をもて外人に交るべし 六 爾曹の言つねに恩を用ひ且鹽を以て調和べし然ば如何して各人に答ふべき乎を知ん○ 七 わが愛する兄弟忠なる役者われと偕に主に事る僕テキコわが事を悉く爾曹に告知せん 八 我かれを殊に爾曹に遣すは彼をして爾曹の事を知なんぢらの心を慰めしめん爲なり 九 また忠なる我が愛する兄弟爾曹の中の一人なるオネシモを彼と偕に遣せり彼等この處の事を以て悉く爾曹に告知せん 十 我と偕に繫るゝアリスタルコ及バルナバの甥マコ爾曹に安を問このマコの事に就ては爾曹すでに命を受たり彼もし爾曹に至らば之を接べし 十一 ユストと名るイエス爾曹に安をとふ割禮を受し者のうち惟この三人のみ我と偕に神の國の爲に勞けり我かれらに由て安慰を得しなり 十二 爾曹の中の一人にてキリストイエスの僕なるエパフラス爾曹に安を問彼は恆に爾曹の爲に力を盡て祈禱をなし爾曹が完全をえ心を堅して立すべての事神の旨に遵はんことを願へり 十三 われ彼が爾曹およびラオデキヤヒエラポリにある者のために甚く心を勞することを證す 十四 我儕が愛する醫者ルカ及びデマス爾曹に安を問 十五 請なんぢらラオデキヤの兄弟等とヌンパス及び其家にある教會に安を問 十六 爾曹すでに此書を讀ば之を亦ラオデキヤ人の教會に讀せ爾曹も亦ラオデキヤより來る書をよめ 十七 アルキポに曰なんぢ主に在て受し所の職を愼みて盡すべしと 十八 我パウロ親手なんぢらに安を問なんぢら我の縲絏を念へ願くは恩寵爾曹と偕に在らんことをアメン

新約全書哥羅西書終

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる前書

第一章 一 パウロとシルワノとテモテ書を父なる神および主イエスキリストに在テサロニケ人の教會に贈る願くハ我儕の父なる神及び主イエスキリストより爾曹恩寵と平康を受よ二 われら祈禱の中に爾曹の事を陳て常に爾曹衆人の爲に神に感謝す三 これ爾曹が信仰に由て行ひ愛に由て勞し我儕の主イエスキリストを望むに因て忍ことを我儕の父なる神の前にて斷ず念ふが故なり四 神に愛せらるゝ兄弟よ又是爾曹の撰れたる事を知に繇てなり五 我儕の福音なんぢらに來りしハ只言に由てのみならず能により聖靈に由また篤き信仰に由てなり即ち我儕なんぢらの中に在て爾曹の爲に如何におこなひし乎ハ爾曹の知ごとし六 且なんぢら大なる難の中に聖靈の喜樂をもて道を受我儕及び主に效ひ七 マケドニヤとアカヤに在すべての信者の模楷となれり八 主の道爾曹より響しは啻にマケドニヤ、カヤのみならず而して亦なんぢらが神に向る信仰すべての處に廣れり是故に我儕何事も言に及バず九 蓋かれら我儕の事を語りて我儕いかなる狀にて爾曹の中にいり且なんぢら偶像をすて神に歸して活る眞神に事へ十 その子の天より臨るを待ことを言ハ也その子ハ即ち神の死より甦らしゝ所のイエスにして我儕を來らんとする怒より拯ふ者なり

第二章 一 兄弟よ我儕が爾曹の中に入しことの徒然ならざるを爾曹みづから知二 爾曹知る如く我儕さきにピリピにて苦を受また辱を受たり然ど尙なんぢらに至り我儕が神に賴て憚る所なく神の福音を大なる紛爭の中にて爾曹に語れり三 我儕の勸ハ惑より出るに非ず汚より出るに非ず亦詐を以てせず四 われら神の撰を得福音を傳ることを託られたるに因て語なり此ハ人を悅バするに非ず我が心を察し給ふ神を悅バする也五 なんぢら知が如く我儕いつも諂ふ言を用ずまた事に藉て貪ることをせず神これが證をなす六 我儕キリストの使徒にて人に重ぜらるべしと雖も或ハ爾曹にも或ハ他人にも人に榮耀を求ず七 乳母その赤子を育ふ如く我儕なんぢらの中に在て柔和により八 如此なんぢらを慕ひて啻に神の福音のみならず己の生命をも爾曹に予んことを喜べり是なんぢらハ我が愛する者なれバ也九 兄弟よ爾曹われらの勞と苦をし

十 る爾曹のうち一人をも累はせざる爲に夜晝工を作て神の福音を爾曹に宣傳へたり 十我儕なんぢら信ずる者
十一 十二 に對て何等か潔く義く缺るを無して行へるを爾曹も神も證をなす 十一 十二 なんぢら知我儕父が其子を待ふ如く
十三 して爾曹おの〳〵に對ひ其國と其榮に召き給ふ神に合ひて行をを勸また慰め亦教たり 十三是故に我儕
神に向ひ爾曹が我儕より神の道を聞し時之を人の道とせず神の道として受たるを斷ず感謝す此道は誠に神
十四 の道にして爾曹信ずる者の中に働くなり 十四兄弟よ爾曹ユダヤの中なるキリストイエスにある神の教會
十五 に效る者となれり蓋かれらユダヤ人に苦められし如く爾曹も己が國の人々に苦められたれば也 十五ユダヤ
人は主イエスと己が預言者たちを殺しまた我儕を窘て逐出せり彼等は神の心に合はず且すべての人に逆へり
十六 十六また我儕が異邦人に救を得させんとて語るを阻り此の如く彼等は常に己が罪を盈しむ神の極て大なる
十七 怒かれらに臨れり○ 十七兄弟よ我儕暫時なんぢらに離れ居これ面のみなり心に非ず切に願ひて愈き爾曹
十八 の面を見んとせり 十八是故に我儕なんぢらに至らんと欲へり殊に我パウロ之を願ふこと一次のみならず兩次
十九 なりしかどサタン我儕を妨げたり 十九我儕の望また喜また誇の冕は誰ぞや我儕の主イエスキリストの臨
二十 らん時その前にて爾曹も此ものと爲にあらず乎 二十それ我儕の榮と喜は爾曹なり

一 二 **第三章** 一是を以て我忍ぶこと能はず故に獨アテンスに留ることを宜に定め 二キリストの福音を傳へ神と
三 偕に働く我儕の兄弟テモテを爾曹に遣しゝ也これ爾曹を固し又爾曹の信仰の爲に爾曹を慰め 三一人もこ
四 の患難に搖されざらしめんため也それ患難は我儕に定れることなるを爾曹自ら知り 四われら爾曹と偕に在
五 し時われら患難に遭んとすることを預じめ爾曹に告たり今果て其如く成り爾曹知ところの如し 五是故に
我忍ぶこと能はず爾曹の信仰を知ん爲に人を遣しゝなり試る者の爾曹を試みて我儕の勞の徒然ならんこと
六 を恐れたる也 六今テモテ爾曹より我儕に來りて爾曹の信仰と愛との好音を聞せ又なんぢら常に我儕を切
七 に念われらに遇ことを欲ひ我儕が爾曹に遇ことを欲ふが如しと告たり 七是故に兄弟よ我儕さま〴〵の艱
八 苦と患難との中に爾曹の信仰に因て安慰を得たり 八それ爾曹もし固く主に屬ば我儕これに由て生べければ也

九 九われら爾曹の事に就て我儕の神の前に歡ぶ所の大なる喜により爾曹の爲に如何なる感謝を以て神に報
十 十一 んや 十晝夜切に願ふは爾曹の面を見んこと爾曹の信仰の足ざる所を補はんこと也 十一願くは神すなはち
十二 我儕の父みづから我儕の主イエスキリストと偕に我儕を導きて爾曹に至らしめ給はんことを 十二また願ふ主
十三 爾曹の愛を増かつ滿しめ爾曹をして互に愛し衆の人を愛すること我儕が爾曹を愛する如ならしめて 十三爾曹
の心を堅くし我儕の主イエスその諸の聖徒と偕に來らんとき爾曹をして我儕の神なる父の前に潔して責べき
所なからしめん事を

一 **第四章** 一兄弟よ我儕かく神に願へば主イエスに賴て亦なんぢらに求め且勸む爾曹すでに我儕の敎を受い
二 かに行ひて神を悅ばすべきを知たれば益之に進むべし 二蓋われら主イエスによりて如何なる誡を爾曹
三 四 に授けしかを爾曹知ばなり 三神の旨は爾曹の潔こと即ち奸淫をせず 四各己の器を得て之を潔く貴く
五 六 なして用ることを知 五神を知ざる異邦人の如く情慾を放縱にせず 六又この事について兄弟を欺きかつ
害せざらんことを要め給ふ凡て斯る惡事を行ふ者に主報をなし給ふなり我儕曩に爾曹に告かつ證せしが如
七 八 し 七それ神の我儕を召きたるは我儕の汚たる事を行ふを要るに非ず潔からん事を要め給ふなり 八是故に慢る
九 者は人を慢るに非ず其聖靈を爾曹に賜ひし神を慢るなり⊙ 九兄弟を愛する事に就ては我なんぢらに書贈
十 るに及ばず蓋なんぢら互に愛することを親く神より敎られたれば也 十爾曹マケドニヤの全地なる諸の兄弟
十一 に此の如く行へり兄弟よ我儕勸る爾曹ます〳〵此の如く行ひ 十一かつ安靜ならんことを務め己の事を
十二 行ひ手づから工をなし嘗に爾曹に我儕が命ぜし如せんこと也 十二此は爾曹外人に向て正く行ひ亦自
十三 ら乏こと無らん爲なり⊙ 十三兄弟よ爾曹望なき他人の如く憂ざらんことを欲ふが故に我儕す
十四 でに寢れる者に就て爾曹の知ざるを好まず 十四我儕もしイエスの死て甦りし事を信ずるならばイエスに
十五 由る所の既に寢れる者を神これと偕に携へ來らんことをも信ずべき也 十五われら主の言に託て爾曹に告ん主
十六 の臨らん時に至り活て存れる我儕は直に寢れる者よりも先だゝじ 十六それ主號令と使長の聲と神の號

を以て自ら天より降らん其時キリストに在て死し者先に甦へり 十七 後に活て存る我儕かれらと偕に雲に携へられ空中に於て主に遇べし斯て我儕いつまでも主と偕に居ん 十八 是故に此等の言を以て互に慰むべし

第五章

一 兄弟よ時と期についてハ我なんぢらに書贈るに及ばず 二 そハ主の日の來ること盗人の夜きたるが如なることを爾曹詳細に知ばなり 三 人々平和無事なりと言んとき亡滅忽ちに來らん姙る婦にその劬勞の來る如なるべし人々絶て避ることを得じ 四 然ど兄弟よ爾曹幽暗に居されば其日盗賊の來る如く爾曹に來ることなし 五 爾曹みな光の子ども晝の子ども也われら夜に屬るもの暗に屬る者に非ず 六 然ば我儕他人の寢るが如く寢ることをせず醒て愼むべし 七 寢る者ハ夜ねぶり酒に醉ものハ夜ゑふ也 八 晝に屬る我儕ハ信と愛の護胸をき救の望を冑として愼むべし 九 そハ神われらを怒に遭せんと定たるに非ず我儕の主イエスキリストに由て救を得しめんと定め給ひたれば也 十 かれ我儕の爲に死たり是我儕をして醒たるも寢るも彼と偕に生しめんとて也 十一 是故に爾曹常に行る如く互に慰め又おの〳〵の德を相建べし○ 十二 兄弟よ我儕なんぢらに請なんぢらの中に勤務かつ主に在て爾曹を治め爾曹を敎る者を顧み 十三 彼等の工に緣て厚く之を愛すべし爾曹たがひに親睦すべし 十四 兄弟よ我儕なんぢらに勸む妄行者を儆め氣餒者を慰め懦弱者を扶け衆の人に向て忍ぶべし 十五 なんぢら愼みて惡を以て惡に報ることなく常に互に善を追また衆の人にも善を及すべし 十六 常に喜ぶべし 十七 斷ず祈るべし 十八 凡の事感謝すべし是イエスキリストに由て爾曹に要め給ふ神の旨なり 十九 靈を熄こと勿れ 二十 預言を藐視こと勿れ 二一 凡のこと察へて其善ものを守り 二二 諸の惡事の類に遠かるべし 二三 願くハ平安の神自らなんぢらを全く潔し又なんぢらの全靈全生全身を守りて我儕の主イエスキリストの臨らん時に咎なからしめ給んことを 二四 爾曹を召く者ハ誠信なる者なり彼この事を成たまハん 二五 兄弟よ我儕の爲に祈るべし 二六 なんぢら潔き接吻を以て諸の兄弟の安を問べし 二七 われら主に由て願ふ爾曹この書を諸の兄弟に讀聞せんことを 二八 我儕の主イエスキリストの恩爾曹と偕に在んことをアメン

新約全書帖撒羅尼迦前書　終

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる後書

第一章

一 パウロ シルワノ テモテ我儕の父なる神および主イエスキリストに在テサロニケ人の教會に書を贈る 二 願くは我儕の父なる神及び主イエスキリストより爾曹恩寵と平康を受よ○ 三 兄弟よ我儕なんぢらに就て恒に神に感謝すべき也これ理に合ふこと也そは爾曹の信仰彌増かつ爾曹みな〳〵互に愛すること篤く成たれバ也 四 是故に我儕なんぢらの爲に神の教會の中に誇る蓋なんぢら窘逐と患難の中に在て忍耐と信仰を存ばなり 五 これ神の義鞫の表なり爾曹をして神の國に入べき者とならしめん爲なり爾曹いま神の國の爲に患難を受 六 蓋なんぢらに患難を加る者には患難を以て報 七 患難を受る爾曹には我儕と偕に平安を得ことを以て報るは神の公義あればなり此事は主イエス火燄の中にて其能力の諸使と偕に天より顯れん時にあり○ 八 即ち神を識ざる者および我儕の主イエスキリストの福音に服はざる者に報を予ふ 九 かれら主の面と其勢の榮光より離れて窮なく亡る罰を受ん 十 其時は即ち主の臨りて其聖徒に由て榮光をうけ諸て信者に由て讃を得ん其日なり爾曹も我儕の證を信ずる者なり 十一 此に就て我儕つねに爾曹の爲に祈るは我儕の神爾曹をして召を受べき者となし又能力を以て爾曹の諸の善願と信仰の行を成就せしめん事なり 十二 此我儕の神と主イエスキリストの恩に由て我儕の主イエスの名なんぢらの中に榮られ亦なんぢら彼に在て榮られん爲なり

第二章

一 兄弟よ我儕の主イエスキリストの臨り給ふこと及び我儕が彼の所に集ることに就ては我儕願ふ 二 爾曹あるひは靈により或は言に由あるひは我が贈れるに似たる書に由て主の日いま既に來るとて心を動かし且擾こと莫らんことを 三 誰なにの法を以てするとも爾曹欺かるゝこと勿れ蓋さきに道を離るゝ事あり且罪の人即ち淪亡の子現るゝ事なくバ其日きたらじ 四 かれ凡て神と稱る者また人の拜む所の者に敵し之より超て己を尊くし神の殿に坐して自ら神なりと爲るに至る 五 われ爾曹の中に在しとき此事を語しを爾曹記ざる乎 六 彼をして其時に至りて現れしめん爲に今かれを抑る者を爾曹しる 七 それ不法の隱たる者すでに

働けり今これを抑るもの除るゝまで隱なり 八 其時に至りて不法の者あらはるべし主イエス其口の氣を以て彼を滅さん其臨るとき發す所の榮光を以て彼を廢せん 九 彼サタンの行爲に循ひて各樣の僞なる能と徵と奇跡と 十 かつ不義の諸の詭譎を以て顯れかの淪亡者の中に在り蓋かれら眞理を愛するの愛を受ずして救を得ざる者なれば也 十一 是故に神かれらが誆を信ぜん爲に迷惑をして彼等の中に動かしむ 十二 これ凡て眞理を信ぜず不義を好む者の罪を定んとて也〇 十三 主に愛せらるゝ兄弟よ爾曹の爲に我儕常に神に謝すべき也そは神始より爾曹を簡び眞理を信ずることゝ靈の聖を蒙ることに因て救を得しめ給へば也 十四 神われらの福音を以て爾曹を此福に召き給へり爾曹をして我儕の主イエスキリストの榮光を得しめん爲なり 十五 是故に兄弟よ爾曹堅く立、つ或は我儕の言あるひは我儕の書に因て教を受たる傳を堅く守るべし 十六 願くは我儕の主イエスキリスト及び我儕の父の神すなはち我儕を愛し且恩に因て永遠の安慰と善望を予る者 十七 爾曹の心を慰め凡の善行と善言に爾曹を堅固せんことを

第三章

一 終に我これを言ん兄弟よ爾曹われらの爲に祈り主の道をして疾ひろまり榮を受ること爾曹の中の如あらしめ 二 又我儕をして邪なる惡人より救るゝことを得しめよそは人みな信ずる者といふに非ざれば也 三 然ど主は信實なる者なり彼なんぢらを堅くし爾曹を護てかの惡人より救ん 四 爾曹われらの命ずる事を今すでに行ふ後また之を行はんことを主に賴て信ずる也 五 願くは主なんぢらの心を神の愛とキリストの忍耐に導き給ん事を〇 六 兄弟よ我儕主イエスキリストの名に託て爾曹に命ず我儕より受たる傳に循はずして妄に行む諸の兄弟に遠かるべし 七 爾曹みづから如何して我儕に效ふべきを知それ我儕爾曹の中に在て妄なる事を行ず 八 また人のパンを假なしに食することなく唯人を累はせざらん爲に勞と苦をして晝夜工を作り 九 是われら權威なきが故に非ずたゞ自己を模楷とし爾曹をして倣しめん爲なり 十 われら爾曹の中に在しとき人もし工を作ことを欲ずば食すべからずと爾曹に命じたり 十一 それ爾曹の中に工を作ずして專ら餘事を務め妄なる事を行ふ者ありと我儕聞たり 十二 われら此の如き者に靜に工を作て己のパンを食せんことを我儕の主イエスキリストに託て命じ且勸む 十三 兄弟よ善を行ひて倦こと勿れ 十四 若この書に云る我儕の言に從はざる者あらば之を愧しめん爲に其人を錄して相交ること勿れ 十五 然ど彼を敵とせず兄弟の如く之を諫むべし 十六 願くは平安の主つねに何事に拘ず爾曹に平安を賜んことを願くは主爾曹と偕に在んことを 十七 我パウロ手づから筆を執て安をとふ書ごとに之を以て誌とす我が書るは此の如し 十八 願くは我儕の主イエスキリストの恩すべて爾曹と偕に在んことをアメン

新約全書帖撒羅尼迦後書 終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる前書

第一章 一 我儕の救主なる神および我儕の望なるイエスキリストの命に遵ひてイエスキリストの使徒さなれるパウロ 二 信仰に由て我が眞子なるテモテに書を贈る願くハ父なる神および我儕の主キリストイエスより恩寵さ矜恤さ平康を受よ○三 我マケドニヤに往しさき爾に仍エペソに留り人に命じて彼處に異教を傳ることなく 四 また信仰にある神の道を立ずして辯論を生ずる奇談さ極りなき系圖に心を寄ることを勿らしめよさ勸たり今も此の如く行ハんことを願ふ 五 誡命の主意ハ愛なり即ち潔き心さ善良心さ僞なき信仰より出 六 或人これを棄て虛き論に轉り 七 律法の教師さ爲んさして卻て其語る所その定論さころの事を自ら知ず 八 夫われら律法ハ善もの也さ知る但し理に從ひて律法を用べし 九 律法ハ義人の爲に設たるに非ず不法なるもの不服なるもの不敬なるもの罪惡なるもの不潔なるもの邪僻なるもの父を殺せるもの母を殺せるもの人を殺せる者 十 奸淫を行ふもの男色を好むもの人を擄むもの誑を言もの僞誓ふ者また此ほか正理に悖ることある爲に設たり 十一 これ我に託し給ふ所の福なる神の榮の福音に循へる也○ 十二 我に能力を賜へる我儕の主キリストイエスに謝す蓋われを職に任じて忠信なる者さなし給へバ也 十三 われ昔ハ謗讟たるもの窘迫たるもの狎侮たる者なりしが我信ぜざるさき知ずして之を行へる故になほ矜恤を受たり 十四 我儕の主の恩およびキリストイエスに在て存つ所の我儕の信仰さ愛ハ極て大になれり 十五 キリストイエス罪人を救んために世に臨れり信ずべく亦疑ハずして納べき話なり罪人のうち我ハ首なり 十六 然ども我が矜恤を受しハキリストイエス首先に我に寛容を悉く顯し後かれを信じて永生を受る者の我を模楷となし給へる也 十七 願くハ萬世の王すなハち朽ず見ざる一の神に窮なく尊貴さ光榮あらんことをアメン

○十八 我子テモテよ先に爾を指る所の預言に由て爾に命ず此預言により信仰さ善良心をもて善戰を戰ふべし 十九 或人よき良心を棄て信仰を亡へり 二十 此の如き人の中ロメナヨさアレキサンデルあり我かれらをサタンに付せり是彼等をして謗讟を言ざらしめん爲に懲なり

第二章

一 われ殊に勸む萬人の爲に願告、祈禱、懇求、感謝せよ 二 王及び凡て權威を有ものゝ爲にも別て之を行べし是われら敬虔と端莊を以て靜に安らかに日を度らん爲なり 三 此は美事なり我儕の救主なる神の意旨に適ふこと也 四 神は萬人の救をうけ眞理を曉るに至るを望み給ふ所なり 五 それ神は一位なり又神と人との間に一位の中保あり即ち人なるキリスト イエスなり 六 かれ萬人に代り己を棄て贖となせり時いたらば證すべし 七 我これが爲に立られて宣傳る者となり使徒と作また信仰と眞理を異邦人に敎る者となれり我キリストに在て眞をいひ謊を言ず 八 是故に我ねがふ人潔き手を擧て怒なく疑なく何の處にても祈んことを 九 また婦女は耻を知よく愼みて宜に合ふ衣にて自ら飾り髮を編ことゝ金と眞珠と價貴き衣を以て妝飾とせず 十 善行を以て妝飾とせんことを願ふ神を敬ふ女は如此すべき事なり 十一 婦女は凡のこと順ひて靜に道を學ぶべし 十二 われ婦女の敎を施すことゝ男の上に權を執ことを許さず婦女は只安靜にすべし 十三 蓋アダムは前に造られエバは後に造られたれば也 十四 アダムは惑されざりしなり婦は惑されて罪に陷れり 十五 然ども彼もし信仰と愛と潔と謹に居あらば子を生ことに因て救を得べし

第三章

一 人もし監督の職を欲はゞ是善務を欲ふ也といふ語は誠なり 二 それ監督たる者は責べき所なく一個の婦の夫なるべく謹愼自ら制し品行正く旅客を懇懃に待ひ敎誨をなし 三 酒を嗜まず人を擊ず柔和また爭はず財を貪らず 四 自己の家を善理め端莊を以て其子女を服はしむ可なり 五 人もし自己の家を理ることを知ずば如何して神の敎會を管ることを得んや 六 かつ新に敎に入し者を監督と爲べからず恐くは驕りて惡魔と同じ審判を受るに陷らん 七 又監督は外人にも令聞あるべし恐くは誹謗と惡魔の罟に陷らん ○ 八 執事たる者も亦端莊くし兩舌せず酒を嗜まず利を貪ず 九 信仰の奧義を潔き良心の中に存べし 十 此を先試みて責べき所なくば執事の職に當べし 十一 女執事も亦端莊くし人を謗らず謹みて凡の事に忠信なるべし 十二 執事たる者は一個の婦の夫なるべし子女と己の家を善理むべし 十三 善執事の職を務る者は己に嘉級を得キリスト イエスに基せし信仰に勇氣を得べし ○ 十四 われ速く爾に至らんことを望む然ど如此かき贈るは 十五 我もし遲らんとき爾如何して神の家の中に行ふべきかを知ん爲なり神の家は活る神の敎會なり眞理の柱と基なり 十六 疑もなく敬虔の奧義は大なり神肉體となりて顯れ靈に因て義とせられ天使に見れ異邦人の中に宣傳へられ世の人に信ぜられ榮光の中に擧られ給へり

第四章

一 然ども靈明かにいふ後に至らば或人信仰の道より離れて人を惑す靈と惡鬼の敎に心を寄ん 二 善を假て謊をいひ其良心を焮れ 三 娶ることを禁じ食を斷ことを命ずる者に誘るゝに因てなり食は即ち神これを造り信じて眞理を知る人に感謝して受しむるもの也 四 それ神の造りし物はみな美なり感謝して受るときは棄べき物なし 五 そは神の言と祈禱に由て潔なれば也 六 爾もし之を兄弟等に敎るときはキリスト イエスの良役者にして信仰の道と爾が從ひし所の善敎の道に育はれたる者なり 七 妄なる談と老たる婦の奇き談をすて神を敬ふことを自ら修行すべし 八 肉體の修行は益すくなし惟神を敬ふことは凡の事に益あり今生および來生に係る約束を得なり 九 これ信ずべく又疑はずして納べき話なり 十 之が爲に我儕苦勞をし且詬誶をうく蓋われら活る神を望ばなり彼は萬人の救主にして殊に信ずる者の救主なり 十一 なんぢ此等の事を命じ且敎ふべし ○ 十二 なんぢ年幼を以て人に輕んぜらるゝ勿れ言と行と愛と信と潔を以て信者の模楷となるべし 十三 なんぢ誦讀と勸勉と敎訓を務めて我が至るを待 十四 預言と長老會の按手禮とに由て爾に賜ひし所の賜を忽畧にすること勿れ 十五 心を之に寄て專ら之を務むべし蓋なんぢの上達すべての人に明かならん爲なり 十六 なんぢ己を愼み亦敎ることを愼むべし恒に此等の事を務めよ如此おこなふ時は己を救ひ亦なんぢに聽者を救はん

第五章

一 老人を責ること勿れ之を父の如くし幼者を兄弟の如くし 二 老たる婦を母の如して勸また少女を姊妹の如くし之を勸るに貞潔を盡すべし 三 寡婦なる眞の寡を敬ふべし 四 然ど寡婦に子あるひは孫あらば彼等まづ己の家に孝を行ひ其親に恩を報ることを學ぶべし是神の意旨に適ふこと也 五 眞の寡婦にて獨居ものは惟神に依賴み夜も晝も願求と祈禱を恒にする也 六 縱樂をなす寡婦は生ると雖も死る者なり 七 なんぢ此

事を命じ彼等をして責べき所なからしむべし 八人もし己に屬する者を顧みず殊に己の家族を顧みざるならば信仰の道に背き不信者よりも劣れる者なり 九寡婦を其籍に錄すことは六十歳より少かる可らず素より一個の夫の妻なりし者にて 十善行の稱ある者もしくは子女を育しもの若くは旅客を舘したる者もしくは聖徒の足を濯たる者もしくは難人を助しもの若くは務て諸の善事に從ひし者なるべし 十一少き寡婦は之を辭るべし蓋かれらキリストに背て心を亂すときは再び嫁せんとすれば也 十二彼等は初に立たる約束を棄るに因て審判をうくべし 十三彼等また懶惰に習ひ人の家を周遊たゞ懶惰なる耳ならず妄に人の風評をいひ好て人の事に關り言べからざる事をいふ也 十四是故に我れわが少き寡婦は嫁をなし子女をうみ家を理て敵する者に僅にても譏るべき機を得しめざらんことを 十五それ彼等のうち既に道を棄てサタンに從へる者あり 十六信ずる男あるひは信ずる女その家に若し寡者あらば之を助べし敎會を煩はす可らず蓋敎會をして眞の寡者を助しめん爲なり 十七善治る長老は倍して之を尊み言を傳へ敎をなして勞する長老を殊に尊むべし 十八それ聖書に錄して穀物を碾す牛に口籠を掛べからず又勞者は其値を受べき也と云ばなり 十九長老を訴る者あらんに二人三人の證人なくば納べからず 二十罪を犯せる者は衆人の前にて之を譴むべし是餘の人をして懼しめん爲なり 二一われ神とキリストイエスまた選れたる天使の前にて爾に求む預見の定をなすことなく少にても偏りて行ふこと無して此等の事を守るべし 二二輕易しく人に按手する勿れ人の罪に干ること勿れ自ら守て潔すべし 二三爾の胃のため及び爾しば〳〵疾ふに因て恒に水を飲こと勿れ少しく葡萄酒を用ふべし 二四或人の罪は明かにして其人に先ちて審判の塲にゆき或人の罪は後に從ふ 二五此の如く善行も明かなるなり然ざるも亦終に隱るゝこと能はず

第六章

一凡そ軛の下にある僕は己の主を毎事に敬ふべき者となすべし是神の名と敎を謗れざらん爲なり 二信者なる主を有る者は其兄弟たるに因て之を輕んず可らず別て之に事ふべし蓋益を受もの信者にて愛せらるゝ者なれば也なんぢ此事を敎また勸むべし 三もし異なる敎を傳て我儕の主イエスキリストの普言と神を敬ふことに合ふ敎を肯はざる者あらば 四此人みづから驕り無知にして議論と言辭の爭辯を好む此に由て娼嫉、爭鬪、毀謗、妄疑 五また邪にして眞理を離れ神を敬ひて利を得んと欲ふ人の爭論おこる也なんぢら此の如き人に遠かるべし 六神を敬ひて足ことを知は大なる利なり 七われら何をも携へて世に來らず亦何をも携へて往こと能ざるは明かなり 八それ衣食あらば之をもて足とすべし 九富んことを欲する者は患難と罟また人を滅亡と沈淪に溺らす所の愚にして害ある萬殊の慾に陷るなり 十財を慕ふは諸の惡事の根なり或人これを慕ひ迷て信仰の道を離れ多の苦害をもて自ら己を刺り 十一神の人よ之を避て義と神を敬ふことゝ信仰と愛と勘忍と柔和とを慕ふべし 十二信仰の善戰をたゝかひ永生を取べし爾これが爲に召れ蒙りたり又多の人の前にて善證を作たり 十三われ萬物をして生を存しむる神およびポンテオピラトに向て善證を作給へるキリストイエスの前にて爾に命ず 十四なんぢ我儕の主イエスキリストの現るゝ時まで玷なく責べき所なくして誡を守るべし 十五神その定め給へる期いたらば彼を顯さん神は即ち福ある所の獨一の權威ある者諸の王の王もろ〳〵の主の主 十六獨一死ざるもの近くを得ざる光に在して人未だ見しことなく又見こと能ざる者なり願くは尊貴と窮なき權力かれに有アメン〇 十七爾この世の富る者に命ぜよ驕ることなく定なき財を恃ことなく唯われらを樂ませんとて諸物を豐に賜ふ神を恃み 十八また善を行ひ善事に富をしみなく施濟をなして人と共にし 十九斯て己の爲に善基を蓄へ未來の備をなすべし是眞の生を得ん爲なりと 二十テモテよ爾託せられし事を守り妄なる益なき談および智識と僞り稱ふる辯論とを避べし 二一或人この僞の智識に從ひて信仰を謬れり願くは恩寵なんぢに在んことをアメン

[illegible]

新約全書提摩太前書終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる後書

第一章 一神の旨に由てキリストイエスに在る命の約束を傳ん爲にキリストイエスの使徒となれるパウロ二我愛する子テモテに書を贈る願くハ父なる神および我儕の主キリストイエスより恩寵と矜恤と平康を受よ三われ夜も晝も祈禱に斷ず爾を懷ふに因て我が先祖に效ひ潔き良心をもて事る神に謝す四我なんぢの涙を憶て爾を見んことを願ふ是歡喜を我に充しめん爲なり五我なんぢの僞なき信仰を念ふ此の如き信仰前に爾の祖母ロイスまた爾の母ユニケにあり今爾にも在ことを信ずる也六是故にわれ爾をして我が按手に由て爾が受し神の賜を復び熾にせんことを欲しむ七そハ神の我儕に賜へる靈ハ臆する靈に非ず能と愛と謹の靈なれバ也八是故に爾われらの主の證を作ことと其囚人なる我とを恥となす勿れ惟神の能に循ひて福音の爲に我と共に苦を忍ぶべし九かれ我儕を救ひ聖召を以て召給へり是われらの行に由に非ず惟神おのが旨と世の成ざりし先よりキリストイエスの中に我儕に賜ひし恩惠に由なり十この恩惠ハ今われらの救主イエスキリストの顯れ給ひしに由て顯れたりキリスト死を廢ぼし福音を以て生命と壞ざる事とを明著にせり十一我この福音の爲に立られて宣傳る者となり使徒となり異邦人の師となれり十二是故に我これらの苦に遇たり然ど之を恥とせず蓋われ我が信ずる者を知かつ我彼に託したる者を彼かの日に至るまで守ることを爲得るを信ずれバ也十三爾キリストイエスにある信と愛とを以て先に我に聞し所の眞の言の模楷を保つべし十四爾に託したる善ものを我儕の中に在る聖靈を以て守るべし十五アジアに在る者すべて我に背く是なんぢが知ところ也フゲロとヘルモゲ子も其中に在十六願くハ主矜恤をオ子シポロの家に賜へ蓋かれ屢われを慰め且わが鏈を恥とせず十七其ロマに在しとき慇懃に尋て我に遇たり十八願くハ主彼をして夫の日に至り主の矜恤を得しめよ彼エペソに在て如何ばかり我に事しか爾の能しる所なり

第二章 一わが子よ爾キリストイエスにある恩に堅固なるべし二又なんぢ多の證人の前にて我より聞し所の事を忠信にして能人を敎るに足る人に託すべし三爾キリストイエスの精兵卒の如く我と共に苦を

忍ぶべし 四兵卒を務る者ハ世事を以て自己を累ハせず是募れる者の心を悅バせんと爲バなり 五もし力を角ふもの法に遵ひて角ハずバ冕を得ず 六勤勞たる百姓まづ實を得べき也 七爾わが言し所を思ふべし主爾に萬の事を曉しめん 八ダビデの裔より出たるイエスキリスト我が傳る所の福音の如く死より甦りたるを爾心に記べし 九この福音の爲に我苦を受て罪人の如く繋るゝに至れり然ど神の道は繫れず 十是故に我選れし者の爲に凡の事を忍これ彼等にもキリストイエスにある救および永遠の榮を得しめん爲也 十一爰に信ずべき話あり我儕もし彼と共に死なバ彼と共に生べし 十二我儕もし忍バゞ彼と共に王と爲べし我儕もし彼を知ずと言バ彼も我儕を知ずといはん 十三われら信ぜずと雖も彼ハ誠なり彼ハ己に逆ふこと能ざる也と〇 十四なんぢ彼等をして此事を憶しめ且主の前にて彼等を戒め言に因て爭ふこと勿らしむべし是益する所なく聽人をして沈淪に至らしむ 十五なんぢ神に悅バるゝ者と爲んことを務また耻る所なき工人となりて眞の道を正く頒ち教んことを務むべし 十六妄なる益なき談を避べし蓋之をなす者ますます不信に進バなり 十七彼等の言バ脫疽の如く腐爛るべしヒメナヨとピレトハ此の如き者の中に在 十八かれら眞を誤りて復生ハ旣に過たりといひ斯て數人の信仰を滅すなり 十九然ども神の置給ひし堅き基たてり其上に印あり識していふ主己に屬る者を知と又また云すべて主の名を籲ものハ不義を離るべしと 二十大なる家の中にハ金と銀の器あるのみならず木と土の器もあり彼ハ貴きに用ひ此ハ賤きに用ゐるなり 二一人もし此等を離れて己を潔せば貴きに用る器となり潔して主の用に合ひ諸の善事を作を得なり 二二なんぢ幼少ときの慾を避て義と信と愛を追求め又潔心にて主を籲者と和ぐ事を追求むべし 二三愚なると無學なる辯論を避べし蓋之より爭競の起るを知バなり 二四主の僕ハ爭ふべからず和平に凡の人を待ひ敎を善し忍ことをなし 二五逆ふ者をバ柔和を以て戒むべし神あるひハ彼等に悔改むる心を賜て之に眞理を識しめ給ハん 二六また彼等その醉さめて惡魔の罟を脫出ん蓋惡魔彼等をして己が旨を行はしめん爲に之を擄にすれバ也

第三章

一末世に艱の日きたらん爾この事を知 二その日至バ人たゞ己を愛し貪婪、矜誇、驕傲、誹謗、不孝、恩を忘れ不潔 三不情、怨を解ず誹讒、慾を縦まゝにし殘刻、善を好まず 四友を賣、放肆、自負神よりも佚樂を愛することをせん 五彼等ハ敬虔の貌あれど實ハ敬虔の德を棄なんぢ此の如き者を避べし 六人の家に入て愚なる女を擄にするハ此の如き者なり彼の女ハ罪を負て各樣の慾に誘ハれ 七常に學ども眞理を識に至ること能ハず 八かの人ハヤン子とヤンブレがモーセに敵ひし如く亦眞理に敵ふなり彼等ハ心の壞たるもの信仰の道に就てハ棄られたる者なり 九然ど猶この上に進ことあらじ蓋かの二人の如く彼等の愚なることも衆の人に露るべければ也 十爾ハ我が教誨、品行、志趣、信仰、寛容、愛、耐忍 十一及び我アンテオケイコニオムルステラにて遇し窘と困苦また我が受し窘の如何なるかを知 主悉く其中より我を救給へり 十二凡てキリストイエスに在て神を敬ひつゝ世を渡らんと志す者ハ窘を受べし 十三惡人と人を欺く人ハ益々惡に進み人を惑し亦人に惑さる 十四なんぢ學て信ずる所の事を守るべし蓋なんぢ誰に由て之を學び 十五かつ幼少ときより聖書を識ことを知バなり聖書ハ爾をしてキリストイエスを信ずるに因て救を得しめん爲に智慧を予ふるもの也 十六聖書ハみな神の默示にして教誨と督責と人をして道に歸せしめ又義を學しむるに益あり 十七これ神の人の完全を得て諸の善事を行ふに缺なからん爲なり

第四章

一われ神の前および顯るゝ時その國に於て生る者死る者を審判するキリストイエスの前にて爾に求む 二なんぢ道を宣傳ふべし時を得も時を得ざるも勤みて之を務め各樣の忍耐と教誨を以て人を督し戒め勸むべし 三それ人眞の教を容ず耳を悅しむる言を好み其私慾に徇ひて己が爲に師を增加る時來らん 四かれら耳を眞理より背け奇談に向ふべし 五然ど爾ハ凡ての事に愼み苦難を忍び傳道者の工をなし爾の職を盡せ 六われ今祭物とならんとす我が世を去る期ちかづけり 七われ既に善戰をたゝかひ既に馳べき途程を盡し既に信仰の道を守れり 八今より後義の冕わが爲に備へあり主すなハち正き審判をなす者その日に至りて之を我に予ふ獨われに予ふるのみならず凡て彼の顯現を慕ふ者にも予ふべし〇 九なんぢ務て速か

に我に來れ十デマスこの世を愛し我を棄てテサロニケに往りクレスケンスはガラテヤにテトスはダルマテヤに往り惟ルカのみ我と偕にあり十一爾マコを伴て偕に來れ蓋かれの職われに益あれバ也十二我テキコをエペソに遣せり十三爾きたる時わがトロアスにてカルポの所に遺しゝ外衣を携へ來れまた書籍を携へ來れ其皮あるものは尤も肝要なり十四銅匠あるアレキサンデル多く我を害せり主かれが行ひし所に循ひて報を爲ん十五爾も亦かれを防ぐべし彼甚しく我儕の言に敵ひたり十六我が始て審官に事由を陳しとき誰も我と偕にせず皆われを離たり願くハ彼等に罪の歸せざらんことを十七然ど主我と偕に在て我に力量を予へ給へり是われに由て道こと〲く傳り異邦人をして皆これを聽しめん爲なり我救れて獅子の口より出たり十八主また我を救ひて諸の惡事より離しめ且われを救ひて其天の國に入ん願くハ榮世々窮なく彼に歸せんことをアメン十九請なんぢプリスキラとアクラとオネシポロの家に安を問二十エラストはコリントに留れりトロピモ病あれバ我かれをミレトスに留たり二十一なんぢ冬より前に急ぎ我に來れユブルスとプデスとリノスとクラウデアと兄弟みな爾に安を問二十二願くハ主イエスキリスト爾の靈と偕にあれ願くハ恩寵爾曹に在んことをアメン

新約全書提摩太後書終

新約全書使徒パウロテトスに贈れる書

第一章

一神の僕またイエスキリストの使徒パウロ同じ信仰に由て我が眞子なるテトスに書を贈る我神の選び給へる人をして信仰を起さしめ且神を敬ふ眞の道を知しめん爲に使徒の職をおし二誑なき神の創世の前に約束し給ひし永生を望めり三神己の定おき給へる期に及びて宣教に由てこの永生の道を顯せり宣教ハ即ち我儕の救主なる神その命を以て我に託れ給へる所のもの也四願くハ爾テトス父なる神および我儕の救主キリストイエスより恩寵と平康を受よ〇五われ爾をクレテに留たる故ハ爾をして缺たる所を正くし且わが爾に命ぜし如く各邑に長老を立しめんとて也六人もし咎むべき所なく一個の婦の夫にして其子女も放蕩をもて訴らるゝことなく服へざることなき信者ならバ長老に立べき者なりそれ監督ハ神の家宰なれバ必ず咎むべき所なく己が任をなさず輕易しく怒らず酒を嗜まず人を撃ず利を貪らず八遠人を懇切に待ひ善を好み謹慎、公義、聖潔、自ら制し九學びし所の眞道を守るべし是正教を以て人を勸め且辯駁する者を折かん爲なり十そハ服へずして虚き論をいふ者また欺く事を行もの多して割禮に屬する者の中にハ殊に此の如き者あれバ也十一かれら汚利を得ん爲に教ふ可らざる事を教へて全家の信仰を亡すが故に必らず彼等の口を箝がしむべし十二クレテ人の中なる一預言者いひけるハクレテ人ハ恒に誑を言もの惡獸また懶惰にして食を貪る者なりと十三この證ハ眞なり是の故に爾嚴く彼等を戒め彼等をして信仰を堅うし十四ユダヤ人の奇き談と眞理を棄る人の立し律法に心を寄ることなからしむべし十五潔人にハ凡の物みな潔く汚たる人と不信者にハ一として潔き物なし既に彼等の心と良心ともに汚れたり十六彼等自ら神を識と語れども其行ハ之に逆る彼等ハ惡むべき者なり服ハざる者なり諸の善事に就てハ棄べき者なり

第二章

一然ど爾ハ正き教に合ふ事を語るべし二老人にハ謹愼と端莊と自ら制する事とを勸且信仰と愛と忍耐とに固うならんことを勸べし三老婦にも聖潔に合ふ行をなさん事と人を讒らず酒を多く嗜まず

善事を人に教ることを勸べし 四また彼等をして幼婦に夫を愛し子を愛し 五自ら制し貞潔にし家務をなし慈悲を懷き其夫に服ふ事を教しむべし是神の道の讒れざらん爲なり 六爾また幼男に自ら制する事を勸むべし 七なんぢ何事を作にもおのれ善行の模楷とならん事を務め教を傳るに信實を以し端莊くし 八責べき所なき正言を表すべし此は敵する者をして我儕の惡を言に緣なく自ら愧ることを爲しめんため也 九僕には己の主人に服ひ何事を爲にも之を悅ばせん事を務め之に言咈へず 十物を竊取ず之に忠信を盡すべき事を勸べし此は何事を爲にも我儕の救主なる神の教を飾る事をせんため也 十一夫すべての人に救を賜ふ神の恩あらはれ 十二我儕を誡め我儕をして神を敬はざる事と世の中の慾を棄て自ら制し正く且虔みて今世に存へ 十三望所の福と大なる神すなはち我儕の救主イエスキリストの榮の顯れん事を望待しむ 十四キリスト我儕の爲に己の身を舍給へり是我儕を諸の罪より贖ひ出し且己の爲に一の民を潔め之をして熱心に善事を行はしめん爲なり 十五なんぢ此等の事を以て語りまた勸め爾の諸の權威を以て戒むることをすべし 爾人に輕ぜらるゝ勿れ

第三章

一なんぢ彼等をして執政と權威ある者とに服し且順ひ凡の善事を行ふ備をなし 二人を謗らず爭はず和平にし衆の人を待ふに柔和を以せんことを憶起さしむべし 三我儕も前には愚なる者順はざる者迷へるもの諸般の慾と樂の奴隸と爲るもの恨み媢みて日を度しもの惡べき者また互に惡あへる者なりし也 四然ど我儕の救主なる神の慈と人を愛し給ふ愛の顯れし時 五我儕が行ひし所の義き功に由ず唯その矜恤に循ひ重生の洗と聖靈に由て新にする事とを以て我儕を救へり 六聖靈は即ち神我儕をして其恩により義とせられ嗣子たるを得て窮なき生命を望み待しめん爲に 七我儕の救主イエスキリストに由て豐に我儕の上に注たまへる所のもの也 八此は信ずべき話なり我なんぢが此等の事を切に語り神を信ずる者をして愼みて善功を務しめんことを欲す此等の事は美また人に益あり 九なんぢ愚なる辯論と系圖と爭鬪と律法の紛爭を去べし此等は益なく亦虛妄なれば也 十異端を稱へ分を起す人は爾これを一たび再び警めてのち遠くべし 十一夫かくの如き人は邪僻にして自ら罪なるを知て尙これを犯すことを爾知ばなり○ 十二アルテマス或はテキコを我なんぢに遣さんとき爾急ぎてニコポリスに來り我に就べし我彼處にて冬を過さんと定めたり 十三法律家なるゼナス及アポロを懇切に送り彼等をして乏き事なからしめよ 十四又われらに屬る者をして善功を務め人の所需用を資んとを學て果を結ざる事なからしめよ 十五我と偕に在もの皆なんぢの安を問なんぢに請ふ信仰に在て我を愛する者の安をとへ願くは恩寵なんぢら衆人にあらんことをアメン

[illegible]

新約全書提多書終

新約全書使徒パウロピレモンに贈れる書

一　イエスキリストの爲に囚人となれるパウロ及び兄弟テモテ我儕が愛する者われらが勤勞の侶なるピレモン
二三　二及び我儕が姉妹アピア我儕と共に戰爭をなせるアルキポ並に爾の家內の教會に書を贈る　三願くハ爾
四　曹われらの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ〇　四われ祈る時に常に爾の事を陳て我神
五六　に謝す　五蓋われ爾が愛と信仰をもて主イエスに向また諸の聖徒に向ふことを聞バなり　六我が祈る所ハ爾
と儕に信仰を有てる人なんぢらの中なる凡の善事を知に因その信仰功效をなしキリストの榮光を顯ハす
七　に至らんこと也　七兄弟よ我なんぢの愛に由て大なる喜樂と安慰を得たり蓋聖徒等の心なんぢに由て安ぜ
八九　られたれバ也　八是に由て我キリストに在て憚る所なく爾に其作べき事を命ずることを得と雖も　九愛の故に
十　因て寧ろ爾に求む我すでに年老いまキリストイエスの爲に囚人となれるパウロ此の如き狀にて　十わが縲絏の
十一　中にて生し子なるオネシモの事を爾に求む　十一かれ先には爾に益なき者なりしが今ハ爾にも我にも益ある者
十二十三　となれり我かれを爾の所へ歸す　十二爾これを納よ彼ハ我が心なり　十三われ彼をして我所に留め我が福音の爲
十四　に受たる縲絏の中に爾に代て我に事しめんと欲へり　十四然ども我なんぢの肯ハざる事ハ何をも行を好まず
十五　是なんぢが供給止を得ざるに出ずして心より出んことを望めバ也　十五彼が暫く爾を離しハ爾をして永遠
十六　かれを留おき　十六此後かれを僕の如くせず僕に超るもの愛する兄弟と作しむる爲に非ざりしを知んや我か
十七　れを殊に愛す況んや爾肉に由ても主に由ても之を愛せざる可んや　十七爾もし我を侶となさバ請われを納る
十八十九　如く彼を納よ　十八彼もし爾に不義をなし又なんぢに負債あらバ爾これを我に歸せよ　十九我パウロ親手これを
二十　書り我かならず償へん爾ハ身をもて償ふべき負債われに有されど我これを言ず　二十兄弟よ我爾より益を
二十一　主に由て得んことを望む爾わが心をキリストに由て息しめよ　二十一われ爾が服ふことを深く信じて之を爾に
二十二　書贈る爾の行ふ所ハ必ず我いふ所よりも勝らんことを知り　二十二又なんぢ我ために寓所を備へよ蓋われ爾
二十三　曹の祈禱に由て終に我身ハ爾曹に予られんと意へバ也　二十三イエスキリストに在て我と偕に囚人となれるエ

ブラス爾の安を問 二四 わが勤勞の侶なるマコ アリスタルコ デマス ルカも同く安を爾に問 二五 願くハ吾主イエスキリストの恩惠つねに爾曹の靈と偕に在んことをアメン

新約全書腓利門書終

新約全書使徒パウロヘブル人に贈れる書

第一章

一 神 昔ハ多の區別をなし多の方をもて預言者により列祖に告給ひしが 二 この末日にハ其子に託て我儕に告たまへり神ハ彼を立て萬物の嗣とし且かれを以て諸の世界を造りたり 三 彼ハ神の榮の光輝その質の眞像にて己が權能の言をもて萬物を扶持われらの罪の淨をなして上天に在す威光の右に坐しぬ 四 彼が受し名の天の使者の名よりも愈れる如く彼等よりハ愈れり 五 そハ天の使者の中なる誰に曾て如此いへる乎なんぢハ我子なりわれ今日なんぢを生りと又われ彼の爲に父とならん彼ハ我ために子と作べしと 六 また冢子を世に入しむる時に曰給へるハ神の諸の使者ハ皆これに跪くべし 七 また使者等に就てハ彼その使者等を風となし其役るゝ者を火焰となすと曰り 八 その子に曰るハ神よ爾の位ハ世々に及び爾の國の杖ハ正き杖なり 九 なんぢ義を愛し惡を惡む是故に神すなハち爾の神ハ喜樂の膏を以て爾の侶よりも愈りて爾に沃り 十 また曰く主よ爾元始に地の基を奠く天も爾が手の工なり 十一 此等ハ亡ん然ど爾ハ恒に存ん此等ハ凡て衣の如く舊びん 十二 爾これらを袍の如く捲む又彼等ハ變らん然ど爾ハ變ることなし爾の壽ハ終ざる也 十三 使者等の中なる誰に爾の敵を爾の足凳となすまで我右に坐すべしと曾て云給へることも有しや 十四 凡て天の使者ハ救を嗣んとする者に事んため遣さるゝ靈に非ずや

第二章

一 是故に我儕聞し所を流過ること莫らん爲にいよ〳〵篤く愼むべし 二 それ天使等に託て告給ひし言堅立して凡の違逆と不順とみな正き報を受たらんにハ 三 此の如き大なる救を我儕等閑にして何で遁ることを得んや斯ハ始め主に託て示されたるを聞し者ども我儕に言證たり 四 神も亦その聖旨に循ひて休徵と奇跡および萬殊の異能と分予ふる所の聖靈を以て彼等と偕に證せり 五 それ神ハ我儕が言ところの來らんとする世を天の使等にハ服へせざりき 六 或篇に人證して曰けるハ人を誰として爾これを心に記るや人の子を誰として爾これを眷顧るや 七 爾かれを天の使等より少しく遜しむ彼に榮と尊貴を冠らせ又なんぢの手にて造りし者の上に之を立たり 八 なんぢ萬物を其足下に服せしむ既に萬物を之に

服せしむれば必ず服せずして遺る物なし然ど今に至るまで我儕萬物の未だこれに服せしを見ず 九 惟われら天の使等より少く遜されし者即ち死の苦を受しに因て榮と尊貴を冠せられたるイエスを見たり其死たるは神の恩に因て衆の人に代り死を嘗へんが爲なり 十 是おほくの子を榮に導かんとて其を救ふ君を苦難を以て成しむるは萬物の歸するところ萬物を造れる者に應ること也 十一 それ潔る者と潔らるゝ者とは凡て一より出この故に彼等を兄弟と稱ることを恥とし給はずして 十二 曰らく我なんぢの名を我が兄弟に示さん爾を教會の中に讃ん 十三 また曰く我かれに依頼ん又いはく我と神の我に予へし諸子を視よ 十四 それ諸子は偕に肉と血とを具れば彼も同く之を具ふ是死をもて死の權威を有るもの即ち惡魔を滅ぼし 十五 かつ死を畏て生涯つながるゝ者を放たん爲なり 十六 實に天の使等を助ずアブラハムの子孫を助く 十七 是故に神に屬る事について矜恤と忠義なる祭司の長となりて民の罪を贖へん爲に諸の事に於て兄弟の如なるは宜なり 十八 蓋かれ自ら誘はれて艱難を受たれば誘はるゝ者を助得るなり

第三章

一 是故に同く天の召を蒙りし潔き兄弟よ 二 モーセが神の全家に忠義をせし如く己を立し者に忠義なる我儕が信ずる所の使徒たる祭司の長たるイエスを深く思べし 三 それ家を建りし者の家より過て榮あるが如く彼もモーセよりは過て榮を受べき者とせられたり 四 凡そ家は之を建る者あり萬物を造れる者は神なり 五 夫モーセは將來に言傳へられんとする事の證をせんが爲に僕の如く神の全家に於て忠義をなし 六 キリストは子たる者の如く神の家を宰れり我儕もし信仰と望の喜とを終まで堅く保ば我儕は其家なり 七 是故に聖靈の云る如くせよ爾曹もし今日其聲を聽ば野に在て主を試みたる日その怒を惹し時の如く 八 爾曹心を剛愎にする勿れ 九 其處に於て爾曹の列祖吾を試み我をためし又四十年の間わが作爲を觀たり 十 是故に我その代の人を怒て彼等は常に心惑りと曰り然ど我道を知ざりき 十一 故に我憤りて彼等は我が安息に入べからずと誓たり 十二 兄弟よ爾曹が中に不信仰なる惡き心を懷て活神の前より離れ逆ることを莫らんやう愼むべし 十三 爾曹のうち誰一人罪の誘惑に由て剛愎にならざるやう今日と稱るうちに日々互に相勸めよ 十四 それ我儕もし始の信仰を終まで堅く持ばキリストに與る者とならん 十五 夫いへることあり若し今日その聲を聽ば怒を惹し時のごとく爾曹の心を剛愎にする勿れ 十六 聞てなほ怒を惹し者は誰ぞやモーセに從ひてエジプトより出たる衆の者に非ずや 十七 神は四十年のあひだ誰に向て怒しや罪を犯して其屍を野に仆しゝ者どもに怒れるならず乎 十八 又その安息に入べからずと誰に向て誓しや信仰せざりし者等に誓るならず乎 十九 是に由て觀れば彼等が入ことを得ざりしは不信に由てなり

第四章

一 是故に我等畏るべし其安息にいる約束は今も尙のこれども恐くは亦爾曹のうち之に及ざるものあらん 二 蓋われらも彼等が如く福音を宣傳られたり惟かれらが聞し所の言はその信仰と和ざりしが故に聞る者に益なかりき 三 信ずる所の我儕は安息に入ことを得なり即ち言給ひたるが如し我怒れるとき誓て彼は我が安息に入べからずと云り然ども地の基を奠し時より其工はみな成り 四 それ或篇に七日について左の如く云り神は第七日に凡て其工を息めりと 五 又この篇に彼等は我が安息に入べからずと云り 六 然ば之に入べき者あり先に福音を傳られたる者は信ぜざるに由て入ざりし也 七 是故に多年を經て後またダビデの書に於て日を定て今日と云り前に云し如く今日もし其聲を聽ば爾曹心を剛愎にする勿れ 八 若ヨシュア彼等を息せなば其のち神は他の日を言ざるべし 九 然ば安息は神の民に遺れり 十 既に安息に入し者は神おのれの工を安息し如く彼も其工を息めり 十一 是故に彼等の如き不信仰に倣ひて陷ざるやう我儕この安息に入んことを黽勉べし 十二 その神の言は活てかつ能あり兩刃の劍よりも利く氣と魂また筋節骨髓まで剌し剖ち心の念と志意を鑒察ものなり 十三 また物として神の前に顯れざるはなし我儕が係れる者の眼の前に凡のもの裸にて露る○ 十四 然ば我儕に雲霄を通りて昇りし大なる祭司の長すなはち神の子イエスあり故に我儕信ずる所の教を固く持つべし 十五 蓋われらが荏弱を體恤こと能ざる祭司の長は我儕に非ず彼は凡の事に我儕の如く誘れたれど罪を犯さざりき 十六 是故に我儕恤をうけ機に合ふ助となる恩惠を受ん爲に憚らずして恩寵の座に來るべし

第五章

一 人の中より撰るゝ諸の祭司の長は人のために神に屬ことを任ぜられて罪の供物と犠牲を献ることをする者なり 二 己みづから荏弱に纏おれば亦愚昧なる迷へる者を憐むことを得なり 三 是に因て民の爲になす如く己が爲にも罪の禮物を献ざるを得ず 四 此尊貴はアロンの如く神の召を受たる者に非れば自ら之を取者なし 五 此の如くキリストも自ら尊びて祭司の長と爲ざりき爾は我子也我今日爾を生りと言し者彼を尊びて然なせり 六 又別の篇に爾は窮なくメルキセデクの班の如き祭司たりと云給へるが如し 七 かれ肉體に在しとき哀哭び涕を流して死より己を救得る者に祈りまた懇求をなし其敬畏によりて聽るゝことを得たり 八 かれ子たれども受る所の苦難に由て順ふことを效ひ 九 既に完全ければ凡て彼に順ふ者の永救の原となれり 十 彼はメルキセデクの班の如き祭司の長なりと神に稱られき○ 十一 此に就て我儕多の語るべき言あれど爾曹が耳にぶきに因て説明がたし 十二 既に爾曹は時を經こと久しければ人の師となるべき者なるに今又神の示し給へる教の端を教られざるを得ず爾曹は堅き食物ならで乳を用べき者となれり 十三 凡そ乳を用る者は赤子なれば義に屬る教に熟せず 十四 夫かたき食物は心を勞かせ練て善惡を辨へうる成人の用るもの也

第六章

一 是故に我儕キリストの教の始を離れ死行の悔改め神に屬る信仰 二 萬殊の洗の禮また手を按ことと死し人の復生かぎりなき審判これらの教の基は再び置ことをせずして完全に進むべし 三 もし神許し給はゞ我儕これを行ん 四 それ一び光照をえ天の賜をうけ聖靈を蒙り 五 神の善言と來世の權能を嘗ひて後 六 墮落する者は神の子を再び十字架に釘て顯辱とするが故に復これを悔改に立返らすること能はざる也 七 それ地はしば〳〵其上に降る雨を吸入て耕す者の爲になるべき菜蔬を生ぜば神より恩を受 八 然ど荊棘と蒺藜を生ぜば棄られ且詛に近く其終は焚るべし 九 愛する者よ我儕如此いへども爾曹が此に愈れること即ち救に近ことを深く信ぜり 十 神は爾曹が先に聖徒に事へ今も尚これに事るその功勞と聖名の爲に顯しゝ其愛を忘るゝ不義なる者に非ず 十一 爾曹おの〳〵終に至るまで疑を懷かざる望を保んが爲に以前と同じ懇懃を表し怠らずして 十二 かの信仰と忍耐を以て約束を嗣る者に倣んことを我儕欲へり 十三 それ神はアブラハムに約束し給しとき己より大なる者の指て誓ふべきなきが故に己を指て誓 十四 曰給けるは我なんぢを大に惠まん又なんぢの子孫を大に益ん 十五 かれ忍て此の如く約束のものを得たり 十六 凡そ人は己より優たる者を指て誓ふまた事を定る誓は凡て彼等の爭辯を止るなり 十七 然ば神は約束を嗣者に其旨の易らざることを愈表さんとして約束の上にまた誓を立給へり 十八 神の誑ること能ざる此二件の易なきことは前に立ところの望を執んとて怒を避たる我儕を慰めんが爲あり 十九 我儕が此望は靈魂の錨の如し堅固して動かず幔の内に入 二十 我儕の爲にイエス前驅して其處に入メルキセデクの班の如く窮なく祭司の長となれり

第七章

一 此メルキセデクはサレムの王にて至高き神の祭司ありしがアブラハム王等を殺して旋しとき彼アブラハムを迎て祝せり 二 アブラハム之に凡て所獲の十分の一を分たり先その名を譯ば義の王次にサレムの王と云これ即ち平康の王なり 三 彼は父なく母なく族譜なく生の始なく亦終もなし神の子に象られて恒に祭司たりき 四 先祖アブラハム所獲の最も善物の十分の一を以て彼に予れば其人の如何に尊かを思ふべし 五 レビの子孫のうち祭司の職を受る者は律法に循て民即ち其兄弟より十分の一を取と命ぜらる彼等はアブラハムの腰より出たる者と雖もなほ然なせり 六 されど此血脈に非ずして彼はアブラハムより十分の一を取て其約束を有てる者を祝せり 七 劣れる者の優れる者に祝さるゝは論なきこと也 八 此なる十分の一を受る者は死べき者 彼なるは活る者なりと證せられたり 九 また十分の一を受る所のレビもアブラハムによりて十分の一を輸たりと言べし 十 蓋メルキセデクが彼に遇るときレビは其父の腰に在ばなり 十一 民はレビの裔なる祭司の職に本きて律法を受たり若この職に賴て完全ことあらば何ぞ別にアロンの班と稱ざるメルキセデクの班の如き祭司の起ることを求めん乎 十二 既に祭司の統かはる時は律法も亦必ず易るべし 十三 此等の事は祭壇に役たる者なき支派に屬る者を指て言り 十四 我儕が主のユダより出し事は明かなりモーセこの支派に就て祭司の職のことは何をも言ざりき 十五 既にメルキセデクの如き他の祭司起たれば律法の易